

## 令和6年3月定例会会議録（第1号）

令和6年3月1日 金曜日 午前10時00分開会  
議長 佐藤卓也 副議長 今田浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	八畝長一	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

8番 鈴木法学 議員

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	加藤功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監査委員局長	大 江 周	選挙管理委員会委員長	武 田 清 治
選挙管理委員会会長	今 田 新	農業委員会会長	浅 沼 玲 子
農業委員会会長	叶 内 敏 彦		

### 事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	総務主査	笹 原 佳 子
主 任	小 松 真 子	主 事	秋 葉 佑 太

### 議事日程（第1号）

令和6年3月1日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 4 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙
- 日程第 5 令和6年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明）

- 日程第 6 議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算
- 日程第 7 議案第11号令和6年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第12号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第13号令和6年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第10 議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算

- 日程第12 予算特別委員会の設置

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第13 議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案等の予算特別委員会、常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第4号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第7号)

日程第24 議案第5号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第25 議案第6号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第26 議案第7号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

日程第27 議案第8号令和5年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)

日程第28 議案第9号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算(第5号)

## 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

**佐藤卓也議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者は鈴木法学議員1名です。

なお、大場代表監査委員が都合により欠席しております。

これより令和6年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1会議録署名議員指名

**佐藤卓也議長** 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、山科春美議員、新田道尋議員のお二人を指名いたします。

### 日程第2会 期 決 定

**佐藤卓也議長** 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長八鍬長一議員。

（八鍬長一議会運営委員長登壇）

**八鍬長一議会運営委員長** おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

去る2月22日午前10時から議員協議会室にお

いて議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和6年3月定例会の運営について協議いたしました。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和6年3月定例会日程表のとおり、本日から3月15日までの15日間と決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告1件、令和5年度補正予算6件、令和6年度予算6件、議案9件、請願3件の計25件であります。

案件の取扱いについて、本日、報告1件の後、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について、本日の本会議において選挙をお願いいたします。

議案第10号から議案第15号までの令和6年度予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後に全議員で構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託をして審査していただきます。

議案第16号から議案第24号までの議案9件につきましては、本日、本会議に一括上程し、提案説明の後、総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査していただきます。

議案第4号から議案第9号までの令和5年度補正予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は13名であります。よって、1日目5名、2日目4名、3日目4名で行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問

者並びに答弁者の御協力を特にお願ひいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

よろしくお願ひいたします。

佐藤卓也議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員

長から報告のありましたとおり、本日から3月15日までの15日間にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月1日から3月15日までの15日間と決しました。

### 令和6年3月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月1日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告(1件)の説明。選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙。令和6年度施政方針の説明。予算(6件)の一括上程、提案説明。予算特別委員会の設置。議案(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案等の予算特別委員会、常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月2日	土	休 会			
第3日	3月3日	日				
第4日	3月4日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 渡部正七、田中 功、坂本健太郎、伊藤健一、山科正仁の各議員
第5日	3月5日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、山科春美、鈴木啓太、辺見孝太の各議員
第6日	3月6日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 亀井博人、佐藤悦子、高橋富美子、小野周一の各議員
第7日	3月7日	木	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 8 日	3 月 8 日	金	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 9 日	3 月 9 日	土	休 会			
第10日	3 月 10 日	日				
第11日	3 月 11 日	月	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	令和 6 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第12日	3 月 12 日	火	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	令和 6 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第13日	3 月 13 日	水	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	令和 6 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第14日	3 月 14 日	木	休 会			本会議準備のため
第15日	3 月 15 日	金	本 会 議	議 場	午 前 10 時	予算特別委員長報告、採決。常任委 員長報告、質疑、討論、採決。

### 日程第 3 報告第 1 号損害賠償の額 の決定についての専決処分の報告 について

佐藤卓也議長 日程第 3 報告第 1 号損害賠償の額  
の決定についての専決処分の報告についてを議  
題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 おはようございます。

それでは、私から報告第 1 号損害賠償額の決  
定についての専決処分の報告について御説明申  
し上げます。

本案は、賃貸借契約終了に伴う違約金につい  
て、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき

専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定  
により報告するものであります。

処分の内容についてであります。新庄市夜  
間休日診療所において使用する医療会計システ  
ム機器につきまして、令和 6 年 4 月末日まで  
の 5 年間の賃貸借契約を結んでおりましたが、診  
療所の廃止に伴い、令和 5 年 10 月 31 日をもつて  
契約期間の途中で解約する必要が生じたこと  
により、違約金が生じたものであります。

このたび相手方と示談が調いましたので、本  
年 1 月 25 日に専決処分を行いました。

損害賠償の額は 26 万 5,680 円であり、損害賠  
償の相手方につきましては議案書の記載のと  
おりであります。

以上、損害賠償額の決定についての専決処  
分の報告とさせていただきます。

佐藤卓也議長 ただいま説明のありました報告第  
1 号については、地方自治法第 180 条第 2 項の

規定による議会の委任による専決処分報告でありますので、御了承願います。

#### 日程第4 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

**佐藤卓也議長** 日程第4 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

ここで、武田選挙管理委員会委員長の退席を求めます。

(武田清治選挙管理委員会委員長退席)

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

最初に、選挙管理委員の方々を申し上げます。

五十嵐キヨ子さん、佐藤利美さん、高橋裕子さん、武田清治さん、4名を委員に指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の方々を指名申し上げます。

補充員の1番目に小野茂雄さん、2番目に畠腹銀蔵さん、3番目に田宮幹子さん、4番目に五十嵐美千子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が補充員に当選されました。

それでは、ここで選挙管理委員に当選された方々から御挨拶をいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

(武田清治選挙管理委員会委員長復席)

午前10時11分 休憩

午前10時14分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

#### 日程第5 令和6年度施政方針の説明

**佐藤卓也議長** 日程第5 令和6年度施政方針の説明をお願いいたします。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、私から施政方針について説明申し上げます。

昨年9月に市長に就任して以来、およそ5か月が経過いたしました。この間も、選挙公約に掲げた市政の政策の実現に向けて努力を重ねてまいりましたが、令和6年度、市長として編成する初めての当初予算となります。令和6年度の施政方針に関し、市政の基本的方針を申し上げ

げ、議員各位をはじめ、広く市民の皆様にご理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、世界経済は、ウクライナ情勢や原油価格高騰などにより不確実性が高まっています。ロシアによるウクライナ侵攻は長期化し、昨年10月には、イスラエルとパレスチナの衝突が激化するなど、世界経済に大きな影響を与えています。原油や穀物などの価格が高騰し、経済活動の停滞が懸念されています。

国内では、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、人流復活や個人消費の回復、インバウンドの増加など、社会経済活動が正常化に向けて動きを始めています。

その一方で、急激な人口減少や人手不足による様々な問題が顕在化し、デジタル技術を活用しながら、地域社会全体の仕組みを、これまでとは違った発想で再構築していく必要が生じてきております。

また、エネルギーや原材料価格をはじめとする急激な物価高騰は、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしています。

さらに、地球温暖化による気象上昇や豪雨などの自然災害、熊、イノシシによる鳥獣被害の増加など、環境をめぐる新たな社会問題が大きな課題となってきております。

本市においても、4年ぶりに新庄まつりが通常開催され、祭り期間中には多くの人でにぎわい、コロナ禍が明けて社会経済活動が戻りつつあることを実感いたしました。

昨年10月には、新たな県立新庄病院が開院し、最上地域初の地域救命救急センターが設置されるなど、高度な救急医療の提供により、最上地域の住民の命と健康を守るため、医療機関の充実が図られました。

そして、本年4月には、東北初の農林系専門職大学であり、最上地域初めての4年制大学となる東北農林専門職大学が市内に開学し、新たな産業創出や、学生と地域住民の交流による地

域の活性化が期待されております。

このような中、本年1月1日に発生した能登半島地震では、多数の家屋が倒壊し、津波や火災が発生し、道路が寸断、長期間にわたる断水、停電など、石川県を中心に甚大な被害が発生いたしました。240名を超える貴い命が失われ、今なお多くの被災者が厳しい避難生活を余儀なくされておられます。お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方にお見舞いを申し上げます。

本市では、職員や給水車を被災地に派遣し、被災者の方々の支援を行うとともに、被災家屋の調査業務などの支援を行いました。

このたびのような大規模地震をはじめ、豪雨、豪雪、土砂崩れなどの自然災害は、いつ、どこで起こるか分からないということを十分認識し、本市における防災危機管理体制を改めて確認しながら、災害に備えたまちづくりを推進してまいります。

次に、市政運営の基本的な考え方について御説明申し上げます。

このような状況の下、令和6年度市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は、対話と決断、未来への責任を基本理念と掲げ、少子高齢化、人口減少など山積する課題解決と、よりよい未来の新庄市の創造に向け、輝く未来へ挑戦するまちづくりを推進してまいります。

現在、新庄市の人口減少、少子高齢化が顕著であり、人口は3万3,000人を割り込む状況となっており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2050年度には本市の人口は現在の6割の水準まで減少すると推計されております。

人口減少は、本市に限らず全国的な課題ですが、若者や子育て世代が自らの未来と地域の将来に希望を持って暮らしていけるよう、様々な観点から暮らしやすいまちとして、新庄市の持つ豊かな自然、歴史、文化など、多くの魅力を

さらに高めていくことが、人口減少対策の最大の柱だと考えております。

そのためには、人口減少社会の先にあるべき新庄市の未来像をしっかりと見据え、今やるべき最善の施策をしっかりと検討しながら取り組んでまいります。

また、新庄最上地域の住民の生活圏域は一体的なものとなっており、産業・交通・公共施設の政策など、広域的な視点で検討していくことがますます重要になってくるものと考えております。

加えて、本市は地域の中心市であることから、東北農林専門職大学や県立新庄病院のさらなる機能連携や地域展開など、国や県とも積極的に連携を図りながら、中心市としての役割を果たしてまいります。

本市では、令和3年度以来、新庄市第5次総合計画に基づき、多くの事業を推進してまいりました。その中には、急激な社会経済の情勢の変化を踏まえながら、事業の推進について再検証や見直しが必要となる場合もあると考えております。

市民の皆様が幸せと希望を持って暮らしていただける未来の新庄市のまちづくりのために、真に必要な施策や事業はどうあるべきか常に念頭に置きながら取り組んでまいります。

このため、令和6年度では、新たな視点による施策を重点として進めることとし、未来に向けた持続可能なまちづくりを目指してまいります。

これらの施策を推進するためには、その裏づけとなる財政運営にも留意するする必要があります。これまでも、厳しい財政状況に対応するため、投資的経費や地方債残高の抑制、内部経費の削減など取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会経済活動が正常化に向かう中、人件費や社会保障費の増加、老朽化した公共施設の修繕費等の上昇

は、今後、財政運営に大きな影響を及ぼすものと見込んでおります。

一方で、市民の皆様が活力や幸せを実感できる将来に向けた魅力あるまちづくりの実現のためには、一定の未来への投資も必要なものと考えており、厳しい中においても健全財政のバランスを取りながら対応していく必要があるものと考えております。

このため、国の経済対策をはじめ、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）などの新たな国の支援施策の動向も注視しながら、限られた財源を有効に活用し、未来への責任として、将来にわたり安全かつ良質な公共サービス、効率的な提供ができるように、持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上の点を踏まえながら、市民、行政、各団体など、地域の皆様と問題意識を共有し、市民の皆様が自ら豊かに暮らすことのできるよう、輝く未来へ挑戦するまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、令和6年度主要事業について御説明申し上げます。

令和6年度の主要事業につきましては、それぞれの視点に沿っての概要を申し上げます。

第1に、結婚から子育て期まで切れ目のない支援であります。

新庄市で子供を産み育てたいと思うことのできるよう、若者世代や子育て世代に寄り添った支援の充実を図り、子供たちの笑顔あふれ、未来が輝く新庄市に向けて取り組んでまいります。

人口減少の要因の一つに、若者世代の未婚化・晩婚化があり、本市においても出生数の低下の要因の一つと考えております。また、未婚化・晩婚化は、孤独感や不安感を増加、老後の生活不安など、個人にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

このために、新たな結婚支援策として、マッ

チングアプリ「A iナビやまがた」の利用登録料の全額助成を行い、あわせて、県が認定しているボランティア仲人である「やまがた縁結びたい」の新規登録者に対する助成を行うことで、結婚の希望をかなえるための取組を進め、少子化抑止を図ってまいります。

このため、体外受精など不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減をするため、その経費の一部を助成する事業を継続して実施することで、出生数の増加につなげてまいります。

子育て支援策として、子育て世代の経済的負担を軽減することは、出生率の向上や社会全体の活力維持にとって大変重要と捉えております。そのために、これまでも実施してきた、15歳以下の子供がいる世帯の国民健康保険税の均等割額の軽減、多子世帯の保育料・副食費負担軽減、高校3年生までの医療費無償化、学校給食の第1子一部補助、第2子半額・第3子全額助成、3世代同居等の住宅取得助成の事業を継続して取り組むことで、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子育てに対する不安やストレスを軽減し、出生率の向上につなげてまいります。

老朽化に伴い新たに整備を進めている新中部保育所（仮称）につきましては、新庄市の歴史風土を感じられる最上公園の一角に設置し、都市公園の環境を生かした施設として令和7年度に開所を目指します。本市の中心的な役割を担う保育施設として、子供たちの郷土愛を育み、利用者に配慮した施設となるよう整備を進めてまいります。

この新中部保育所（仮称）では、集団保育が可能な医療的ケア児の受入れを検討しており、地域の医療・福祉関係者と連携しながら、保育所で受入れ可能な範囲を含めた医療的ケア児の支援に関するガイドラインを策定し、関係機関との協力体制の構築に努めてまいります。

また、近年、保育現場で発生している登所時

の置き去り事故や、人材不足が問題となっている保育士の業務負担軽減などの課題解決を図るために、児童の登所管理や保育記録等の作成等を行うためのシステム導入を図り、公立及び民間立の保育現場でのICT化を推進していきます。

昨年4月に施行されたこども基本法では、市町村こども計画を策定の上、子供施策に取り組んでいくことが求められており、本市の子供施策についても、基本方針等を整理し、子供や保護者の意見を聞きながら計画策定に向けて検討してまいります。現在、様々な方面から屋内型の子育て支援施設の要望をいただいているところではありますが、こども計画を策定するアンケートなどを行いながら実態を調査するとともに、子育て支援施設整備の可能性について模索してまいります。また、泉田保育所、日新放課後児童クラブなど施設老朽化の問題もありますので、これらの施設の今後の方向性についても、しっかりと調査検討をしてまいります。

現在、子育て世代の相談窓口として設置している子ども家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターにつきましては、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談窓口としてこども家庭センターに組織を統合することを検討し、子育て世代支援の体制の強化に努めてまいります。

教育分野においては、人口減少に対応する方策の一つとして、地域に根差した教育がふるさと回帰や定着に重要な役割を果たすものと捉えております。地域の歴史や文化、伝統を学ぶことは、子供たちの地域への愛郷心と誇りを育み、将来新庄市に帰ってきたいという気持ちの醸成につながるものと考えております。

また、現在、学校現場においては、児童生徒の減少が続いている状況の中、特別な配慮が必要な児童生徒が増えている現状があります。このため、教育現場における重点施策の一つとし

て、特別支援教育の充実を図ってまいります。

第2に、大学と病院の連携であります。

本年4月に、いよいよ東北農林専門職大学が開学し、将来の農林業のリーダー的役割を担う多くの若者が、この新庄最上地域に集ってまいります。大学の持つ教育研究機関としてのノウハウとの産学官連携により、新たな農林業ビジネスの誕生や新事業のスタートアップに向けた人材育成が期待されるほか、若者定住による町なかの振興、にぎわい創出など、活力あるまちづくりに向けた大きなチャンスが到来したものと考えております。

本市としても、この機会を逃すことなく、大学はもちろん民間企業や農業団体と共に、新たな地域産業の創出や元気なまちづくりを効果的に推進していくため、令和6年度は全国の先進事例も調査しながら、効果的な産学官連携の仕組みを検討し、取組を進めてまいります。

また、学生の生活支援を目的として、令和6年度は定住促進住宅を学生向け住宅として提供してまいります。同時に、市街地活性化の空き家利活用の促進を目的とし、空き家をリノベーションする準学生寮の整備も進めてまいります。

あわせて、バス事業者の協力により、本年4月から東北農林専門職大学前までのバスの路線を延長し大幅に増便することで、学生の通学手段の確保及び沿線住民の公共交通の利便性の向上を図ってまいります。

次に、昨年10月に新しい県立新庄病院が開院し、同病院が有する高度な医療支援が地域の医療・介護のセーフティーネットとしてさらに有機的に機能するように、地域救命救急センター内において夜間休日診療が実施され、市民の夜間・休日における安全安心な医療体制の確保に注力しています。加えて、同病院内に最上8市町村連携により設置した在宅医療・介護連携拠点「@（あっと）ほ一むもがみ」において、退

院後の在宅医療と介護サービスの利用に関する相談体制の強化を図り、引き続き県立新庄病院との連携による医療体制充実に努めてまいります。

これらに取り組んでいく上では、医療機関や介護施設における看護師不足が大きな課題となっていることから、地域住民の健康と生活を支えるため、関係者が一丸となって取り組んでいくことが重要と考えております。この看護師不足への対応の一つとして、看護師の地元回帰と定着を促進するため、Uターンを希望する県外在住の看護師や看護学生に対し、市内の医療機関や介護施設での就業体験に要する費用を新たに助成し、引き続き、看護師不足解消に向けた取組を推進してまいります。

次に、道の駅による地域活性化であります。

エコロジーガーデンは、これまでも産直「まゆの郷」や手作り市「キトキトマルシェ」の来場者などがにぎわいを見せてきましたが、現在進めている道の駅整備事業により、駐車場、トイレ、情報案内施設が設置されることで、アクセスや利便性が向上します。今後、さらに魅力のある交流スポットとして親しまれる施設になるよう、令和7年度オープンに向けて整備を進めてまいります。加えて、道の駅としてさらなる魅力となるコンテンツを開発するとともに、専用ホームページを構築し、より効果的な情報発信体制の強化を図ってまいります。

また、インターチェンジ付近の道の駅につきましては、現在中断している検討会の再開に向けて早急に準備を進めてまいります。検討会では、管内市町村との認識共有をはじめ、集客、収益施設等における民間企業や経済団体、地域の方々との役割の分担や、国や県との制度的な調整など多方面にわたる調整を行っていく必要がありますが、まずは、本市や最上8市町村としての考えを整理し、検討会による具体的な調整に臨む必要があると認識しております。今後

の東北中央自動車道やみちのくウエストライン「石巻新庄道路・新庄酒田道路」の整備促進を見通しながら、インターチェンジ付近の道の駅検討会の協議が早期再開できるよう取り組んでまいります。

次に、国際交流であります。

昨年9月に国際友好交流協定を締結した台湾の南投県草屯鎮との交流事業につきましては、南投県立日進国民中学校と本市の日新中学校とが、同じ名前の学校同士をきっかけに、本年1月12日にオンラインによる交流を開催しております。確実に友好交流協定を締結した効果が現れてきており、国際交流の輪が広がりを見せております。

令和6年度においては、市内の小学生が台湾を訪問し、スポーツを通して現地の子供たちと交流することで、未来を担う子供たちの国際感覚の醸成を図ってまいります。この交流をきっかけとして、今後、本市の国際交流をさらに前に推し進めてまいります。

そして、第5として、市民との対話のまちづくりであります。

私は、就任当初から、対話を通じて市民の皆様一人一人の声に寄り添ったまちづくりを進めていくことを申し上げておりますが、これにつきましては、区長と市長のまちづくり会議を継続して実施するとともに、希望する町内会や市民グループの皆様と対話する機会を新たに設定していきたいと考えております。これにより、市民が抱えている課題やニーズをしっかりと把握し、市民目線に立った政策立案、施策の実施、行政サービスの提供など具体的な実行策を決断しながら、市民参加型のまちづくりを目指してまいります。

対話を進める上では、市の情報発信が市民に十分届くことがその前提となります。現代の情報発信においては、インターネットの果たす役割は大変重要であります。現状では、民間が

個々に情報発信をしており一元化されていない状況にあります。このため、新庄市と地域の企業、団体、住民等が官民協働で情報発信をする「わが街ポータル」という特設サイトを開設し、地域のイベントや観光情報、行政情報、企業の求人情報など、新庄の情報を丸ごと発信して、本市の魅力を効果的に伝えてまいります。

また、これまでの市報やホームページを利用した行政情報の発信に加え、市民が知りたいこと、市が知らせたいことを効率的に伝えるために、市公式LINEの機能拡張を行い、情報発信の充実を図ってまいります。

次に、第5次総合計画の「住みよさをかたちに新庄市」の実現に向けた様々な取組についてであります。

農業分野におきましては、地域の農業を支える人材育成・確保を図るため、担い手総合支援対策事業により、新規就農者の安定的な経営に資する支援を引き続き実施してまいります。また、将来の地域農業の在り方を、地域農業者、関係機関と共に話し合いながら、地域計画を策定するとともに、その実現に向けて取り組んでまいります。

新工業用地の整備につきましては、さらなる産業集積や雇用機会の創出を目的とし、これまで取り組んでまいりました。しかしながら、コロナ禍からの社会経済活動の回復過程で急速に深刻化してきた人手不足や、原材料費やエネルギーコストの高騰など、企業活動が大きく制約される課題が顕在化し、あわせて、RPA（ロボットによる業務自動化）やAI（人工知能）などのデジタル化の急速かつ強制的な進展などにより、ここ一、二年の間に企業を取り巻く環境は劇的に変化しました。

これらの劇的な変化を踏まえ、東北農林専門職大学をはじめ、高等教育機関や研究機関との産業連携も考慮しながら、今後、新庄最上地域により多くの付加価値を生み出すためにどのよう

な産業集積が必要なのか、雇用の場として地域の若者に選ばれる企業はどのようなものなのか、そのための環境整備として、工業用地はどうあるべきなのかを調査し、既存立地企業の将来的な設備投資の意向も踏まえながら、本市における産業集積の方向性や工業用地の在り方について、調査・検討を進めてまいります。

観光振興の柱となる新庄まつり振興事業につきましては、祭りの担い手不足、財源不足などの課題や、祭り期間中における猛暑への対応など、新たな課題も生じてきております。こうした課題を整理し、令和7年度に迎える新庄まつり270年を見据え、観覧席の増設や滞在型観光への対応を検討していきます。令和6年度につきましては、山車の位置情報システムを更新し、一層情報発信と誘客拡大に努力するとともに、熱中症対策等の安全管理体制の充実を図り、市民の誇りである新庄まつりの継承と安全な祭りの実施に向けた取組を推進してまいります。

次に、「安全・安心で美しいまちづくり」につきましては、まず初めに、令和5年度をもって廃止する交通災害共済事業の基金について、当該事業の趣旨にのっとり、令和6年度交通安全に資する各種事業に活用してまいります。主な内容としましては、市道ガードレール・転落防止柵の修繕、学校周辺の区画線設置など、道路利用者の利便性向上と安全確保に資する事業や、冬期間の歩行者の安全を確保するための歩道除雪機械の更新、さらには、反射材や交通安全に関する教育資材などの配布など、市民の交通安全を推進する取組に活用してまいります。

また、防災対策につきましては、地震や豪雨など全国各地で甚大な自然災害が発生しておりますが、本市においても新庄盆地断層帯が位置し、大きな地震が発生する可能性が高いとされております。令和6年度市総合防災訓練につきましては、住民主導による避難所の運営など、発災時を想定した実践的な訓練を行うことによ

り、地域の防災能力の向上に努めてまいります。

近年、世界中で頻発している自然災害や異常気象の原因の一つと言われている地球温暖化に関する対策として、温室効果ガス排出削減等のための総合的かつ計画的施策の実施に努めることとされています。本市においても、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素実質排出ゼロに向けた取組を推進しながら、ゼロカーボンシティの宣言に向けた検討を行ってまいります。

次に、「都市基盤 快適な暮らしを支えるまちづくり」についてであります。

急激な人口減少や少子高齢化が全国的に進む中で、都市機能の維持、公共サービスの提供、地域経済の活性化などが課題となっております。本市といたしましても、人々が将来にわたって安心して住み続けることのできる持続可能で魅力あるまちづくりを目指す立地適正化計画を策定し、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導によるまちづくりを進めてまいります。

また、本市の重要課題である雪対策につきましては、冬期間の安全な交通確保と住民生活の維持を図るため、市道及び生活道路の除排雪の充実に努めるとともに、流雪溝の整備を推進してまいります。

高齢者の玄関前除雪サービスにつきましては、サービスの提供に必要な人材の不足などが課題となっておりますので、高齢者の負担軽減を図り、一人一人が幸せを実感できるまちの実現に向けて、引き続き求められる除雪サービスの継続のために、新たな支援体制の構築を検討していきます。

次に、「いのち輝き学びあうまちづくり」につきましては、国の登録有形文化財である旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎の耐震強化等の修繕を行い、雪国文化を次の世代に伝承するとともに、市民の交流の場として整備を進めてまいります。

また、各社会教育施設、スポーツ施設については、老朽化した空調設備の改修及び照明施設のLED化を進め、市民が快適に利用できる環境整備を行うとともに、管理運営費の低減を図ってまいります。

最後に、令和7年は新庄藩初代藩主戸沢政盛公が新庄城を築城して開府してから400年を迎えることから、これを契機に、郷土への愛着と誇りを高めるとともに、交流人口の拡大を図り、歴史を大事にしていくまちとして、新庄市全体で盛り上げていくことが大変重要であると考えております。開府400年記念事業の総合アドバイザーである今村翔吾氏からは、これまでも同事業の地域内外への情報発信をしていただくとともに、市民の歴史認識や次の時代のまちづくりに向けた意識の醸成につなげるため御支援をいただいております。このため、令和6年度においても今村氏と連携を図りながら様々なプレ事業を実施し、令和7年度本番の記念事業の実施に向けたさらなる機運醸成を図ってまいります。

終わりに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと主な事業の概要について申し上げます。

人口減少というマイナスと考えられている局面を、未来を創造する新たな発展の機会と捉え、市民皆様の声を丁寧に聞きながら、議論を重ね、適時・適切に決断していくことで、未来への責任を持って、市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちづくりを目指して着実に取組を推進してまいります。

市民の皆さんと共に、輝く未来へ挑戦するまちづくりを目指し、精いっぱい取り組んでいく決意を表明し、令和6年度の施政方針といたします。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 議案6件一括上程

**佐藤卓也議長** 日程第6議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算から日程第11議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算までの議案6件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算までの議案6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、議案第10号から議案第15号までの新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の令和6年度当初予算について御説明申し上げます。

私は、対話と決断、未来への責任を基本理念として掲げ、少子高齢化、人口減少など山積する課題解決と、よりよい未来への新庄市を創造するための取組を推進してまいります。

人口減少が全国的な課題となっている中において、若者や子育て世代が自ら未来と地域の将来に希望と夢を持って暮らしていけるよう、様々な視点から、暮らしやすいまちづくりとしての魅力をさらに高めていくことが人口減少対策の最大の柱だと考えております。

そのためには、人口減少社会の先にあるべき

地域の未来像をしっかりと見据えながら、活力ある社会の構築のために必要な、今やるべき施策を検討し、しっかりと取り組んでまいります。

まずは、結婚から子育て期まで切れ目のない支援を充実させることで、若者や子育て世代を応援していきたいと考えております。また、東北農林専門職大学や県立新庄病院との連携を強化し、大学や民間企業、関係団体との産学官連携による新たな地域産業の創出や、県立新庄病院と医療・福祉分野の連携体制の確保に取り組んでまいります。

道の駅につきましては、エコロジーガーデン道の駅の整備を進めながら、さらに魅力ある交流の場となるよう努めるとともに、インターチェンジ付近の道の駅に対する市としての考えを整理し、検討会協議を早期に再開できるように取り組んでまいります。

昨年、国際友好交流協定を締結した台湾草屯鎮につきましては、令和6年度、実際に交流していく初年度となることから、今後、国際交流の取組を進めていきたいと考えております。

情報発信に関しましては、特設サイトを開設し、イベントや観光など本市の情報を効果的に伝えてまいります。また、LINEの機能拡張を行い、市民が知りたいこと、知らせたいことを効率的に伝え、市民との対話をまちづくりに生かしてまいります。

以上、申し上げましたまちづくりに対する考えを基本にしながら、市民の暮らしに直結する課題や要望などに的確に対応し、第5次新庄市総合計画に基づく事業を着実に推進することを予算の編成方針の根幹と捉えて令和6年度の当初予算を編成いたしました。

その結果、一般会計の予算総額は195億円となり、前年度との比較では4億2,100万円、率にして2.2%増と過去最高となる大型予算となっております。

このたびの大型予算規模となった主な要因と

いたしましては、道の駅整備事業や新中部保育所建設のほか、公共施設の照明LED化など、改修に係る工事費を計上したことによるものであります。

また、人件費増や最上広域における消防庁舎建設による分担金増も、予算規模を大きくする要因の一つとなっております。

主な事業内容であります。子供の教育・保育環境の充実に関しましては、新庄市公立保育所整備計画に基づき、令和7年度開所を目指し、新中部保育所の建設工事を推進してまいります。

さらに、保育現場の課題解決を図るため、児童登園管理や保育記録等の書類作成等を行うためのシステムを導入し、公立及び民間立の保育現場のICT化を推進してまいります。

道の駅事業のうち、エコロジーガーデン道の駅につきましては、令和7年度オープンに向けて、引き続き駐車場、トイレ、情報案内施設の整備を進めてまいりますとともに、専用ホームページを構築して、より効果的な情報発信体制の強化を図ってまいります。

令和5年度をもって廃止する交通災害共済事業の基金残につきましては、当該事業の趣旨にのっとり、交通安全に資する各種事業に活用することとし、学校周辺の区画線設置など、道路利用者の利便性の向上と安全確保に資する事業、冬期間の歩行者の安全を確保するための除雪機械の更新など、市民の交通安全や防犯活動を推進してまいります。

各社会教育施設、スポーツ施設については、老朽化した空調設備の改修及び照明設備LED化を進め、管理運営費の低減を図ってまいります。

以上、当初予算編成の概要について申し上げます。

一般会計の詳細及び3特別会計につきましては財政課長に、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては上下水道課長に説明させます

ので、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** 小関財政課長。

(小関 孝財政課長登壇)

**小関 孝財政課長** それでは、私からは議案第10号新庄市一般会計予算及び議案第11号から第13号までの国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業の特別会計予算について御説明いたします。

最初に、議案第10号令和6年度一般会計予算について御説明申し上げます。

まずは、3ページをお開きください。

一般会計の予算総額は、第1条でございます。歳入歳出それぞれ195億円となり、令和5年度比で4億2,100万円、率にして2.2%の増となりました。

第2条の地方債に関しては、後ほど御説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を令和5年度と同じ15億円と定めまして、第4条には人件費に関する歳出予算の流用について定めてございます。

4ページから8ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認いただきたいと思っております。

9ページ、第2表地方債につきましては、令和6年度の市債として、保育所建設事業など16件、総額は臨時財政対策債を含め17億4,690万円で、令和5年度比1億6,030万円の増となっております。

13ページからの歳入歳出予算事項別明細書には、各款の予算額と前年度予算額の比較を記載してございます。こちらも御確認いただきたいと思っております。

15ページからの歳入について御説明申し上げます。

1款市税は、合計額で43億7,118万2,000円で、令和5年度比1億2,463万2,000円の減でございます。

ます。個人市民税が、定額減税の影響で1億1,203万7,000円の減、法人市民税が1,938万円の減となっております。

17ページの市たばこ税は、売上げ本数の増加を見込みまして785万2,000円の増としてございます。

18ページの2款地方譲与税から19ページの9款環境性能割交付金までにつきましては、令和5年度の決算見込みと令和6年度の地方財政計画の伸び率を勘案しております。

20ページの10款定額減税減収補填特例交付金は、定額減税で減少する市税を補填するものとなります。

11款の地方交付税は、国の地方財政計画の伸び率と事業費補正などを考慮しまして、令和5年度比で6,800万円増、48億600万円と見込んでおります。

21ページからの13款分担金及び負担金は、令和5年度比で1,036万4,000円の減、22ページからの14款使用料及び手数料は47万4,000円の減と見込んでおります。

25ページ、15款国庫支出金は、全体で26億2,668万9,000円で、令和5年度比2億2,546万2,000円の増となりました。これは、日新小学校のプール改修などに対する学校施設環境改善交付金ですとか前波跨線橋の解体に対する道路メンテナンス事業補助金、こちらは減少しましたのですが、エコロジーガーデン道の駅整備に対する負担金及び交付金、それから北辰小学校の解体に対する社会資本整備総合交付金などの増加がありまして、全体としましては9.4%の増加となりました。

27ページからの16款県支出金16億5,515万8,000円ですけれども、こちらは1億9,585万8,000円の増となっております。子どものための教育・保育給付費負担金や県議会議員選挙費委託金が減少した一方で、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金や畜産所得向上支援事

業費補助金などが増加したことから13.4%の増となりました。

31ページの18款寄附金は、今年度のふるさと納税の寄附の実績を勘案しまして10億円とし、企業版ふるさと納税分は550万円として計上してございます。

32ページ、19款繰入金は8億6,237万2,000円で、7,124万1,000円の増であります。こちらは、保育所の建設事業などの大規模建設事業ですとか、臨時的な事業の財源としまして財政調整基金と市有施設整備基金から合わせて3億9,000万円を、また、まちづくり応援基金から4億5,000万円の繰入れを計上してございます。

35ページの22款市債は17億4,690万円となりました。これは、明倫学園の建設の完了による義務教育学校建設事業債の減はありますけれども、新中部保育所（仮称）建設工事に伴う保育所建設事業債ですとか社会教育施設のLED化などに伴う社会教育施設改修事業債の大きな増がありまして、前年度比で1億6,030万円の増となりました。

36ページからの歳出について御説明申し上げます。

1款議会費は1億8,161万円で、令和5年度比219万7,000円、率にして1.2%の増となっております。

37ページからの2款総務費は26億6,230万3,000円となり、令和5年度比8,658万7,000円、率にして3.4%の増となりました。

1項1目一般管理費は、令和5年度の退職者と令和6年度の新規採用者との差額分、それから、会計間の異動に伴う職員給与費を措置しております。1目全体として9,022万5,000円の増となっております。

なお、一般会計における人件費は1億5,984万1,000円の増となりました。特別職、それから一般職の給与費につきましては、122ページ以降の給与費明細書に記載してございますので、

後ほど御覧いただきたいと思います。

41ページからの7目企画費でございますが、企画調整事業費につきまして、42ページ、結婚新生活支援事業補助金及び3世代同居等住宅取得助成金を昨年度に引き続き計上したほか、新たにA iナビやまがた登録料助成金、それからやまがた縁結びたい活動支援助成金を計上してございます。

43ページ、ふるさと納税事業費は、前年と同じ10億円の寄附金を見込んでございます。

44ページの広報事業費、市公式LINEアカウント機能拡張業務委託料は、登録者のニーズに沿った情報発信や行政手続を24時間の応答を可能とする機能を追加するための費用を計上してございます。

46ページの10目交通安全対策費は、今年度末をもって廃止となります交通災害共済基金の清算金を活用しまして、交通安全指導専門員、交通安全指導員、交通安全母の会、かもしかクラブなどで使用します交通安全の資器材を購入いたしまして、交通安全対策に取り組んでまいるのでございます。

52ページからの4項選挙費は、令和6年度執行予定の山形県知事選挙に係る費用を計上してございます。

54ページからの3款民生費は67億7,934万2,000円で、令和5年度比5億332万4,000円、率にして8.0%の増となっております。

57ページの4目障がい者自立支援費には、介護給付費・訓練等給付費としまして9億6,697万2,000円を計上しております。

59ページの5目老人福祉費ですが、前年度に引き続き地域福祉基金の積立金2,000万5,000円を計上しております。

6目介護保険費、介護保険事業特別会計への繰出金は5億4,258万9,000円となっております。

2項児童福祉費の主な事業でございます。

60ページの保育所等ICT化推進支援事業費

補助金は、民間立の保育所などが業務補助のためにICTを活用する、その業務システムの導入費用を補助するための費用でございます。

62ページの公立保育所施設整備事業費には、令和7年度の開所を目指し、新中部保育所の建設工事に要する費用を計上してございます。

63ページの2目児童母子措置費は9,998万2,000円の増となりましたが、これは、児童手当の対象年齢の拡大が主な要因であります。

2項児童福祉費の全体では、令和5年度比で2億1,910万4,000円の増となりました。児童福祉の全体にわたり、子育て支援の様々な施策展開に資する予算を編成してございます。

67ページの4款衛生費は11億6,381万3,000円で、令和5年度比で1億434万3,000円、率にして8.2%の減でございます。

1目保健衛生総務費では、職員給与費の減のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業が2目の予防費、予防接種事業費に組み込まれたことから、前年度比としましては1,443万6,000円の減となりました。

72ページの診療所費は、夜間・休日診療所の機能を県立病院に移管したことによりまして廃目としております。

2項清掃費2目塵芥処理費ですが、5,702万3,000円の減となっております。これは、最上広域分担金の減のほか、地域循環型生ごみ収集事業の廃止が主な要因となっております。

74ページ、5款労働費は3,014万7,000円で、令和5年度と同額であります。

6款農林水産業費は、全体で11億1,160万3,000円で、2億6,132万4,000円、30.7%の増となりました。

75ページから77ページにかけての1項3目農業振興費では2,131万3,000円の増となっておりますが、これは、76ページの担い手総合支援対策事業費、新規就農者経営開始資金ですとか、果樹園芸振興事業費の魅力ある園芸やまがた所

得向上支援事業費補助金などの増が主な要因でございます。

4目畜産業費も、県の補助を受けて交付する畜産所得向上支援事業費補助金が大幅な増となったことから2,514万円の増加となっております。

5目農地費は、主として県営土地改良事業費の減により2,035万7,000円の減となりました。

80ページ、8目農村環境改善センター費は、多目的ホール解体工事の費用を計上しまして1億580万6,000円の増となりました。

81ページの2項1目林業振興費は、森林の航空レーザー測量は完了したのですが、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金、こちらが大きく増えまして1億2,810万6,000円の増となりました。

83ページからの7款商工費は6億328万1,000円で、令和5年度比5億6,059万5,000円、48.2%の減であります。

1項2目商工振興費、84ページ、金融対策事業費の産業立地促進資金融資制度預託金が4億5,402万5,000円の減となっております。この融資制度を利用していた事業者が繰上げ償還したことに伴いまして、市の預託金も大きく減少するためであります。これによりまして、目全体として4億6,710万円の減となったものでございます。

次に、84ページの3目観光費は3,496万1,000円の減となりました。

87ページのエコロジーガーデン推進事業費、道の駅整備事業によります駐車場と既存敷地の接続や下水道接続の工事の設計、これが完了したことが減額の主な要因でございます。

88ページの4目企業誘致費は、新工業用地整備事業を、現状の課題を踏まえ精査検証した上で総合的に判断していくとしたために6,830万円の減となりました。

8款土木費は22億6,979万4,000円で、令和5

年度比で2億7,484万6,000円、13.8%の増となりました。

90ページ、2項2目道路維持費です。こちらは、交通災害共済基金の清算金を活用しまして、ガードレールの修繕ですとか学校周辺の区画線の設置のほか、防護柵の整備など交通安全対策を実施するとしまして4,835万円の増となっております。

92ページから93ページの4項1目都市計画総務費は2億1,913万1,000円の増ですが、これは、エコロジーガーデン道の駅の休憩情報発信施設の建設工事、市道の改良工事などによるものでございます。

93ページから94ページ、3項公園費、公園整備事業費には、最上公園の駐車場整備に係る工事請負費を計上してございます。

5項1目住宅管理費は、公営住宅改善事業の工事請負費の減少によりまして2,008万4,000円の減となりました。

96ページ、6項1目除排雪費でございます。全体として、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車の借上料、それから交通災害共済基金の清算金を活用しまして小型除雪機の購入費用、合わせておおよそ3億1,000万円を計上してございます。

97ページ、2目雪総合対策費には、流雪溝整備事業などに係る費用総額で1億5,646万5,000円を計上しまして、雪に強い安全で快適なまちづくりをさらに推進してまいります。

98ページ、9款消防費は8億7,245万4,000円となりました。令和5年度比1億6,352万6,000円、23.1%の増でございます。

1項1目常備消防費は、最上広域における消防庁舎の建設に伴う分担金が増加してございます。

2目非常備消防費では、消防団員報酬の増加がございます。

99ページ、3目消防施設費には、前年度に引

き続き老朽化している小型動力ポンプ積載車、それから小型動力ポンプの更新に係る費用、新たに中核工業団地配水管布設工事負担金2,913万8,000円を計上してございます。

101ページからの10款教育費でございます。教育費は23億2,170万1,000円で、2億2,057万2,000円、8.7%の減であります。

1項2目事務局費、通学手段確保対策事業は、スクールバス更新の完了に伴いまして2,088万8,000円の減となっております。

102ページから103ページの1項3目教育指導費は、会計年度任用職員の人件費の増に伴いまして、児童生徒個別支援事業費などが増加してございます。

104ページからの2項1目小学校管理費につきましては1億9,635万5,000円の増ですが、これは、日新小学校のプールの改築工事の完了による減少がありましたけれども、旧北辰小学校解体工事の費用を新たに計上したことによるものでございます。

106ページからの3項1目中学校管理費は、新庄中学校の非常階段の改築に係る工事費を計上するなど、5,843万円の増となっております。

109ページ、4項1目義務教育学校管理費につきましては1,840万2,000円の減となっておりますが、これは、萩野学園の教科教室等のエアコン設置、こちらが完了したことにより減少するものでございます。

111ページ、廃目整理でございますが、こちらは明倫学園の建設完了に伴う学校建設費6億749万3,000円の減でございます。

5項社会教育費であります。社会教育施設や社会体育施設の老朽化した照明のLED化など、エネルギー効率のよい設備に改修する費用を各施設の事業費に計上してございます。

113ページ、2目市民プラザ費には、大ホール以外の照明のLED化の費用などを計上してございます。

114ページ、4目図書館費には、エレベーターの改修工事、こちらの費用を計上してございます。

5目市民文化会館費は、小ホールの舞台照明設備改修工事の完了に伴いまして減少となっております。

6目文化財保護費は、新庄城二の丸跡の発掘調査業務委託、こちらの減少によりまして2,370万6,000円の減となりました。

115ページの7目旧矢作家住宅管理費の減がございしますが、こちらは保存修理工事の完了によるものであります。

116ページ、8目ふるさと歴史センター費は、空調設備の改修に係る工事請負費の減少によりまして4,375万8,000円の減となりました。

119ページ、12目体育施設費は1億4,204万2,000円の増となりましたが、市民球場や東山テニスコートの照明のLED化の費用によるものであります。

121ページ、12款の公債費でございします。公債費の合計は14億8,395万円で、令和5年度比1,470万6,000円、率にして1.0%の増となっております。

以上で一般会計歳出の説明を終わりにして、特別会計に入らせていただきます。

143ページをお開きください。

議案第11号国民健康保険事業特別会計予算でございします。

歳入歳出予算額は34億9,817万2,000円で、令和5年度比3億2,620万5,000円、率にして10.3%の増となっております。

第2条一時借入金の限度額は1億円と定め、歳出予算の流用は、第3条の規定のとおり保険給付費に限定するものでございします。

150ページからの歳入を御覧ください。

1款国民健康保険税は5億3,163万3,000円、令和5年度比で771万3,000円の減でございします。

3款県支出金の保険給付費等交付金26億

3,611万7,000円ですけれども、こちらは3億2,469万5,000円の増となっております。

5款繰入金は、一般会計からの繰入金が1億9,339万7,000円で946万円の減となっております。

歳出につきましては、155ページからの2款保険給付費でございします。総額で26億117万円、3億2,008万3,000円の増となりました。

それから、156ページの3款国民健康保険事業費納付金につきましては542万9,000円の増であります。ここには県への納付金として合わせて8億1,502万3,000円を計上しております。

次に、165ページ、議案第12号介護保険事業特別会計予算でございします。

歳入歳出予算額は37億9,935万5,000円で、令和5年度比で1,188万2,000円、率にして0.5%の減となりました。

第2条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費内に限定するものでございします。

173ページからの歳入でございします。

1款保険料は7億8,234万6,000円で、令和5年度比1,892万7,000円の減であります。

4款の国庫支出金は、1項と2項の合計で9億2,059万3,000円となりまして644万8,000円の減、174ページの5款支払基金交付金も630万5,000円の減となっております。

歳出につきましては、179ページからの2款保険給付費であります。各サービスなど、給付費の合計が35億6,795万3,000円となりまして、1,666万6,000円の減でございします。

193ページ、議案第13号後期高齢者医療事業特別会計予算でございします。

歳入歳出予算額は5億5,965万4,000円で、令和5年度比8,339万8,000円、17.5%の増となりました。

200ページの歳入につきましては、1款保険料が増加しておりますが、これは、203ページ、歳出の3款後期高齢者医療広域連合納付金につ

きまして、団塊の世代の後期高齢者への移行、これが進むものと見込みまして8,313万円の増としたために歳入も増となったものでございます。

以上で、令和6年度の一般会計、それから特別予算の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**佐藤卓也議長** 矢作上下水道課長。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

**矢作宏幸上下水道課長** 私からは、議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算及び議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算につきまして、別冊の令和6年度新庄市上下水道事業予算書により御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算でございます。

水道事業会計につきましては、人口減少などに伴い給水収益の減少傾向が続く厳しい経営状況ではございますが、将来にわたり安全安心な水道水を供給していくための予算編成といたしました。

第2条業務の予定量につきましては、給水件数は1万4,315件、年間総給水量は366万3,300立方メートル、1日平均給水量は1万36立方メートル、主要な事業として建設改良事業費は2億7,584万7,000円といたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。水道事業収益は10億6,186万3,000円、水道事業費用は10億2,652万2,000円を予定しております。

2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

資本的収入は1億2,249万1,000円、資本的支出は4億228万3,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額2億7,979万2,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用との間とします。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を5,157万4,000円、交際費を1万円とします。

第7条他会計からの補助金につきましては、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額を180万6,000円とします。

第8条たな卸資産購入限度額は796万4,000円とします。

3ページからは、予算実施計画、令和6年度予定のキャッシュフロー計算書など、予算に関する説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上、議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

続きまして、予算書の20ページを御覧ください。

議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算でございます。

下水道事業会計につきましては、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るために污水管渠の整備、浄化センターの施設機能を最適化にするためのストックマネジメント計画の策定、市街地の内水浸水対策を講じていくための予算編成といたしました。

第2条業務の予定量は次のとおりといたします。

公共下水道事業につきましては、接続件数は8,071件、年間総排水量は235万1,330立方メートル、1日平均排水量は6,442立方メートル、主要な事業として建設改良事業費は1億7,713万5,000円といたします。

農業集落排水事業につきましては、接続件数は490件、年間総排水量は22万6,665立方メー

ル、1日平均排水量は621立方メートルといたします。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の下水道事業収益は9億308万6,000円、農業集落排水事業の下水道事業収益は8,693万1,000円を予定しております。

21ページを御覧ください。

公共下水道事業の下水道事業費用は8億8,430万8,000円、農業集落排水事業の下水道事業費用は8,629万3,000円を予定しております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

公共下水道事業の資本的収入は4億3,185万5,000円、農業集落排水事業の資本的収入は2,077万9,000円を予定しております。

22ページを御覧ください。

公共下水道事業の資本的支出は6億9,009万3,000円、農業集落排水事業の資本的支出は3,530万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,275万9,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条債務負担行為につきましては、水洗便所改造等資金利子補給について、期間及び限度額を記載しております。

第6条は公共下水道事業の企業債について記載をしており、第7条一時借入金の限度額は5億円といたします。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用との間とします。

23ページを御覧ください。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の4,432万2,000円とします。

第10条他会計からの補助金として、一般会計から下水道事業会計への補助金は3億538万

7,000円とします。

24ページからは、予算実施計画、令和6年度予定のキャッシュフロー計算書など、予算に関する説明を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

## 日程第12 予算特別委員会の設置

**佐藤卓也議長** 日程第12予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算までの令和6年度の各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

## 予算特別委員会委員の選任

**佐藤卓也議長** これより、ただいま設置された予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集よろしくお願いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 議案9件一括上程

**佐藤卓也議長** 日程第13議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第21議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例についてまでの議案9件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例についてまでの議案9件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

**山科朝則市長** 議案第16号新庄市一般職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度から本市の一般職の職員の職制を見直すため必要な改正を行うものであります。

現在、市では、各課に室長を配置し、課長の補佐を行うとともに、室の事務の執行のために必要な調整、所属職員の指揮監督や養成等を行うといった職務を担わせております。室を中心とした事務執行体制は、意思決定の迅速さや柔軟な対応など一定の効果があったと考えておりますが、職員構成の変化や職員の業務マネジメント能力が育ちにくいといった課題解決を踏まえ、現在の室制から課長補佐、係長制へ移行するために必要な改正を行うものであります。

あわせて、定年年齢の引上げに伴い、60歳以上の職員が就く職の一つとして総務主査を新たに設置するため必要な改正を行うものであります。

施行日は令和6年4月1日といたします。

次に、議案第17号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正されることに伴い必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、速やかな情報提供、ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会または提供を可能にするため、マイナンバー法の別表に関する規定が改正されることに伴い、本市の条例につきまして必要な規定の整備を行うものであります。

施行日は改正法の施行日と同日とするため、改正法の附則に規定する政令で定める日といたします。

次に、議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本市の消防団条例における消防団員の定数は、平成19年の改正から16年を経過しております。近年、人口減少に伴い団員数も減少しており、令和5年度の団員数は、定員の1,194人に対して161人少ない1,033人となっております。

本市においては、消防団員の減少に歯止めをかけるため、令和5年4月1日から団員報酬を増額改定したところであります。本市といたしましては、人口減少社会においても持続可能な消防団活動を行うことができる体制を目指し、市消防団が策定した新庄市消防団組織強化計画における団員定数及び班編成に基づき、団員定数を1,194人から1,039人に改正するとともに、団員確保対策のための入団資格の拡充や休団制度の創設など、必要な改正を行うものであります。施行日は令和6年4月1日といたします。

次に、議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画における介護保険料につきまして、国の指針に基づき、低所得等の段階に応じた保険料の段階区分を多段階化するとともに、介護保険料の金額を改定するため必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、保険料の段階区分につきましては、現行の9段階に加え10段階から13段階までの区分を新設するとともに、近年、物価高騰による高齢者等への影響に配慮し、保険料の基準額を第8期と同額とするものであります。施行日は令和6年4月1日といたします。

次に、新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、母体保護法施行規則等の一部を改正

する内閣府令の施行により、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、特定教育・保育施設の運営規定の概要などの重要事項の掲示について、これまでの書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務づけるものであります。また、書面等に記載すべき事項を電磁的記録により提供する場合に使用する媒体につきまして必要な改正を行うものであります。施行日は令和6年4月1日といたします。

次に、議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額につきましては、県において保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業が令和3年9月から実施されたことを受け、本市においても推定年収470万円未満の世帯に係る利用者負担額について、2分の1を軽減する措置を実施しております。

改正の内容といたしましては、令和5年度に引き続き令和7年3月31日までの間において、県事業の対象となる推定年収470万円未満の世帯の利用者負担額を半額とするものであります。施行日は令和6年4月1日といたします。

なお、この軽減措置は県の事業を財源とするものでありますので、条例上の特例の期限は単年度とし、県の動向を見極めながら必要に応じ特例の期限を延長していくことといたします。

次に、議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について及び議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して

御説明申し上げます。

議案第22号につきましては、改正の理由といたしましては、道路法施行令の一部改正により、国は令和5年4月1日から道路占用料の改正を行っております。本市において徴収する道路占用料につきましては、国の占用料に準じて定めていくことから、国の道路占用料と同様の改正を行うものであります。

次に、議案第23号についてであります。本市が所有する法定外公共物の占用料のうち、道路に関するものは道路占用料に準じて定めていることから、法定外公共物管理条例につきましても同様の改正を行うものであります。施行日は、いずれも令和6年4月1日といたします。

次に、議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

令和5年5月26日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、令和6年4月1日から水道法が一部改正され、水道整備・管理等に関する事項の一部につきまして、厚生労働省から国土交通省に移管されることとなります。本案は、こうした法改正に伴い必要な規定の整備を行うものであります。施行日は令和6年4月1日といたします。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

**佐藤卓也議長** これより、ただいま説明のありました議案9件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第17号についてですが、令和5年法律第48号の改定に伴ってということでありました。令和5年法律第48号の主な内容についてお願いします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、議案第17号に関連いたしますマイナンバー法等の法律の主な内容というところですが、こちらにつきましては、いわゆるマイナンバー法と言われる法律のほか、住基法でありますとか公的個人認証法とか様々な法律が改正されて、国のほうで国民の利便性向上の観点からの法律改正を行っているというところになっています。

主な内容といたしましては、マイナンバーの利用の拡大でありますとか、マイナンバーを使った情報連携の規定の見直しでありますとか、健康保険証の一体化とか、あるいは戸籍等の氏名の振り仮名の追加または公金受取口座の登録の促進などといったところが国においては行われるというところになっております。

以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** これらが令和6年12月2日から施行されるということで、今の健康保険証の一体化ということは、今の健康保険証の廃止、そして、短期被保険者証の廃止、マイナンバーカードか資格確認書を提示して受診するようになるという内容になっているようです。

これは、マイナンバーカード受診の強制につながると考えますが、その問題点はどのように考えておられるか、見ておられるか。

例えば、紛失した場合、個人番号や写真、住所、生年月日の個人情報流出、これは犯罪のおそれもあるような気がします。これが一番皆さん心配される場所かもしれません。

それから、医療側から見れば、受付でのもたつきがかなり出てくるのではないかとということがあります。顔認証ができない場合とか、暗証番号の忘れとか、インターネット回線や電源がつかない場合も出てくるわけです。そういったこととかの問題。そしてまた、今家族やヘルパーなど他人が代理で薬をもらうという場合

があるわけですが、この場合、他人に頼む場合、暗証番号を他人に教えることになるわけです。そうすると、カードの不正利用などもなりかねないことも心配されております。

また、訪問診療の場合でいきますと、日本全国どこでもモバイル端末というか携帯電話の端末ですけれども、つながりですが、それをするような話も出ていますが、対応のネット環境があるわけではないうちもあるわけです。そういう意味では、困るのは現場の人たちではないかと懸念されます。

また、保険組合の変更でのタイムラグ、これは、マイナンバーカードだけではなかなか分かりづらいというか、このときに結局タイムラグなどが出れば、負担は10割かみたいな形で、本当は1割から3割かもしれない人たちが医療の現場で確認できないということになりかねない。保険組合の変更の場合は、事務処理で1週間から2週間かかると言われております。そのタイムラグなどのことがマイナンバーカードでは分かりにくい、分からない。現場での混乱につながるのが目に見えるような気がいたします。

災害時の対応ということもありますが、災害時は、氏名、住所、生年月日を聞けばオンライン資格確認の端末に医療機関で入力して保険資格を見たり、健診を見たり、薬剤情報など見られるわけです。そういう意味では、これは災害時にかかわらず普通の平時でも本当はできるわけで、マイナンバーカードを出さねばできないとかという、あるなしにかかわらず、やろうと思えばできる対応なのです。そういう意味では、マイナンバーカードの強制は必要ないかもしれません。というような、問題があります。

また、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすとき、同意と押さねばならなくなるわけです。同意するかしないか。このとき、目が悪い人など、高齢者など目が、私もそうですがけれども、目が悪くなってよく見えないものです

から、読めないまま同意みたいにする人が多くなるのが考えられます。

しかし、そうしますと、ほかの病気も全部分かる。誰が分かるかという、医者も、受付も、事務の方も分かってしまうと。ほかの病気って何かという、精神疾患だったり悪性腫瘍だったり、本人がまだ知らなかったことも他人に知られる。薬から病名も分かってしまう。あるいは、若い頃こんな病気をしたのだということも分かってしまう。それが、医者だけでなくて受付、事務の方にも、同意を押せば全部分かるようになってしまうわけです。そういうことって、個人情報流出につながるのではないかと。ということで、大変問題が多いものがあるものですから、強制になってはいけなから考えますが、マイナンバーカード受診の強制の問題、どう考えますか。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員に申し上げます。

ただいまの質問は、議題を超えていますので、質疑をする際は、そのことを踏まえて質問の趣旨を明確にして質問してください。

また、答弁の際は答えられる範囲での答弁としていただいて結構ですので、よろしく申し上げます。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 今、佐藤議員からいろいろと御質問いただきましたけれども、まず、施行期日につきましては、令和6年12月云々とおっしゃいましたけれども、こちらにつきましては、法令の公布が令和5年6月9日とされておりまして、1年3か月を超えない範囲で政令で定める日としかなっておりませんので、まだ施行期日は決まっていないというところでございます。

加えて、いろいろと御意見というか御質問がありました部分につきましては、本議案第17号とは全く関係のない部分でございますので、法

律で取組を進められているということになりますので、この場での答弁は差し控えたいと思います。

以上でございます。

**佐藤卓也議長** ほかに質疑ありませんか。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** それでは、私から議案第18号について質問したいと思います。

団員の高齢化、若者の消防団離れと多様化する社会環境の変化により、それに対応して条例団員定数1,194人から155人削減し1,039人にする改正案の説明でありました。

平成19年に改正した条例団員定数は、1班から1名減らして95名減の1班11名の改正でありました。今回の改正案は、団員定数及び班編成であります。今まで消防団員が担ってきた地域コミュニティの希薄化が危惧されます。

それで、質問しますが、今回の改正で1班の団員数と班編成の改正内容についてお聞きしたいと思います。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1班当たりの班員の人数でございますけれども、議員おっしゃるとおり、前回の条例定数を見直しした際には、人数を12人から11人と減らして、その分を削減したというところになってございます。

今回につきましては、1班当たりの人数というものについては見直しは行わず11人体制を維持したいと考えてございます。

また、削減した分につきましては、消防団を中心といたしまして、各地域に消防団の班があるわけですが、具体的に申しますと、例えば、1つの地区に複数班があるところでありますとか、また、班の基準として11人という数

字があるわけですが、1班当たり、その人数に達していないという班が多数ございました。そういった部分につきまして、近隣の班と合併することにより人数を増やし、実行力を高めるということを目的といたしまして、消防団で今年度検討いたしました。

その中で、市としても協議を重ねまして、このたび、今現在の95班あるものを統合により17班減らし78班体制にしたいと。その結果、再度積算しますと155人減りまして1,039人の条例定数という内容になってございます。

よろしく願いいたします。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** 消防団は、地域の防火・防災ばかりではなくて、地域のコミュニティーも担っているわけでございますけれども、令和6年4月1日から施行されると書かれているのですけれども、再編される班の地区のそういう地区住民、役員会とか総会とか、その理解というのは、どのようになっているのですか。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** 今回の班編成の見直しにつきましては、基本的には消防団主体で進めさせていただきまして、

消防団内部におきまして、どういった班編成、どういった地域割りが適正なのかというのを協議、見直ししていただきまして、今回の班数が導き出されたとなっております。

なお、その見直しをする際には、当然、地域の方々とも消防団のほうで話し合っておりまして、区長さんとか、その辺の町内会には落としていただいて、消防団と協議が調ったものが今回の条例の内容となっております。

よろしく願いいたします。

**佐藤卓也議長** ほかに質疑ありませんか。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) 私からも同じ、これ、消防団関係、18号聞きます。

今お聞きしますと、95から78に減りました。それぞれの班が所有する消防小型ポンプがありますね。その、なぜかという、今、新庄市では補助金でなくて貸与していますね。その扱いをどうするのだから、具体的にですよ。

あともう一つ、大変今、少子化になって少ないです。これだけ災害があることで、消防団があるというのはとても大事なことであって、今、小野議員も言ったように地域コミュニティーの中心になっている、まさにそのとおりだと思います。

でも、その中であって、これは消防団の皆さんから、こうしましょう、大変前向きな定員削減でやっている、その意見を聞いていいなと思うのだけれども、さらに、やはりもう少し外部的なものも入れて、もし再編成するというのも大事ではないかなと、そういう手段を取ったのですかということです。

あともう一つ、これは団員のあれですけども、消防団運営になるときに分団編成、かなり昭和30年代からずっと延長していますけれども、やはり分団によってはばらつきがあるわけで、その辺を、今後とも、やはり合併するというようなことも大事であるかなと思うのだけれども、その辺は、団員の皆さんから、そういったことがなかったのですか。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 大きく3点ほどでございます。

まず、ポンプにつきましては、市のほうから、議員おっしゃるとおり貸与しているという形になってございます。こちらのポンプにつきましては、貸与しているものは、まだ耐用年数等あるものがございますので、まず、使えるうちにつきましては、統合先の班において管理してい

ただくということで話してございます。

その際の運営交付金を支給しているわけですが、期間については、はっきりこの場では申し上げられませんが、当分の間は、市で手当てはさせていただきたいと考えてございます。

ですので、ポンプにつきましては、まずは、今あるものについては使っていただいて、地域の消防力に活用させていただきたいと考えております。

外部の意見ということでございますけれども、今回につきましては、先ほど市長答弁にもありましたけれども、平成19年から見直しを行っていないということで、長期間、団員定数が変わっておりませんでした。その間、いろいろありまして、不足人員が大変大きくなってきたという部分があったので、市、消防団双方ともスピード感を持って、まずは現状に合わせた条例定数を定めたいというところがありましたので、消防団、市、協議において今回の条例案を作成させていただきました。

ただ、次の分団の再編も関わるころではありますが、当然、これで市も消防団も終わりとは考えてございません。引き続き、多少時間もかかるとは思いますが、これ以上の体制づくりというのは、これから考えていかなければいけないとは認識しておりますので、その中で外部の御意見というのも頂戴したいと考えております。

以上でございます。

18番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番(小嶋富弥議員) まず、団員の皆さん自ら働きやすい、時代に合ったというのは、大変私は評価します。

あともう一つ気になるのは、18歳から団員入団ですよ。以前は、定年があったのですね。何歳になると、項目には、もう定年がない。な

ぜかという、やはり定員、市の条例定数に充足しなければならないということで、かなり団員も少なく大変だと、名前だけ貸してくれというような、過去にも例があるわけです。

片や、今度国では団員を増やせというような号令が来ているのでしょうか。その辺、非常に現実と国のやり方と非常にミスマッチ、アンバランスということがあるのですけれども、以前、まずお聞きしたいのは、定年というのは、入団はいいけれども定年というのはなくて、元気でいれば何歳までって、これおかしいと、本当に我々年がいった人はできるわけがないのだけれども、ある程度地元に残っている人だからというような観点から言えば、この定年という制度は、今あだこうだではなくて、まず行政としては、どういうお考えになっていますか。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** 定年につきましては、すみません、手元に資料を準備していなかったもので、いつ頃というのはお答えできないですけれども、以前は条例に定まっていたのかなと思います。

ただ、国から、人数を充足するために撤廃するようにという通知がございまして、新庄市においては、今現在、定年は設定してございません。

また、定年を設定しているところの多くを見ますと、55歳前後なのかなという気はしますけれども、今皆さん大変、ある程度の年がいても元気でいらっしゃいますので、その辺は若過ぎるのかなと。自分の判断におきまして、頑張れるのだという方は頑張ってくださいなという思いがありますので、そこは、今後も定年というのは考えず、皆さんのほうで自己判断で消防団に参加していただきたいと考えております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** まさにそのとおりだと思うのです。悩ましい問題がいっぱいあるのだけれども、まず、国から増やせという意見、どう見た。納得できるか。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** 消防団活動、字のとおり消防活動がメインとはなりますけれども、今となつては、消防よりも防災対応というのが非常に重要視されているのかなと。そういった面で、先ほどから出ております地域コミュニティーの中核を担うという部分もありますけれども、そういった面を考えれば、人数はなるべく多いほうがいいかなというところは考えますけれども、ただ、地域、地域によって様々な実情がございしますので、国が言うことは基本的な考え方ということで、新庄市におきましては地域に合わせた形で考えていきたいと考えております。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** ほかに質疑なしと認めます。よつて、総括質疑を終結いたします。

## 日程第22議案等の予算特別委員会、常任委員会付託

**佐藤卓也議長** 日程第22議案等の予算特別委員会、常任委員会付託を行います。

議案等の委員会付託につきましては、お手元に配付しております令和6年3月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託しますので、よろしく願いいたします。

## 令和 6 年 3 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
予 算 特 別 委 員 会 議 案 ( 6 件 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第 1 0 号令和 6 年度新庄市一般会計予算</li> <li>○議案第 1 1 号令和 6 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第 1 2 号令和 6 年度新庄市介護保険事業特別会計予算</li> <li>○議案第 1 3 号令和 6 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算</li> <li>○議案第 1 4 号令和 6 年度新庄市水道事業会計予算</li> <li>○議案第 1 5 号令和 6 年度新庄市下水道事業会計予算</li> </ul>
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議 案 ( 2 件 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第 1 6 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 1 7 号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について</li> </ul>
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議 案 ( 7 件 ) 請 願 ( 3 件 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第 1 8 号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 1 9 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 2 0 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 2 1 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 2 2 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 2 3 号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第 2 4 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について</li> <li>○請願第 1 号生活保護基準の引上げ及び物価高騰に見合う増額に関する請願</li> <li>○請願第 2 号除雪受託業者に対する支援について</li> <li>○請願第 3 号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書採択を求める請願書</li> </ul>

### 議案 6 件一括上程

正予算（第 5 号）までの補正予算 6 件について、  
会議規則第 35 条の規定により一括議題にしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 日程第 23 議案第 4 号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 7 号）から日程第 28 議案第 9 号令和 5 年度新庄市下水道事業会計補

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号令和 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 9 号令和 5 年度新庄市下

水道事業会計補正予算（第5号）までの補正予算6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

（山科朝則市長登壇）

**山科朝則市長** 議案第4号から議案第9号までの令和5年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第4号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ7,192万2,000円を減額し、補正後の予算総額を211億6,229万5,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、全体を通して職員給与費等の人件費の整理に加え、各種事業の決算見込みに相応した事業費の精査と財源の補正を行うものであります。

加えて、歳出予算の経費のうち年度内にその支出が終わらない見込みがあるものについて、翌年度に繰越しして使用することのできるよう御提案するものであります。

6ページ第2表繰越明許費につきましてはありますが、3款低所得者世帯への物価高騰対策支援給付金事業や、同じく3款公立保育所施設整備事業、8款土木費橋梁長寿命化事業など、計8事業について繰越しするものであります。

7ページの第3表におきましては、事業費の確定などによる各種市債の額の追加及び変更を行うものであります。

11ページからの歳入についてであります。1款市税につきましては、決算を見込んだ補正を行うとともに、2款森林環境譲与税及び3款利子割交付金につきましても、交付見込額に応じた補正を行うものであります。

さらに、15款及び16款の国・県支出金並びに22款市債等につきましても、事業費の精算に伴う補正を行うものであります。

また、18款寄附金では、ふるさと納税の寄附

金が好調であることから、今後の伸びを見込み3億円の増額補正を行っております。

18ページからの歳出につきましては、各事業費の確定に伴う費用の補正と決算見込みに相応した補正を行っております。

2款総務費では、全体的な財源を見込む中において、市有施設整備基金及び庁舎建設基金積立金へ合わせて1億7,000万4,000円の積立金を補正計上しております。また、歳入でも触れましたが、ふるさと納税の寄附金の増額に伴い、報償費など必要な費用の増額補正を行っております。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも、適切な対応を要する補正内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、39ページからの議案第5号から議案第7号までの3特別会計補正予算及び議案第8号水道事業会計補正予算並びに議案第9号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度、おのおの事業の総括などを図るため必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長より説明させますので、御審議いただき御決定くださいますようお願いいたします。

**佐藤卓也議長** 小関財政課長。

（小関 孝財政課長登壇）

**小関 孝財政課長** それでは、私から議案第4号以降、新庄市一般会計補正予算から国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業の特別会計の補正予算について御説明申し上げます。

初めに、議案第4号令和5年度新庄市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算歳入歳出それぞれ7,192万2,000円を減額しまして、補正後の予算総額を211億6,229万5,000円とするものでございます。

各款、各項の補正予算並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に6ページ、第2表繰越明許費補正について御説明いたします。

全部で8事業でございます。

初めに、2款総務費の総務一般管理事業につきましては、令和6年度の定額減税に対応する職員給与システムの改修を早期に発注する必要があるために、このたびの歳出予算に改修費用を計上しまして繰越しとするものでございます。

2款総務費の戸籍住民基本台帳事業につきましては、法の改正に伴う住民票やマイナンバーカードへの仮名表記に対応する住民基本台帳システムなど各種システムの改修に当たり、国からの詳細事項の提示が遅くなりまして、そのために年度内の完了が見込めなくなり繰越しとするものでございます。

3款民生費、低所得世帯への物価高騰対策支援事業給付金事業は、12月補正で予算化しまして早期の給付に努めてまいりましたが、年度内の給付完了が見込めないことから繰越しとするものでございます。

同じく3款公立保育所施設整備事業につきましては、年度内の支払いが見込めないため繰越すものでございます。

4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチンの接種費用などは全額が国費の対応でしたが、来年度からは国の財源が見込めないために、本年度に予算化しまして財源とともに繰越しとするものであります。

6款農林水産業費のその他農地対策事業は、田んぼダム貯留機能効果検証事業実施ほ場設置工事が地権者との調整に時間を要しまして、そのため年度内の完了が見込めなくなったために繰越しとするものでございます。

8款土木費の橋梁長寿命化事業が、1月補正

にて前倒しするとして予算化しました二ツ屋1号橋、これの補修工事など3つの測量設計業務と北辰橋橋梁補修工事が、冬期間は現地調査ですとか作業、工事が実施できないことから繰越しとするものでございます。

都市計画総務管理事業は、新庄市エコロジーガーデン周辺道の駅整備事業における造成工事が年度内の完成が困難となったことから繰越しとするものであります。

次に、7ページの第3表地方債補正でございますが、こちらは事業費の確定による変更が主なものであります。

なお、保育所建設事業につきましては、公債費抑制の観点から、交付税措置のない市債1億3,760万円を減額しまして、これに財政調整基金繰入金を充てることとしております。

11ページからの歳入について御説明いたします。

ただいま市長も申し上げましたが、全体を通しまして、職員給与費等人件費の整理と各種事業について、決算見込みに相応した財源の補正を行ってございます。

1款市税の各目におきましては、決算見込みを推計してそれぞれ必要な補正を行っております。

3款利子割交付金など各種交付金につきましても、今年度の交付見込額に応じて必要な補正を行うものであります。

11款地方交付税は、普通交付税の追加算定交付があったものを、このたびの補正予算の財源として計上してございます。

12ページからの15款国庫支出金、15ページまでの16款県支出金につきましては、事業費の確定や精査に伴う負担金・補助金などの増減を補正してございます。

15ページ、18款寄附金は、ふるさと納税の寄附金が好調でございまして、現予算の10億円を超える見込みであるため3億円を増額するもの

でございます。

16ページ、19款繰入金は、地方債の補正でも触れましたが、保育所の建設事業におきまして公債費抑制の観点から、交付税措置のない市債を減額しまして財政調整基金繰入金1億3,760万円を増額してございます。また、今年度の当初予算の編成時に、財源として市有施設整備基金2億円を充てるとしておりましたが、このたびの全体的な財源を見込む中で繰入れしないこととしまして2億円を減額するものであります。

17ページの22款市債につきましては、民生費の保育所建設事業債を除き事業費の確定による補正を行うものであります。

続きまして、18ページからの歳出について御説明させていただきます。

2款総務費は、全体的な財源を見込む中で、1項4目財政管理費におきまして、市有施設整備基金に7,000万円を積み立てまして、1款6目財産管理費は庁舎の建設基金に1億円の積立てを行うものであります。

7目企画費では、19ページになりますが、ふるさと納税事業におきまして寄附金が好調のために、返礼品等の費用など合計3億円を増額してございます。

23ページ、3款民生費2項1目児童福祉費は、対象となる子供さんの数の減少により施設型給付費を減額補正してございます。

26ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、事業を来年度に繰り越すに当たりまして不用額を減額して予算を組み替えるものであります。

28ページから29ページにかけての6款農林水産業費1項5目農地費の県営土地改良事業費は、県事業の精算に伴いまして減額、それから多面的機能支払事業費は、補助の交付決定に合わせて減額とするものです。

31ページ、7款商工費1項4目新工業用地整備事業費は、現在の課題を踏まえ、精査・検証

を行った上で今後の方向性を総合的に判断するとしたために減額補正となるものであります。

32ページの8款土木費4項1目都市計画総務費のエコロジーガーデン周辺道の駅造成工事は、工事内容の精査によりまして減額補正しております。

35ページからの10款教育費2項小学校費、それから3項中学校費におきましては、各工事完了に伴う減額補正と、修繕などに要する経費の計上となっております。

36ページ、5項社会教育費は、市民文化会館など各公共施設につきまして、管理に係る費用の精査を行ったものでございます。

以上で一般会計を終わりにして、特別会計の説明に入らせていただきます。

39ページ、議案第5号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ316万7,000円を減額しまして、補正後の予算総額を34億9,496万5,000円とするものであります。

内容としましては、事業費の精査に伴う特定健康診査業務、この委託料の減が主な要因であります。

47ページ、議案第6号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ340万3,000円を追加しまして、補正後の予算額を39億5,404万5,000円とするものでございます。事業の執行に応じて過不足を調整するための補正を行うとともに、歳入につきましても歳出の補正に合わせた財源の補正を行ってございます。

次に、61ページ、議案第7号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出それぞれ301万円を増額いたしまして、補正予算後の予算総額を4億7,926万6,000円とするものであります。こちらにも財源を調整

しまして歳出に一般会計繰出金を増額補正して  
ございます。

以上で一般会計及び特別会計補正予算の御説  
明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお  
願いたします。

**佐藤卓也議長** 矢作上下水道課長。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

**矢作宏幸上下水道課長** 私からは、議案第8号令  
和5年度新庄市水道事業会計補正予算(第4  
号)及び議案第9号令和5年度新庄市下水道事  
業会計補正予算(第5号)につきまして、別冊  
の令和5年度新庄市上下水道事業補正予算書に  
より御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

議案第8号令和5年度新庄市水道事業会計補  
正予算(第4号)でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、  
このたび建設改良費について補正するため記載  
をしております。

第3条収益的収入及び支出の補正につきまし  
ては、水道事業収益の既決予定額10億7,601万  
円に補正予定額249万5,000円を減額し、計10億  
7,351万5,000円とします。

水道事業費用につきましては、既決予定額10  
億3,432万7,000円に補正予定額29万円を増額し、  
計10億3,461万7,000円とします。これは、主に  
職員給与費等の精算によるものであります。

2ページを御覧ください。

第4条資本的収入及び支出の補正につきまし  
ては、資本的収入の既決予定額4,793万3,000円  
に補正予定額693万4,000円を減額し、計4,099  
万9,000円とします。

資本的支出につきましては、既決予定額4億  
5,800万9,000円に補正予定額440万円を減額し、  
計4億5,360万9,000円とします。これは、工事  
の精算によるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不

足する額4億1,261万円は、過年度損益勘定留  
保資金等で補填いたします。

第5条議会の議決を経なければ流用すること  
のできない経費の補正につきましては、職員給  
与費の既決予定額5,419万1,000円に補正予定額  
19万8,000円を増額し計5,438万9,000円としま  
す。

なお、3ページと4ページには補正予算の実  
施計画を記載しております。

以上、議案第8号令和5年度新庄市水道事業  
会計補正予算(第4号)について御説明申し上げ  
ました。

続きまして、5ページを御覧ください。

議案第9号令和5年度新庄市下水道事業会計  
補正予算(第5号)でございます。

第2条収益的収入及び支出の補正、公共下水  
道事業の下水道事業収益につきましては、既決  
予定額9億863万円に補正予定額90万9,000円を  
減額し、計9億772万1,000円とします。

農業集落排水事業の下水道事業収益につきま  
しては、既決予定額8,780万5,000円に補正予定  
額1万6,000円を増額し、計8,782万1,000円と  
します。

公共下水道事業の下水道事業費用につきまし  
ては、既決予定額8億9,092万1,000円に補正予  
定額1,203万7,000円を減額し、計8億7,888万  
4,000円とします。これは、主に浄化センター  
の動力費が減額となったことによります。

6ページを御覧ください。

農業集落排水事業の下水道事業費用につきま  
しては、既決予定額9,017万6,000円に補正予定  
額1万7,000円を減額し、計9,015万9,000円と  
します。

第3条議会の議決を経なければ流用すること  
のできない経費の補正につきましては、職員給  
与費の既決予定額4,756万9,000円に補正予定額  
18万円を増額し、計4,774万9,000円とします。

なお、7ページと8ページには補正予算の実

施計画を記載しております。

以上、議案第9号令和5年度新庄市下水道事業会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第9号までの補正予算6件につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました令和5年度補正予算6件の審議に入ります。

## 日程第23 議案第4号令和5年度 新庄市一般会計補正予算（第7号）

**佐藤卓也議長** 初めに、議案第4号令和5年度新庄市一般会計補正予算（第7号）について質疑ありませんか。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 補正の一番先に質問さ

せていただきます。

このたびの補正の質問に関しては、皆さん、来週からの一般質問に絡むこともありますので、なるべく絡まないように質問したいと思います。

私からは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、6ページの第2表繰越明許費補正と、31ページの7款商工費です。

6ページの繰越明許費補正に関しては、8款土木費橋梁長寿命化事業及び都市計画総務管理事業です。31ページに関しましては、新工業用地整備事業になります。

この補正の理由としまして、まず、6ページでは、橋梁長寿命化事業に関しては冬期間の現地調査、それから工事の実施ができないという理由で繰り越すという話でありました。都市計画総務管理事業費に関しては、年度内の完成が困難というこの2つの理由でありました。

あと、31ページの7款商工費の理由に関しては、現状の課題を踏まえ精査・検証をし、今後の方針を総合的に判断していくための減額という理由づけでありました。

質問に入りますが、まず、6ページの第2表に関する繰越明許費補正に関して質問ですが、この両者合わせまして、今年は特に少雪であったわけです。ほとんど地面が見えるような状況もありました。この少雪の中で調査や工事の前倒しの実行をなぜできなかったのか、検討したのかという点をまずお聞きしたいと思います。

この理由としましては、工事関係者、除雪関係者、特に除雪作業に携わっている作業員の方々、別の意味合いを持ちまして仕事の埋め合わせができたのではないかと、そういう効果が当たる補正ができたのかなと思います。工事関係者からの、ぜひ工事を進めてもらえないかという打診はなかったのかという点をまずお聞きします。

次は、31ページの商工費の新工業用地整備事業に関してですが、御存じのとおり、我々会派

から政策提言、これを理解していただいているという前提で減額額が4,753万2,000円と、このたびの補正であります。この理由づけで、現状の課題を踏まえてという、この文言中の現状の課題、これの具体的な事例を教えてください。

以上、お願いします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 補正予算、繰越明許費の補正ということで、8款土木費の道路橋梁費、また都市計画費についての御質問をいただいたところです。

初めに、道路橋梁費の橋梁長寿命化事業に関する繰越しの内容でございます。

今回の繰越しの内容につきましては、そもそも前波跨線橋の撤去工事、この費用がJRとの協議内容で減額になったということに伴いまして、改めて事業内容の見直しを行って、新たな事業箇所を設定したということで、1月の補正の中で事業箇所を設定させていただいて補正をしたものでございます。

でございますので、実際に1月の後からの事業開始ということございましたので、実際の工事の内容につきましては、当初から繰越しを見越しての来年度の事業と合わせた形での事業を見込んでいる内容でございますので、なかなか前倒しという部分に関しての実施まではできなかったということでございます。

また、都市計画事業費に関しましてのエコロジーガーデンの造成工事ということでございますが、こちらの繰越しに関しましても、当初予定では、年度内の造成工事の完成を見越して事業を実施してきたところでありまして、実際に事業にかかる際に、開発許可の許可がなかなか下りなかったということで、11月からの実施ということに実際になったところがございます。

当初、国土交通省からの発生土の利用をしな

がら造成を完成する予定でありましたが、降雪時期にかかるということで、土の搬入に関しましては全数量搬入できるものの、降雪期の地ならしに関しましては時期が悪いということで、工事を中断せざるを得ない状況であったと判断して、実際には盛土の形で、現在現場のほうに土をストックしてあるということでございます。

この事業、繰越しといたしておりますので、現在受注者の中で、雪解けとともに工事再開ということを見越しながら、現在実施に向けて準備を進めているというところがございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 新工業用地整備の減額補正の部分についての御質問でございますが、こちら、金額約4,700万円ほどの減額とさせていただいたところでございます。

内容的には、基本整備計画の部分で基本計画部分までの実施までしか至らなかったという部分が一番大きなところでございます。そのうち一番大きな金額のところは、やはり基本設計部分に関しての用地測量部分が一番大きな減額の金額となっております。

御質問の現状の課題ということでございますが、先般の全員協議会でも御説明させていただいてございますが、やはり、コロナ禍ということございまして、人手不足の部分で想定しておった以上に人手不足が各企業さんとも深刻だというお話をこちらでも認識してございます。

また、それに伴うデジタル化の進展、社会全体が急速にデジタル化の対応を迫られていると、そういうことも様々総合的に勘案しまして、今現在、今後の現状等を踏まえまして、これからの対応策を練っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番(山科正仁議員) それでは、先ほどの繰越明許費の補正に関してはおおむね了解しましたが、基本的に、もしエコロジーに関しても年内に工事が進められたと、仮の話になってしまいますが、この少雪で、もしやれたとすれば、今後の総工事費に関するその影響というのが、例えば、これから、今、物価高騰だ、資材高騰だという時代に、できたときにやらないで、お決まりだから次年度だよと繰り越した場合に、またそれはかさ上げされてしまうという懸念があるかと思えます。その辺の見込みはどういうふうに考えているかという点が1つと、あと、今新工業団地に関しては、確かに先ほど市長からも施政方針のお話の中に出てきました。確かにソフト面の大変課題だと思います。

ソフト面ということは、つまり机上の論というか現実的な課題、全世界的というか、日本だけでない、新庄だけでない課題を挙げておるのであって、現実的に新工業団地に着手した場合に、どういう課題があるかという点を見なければ駄目だと思うのですよ。

ということは、今課長が申しあげましたように、基本設計が一番高額である、それから地形、用地関係の測量業務、これが追っかけて全部減額になっているわけですし、それもやらないで、どうやって精査、それから検証というのが、本当のその土地を検証する、その地域を検証するというのが、どういう手法でやるつもりなのか、それをお聞きします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

佐藤卓也議長 長沢都市整備課長。

長沢祐二都市整備課長 今回の繰越事業に関して、仮に繰越ししなかった場合、また繰り越したことに伴う増額等の支障の有無ということで御質問いただいたかと思えます。

私どもといたしましても、年度内での造成完了ということで当初見越しておりましたので、

着手がなかなかできない状況を踏まえて、やきもきした部分は大変あった部分でございます。急いで実施はしたものの、例年の気候を考えますと、冬期間、無理やり工事を動かして現場の状況を悪くするよりは、一旦止めて春先の雪解けを待った施工を行うことで良好な工事現場の状況が得られるだろうということで判断したわけでございますが、残念ながらというか、今年度たまたまこのような少雪の状況でございましたので、結果的にはとても残念だったなということでは思っているところです。

今回の繰越しに伴っての工事費等の増額等の考え方も当然でございます。今回の繰越しに合わせて延びてしまっている部分について、当然、途中で止めてしまっている部分もございまして、経費等の掛かり増しは若干ございまして、その分の費用が大変無駄な部分を実施しなければならぬということは、ちょっと残念に思っているところでございます。

ただ、全体的な事業計画といたしましては、国との協議の中で年度を区切って進めていることではございますので、なかなかそれを先行して進めるということまではできない部分もございましたので、結果的には令和7年度グランドオープンに向けて、また国とも協議を行いながら確実に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

小関紀夫商工観光課長 議長、小関紀夫。

佐藤卓也議長 小関商工観光課長。

小関紀夫商工観光課長 先ほど答弁させていただきました私の答弁でございますが、確かに議員おっしゃるとおり世界的な経済情勢、それから国内の情勢も加味されている部分が往々にしてあるかと思えます。ただ、今後の我々の考えといたしましては、当然、現状を知らなければならぬということで、各地元の企業さんにもお伺いさせていただきながら、現状の課題等々を

まず正確に把握していきたいと考えてございます。

かつ、この春に開学いたします東北農林専門職大学さんとの連携も当然視野に、先ほど午前中の市長の施政方針の中にもありましたが、従来までは、どちらかといいますと工業団地を造成してトップセールスで宅盤を購入していただいた上で、多様な雇用環境の整備を図ってきたわけですが、それ以外の選択肢がそういう形で広がる可能性があるかと私どもでは考えてございます。そういうチャンスを逃すことなく、様々な検証を踏まえながら取り組んでいく手順をこれから考えさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

**14番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番（山科正仁議員）** 3回目ですので、今、おおむね課長の答弁も理解しましたが、やはり新庄市のグランドビジョンといいますか、デザインといいますか、大きなビジョンをちゃんと構築していくために何をしていくかということ、やはり工業用地、それから雇用の面と確かに市長の施政方針にもあったわけですよ。それを推進していくというのは、今回の補正を見ると非常に減額が目につくなという印象を受けております。それは全体的なものですけれども、基本的には減額補正していくというのは、確かに精査と検証でしょうから、いいことはいいと思うのですが、ある程度もう我々議会を通過してきて、非常にいい政策だなど思っているのが減額という形で減らされて事業が縮小するというのは、非常に心にわだかまりが残るといっただけ御理解いただきたいと思います。質問ありませんけれども、よろしくをお願いします。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

**1番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1番（佐藤悦子議員）** 18ページの2の1の1で、会計年度任用職員の給与費がマイナス264万2,000円というのがあります。これ以下、補正、一般会計全体では、会計年度任用職員の給与費はマイナス5,618万2,000円となっております。ほかの特別会計の同じ会計年度任用職員も合わせれば、マイナス5,682万7,000円になりました。なぜこんなに会計年度任用職員の給与費が減ったのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

次に、32ページの8の4の1で、エコロジーガーデン周辺道の駅造成工事がマイナス2,900万2,000円になりました。この金額の理由は何か、お願いします。

それから、32ページ8の4の1、同じところですが、住宅リフォーム支援事業費がマイナス487万9,000円となりました。これは、かなり市民にとっては使いやすい、いい事業と感じていたのですけれども、なぜこんなにマイナスだったのか、今の景気の問題などもあるのか、お願いします。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** それでは、私から、この補正予算全体の会計年度任用職員の減額について御説明させていただきたいと思います。

会計年度任用職員の報酬あるいは共済費等につきましては、当初、職員の雇用を見込んで積算しているわけですが、年度途中で、例えば途中で任用をした、つまり、その前までは任用できなかった例ですとか、あるいは育児休業を途中で取得された例ですとか、あるいは、中途退職された方とか、そういった例がございますので、今回精査させていただき減額となったところでございます。

以上です。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 8款土木費に関する補正予算について御質問いただきました。

初めに、エコロジーガーデン周辺道の駅の造成工事の事業費の減額の部分でございます。こちらにつきましては、先ほど財政課長からの説明にもありましたけれども、工事内容の精査と実際の事業費との精算ということでございます。

今回、この工事の内容につきまして当初計画の中では、造成工事に合わせて舗装工事の下層路盤のところまで実施したいという思いで予算計上したところでございました。結果といたしまして、造成工事まで完成することができなかったという部分もございまして、発注の段階で路盤に関しての部分を削っての発注ということになりましたので、この部分の減額の金額があったということで御理解いただきたいと思えます。

次に、リフォーム補助金の減額でございます。こちらにつきましては、例年どおり、新庄市では多くの市民の方から御利用いただいて、なかなか人気のある事業であるということも踏まえて、例年どおりの180件ほどを見込んだ予算を要求して、県へも補助金の要求をしたところでございますが、残念ながら満額の内示をいただけなかったということで、県の内示額に合わせた事業費としたところで、その残分の費用について減額をさせていただいたということでございますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** 会計年度任用職員の手当というのは、正採用の方に比べると初任給並みかそれ以下ではないのかなと考えます。しかし、市民の側から見れば同じように、正採用も会計年度任用職員という職員も同じように市民のために働いていると感じるし、多分、仕事も

ほとんど変わらない。中には、専門的な資格の要るような仕事が会計年度任用職員という立場に置かれている方もおられます。

そういうふうに考えますと、2023年度の人事院勧告では、正採用の方が、特に若い方の部分について4月に遡って給与改定、引上げが行われました。ですから、若い方々は月1万円ほど上がったとも聞いております。そういう方々と同じような手当をもらって、あるいはそれ以下かもしれない手当をもらいながら、同じような仕事をしている職員が、遡及というか4月まで遡っての1万円引上げには全然当たらなかったというところが私は残念だなと今頃思っております。

そういう意味では、これらの5,682万円ものお金を会計年度任用職員に、本当は月1万円ぐらいを4月に遡って、頑張っていたかというところで上げるべきだったのではないかと思います。その点どう考えられているか、反省はないか、お願いしたいと思えます。

以上です。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 会計年度任用職員の給与に関しては、職員の給与表を基準に作られているところでございます。昨年の県の人事委員会の勧告に基づきまして職員の給与表を改定いたしましたけれども、それを基に会計年度任用職員の給与表も改定いたしますので、会計年度任用職員につきましては令和6年度からの改定ということで、先ほど議員おっしゃいましたように1万円程度の引上げということになっているところでございます。

また、職種によって、そのランクといいますか号給を決めております。例えば、一般職、事務補助あるいは図書館司書、あるいは保育士というようなところで、給与表の中で会計年度任用職員の給与を決めておりますので御了解いた

だきたいと思います。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** 市民にとって、同じように市民のために働いている、同じような仕事なのだけれども待遇が全然違うという、そしてまた不安定で、いつ首を切られるかということでの不安定な中で働いておられる方です。本当は、市にとって必ず必要と思われる仕事については正採用にするべきだと思うのです。そういう意味では、正採用にするべき職種があるのではないかと考えていただいて、引上げと同時に正採用を増やすということも考えていただきたいのですが、どうですか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 職員の採用につきましては、定員管理計画に基づいて採用を行っております。毎年度そうした募集等は行っておりますので、こちらにつきましては、応募していただくということには全く異論がございませんので、そうした応募をしていただくというところと、それから、給与の会計年度任用職員の4月に遡っての支給というところでは、県内の動向を見ながら、令和6年度についても検討していきたいと思っております。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番（渡部正七議員）** ページ数38ページ、10款教育費5項社会教育費12目体育施設費、北辰の屋内運動場トイレ改修工事、減額で945万7,000円減額になっていますが、これちょっと当初予算で、最初トイレ工事580万円ついていて、9月の補正で浄化槽の解体工事として、たしか365万7,000円ほどの予算がついて計上され

たと思います。そのとき私、9月の補正予算の質問で、トイレの改修工事も終わっていないのに、なぜ浄化槽の解体工事が計上されたのでしょうか、みたいなことを言ったのです。そのときに、課長から、トイレの配置であるとか、ちょっとフラットな形で整備をしたいということで、今見積りと設計を精査しているところがあります。そして、年度内においてトイレの改修を終わらせ、すぐにも浄化槽の撤去をする工事を終わらせる予定でありますとの回答がありました。

しかしながら、今回この減額補正があつて、非常に私もびっくりしました。なぜ、このように工事をしないのか。それとも減額なっているから、当然工事をしないのでしょうかけれども、この理由、なぜできないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 北辰屋内運動場トイレの改修工事についてお答えさせていただきます。

9月の補正のときにも、議員おっしゃるとおり御説明をさせていただきました。年度内に何とかトイレのバリアフリー、それから、下水道の接続というところで検討してまいった中で、令和6年度に旧校舍解体工事が始まります。その旧北辰小学校の敷地全体の跡地利用を検討している中で、体育館の出入口であったり、トイレの位置であったり、広場全体のレイアウトの中で再度検討したほうが、より効率的な利用しやすいものになるのではないかとということで庁内で協議をいたしまして、一旦、今年度は事業費を落とさせていただいて、令和7年度の広場の工事に合わせて体育館のトイレの改修、それから下水道の接続も一緒にさせていただきたいと考えております。

以上です。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

佐藤卓也議長 渡部正七議員。

10番（渡部正七議員） 今、課長から説明があつて大体分かったのですが、非常に北辰の運動場、山屋の改善センターもなくなって、非常に代替施設として利用者も多くなっています。ちょっとお聞きしましたら、先月1月までの段階で、今年は333団体ほど、利用者数が4,100人を超えています。昨年度から2.5倍の利用率がある。

9月も申しましたけれども、あそこのトイレ、非常に入り口が男女一緒に小便器が2つ、大便器が1つしかないのですよね。皆さんもそうなのでしょうけれども、多分、大便器に入っていると非常に使用しているとき不安感とかそういうのは非常に感じると思うのですよ。実際、私も現場を見ましたけれども、非常に嫌だなという思い、そういう思いで、非常に今年、こういう予算がついていて、利用者の人たちも非常に希望を抱いていました。

ですから、やはり令和7年度までだと結構まだ時間があるし、北辰の跡地の利用については、たしか前の資料を見ましたら、令和5年度の1月16日の総務文教委員会の際に、北辰の跡地の再利用みたいな、あったのですけれども、それから何も進んでないような現状ですし、今課長のほうから令和7年度すぐするというのは話し合つて、いい方向にしてもらいたいのですが、改めて、今のトイレはあのままいくという方向で、その確認と、あと、利用者の方に、もう一度そういう、できなくなったみたいな周知というか、やはり利用者が、ぜひ直してほしいという声が結構あったものですから、その辺をちょっと教えていただければ、私どもも、そういう話を前もって聞いていれば、ある程度聞かれたときにお答えすることもできたのですが、いきなり今回の補正でこういうふうにとんと上がってきますと、何か私が言っていることが、うそをついたのかなと言われるのもありますので、

まずひとつ、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

伊藤幸枝社会教育課長 議長、伊藤幸枝。

佐藤卓也議長 伊藤社会教育課長。

伊藤幸枝社会教育課長 本当に短期間の間にこちらのほうで方向性を見直したということになってしまい申し訳ありませんでした。

実際、体育館の利用率も、平日も土日もほぼ毎日のように御利用いただいております、男女共用のトイレということで、御利用者の方には大変御不便をおかけしているなどということは、おわび申し上げたいと思います。

避難所にもなっておりますので、早急には考えておつたのですが、やはり工事が、また後から考えたら、ここにねがったほうがいいなみたいなどころがあつてもよくないなというところ、ちょっとお時間をいただいて、令和7年度の整備に向けてということで、今後、御利用者の方にも周知をお願いをしまいたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

7番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7番（山科春美議員） 2点質問させていただきます。

2款総務費1項12目地域公共交通対策費と、あと2つ目なのですけれども、10款教育費5項社会教育費7目重要文化財旧矢作家住宅管理費について質問させていただきます。

最初の地域公共交通対策総務費ということですが、670万円ほど増額になっております。こちらはこういった内容なのか、新しい県立病院が移転したりとか、また専門職大学がこれから開学するわけなのですけれども、そういったものに利用されるのか、そのあたり教えていただきたいと思います。

あと、重要文化財の矢作家なのですけれども、

本当に計画から3年ぐらいかかりまして、やっと完成いたしました、ずっと白いビニールシートが屋根にかかった状態だったのですけれども、今本当に立派な、本当にかやぶき屋根の建物として本当に外からも見られるのですけれども、去年の9月あたり、一生懸命かやぶき職人の方々が一生懸命改修している姿を地元の人たちも見て、「すごいね」という話もあったのですけれども、こちらのほうは減額として908万円ぐらいあるのですけれども、全てこちら完成されたのでしょうか。中のいろいろなもの、劣化の建具の修理とかも、そういったのもあったと思うのですけれども、そのあたり教えてください。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私のほうからは、地域公共交通対策費の670万4,000円の部分について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、山交バスが運行している路線の赤字額に対しまして助成を行うという内容になっておりまして、例年3月補正で金額が確定した段階で補正計上して対応しているというところです。

具体的には、山交バスで経常的な欠損額のうち国や県から入る補助金を控除した金額の差額分、不足する分をお支払いするという内容になっておりまして、山交バス金山線につきましては644万2,000円、鳥越線につきましては26万2,000円となっております。

なお、山交バス金山線につきましては、金山町と2分の1ずつ折半して、この金額を金山町でも640万ほど支払うという内容になっております。こちら、支払った額の8割相当額が特別交付税で補填されるというところになっていまして、国としても公共交通、国民が利用いたします公共交通をきちんと維持していかなければいけないということで、国・県・市町村で維持

していくという内容の負担金になっております。

以上でございます。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 旧矢作家住宅の工事につきましては、おかげさまで11月末で終了いたしました。屋根のふき替え、それから中の修繕も終わっております。ただ、時期的に冬の間はお休みにしておりましたので、4月には皆さんに公開できるかと考えております。

減額につきましては、工事完了いたしておりますので、執行額と予算額の差額を減額という形で上げさせていただいております。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美議員。

**7 番（山科春美議員）** 山交の赤字額をお支払いするという内容で、教えていただいて分かりました。やはり、本当に地域公共交通は大事なもので守っていかなければいけないところもあって、後ほど国のほうから補填されるということでしたので、内容分かりました。

何か今年の4月から開学するに当たって、先ほども停留所を何か所か増やすと言ったので、そういった内容なのかと思ってちょっと質問させていただきました次第でございます。

矢作家住宅ということで、やっと本当に3年ぶりに完成したということでよかったと思えます。相当の金額、5,500万ほどかかって改修させていただいたかと思うのですけれども、やはり地元で見えておきますと、なかなか観光客というか、素晴らしいものなのですけれども見る方が少ないなとも思っております。やはり、これだけの費用をかけて大事な国指定の文化財ということで造られたわけですので、もう一段のPRとか、何か考えていることがありましたら教えてください。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 矢作家住宅の見学者数につきましては、やはりなかなか距離もありまして人数が伸びていないところは現状であるかなと思います。ただ、今後またコロナ禍が過ぎまして、インバウンド、そういったところも可能性はあるかと思しますので、パンフレットなどを充実させながらPRを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** 15ページの18款寄附金の件です。ふるさと納税寄附金についてですけれども、10億円の予算に対して今回3億円上振れしたということで、増えたということで、なかなか予算の見積りの、特に収入のところでは堅い見積りということで、そこは必要かなと思って、まずは減らないというか、10億円以上というのを確保したというのは安心されているのですけれども、ただ、3億円ということで3割も増えているというのは、それはそれで、また大きく上振れしたのを把握できなかったのかなというのがちょっと一つございまして、その要因と、あと分かっている範囲での要因、あとは経費として、3億円入った中での経費を差し引いた後の残る額、その使い道について教えていただければと思います。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** ふるさと納税についての御質問をいただきました。

確かに議員おっしゃるとおり、見積りが非常に難しいという部分で、私たちも苦勞している部分がありますけれども、以前は本当に刻んだ形で堅く、例えば3億円ずつ、増えれば補正予算の都度増額、増額という形で、追いかけたよ

うな形でやっていた時期もあったと記憶していただけますけれども、そうしますと、職員の毎回の計算する負担といえますか、そういった部分も非常に大きいものですから、最近では割と、大体大きく見込める部分を当初予算で見た形で10億円と見ていまして、今の3月補正、あるいは間に合えば前の12月補正あたりでも動向をつかめれば、その辺あたりで精算見込みで増額補正、あるいは減るようであれば減額補正になるかと思うのですけれども、そういう形でやらせていただいているという現状にあります。

なかなか、今回3億円もという形になるかもしれないけれども、補正のタイミングそのものが、議会の年4回の定例会しかないところを、まず的確にそこで捉えて計算していくというところになるものですから、ちょっとなかなか難しいというところがありますので、その辺御理解いただければと思います。

あと、今回増収の要因となった部分につきましては、広告費をきちんと効果的に使うように努めておりまして、使った広告がきちんと寄附の額の向上に有効につながっているのかなと捉えております。

また、今村先生を活用したPR動画なんかも作成いたしましたので、そういった部分も一定程度効果があるものと見ておりますけれども、どの程度効果があるという分析がなかなか難しいところがありますので、主な要因としてはそういった形で捉えております。

また、今回の経費を除いた分の残った金額といたしましては、おおむね13億円来れば5億4,000万円ほど積立てできるのかなと思っております。使い道については、積み立てた寄附額を、その年度、年度で取り崩すときに、それぞれの使い道に充当するという形になりますので、それは年度ごとに違うという形になっております。

以上でございます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。  
佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） 補正のタイミングというのはあるので、やはり事務の負担を減らすということでは理解しました。また、要因としましても、広告費が効果的だったというのも、それは一番効果的な使い方よかったですかなと思います。

ただ、私のほうで要因として一つあるのかなと思っているのが、総務省からの変更によって、なかなか各自治体、振り回されているところもあると思うのですけれども、経費のところ50%というところが厳格化されたときに、新庄市では、もう元から50%以内でやっていたので、額は変えたのか、変えていないのか、そこまでは理解していないのですけれども、ほかのところが軒並み値上げをしたり量を減らしたりという中で、新庄市はそれに影響されず、そこに増額になったのかなというのは、ちょっと思っていたところでした。

一つ質問ではないのですけれども、使い方として、やはりいろいろ市民の方とか、こちらの議員から、新しい事業とか新しいアイデアというところで施策を提言したときに、やはり予算としての財源がないという話がよく聞こえてくるものですから、このふるさと納税を寄附してくれる方は、寄附に対する返礼品だけでなく、やはり新庄を思っている方も多分にいると思いますので、ぜひ、ふるさと納税がどのように使われたかというのをPRして、新しいチャレンジしている姿勢を見せるような予算に使ったと言ってもらえるような使い方をしていただければと思います。

以上です。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 貴重な御意見ありがとうございます。決算で、いろいろな、様々な経費

に使ったという部分については公開はしておりますけれども、なかなか効果的に、まちづくり応援基金という名称になっておりますけれども、きちんと有効に使われているかどうかという実感がされているかという、確かにそうならない部分もあると思いますので、その辺については今後の課題として捉えておりますので、今後様々な部分で工夫していきたいと考えています。

以上でございます。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

17番（小野周一議員） 議長、小野周一。

佐藤卓也議長 小野周一議員。

17番（小野周一議員） まず、財政課長にお聞きします。令和5年度の3月補正予算が、総額で減額になっているわけでございますけれども、このように、例年より事業が増えた、減額補正になった年とは近年であったのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

次に、減額補正になった一つの理由として、私は国・県の交付金の減額による財源の縮減や適正な事業精査による減額補正されたと理解しておりますが、それでよいのか。

次に、ページ数28ページの6款1項5目農地費のその他農地対策事業費の田んぼダム貯留機能効果検証事業実施ほ場設置工事、10万円の繰越明許についてお伺いします。

次、32ページ、8款2項3目道路新設改良費、その他単独道路整備事業費713万1,000円の減額補正についてお聞きします。

同じく33ページ、8款5項1目公営住宅改善事業費1,482万2,000円の減額補正について。

次に、34ページ、10款教育費1項教育総務費2項事務局費825万2,000円の減額補正について。

同じく35ページの10款2項1目の小学校管理費2,233万円の減額補正について。

同じく10款教育費2項小学校費3目学校保健費の243万9000円の減額補正について。

同じく10款教育費3項中学校費1目学校管理費の1,463万円5,000円の減額補正についてお聞きしたいと思います。

**小関 孝財政課長** 議長、小関 孝。

**佐藤卓也議長** 小関財政課長。

**小関 孝財政課長** それでは、このたびの補正予算についてお答えさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、先ほど市長、それから、私が御説明申し上げましたとおり、主には事業の精査によるものでございます。その結果として繰り越すものですか、中止にした事業ですか、取りやめとなった事業ですか、幾つかある中での今回の減額の補正ということでございます。

議員、先ほど交付税減額になってということでもおっしゃいましたが、地方交付税につきましては、このたび再算定ということで、当初49億円の地方交付税の予算を計上していたものを、補正後の予算額で50億円ということでさせていただいております。これにつきましては、先ほど、全体的には議員がおっしゃいましたとおり、このたびの補正に関しては事業の精査によるものということでございます。

以上です。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**佐藤卓也議長** 柏倉農林課長。

**柏倉敏彦農林課長** 28ページの田んぼダム貯留機能機効果検証事業の実施ほ場の設置工事について御質問がございましたので、お答えいたします。

この事業につきましては、当初説明をした段階で地権者からも御理解を得られて、すぐ工事に秋から入る予定でございましたが、説明会後に地権者から、場所を自分の土地にしないしてほしいというようなこともございまして、再度設置場所等を、計画変更が余儀なくされたことから、また、本来であれば雪が多く降って雪の上から作業をするという予定でもあったんですけど

れども、あまり雪が降らなくて、田んぼが、現状ぐちゃぐちゃだということで、そうした時期の作業を行わないでほしいという要望もあって、今回10万円を追加補正して510万円を繰越明許して、雪が解けた後、田んぼが乾いてからの施工にしたいということでございます。

以上です。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 8款土木費の事業の減額の関係について御質問いただいております。

初めに、その他単独道路整備事業費、公共土木工事の負担金でございます。こちらにしましては、県道の改良事業に関する市町村の負担金に係る部分でございまして、県が今実施しております新庄戸沢線等の事業に関連しての負担金、これが県からの要請があって減額になったということでございます。

続きまして、公営住宅の住宅改善事業費の減額1,400万円ほどということで減額しているところでありますが、この内容につきましては、当初予定しておりました事業計画、工法等の見直しに伴いまして大幅な減額ができたということで、実際には予定していた機能を十分発揮できるような形で工法を変えたところ、このような形で整備ができたということで減額をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

**渡辺政紀教育次長兼教育総務課長** 議長、渡辺政紀。

**佐藤卓也議長** 渡辺教育次長兼教育総務課長。

**渡辺政紀教育次長兼教育総務課長** それでは、34ページの事務局費の通学手段確保対策事業の減額の部分についてでございます。

まず、大きい部分について、会計年度任用職員につきましては、こちらスクールバスの運転手の給与でございまして、こちらスクールバスの運転手につきましては時給計算をさせていた

だいている中で、令和5年度中に日新小学校のプールの改修や新庄中学校の体育館の改修、また明倫学園のグラウンドの工事ということで、それぞれ児童生徒の皆様、活動する場所、スポーツをする場所がなかったということで、市の体育館に行っていたり、陸上競技場に行っていたり、ほかの施設を使って水泳の授業をしていただくということに当たって、その送迎の分をスクールバスの運転手さん、当初予算では少し多めに見込んでいた部分がございます。その分が工事終了に伴って不要になった分についての減額が350万円でございます。

また、自動車購入費につきましては、今年度、スクールバスを2台購入させていただいたところでございますけれども、そのスクールバスの入札請差でございます。

続きまして、小学校管理運営事業費2,233万円のうち大きい部分でございます。まず、燃料費で593万円、こちらにつきましては、日新小学校において、消雪、融雪のために灯油を使ったボイラーを使って融雪をしているところがございまして、今年度、雪が少なかったということで、その灯油を使うことがなかったということで燃料費の減額となったものでございます。

また、続きまして、大きい部分で、日新小学校のプールの改築工事でございますけれども、こちらにつきましても工事の入札請差でございます。適正な入札の下で、監督職員がその都度、その都度現場を確認しながら完成に当たっておりますので、こちらにつきましては、このような形で工事終了による入札請差が出たというものでございます。

もう一つ、小学校の給食でございますが、ちょっとその分については学校教育課になるかと思っておりますけれども、中学校の管理運営事業のマイナスでございます。こちらで大きい部分につきましては、光熱費につきましては、こちらに

つきましても電気代とか、夏場エアコンなどを使っていたものでございますけれども、学校で少し精査しながら、光熱費につきましては余剰が出たという状況でございます。予算に対して余剰が出たということでありまして。

工事請負費でございますけれども、中学校の体育館のつり天井でございますけれども、当初3億円何がしの金額で工事をお願いしていた部分がございます。これが新庄中学校につきましては、体育館の天井部分につき天井というボードを張っているんですけども、その部分が、東日本大震災においてボードの落下ということがありまして、建築基準法の下、そこをちゃんとかっちり留めるような形で、安全性を確保するように、耐震基準の中でそのようなことがあったのですけれども、新庄中学校についてはボードを張っておりまして、それをボード張り替える、また補強するためということで当初見積もっていたところなのですけれども、工事内容を精査する中で、この後も何らかの事情、幾ら補強しても落ちてくる可能性があるのであれば、ボードを外してもいいのではないかと、ほかの中学校などにおいても、そのような鉄骨、屋根の形がむき出しの状況で使っているものがあって、中学生がそこで体育など授業するに当たっても何ら支障がないのではないかとということで工法の見直しをしまして、ボードを張り直しとか、張って補強する部分から単なる撤去という形になったものですから、このような形で少し大きな金額の減額となったものでございます。

こちらについては以上でございます。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 杉沼学校教育課長。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、35ページ、小学校学校保健費備品購入費の263万9,000円の減額について御説明申し上げます。

こちら、新庄小学校給食室におけますスチー

ムコンベンションオープンの購入に際しましてのものとございました。当初の見積もった予算額と実際の契約金額の精査ということで、業者から大幅な値引きがございまして、このような減額の補正とさせていただいております。

よろしく願いいたします。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** まず、財政課長にお聞きします。

先ほど、私も言いましたけれども、このような多くの事業が適正な精査により減額になっているわけなのですけれども、このような事例というのは課長、経験ありますか。ちょっと待って、3回だからしゃべってから。

あと、やはり今、それぞれの事業について、やはり工事の見直しや、あとやはり適正な事業費の精査により事業費が減額になったということ、それは本当によいことだと思います。しかし、このようなことが、本当に厳しく適正にこれからも行われてほしいという思いで、なぜこのように、例年より多く減額補正の案件があるのですかという意味で聞いたわけです。どうか、関係課の課長の皆さん、本当に今回の中部保育所の問題もありました。とにかく厳格で適正なチェック体制をしていただきまして、いかにも財源確保に努めていただきたいと思います。

財政課長、お願いします。

**小関 孝財政課長** 議長、小関 孝。

**佐藤卓也議長** 小関財政課長。

**小関 孝財政課長** このたびの補正予算の総じての減額につきまして、大小というものは、私の経験上、これが今回極端に大きいか、極端に少ないか、ちょっと記憶しておるところではないのですが、先ほど来議員おっしゃいますとおり、適正な財源確保、それから適正な予算の執行という面において、いつの時代でも、その年度内のどのタイミングでも、事業精査並

びに予算の精査というものは常に行っておるものでございます。

また、それと逆に、緊急的なものも含めましてやらなければならない事業につきましては、補正予算対応等適切に取り組んでまいりつもりでございますので、これからもそのような形で財政を運営していきたいと考えてございます。

以上です。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** 再度お聞きします。このような多くの事業費の減額補正した年というものは、この近年でありましたか。

**小関 孝財政課長** 議長、小関 孝。

**佐藤卓也議長** 小関財政課長。

**小関 孝財政課長** 近年ありましたかと言われますと、このたびは、特に燃料代ですとか物価の高騰により、やはり各担当で若干多めに見積もった予算というものがあったのだろうなと思います。

例えば、私の財政課でもなんですが、少々お待ちください。例えば、財政課としましては公用車のガソリン代、燃料代なのですけれども、このたびの執行見込みによる減額ということで80万円減じております。こちら、燃料単価の上昇分から、当初、その分を加味して予算を組み立てたところではございましたけれども、結果としては80万円の減というところではございます。

こういったものが各担当ごとに散在されることがありまして、このたびの減少の金額の大きさにつながったものだと、一つには判断しております。

以上です。

**佐藤卓也議長** 暫時休憩します。

午後3時08分 休憩

午後3時09分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 あったかどうかに関しましては、私の記憶の中にはございません。

以上です。

佐藤卓也議長 ほかにありませんか。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） 私から二、三お聞きします。

ページ15ページの土木費の住宅費補助金、住宅リフォームの三角ですね。

あともう一つ、次の16ページの繰入金の財政調整基金に関してであります。

あともう1点は、全体的なのですけれども、教育費に関して市民文化会館とふるさと歴史センター、雪の郷情報館の工事のマイナスの要因についてお尋ねいたします。

住宅リフォーム補助金は、リフォーム補助金が、非常に使い勝手のいい、市民に好評な事業なのですね。これがマイナスになったということは、県からのお金が頂けなかったのが原因かな。新庄市は恐らく出してなくて、全部リフォーム代は県のお金を使ってやっているのだけれども、今回は、これどういうことだったのでしょうか。率直なお尋ねなのです。

あと、この財政調整基金、現在のどのぐらいありますか。そこからお願いします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

佐藤卓也議長 長沢都市整備課長。

長沢祐二都市整備課長 土木費の県補助金についての御質問をいただきました。

議員おっしゃいますとおり、この減額に関しましては、当初見込みで予算化しておりました県の補助金額まで内示が満たなかったということで、減額ということにさせていただいております。年度途中でも追加の要望等の実施はしたところではありますが、一部補填はしていただいたものの満額まではいかなかったということで、残念ながら、この分充足できなかったという部分でございました。

例年、新庄市なかなか利用していただいている状況が、好評な状況がありまして、県内でも割と件数の多い配分をいただいているのですけれども、県内全域で、それほどにも人気がありまして、県の予算的にも、ある程度限度まで達しているということがありまして、それぞれの自治体側で配分された結果ということでございましたので、来年度も合わせて一生懸命要望していきたいと思っています。

以上でございます。

小関 孝財政課長 議長、小関 孝。

佐藤卓也議長 小関財政課長。

小関 孝財政課長 では、財政調整基金につきましてですが、令和5年度末の基金残高見込みでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

令和5年度末の残高見込みで19億5,599万9,000円を見込んでございます。

以上です。

18番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

佐藤卓也議長 小嶋富弥議員。

18番（小嶋富弥議員） じゃあ3回ということで、もう1回、もう2回か。

教育減額、それで1つ疑問に思うのは、来年度の予算の主要事業に結構大きい金額をもらっていますね。これは、今ここで論ずるわけにはいかないので保留しますけれども、既定の予算を使わないで、非常に社会教育施設は暗くて、

市民の皆さんも何とか明るくしたいという、私どもも何回かお話、要望してはいますが、なぜここで減額して次に持っていくということが、ちょっと理解できない部分が私としてはあるのです。そこ、どういうふうな位置づけでそういうふうになったのか、政策的になったのかということをお尋ねしたいと思います。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 社会教育施設の工事関係ですが、主に今年度、修繕関係の計画を見直しまして、LED化、それから空調の改修、こういったところを計画的に、それから施設全体を見ながら見直したところがございます。今回、実施設計であったり工事費であったり、落としたところもあるのですが、利用頻度の高い施設からLED化を図っていくという形を全体的には進めているところです。

先ほど御質問がありました文化会館の工事費の減額、そういったところもお答えさせていただきますが、文化会館の工事費に関しましては、小ホールの舞台照明、こちらの改修工事を予定しておりましたけれども、今年度当初に実施設計を行った結果、小ホールの舞台、調光器の操作盤の製作に日数がどうしてもかかってしまうということで、こちらの工事が令和5年度、令和6年度の2か年にわたるということになりましたので、その差額を今回減額をさせていただいたところです。

また、歴史センターの工事費の減額につきましては、空調工事が無事終わっております。執行額と予算額の差額を減額させていただいたところです。

また、雪の里情報館につきましては、こちらは実施設計費になっておりますが、こちらも減額ということで上げさせていただきました。LED化の工事について、空調の改修工事の時期に合わせて一体的にLED化を図ったほうがよ

いのではないかとということで修繕計画を見直しまして、実施設計は来年度に計上させていただきたいと考えております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** 財政課長、お願いしますけれども、財政調整基金の適正な額というのは、どのように見えていますか。

あともう一つ、まだ、住宅リフォーム、都市整備課長、これ新庄市の当初予算はなくて県のお金を使ってこなかったということに対しては、市民のニーズに応えられてなかったと私は思うのですけれども、やはりこの市民ニーズを喚起して、例えば大工さんなり地元の業者さん、サッシ屋さんとか、非常に喜んでいる事業なので、それを、県のお金ももちろん頂いてというか予算化して、なおかつそういう皆さんの喜ぶような事業を市の当初予算で、前も同じようなことを皆さんおっしゃっているのだけれども、そういったものを、やはり大胆な予算編成の中でそういったことも考えていっていただきたいなと思うのです。そういった考えを、これこそ次の補正予算を組んでもいいと思うのだけれども、それは執行部の皆さんのお考えだと思うのです。

あと今、文化会館施設をお答えいただいたけれども、本来ならば当初予算を組んだ既定のものを遂行していくのが予算の組み方だと思うのですよね。途中でいろいろ変更があるのもしかり、あそこ私どもの会派でも、うちの会派の皆さんで社会施設を見に行ってきました。文化会館もしかり、図書館もしかり、これ厳しいなというのは実感してきたのだけれども、いかに早くしていただきたいというのは切実な思いで来たのだけれども、それはそれ、実感として、皆さん議会のほうに、執行部のほうに提案することなので、最初組んだ既定を全部減

額して、次の新しい、組み入れるというのは、最初予算の組み方に対してはいかがかなと思うのです。何でもかんでも予算に持っていけばいいというわけでは私はないと思うのです。

補正予算は、ちょっと生意気なことで申し訳ないけれども、地方自治法第218条の規定に基づき、当初予算を調製した後の災害の発生、法制度の改正、経済情勢の変動や国等の経済対策や国庫補助事業の確定などの理由によって、収入の変動や経費の過不足に対処するために、既定予算を補正し、増額、減額、その他の変更を加える予算のことだと私は認識しておる。そういった観点から、やはり予算の組み方を適正にやらないと、何でもかんでも補正で、いい方向に行くと思うのですよ、でも、予算の組み方としては、いかがかなという思いなのです。

今後、小野議員もおっしゃったけれども、やはりきちんとした当初予算の枠組みを、さっき災害とかいろいろなものがある、これはしようがない、ガソリンが上がればしようがない、これもしようがないと思うのだけれども、やはりそういう変更ということは、非常に何ていうのですか、市民に対する約束がほごにされたと思う。

渡部議員さんも北辰学校のトイレ、決まったと。利用している人が要望があって質問しているわけだけれども、今度これがほごにされた。それでは行政不信と言いたくないけれども言わざるを得ない場合もあるのではないですか。そういう予算の組み方、総務課長はどう見ますか。

**小関 孝財政課長** 議長、小関 孝。

**佐藤卓也議長** 小関財政課長。

**小関 孝財政課長** まず私から、財政調整基金の大きさについてお答えさせていただきます。

その目安としまして、標準財政規模の10%から20%が適正とされております。新庄市の標準財政規模が99億円なので、その10%ということ

で9億円が適正な規模かなと考えております。

以上です。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 住宅リフォーム補助金について御意見もいただいたところです。

以前から意見をいただいている、新庄市としても費用をつぎ込んで市民の期待に沿えられるような制度としてはどうかという御意見もいただいているところです。

数年前から、県の補助金に市の補助金を半分入れて、今現在、限度額30万円または24万円という形での事業を実施しているところです。おかげさまで、当初の内示の中で、おおむね12月ぐらいまでは何とか持ちこたえている感じにはなっています。なので、追加の補正等の中身を入れると、何とか1年持ちこたえられるぐらいの制度にはなっておりますので、現状維持もしくは増加に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 当初予算に関しましては、本当に議員の皆様から御審議いただいた大切な予算でありますので、しっかり運営していくべきだと考えております。今回の見直しに関しましては、LED化についても有利な起債があったりしたものですから、大幅に施設全体の見直しをさせていただいたところもありました。御了承ください。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 総務課として全体的な考え方というところであると思います。議員おっしゃるとおり、当初予算に計上するということは、その年度において執行すると、こういった事業をしたいということが基本にあるかと思いま

す。ただ、年度の途中で様々な事由があるということではございますので、そういった場合は考慮に入れつつも、やはり基本的には議員おっしゃるとおり、適正な執行というところは必要かと思っているところです。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第4号令和5年度新庄市一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第24議案第5号令和5年度 新庄市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2号)

**佐藤卓也議長** 次に、議案第5号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第5号令和5年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25議案第6号令和5年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算(第4号)

**佐藤卓也議長** 次に、議案第6号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第6号令和5年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## 日程第26議案第7号令和5年度 新庄市後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第1号)

佐藤卓也議長 次に、議案第7号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第7号令和5年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## 日程第27議案第8号令和5年度 新庄市水道事業会計補正予算(第 4号)

佐藤卓也議長 次に、議案第8号令和5年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第8号令和5年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

## 日程第28議案第9号令和5年度 新庄市下水道事業会計補正予算 (第5号)

**佐藤卓也議長** 次に、議案第9号令和5年度新庄  
市下水道事業会計補正予算（第5号）について  
は質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質  
疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は討論を終結し、直ちに  
採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第9号令和5年度新庄市下水道事業会計  
補正予算（第5号）は原案のとおり決すること  
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、  
議案第9号は原案のとおり可決されました。

## 散 会

**佐藤卓也議長** 以上で本日の日程を終了いたしま  
した。

3月4日月曜日午前10時より本会議を開きま  
すので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時42分 散会

## 令和6年3月定例会会議録（第2号）

令和6年3月4日 月曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	八畝長一	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

8番 鈴木法学 議員

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	加藤 功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治	選挙管理委員会 委員長	今 田 新
農業委員会会長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 會 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	総 務 主 査	笹 原 佳 子
主 任	小 松 真 子	主 事	秋 葉 佑 太

### 議 事 日 程 (第2号)

令和6年3月4日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番	渡 部 正 七	議 員
2 番	田 中 功	議 員
3 番	坂 本 健太郎	議 員
4 番	伊 藤 健 一	議 員
5 番	山 科 正 仁	議 員

### 本日の会議に付した事件

議事日程(第2号)に同じ

令和6年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	渡 部 正 七	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市公園について</li> <li>2. 持続可能な地域行事について</li> <li>3. 地域公共交通の充実・地域の実情に合わせた移動手段の提供について</li> <li>4. スポーツに親しむことができる環境づくりについて</li> </ol>	市 長 教 育 長
2	田 中 功	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 少雪による公共事業の前倒しについて</li> <li>2. 農業関係について</li> <li>3. 人口減少問題について</li> </ol>	市 長
3	坂 本 健太郎	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境保全と環境意識について</li> <li>2. 地域おこし協力隊制度の活用と定住について</li> <li>3. 若者のまちづくり活動への参画について</li> </ol>	市 長 教 育 長
4	伊 藤 健 一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大規模な地震や豪雨、台風などの災害時に備えた避難所の設定や対応策、準備状況について</li> <li>2. 地元のコミュニティラジオ放送局と協力し、有効に情報発信をするための方策について</li> <li>3. 地域循環型生ゴミ収集事業終了に伴う総括と、SDGsの観点から見た現代の環境に配慮する今後の取り組みについて</li> </ol>	市 長
5	山 科 正 仁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新たなまちづくり事業の方向性について</li> <li>2. 体育施設の管理・運営について</li> <li>3. 子供の将来をつくる進路指導について</li> </ol>	市 長 教 育 長

## 開 議

**佐藤卓也議長** おはようございます。  
ただいまの出席議員は17名です。  
欠席通告者は、鈴木法学議員の1名です。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**佐藤卓也議長** 日程第1 一般質問。  
これより一般質問を行います。  
今期定例会の一般質問者は13名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。  
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。  
本日の質問者は5名です。

### 渡部正七議員の質問

**佐藤卓也議長** それでは、初めに渡部正七議員。  
（10番渡部正七議員登壇）  
**10番（渡部正七議員）** おはようございます。  
3月定例会、一番最初に一般質問します新政・結の会、議席番号10番の渡部正七です。  
弥生3月、卒業式の季節、また、旅立ちの季節でもあります。卒業生の皆様には本当におめでとうございますと願うとともに、そして新しい生活、頑張ってもらいたいと願っております。  
このふるさと新庄を離れる生徒さんも多数お

られると思いますが、最近はこの新庄を離れる生徒さん、また、ぜひ新庄にふるさと回帰してほしい、そういう願いを込めるような季節ともなっております。

それでは通告に従いまして、質問に入りたいと思います。

大項目の1番目、都市公園について質問します。

公園に対する市民満足度・まちづくり市民アンケートにおいて、「憩いの空間として公園が整備されている」、この設問に対して、満足度は31.2%、これは令和4年の数値でありましたが、都市公園には、都市機能の保全と快適で潤いのある空間の提供が求められております。本市において、都市公園の現状と課題等について、これから伺いたいと思います。

まず、国土交通省は、都市公園の役割として、子供からお年寄りまでの幅広い年齢の自然との触れ合い、レクリエーション活動、健康・運動、そして文化活動と、多様な活動の拠点を挙げております。

本市において、都市公園はこれらの役割や憩いの空間としての役割を果たしているのか、まず伺いいたします。

次に、都市公園は、地域のまちづくりを担う重要な施設と考えます。市民の意見を反映させた公園づくりや、市民協働での緑化・美化、また、公園設備の維持管理をこれまでも行ってきたと思いますが、さらなる市民参加の下での公園施設の維持管理を行うべきと考えます。今後の取組等についての考えをお伺いしたいと思います。

3番目になります。公園施設の管理には、予防保全型の管理が非常に重要だと考えます。本市における公園の遊具やベンチ等、公園施設のこの安全性、健全度について、どのような点検、調査を行っているか、お伺いしたいと思います。

4番目になります。各自治体において、最近

は本当に新しい、誰でも遊べるような遊具とか、熱中症対策としてミストシャワーを導入したものの、いろいろな新しい公園づくりが行われておりますし、遊具の更新も行われております。

本市において、最近の遊具の導入と実績がありましたらお聞かせ願いたいと思いますし、また、今後の更新等についてもどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

以上、都市公園についての質問です。

続きまして、大項目2番目、持続可能な地域行事についての質問となります。

現在、地域のつながりの希薄化が課題になっているように感じております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化したことで、やはり感染を回避する生活様式が常態化し、地域の活動も行われないうえ、やはり、そのような中で地域の帰属意識の低下とか、住民関係の希薄化が進んだのではないのでしょうか。

そのような中で、やはり地域行事を開催したり、地域住民が一堂に集まる機会の提供をすること、これは、地域の文化を継承していくことや、地域への誇りと愛着や伝統を守っていくことなど、非常に有意義なことであると考えます。

しかしながら、最近では、少子化、担い手不足など、様々な事情により地域行事を取りやめてしまうようなことが増えておりまして、大変懸念しているところであります。

そこでまず、寄附とか協賛金、これらを集めて開催している地域行事も多くありますが、大変厳しい経済状況の中で、財源を確保できずに今後、中止を余儀なくされる地域行事も出てくると思います。地域行事継承のための財政支援も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、次に、地域行事を継承できない要因の一つとして、やはり担い手不足があると考えております。地域参加を促し、担い手不足、この解消につなげるためにも、ふるさと学習の充実や、地域との交流活動の中で学ぶ取組などを、

今も行っているわけではあります、さらにこれらを強化・推進してはいかがかと考えますが、その辺についての御見解をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、第3項目の質問になります。大項目3番目の質問です。全国的な動向としまして、人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通の維持・確保が非常に厳しくなっているのではないのでしょうか。本市においても、高齢者が年々増加し、交通弱者が増える傾向にあります。また、運転免許証の返納者も非常に増加になっておりまして、これまで自家用車での移動が中心だった市民の方が公共交通を利用できるように、やはりこれから支援していく、そういう必要があると考えます。地域公共交通の充実・地域の実情に合わせた移動手段の提供について、これからお伺いしたいと思います。

まず、去年は、県立新庄病院の移転等に伴い、市営バス等の路線変更がありました。このときの路線変更については、山形県のオープンデータ、その活用に加えまして、既存の公共交通利用者の利便性の維持とか、新たな利用者が見込まれる潜在的なニーズ、それらに対応するために、利用者、住民からの意見等も活用した分析を行った上で、新たな運行内容の路線変更を行ったとお話がありました。市営バス等の路線変更後の利用状況について、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

また、この路線変更後の利用者、地域住民からの意見等について、声の把握を行ったのか、利用者からの要望、苦情等のデータもありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

3番目になりますが、市内では、公共交通の空白地域が点在しております。空白地域内での住民の方のニーズの把握、調査、アンケートとかヒアリングなど、このようなものを実施しているのか。実施しているのであれば、どのような方法にて行っているのかをお聞きしたいと思います。

います。

次に、最近は、本当に運転に不安を感じるようになり、運転免許証を自主返納した高齢者の方も多くなっております。運転免許証を自主返納した方の中には、移動手段として、電動自転車、シニアカー等を購入した方も多いようです。このような方を対象として、購入費用の助成も必要と考えます。実際、市民の方々より、「運転免許返納したけど、今度、移動するもんないから電動自転車買ったや。だけど、高くてよ。何か市のほうで助成できないかな」、そのような声も多数聞かれます。これらのことについて、今後の対応をお聞きしたいと思います。

次に、アクセス確保策として、各自治体において、A Iのデマンドバスの実験とか、実際購入して運行が行われております。本市においても、A Iのデマンドバスの活用とか導入も、アクセス確保の選択費の一つと考えます。今後、移動するための手段がなく、外出範囲が制限されてしまう市民の方がますます増加していく中、やはり継続的に公共交通を維持する必要がありますし、公共交通網の再編も必要となってくるでしょう。本当に利用者の皆様が利用してみたいと思えるような利用の促進策、地域の実情に合わせた移動手段の提供を今後どのように取り組んでいくのかをお伺いしたいと思います。

以上、地域公共交通の充実・地域の実情に合わせた移動手段の提供についての質問となりますので、よろしく申し上げます。

大項目の4番目、スポーツに親しむことができる環境づくりについての質問に入ります。

第5次新庄市総合計画において、活力あるスポーツ活動の推進が掲げられております。いつでも、どこでも、誰もが、いつまでも、自らの興味、健康状態に応じてスポーツに親しむことができる環境づくり、これは非常に必要なことであると考えます。これらのことについて、これから見解をお伺いしたいと思います。

まず、市民がスポーツに親しむことができる機会や市民の意向を取り上げ、市民の望むスポーツを事業化していく必要があると考えますが、これまで以上に市民がスポーツに親しむことができる機会の提供、市民参加型のスポーツを推進していくために、どのような取組を行っていくのか、具体例などがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

また、昨年の12月議会において、トップアスリート・優秀指導者等の招聘について、私質問しましたが、やはりトップアスリート等のその高度な技術、そういうものに触れること、また、高度な競技大会、そういうものを周知すること、そういうことで大変高度な水準のスポーツに市民の方が触れるという、そういう機会って非常に大切だと思いますので、そういう機会を今後増やすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、競技スポーツには、やはり市民に夢と感動を与え、郷土愛を育み、地域の一体化を生み出すと思われま。しかしながら、最近、少子化の影響や多様化する社会において、スポーツ少年団の活動や部活動に取り組む生徒・児童が減少しているなど、競技力の低下が懸念されております。子供たちが夢や希望を持って競技スポーツに取り組めるような環境づくり、競技団体やスポーツ関係団体と連携し、選手や指導者の育成確保ができるような体制の整備、また、連携の強化をこれまで以上に図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後の質問になりますが、今後のスポーツ施設の整備の方針についてお伺いします。

スポーツ施設、体育施設ですが、新庄市体育館は昭和47年建築で築年数は50年を超えています。武道館、陸上競技場のメインスタンド、市民プールも築年数40年以上超え、比較的新しいと思っていた市民球場ももう既に築30年を超えて、そんなになってしまったのかなあと改めて

感じたところであります。各施設とも非常に老朽化が進んでおりまして、雨漏りとか設備の不具合など、維持管理、非常に厳しい状態になっているのではないかなと認識しているところがあります。

現在、市が所有している体育施設全てを将来的にわたりこれ維持していくこと、そういうこととなりますと、非常に財政負担も大きく、非常に厳しいと言わざるを得ないのも現状じゃないかなと、そういう認識もあるんですが、やはりこのような状況をしっかりと把握して、市民の皆様と情報を共有しながら、スポーツ施設全体の今後の在り方をこれまで以上に一緒に考えていかなければならない時期だと思います。

体育施設を健全な状態で管理し、利用者の安全性や市民サービスを確保するために、従来の事後保全から、やはり計画的保全型への転換を図るなど、計画的な改修とか維持管理業務の見直し等、今後のスポーツ施設等の整備の方針について、どのように行っていくのかをお伺いしたいと思います。

以上、大項目4つの質問となりますので、よろしく申し上げます。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** おはようございます。

それでは、渡部市議の御質問にお答えします。

地域行事のふるさと学習、スポーツに親しむ環境づくりにつきましては、教育長から答弁させていただきますのでお願いいたします。

初めに、都市公園の現状と課題に関する御質問にお答えします。

まず、本市における都市公園の現状であります。都市公園18か所をはじめ、工業団地等緩衝地帯や宅地開発上必要となる緑地、また、県から管理委託を受けている河川公園など、約60か所が市内に点在しております。

議員御質問の都市公園の役割につきましては、日常的に市民の皆様が利用する各町内の公園や緑地、年間を通じて多くの観光客が訪れる最上公園、球場や陸上競技場などのスポーツ施設としての性格を有する東山公園など、場所や利用目的に応じ幅広い年齢層の皆様に御利用いただいております。公園としての役割をしっかりと果たしているものと認識しております。

また、これら公園緑地は、自然との触れ合いやレクリエーション活動の場、さらには災害時の避難場所など多様な機能を有し、本市のまちづくりにおいて重要な施設とであると捉えております。

公園施設の維持管理についてであります。主要な公園緑地につきましては、現在、新庄市スポーツ協会へ管理委託をし、緊密に連携を図りながら、安全安心な公園環境の維持管理に努めているところであります。さらに、各町内の身近な公園や最上公園などにつきましては、市民協働により地域住民の皆様による美化活動や軽作業など幅広く実施され、自分たちの公園として愛着を持って御利用いただいているものと認識しております。

今後も地域住民の皆様のお意見等を参考にしながら、公園環境の維持、向上に努めるとともに、引き続き各地域と連携し、きめ細やかな管理に努めてまいります。

次に、公園施設の管理についてであります。本市の公園施設は、冬期間の積雪により、例年、変形や破損が発生する可能性が高い状況にあります。このため、毎年雪解け後の公園の利用が多くなる時期を前に、認定を受けた専門業者による点検調査を実施し、劣化や破損が発見された場合は速やかに修繕するなどの対応をしております。引き続き、維持管理を委託している新庄市スポーツ協会と連携し、公園施設の安全管理に万全を期してまいります。

遊具の導入についての御質問であります。

最近では、最上公園内にある大型遊具やベンチなどをリニューアルしたところでもあります。また、時代や環境の変化に合わせて、一部の公園ではボルダリングができる遊具なども設置しております。

今後も、現在の遊具の適正な管理を継続しながら、各公園の性質や利用する市民の皆様のニーズなどを勘案し、遊具の導入を検討してまいります。

次に、持続可能な地域行事に係る財政支援についての御質問ですが、本市では、複数の地区が連携して実施する様々な地域活動に対しまして、地域づくり推進交付金を交付し、住民主体によるまちづくりを支援しております。

この交付金の交付を受けるためには、交付申請を行う年度の前年度までに、地域の課題等の調査研究事業に取り組んでいただくことが条件となっております。現在までに13地区で調査研究事業を終えており、このうち令和5年度には4団体に交付金を交付したところでもあります。

毎年、区長総会でこちらの制度の活用を呼びかけているところではありますが、まだまだ市民の一部の地区しか活用されていないのが現状でありますので、より多くの地区の皆様を活用していただくため、周知に努めてまいります。

次に、地域公共交通についての御質問にお答えいたします。

昨年10月に、県立新庄病院の移転に合わせてダイヤ改正及び路線改編を行ったところですが、路線変更後の利用者数につきましては、土内線、芦沢線は横ばい、まちなか循環線については増加傾向で推移しており、特に高校生の利用が増加している現状であります。

路線変更後の利用者等からの意見につきましては、停留所を廃止したことに対する内容やダイヤ改正に対する内容の御意見などをいただいておりますが、変更の内容について丁寧に御説明し、対応に努めているところでもあります。

次に、公共交通空白地域でのニーズ等の把握調査についてであります。令和元年度に新庄市内全世帯を対象とした高齢者の通院・買物支援と雪処理に関する意向調査を実施しており、運転免許証の有無、今後の免許返納の意思や外出時の移動手段などを把握しております。この調査結果を考慮した上で、今後、本市の地域公共交通の基本方針を策定し、公共交通の課題解決に努めてまいります。

次に、高齢者の移動手段の提供についての御質問にお答えいたします。

高齢者の移動手段の確保については、高齢化の進展に伴い運転免許証の自主返納件数が増加傾向にあることから、重要な課題であると認識しております。今年度は、高齢者の多様な外出手段の確保を図ることを目的として、シニアカー購入費用等の一部を助成する事業を実施しておりますが、今後もこのような福祉サービスを含め、高齢者の多様な移動手段の確保を検討してまいります。

次に、A I デマンドバスなど地域の実情に合わせた移動手段の提供についての御質問ですが、昨年度、市内2つのエリアにおいて、デマンド型乗り合いタクシーの実証運行事業を実施したところですが、実証運行の結果、タクシー事業者において、運転手不足等の課題により、デマンドタクシー事業の本格実施は難しいと判断し、昨年度末をもって実証運行事業を終了したところでもあります。

今後、地域の交通弱者が増加していくことが見込まれる中、公共交通空白地域における新たな移動手段の提供は重要な課題であると捉えております。今後、移動手段の確保対策について、運行形態や料金設定、デジタル技術の活用など先進事例の調査研究を行うとともに、ライドシェアなど国が進める新たな制度の動向にも注視しながら、地域の実情に合わせた地域公共交通サービスの在り方を検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** おはようございます。

それでは、ふるさと学習などの取組強化についての御質問にお答えします。

地域行事の継承及び担い手の育成のためには、幼少期から地域の歴史や文化への理解を深め、地域行事に参加することで、誇りと愛着を育むことが大切であると考えます。

例えば、市内全ての小中・義務教育学校で取り組んでいるふるさと学習では、児童生徒自身が地域に関心を持ち、興味のあるテーマを決め、課題の設定から解決のための提案までを主体的に行っています。また、地域の歴史文化の理解を深めるための取組として、小中学生の歴史学習推進事業として、総合的な学習の時間において、市職員による講話や親子を対象とした市内文化財のバスツアーなどを行っております。そのほか、各学校に地域学校協働活動推進員を配置し、学校と地域資源や地域人材等をつなげる役割を担い、ふるさと学習の充実を進めてまいりました。

このような取組により、今年度、児童生徒を対象に実施したアンケート調査では、新庄や自分の住んでいる地域が好きだと回答した割合は約90%となり、これもふるさと学習の成果の一つであると捉えております。

引き続き、地域と学校、行政とが連携し、子供たちが参加しやすい環境整備に努め、郷土への誇りと愛着を育む取組を充実させてまいります。

次に、スポーツに親しむことができる環境づくりについての御質問にお答えします。

まず、市民がスポーツに親しむことができる機会として、モルックやカーリンコンなど軽スポーツの出前教室を行っており、放課後児童クラブや町内会、福祉施設に利用していただい

ております。また、昨年開催した新庄キャッスルサイドドリレマラソン大会では、県縦断駅伝競走大会に出場している選手を招待し、一般の参加者に大会で走る選手のスピードを体験してもらいました。

このような機会を増やし、市民が気軽にスポーツを行うことや、競技レベルの高度な水準のスポーツに接する機会を創出できるよう、継続してまいります。

また、本市のスポーツ選手の競技水準の向上と指導者育成につきましては、現在、市スポーツ協会に加盟する競技団体に聞き取りなどを行い、競技の指導方法、また、選手の育成方法など、課題と感じていることを調査した上で、プロスポーツ団体や各競技協会などと協議し、要望に合った講習会を行えるよう調整してまいります。

今後のスポーツ施設整備につきましては、競技を行う上で更新が必要な設備や施設の安全管理など、各施設の利用頻度、利用者数の推移を考慮しながら、効率的に整備を行っていく予定としております。

以上であります。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番（渡部正七議員）** それでは、再質問させていただきます。

まず、都市公園について。

先ほど市長のほうから、公園について、憩いの空間、そういう役割は果たしているという認識でありました。それに関連した質問をさせていただきます。

今年は本当に雪も少なく、春先の桜の開花も早まるような報道もありますし、市民の方は非常に最上公園をはじめ公園の桜、楽しみしているといます。この桜の木をはじめ、樹木への影響ですね。例えばてんぐ巢病とか、害虫の被害、鳥害の被害など、今年はどうのような感じ

なのか、その辺の把握をしていると思いますので、その辺をお聞きしたいと思ひますし、また、公園内の樹木について、非常に老木、倒木の危険もあるようなものも今ないのか、剪定とか樹木の診断についてどのように行っているのかをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 公園の管理に関する樹木関係の状況などについての御質問をいただいたところです。

先ほど市長からの答弁にもありましたように、市内には60か所以上の公園緑地が点在しているというふうな中で、市のスポーツ協会の方々のお協力もいただきながら、日常的な利用に支障がないような形での維持管理を進めているところでございます。

公園内の樹木の状況につきましては、公園自体が造成されてから経過年数もかなりたつているところも数多くございますので、樹木自体が高木化しているところも数多く発生しているところでございます。この処理に関しましては、地域の区長をはじめ皆様の御意見をいただきながら、支障がある樹木に関しましては、芯止めを行ったり、枝を払ったりというふうなことは、年間的に計画を立てて各公園ごとに進めているところでございます。

また、桜の木などのてんぐ巣病等の状況におきましても、最上公園内にも以前は相当数発生していたことも認識しているところでございます。最上公園内の樹木に関しては、数年前から樹木医の御指導をいただきながら、てんぐ巣病の処理、また施肥をするなど、桜の管理などにも力を入れてきているところでございますので、以前よりは景観がよくなったものではないかというふうにご認識しているところでございます。

なお、今後も各街区公園等の樹木に関しまし

ても、各地域の活動の中でも作業していただいているところでありますけれども、樹木の枝落ちなどのものに関しましては、地域の活動と併せて市のほうでも回収等の作業を行いながら、環境の維持について今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしくお祈ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**10番(渡部正七議員)** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番(渡部正七議員)** 大変本当に公園が非常に多いと維持管理も大変でしょうが、まずひとつよろしくお祈ひしたいと思ひます。

それでもう一つ、再質問なんですけれども、遊具、公園にいろいろな遊具ありますけれども、この老朽化によりまして倒壊の事故とか、破損事故とかいろいろなニュース、毎年伝わってくるんですが、これらのやはり事故の要因、専門技術者による定期的な点検作業、このようなものが非常に不足しているということが言われております。

都市公園法では遊具の定期的な保守点検が義務化されておりますが、本市において、市の職員の方とか、委託先の職員、公園施設の点検管理士とか、公園施設の点検技師など資格ありますが、そのような専門的な技術者はどのようにいるのでしょうか。その辺把握しておりましたらお答え願ひたいと思ひますし、また、やはりこういう資格を取るには、専門的な技術的な要件もありますし、やはり実務経験とか管理の経験、そのようなものも非常に大切になってくると思ひます。

こういう資格がなくても、少なくとも毎年都市公園等における遊具の日常点検の講習会なども全国で行われているわけですから、このような講習会にも、市の職員とか委託先の職員、そういう人たちを派遣するべきと考えますが、その辺についてお考えをお示ししていただければ

などと思います。よろしく申し上げます。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 公園遊具の管理点検、また、維持に関しての御質問をいただいたところ  
です。

全国各地で公園の遊具等の事故につきましては、その都度、各公園管理者のほうへ国土交通省等から通知などもいただきながら、その都度都度、類似する公園の遊具の点検なども実施しているところでありま

す。また、先ほど市長の答弁にもありましたように、本市、降雪の状況によって、遊具が積雪の状況で変形したり破損したりというふうなことも春先によく見られる状況は、地域性としてであると認識しております。

このため、本市としましては、春先に専門の資格を持つ業者のほうに毎年点検を委託しているところです。また、その段階で発見された破損等につきましては、できるだけ早い段階での修繕を依頼するなど、対応もしているところ

です。ただ、大きな破損につきましては、直ちに修繕できないような場合について、予算化するまでの間、使用禁止等のやむを得ずする場面も時折出てくるところでございますので、そちらについてはお見かけになったときには御理解いただければというふうに思っているところです。

また、日常的な点検管理、本市の職員、また、委託をお願いしておりますスポーツ協会の皆様方から、日常的な状況については点検もしていただきながら、異常があればその都度通報していただくというふうなことをしているところ  
ありますが、本市の職員の中では残念ながらその資格の持っている職員は現在いないというふうなことで、その辺については、委託業者であります点検の業者のほうに専門的な知識の部分についてはお願いしているというふうなところ

です。

また、毎年、各地で日常点検の講習会等が行われているというふうなことも認識もしております、できる限りその講習会等への参加も職員のほうでもお願いしながら、委託先であります協会の皆様方と一緒に、できるだけその知識、技術等を上げながら日常管理も進められればと思  
っているところでございますので、そちらにつきま

す。よろしくお願ひいたします。  
**10番(渡部正七議員)** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番(渡部正七議員)** 本当に日常点検というのは非常に重要だと思いますし、見る目を持った方が点検するのと、全然分からない人が点検するのでは全然違うと思  
います。ぜひそういう講習会等に参加する機会を設けていただいて、しっかりと点検をしていただきたいと思

います。あと、都市公園のほうの改正あって、砂場の設置義務って今なくなっているんですね。前は必ず公園には砂場を設けなきゃいけないとかあったんですけども、本市においてはまだ砂場あるんですけども、それでいろいろ全国的に消え行く砂場が増えているようになってい  
ますが、動物のふん尿とか、衛生面とか、本当にガラスの破片など危険物が混入しているような砂場もあるということで、公園の砂場を使うこと自体に抵抗がある人が非常に今増えている。

そこで、やはり砂場の管理って当然、委託業者さんとかやってもらっていると思うんですけど、専用のな砂場専用機みたいな攪拌をしながら危険物を回収して、そして消毒する、そのような機  
具もありますので、ぜひそのような機械の購入とかも御検討させていただければな

と願うところ  
であります。時間もなくなってきたので、次に地域公共交通の質問に入っていきます。

先ほど市長の答弁の中にもありましたが、デマンド型の乗り合いタクシーの実証実験、令和4年度の5月10日から実施し、対象エリア、この乗車データの結果から需要が非常に低い。また、運行業者、担い手不足とか運転手不足、いろいろな理由があって5月、令和5年度の3月31日をもって実証実験を終了したわけですが、やはり交通弱者、本当にこれから必要な移動手段の確保に向けて、解決策いろいろ探っているとは思いますが、デマンド型タクシーの実証実験、前はAとBとか2コースでやったと思うんですよ。また、そのエリア、対象エリアですね。そういうものを変えてもう一度実証実験してみる、そのような考えはないでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** デマンド交通の実証運行について、以前終了した部分について、A地区・B地区で2地区で実施させていただきましたけれども、エリアを変えてまた実証実験する、実証運行する予定はないかというふうな御質問ですけれども、結果といたしまして、公共交通事業者のほうの運転手不足で、全市に広げたときに対応できないというふうな結論に至ったということになりますので、ほかのC・D・E地区ございますけれども、またそこに実証運行をやったとしても、最終的に全地区に広げられないという結果についてはもう既に出ているというふうなところになりますので、物理的にはできますけれども、やはり別な地区で実証運行をするというのは、結果が出ている以上、対応等は考えてないというふうなことになります。よろしくお願ひいたします。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番（渡部正七議員）** 分かりました。

隣の舟形町、国のデジタル田園都市構想の交付金を活用して、デマンド型のタクシー、運行

しています。この3月の末から、AIを使った新しいシステムを導入して、町内の皆様の利便性を図る、そのような報道記事もありました。

ぜひ本市においても、国の交付金を生かしたこういう事業とか、AIを活用したシステムの構築、それについて御検討願ひたいと思いますが、その辺についてのお考えありましたら、お願ひします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** ただいま舟形町の情報を提供いただきましたけれども、本市といたしましても、AIデマンドバスあるいはAIデマンドタクシーといった最新のデジタル技術を活用した情報収集とか、今、努めていたりするわけですけれども、あわせまして国のほうではライドシェアが4月から限定的に解禁ということで、タクシー事業者の管理の下での解禁されるというふうなところが、普通免許を持っていても2種免許を持たなくてもできるという部分になりますし、また、そのタクシー事業者の下ではない白タクいわゆる部分の営業の解禁というの、国のほうで6月めどに向けて、今検討会のほうで検討されているというふうにあります。

そういった動向を皆踏まえた形で、やはり非常に重要な課題だと捉えておりますので、タクシー事業者がそういうふうな運行可能な範囲で事業者と協調しながら、公共交通空白地区地域の解消に向けた取組というのを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番（渡部正七議員）** やはりこれから本当に大変な時期になると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

スポーツに関する質問で再質問させていただきます。

新庄市では、第5次新庄市総合計画の中での教育部門、これを新庄市の教育大綱に換えて、令和3年から12年度まで10年の計画を立てています。

その政策の中で、活力あるスポーツ活動の推進ということになっていますが、なかなか見えてこないようなところもあるので、新庄市スポーツ推進計画的なものをつくり、施策を後押ししていく必要もあると考えますが、その辺について御意見を伺いたいと思います。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** スポーツの振興についてということで、振興計画の基にスポーツ推進計画をつくってはどうかというふうな提案ではございますが、そういった形にとらわれることなく、それぞれ生涯スポーツであったり、健康づくりであったり、または競技スポーツの振興、そういったところを中心に考えまして、また、スポーツ施設の整備、今後の方針についても、具体的なところを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**10番（渡部正七議員）** 議長、渡部正七。

**佐藤卓也議長** 渡部正七議員。

**10番（渡部正七議員）** 本当に時間がなくなってしまって、もっと聞きたいことあったんですが、やはりいろいろとこれから、まずスポーツ関係、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、公共施設、本当にいろいろ修繕することも多くて、これから財政的にも非常に大きな影響を与えたいと思います。しかしながら、やはりその一方で、魅力のあるまちづくりを実現するために、一定の投資も、未来への投資も必要と考えます。

健全財政のバランスを取りながら対応し、令和6年度の市政運営の基本的な考え「輝く未来へ挑戦するまちづくり」の取組をしっかりと推

進していただこう、そのことを切に願ひ、一般質問、本日の一般質問を終わりたいと思います。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 田中 功議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、田中 功議員。

（6番田中 功議員登壇）

**6番（田中 功議員）** おはようございます。

議席番号6番、共に創る市民の会の田中 功でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、さきの山形新聞でも報道となりましたけれども、山形県が、陸羽西線下西山踏切と奥羽本線太田踏切の踏切道改良工事に、子供たちの安全安心歩行のため、歩道の設置、道路改良が令和6年度から事業着手することになりました。

昨年の10月の市議会で、新庄市として山形県に早期実現するよう働きかけてほしいと要請いたしました。去る2月26日、山科市長をはじめ、佐藤議長、小嶋議員と私田中、4名で県庁に出向き、吉村知事と面談し、早期に事業着手してほしいと要望を行いました。席上、知事からは、令和6年度から事業着手箇所として位置づける予定だと、前向きな回答をいただくことができました。このことは、知事と太いパイプを持つ山科市長のおかげで実現したものと思っております。このことに対しまして、市長をはじめとする新庄市執行部の御努力に深く感謝申し上げます。

あわせて、以前からいろいろな立場の方々が要望、働きかけを関係機関に行ってきたから、このように実現したものと思っております。これらの方々へも深く感謝申し上げます。今後とも、早期完成に向けて御尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、発言通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

全体で3項目ありますけれども、一括質問でお伺いいたします。

1つ目でございますが、少雪による公共事業の前倒しについてでございます。

昨年から今年にかけて降雪量は例年になく、いろいろなところに影響を及ぼしております。特に、冬期間の除雪を年間の経営の柱に据えている建設会社も多いと思います。このような中で、多くの市民も従業員として雇用されておりますので、公共事業の前倒しや早期発注のお考えはないか、お伺いいたします。また、国や県にも公共事業の前倒しの働きかけなどできないか、お伺いいたします。

次に、農業関係についてでございます。

厳しい農業環境の中で、将来の農業の維持継続について不安を抱いている関係者が多いと思います。これらを解消するために、今後どのように農業政策を進めていこうとするのか、お考えをお伺いいたします。

1つ目ですが、物価高騰対策事業について、国や県でも高騰対策を実施しておりますが、新規事業の案内通知が遅く、申込み期間も短く、検討の時間が取れないこともあります。事業の性質もあると思いますけれども、これまで以上に情報の早期提供など対応ができないか、お伺いいたします。

2番目ですけれども、畑地化促進事業について、令和5年度よりこの事業が行われておりますが、令和5年度の事業実績と令和6年度以降の新庄市としての取組計画をお伺いいたします。

3番目ですけれども、人・農地プランから移行する地域計画策定期限が来年3月までとなっております。新庄市のこれまでの取組状況と、今後の取組計画をお伺いいたします。

大きい3番目になりますけれども、人口減少問題についてでございます。

昨年12月に発表された人口推移によれば、本市の人口は、昨年10月の段階で3万3,081人から、11年後、2035年には2万6,320人、26年後の2050年には1万9,662人、2万人を割り切る数字となり、現在の6割程度になる予測が出ております。減少数を平均すると、年間500人以上、毎年減少していく数値になります。

何らかの手を打たなければ、税収の減少や経済の縮小により、生活基盤、インフラ、自治体の維持が困難になるおそれもあります。人口減少対策を市として検討する必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

項目として、1番目、インターチェンジ付近の道の駅早期実現に向けて、民間活力を生かした道の駅を最上8市町村と共同で実施に向けた協議を早期に始め、交流人口の創出につなげて、人口減少対策にしてはいかがでしょうか。

2つ目、市町村合併も含めた最上8市町村でのコンパクトシティーを形成し、社会資本のロスを減らす必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

3番目、市民、学識経験者などを交えた人口減少対策検討委員会など設置して、問題・課題を検討する考えはないか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、田中市議の質問にお答えいたします。

初めに、少雪による公共事業の前倒し発注についてであります。新年度予算分の前倒しに

つきましては、国の補助事業や起債事業の関係で前倒しすることはできませんが、今年度の12月に国補正による追加配分をいただいた道路事業と雪寒事業に関しましては、繰越しの承認を経て、1月に工事発注をしております。

また、令和5年度予算においても、道路維持に関する舗装補修及び区画線設置について、例年、雪解けを待って発注しておりますが、今年度は既に発注しており、現在、作業箇所の調査に着手しているところであります。

本市の新年度予算におきましても、可能な限り4月早々に発注に向けて準備を進めているところであり、国や県の公共事業前倒しにつきましても、さきに申し上げましたとおり、新年度予算で各計画にのっとった事業を進めていることと考えられるため、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、農業関係についての御質問にお答えをいたします。

物価高騰等による支援事業についてであります。これまでコロナ禍及び国内情勢の変動により様々な支援策が講じられ、対象となる農家の皆様にはその都度御案内をしているところであります。

国の緊急対策で実施した事業もあり、中には短期間でお知らせをしなければならぬ事業もあるため、一部には申込み期間が大変短くなってしまふ事業も出ております。現在、周知方法としては、農業協力員による農業だよりの配布に加え、市ホームページ等でお知らせをしておりますが、今後につきましても必要な情報について早期にお知らせできるように努めてまいります。

次に、畑地化促進事業についての御質問にお答えします。

この事業は、主食用米の需要が中長期的に減少する中、水田を畑地化し、畑作物の需要に応じた生産を推進することを目的として実施され

る事業であります。令和5年度実績につきましては、171名の方が採択されておりまして、面積は約198ヘクタール、交付金額は約3億3,684万円で、国から採択者に対して直接交付されているものであります。

また、1月臨時会で予算化させていただいた土地改良区協力金等支援分につきましては、90名分約8,029万円となり、新庄市農業再生協議会を通じて各土地改良区に交付することとしております。

令和6年度の取組といたしましては、先月、畑地化について要望調査を実施し、国に報告している段階でありますので、今後、国や関係機関との協議を、調整を図りながら取り組んでまいります。

次に、地域計画についての御質問にお答えをいたします。

地域計画は、これまで人・農地プランをベースに、地域における農業の将来の在り方や農用地の具体的な利用の姿を示す計画であり、令和7年3月までに作成することとなっているものであります。この地域計画策定に当たっては、地域の農業者との話合いが必要不可欠となっております。そのために、先月中旬には、地域説明会において地域計画の概要について説明をさせていただいたところであり、説明会終了後、早速話合いの開催に向けて動き出している地域も見受けられたところであります。

今後は、地域計画の速やかな策定に向けて、各地域での話合いの開催など、取組を推進してまいります。

次に、人口減少対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、インターチェンジ付近の道の駅の早期実現についてであります。人口減少社会を迎える中、交流人口や関係人口の確保・拡大が非常に重要であると考えております。

本市を取り巻く高速交通網の整備は、近年、

確実な進展を見せており、一昨年には、東北中央自動車道の村山地区の開通により、新庄最上地域と首都圏が高速ネットワークで直結しました。

アフターコロナを迎え、今後、産業や観光において人流や物流がさらに活発になることが期待されることから、道の駅の整備は、新庄最上地域のゲートウェイとして大きな役割を果たすものと認識しております。

この道の駅が本地域に大きな波及効果をもたらすものとなるよう、最上8市町村として考え方を整理し、民間企業や経済団体、地域の方々と役割分担などについて、関係機関と調整を行いながら、道の駅検討会の協議を早期に再開できるように引き続き取り組んでまいります。

次に、人口減少対策としての最上地域におけるコンパクトシティーの考え方についてお答えいたします。

人口減少社会において、住民が安心して生活していくまちづくりを進めるためには、公共施設はじめ、公共サービスの効率的な運営が不可欠であると考えております。

人口減少に伴って公共施設やサービスの利用者が減少していく中、最上地域での広域連携が課題解決策の一つとして非常に重要であります。周辺町村と連携を深めることで、公共施設の再編や広域利用などの可能となることから、地域全体の公共施設の配置や運営を見直し、地域の将来に向けた持続可能なまちづくりにつながるよう、定住自立圏構想を推進する中で、最上8市町村でも協議をしていきたいと考えております。

市町村合併につきましては、周辺町村の考え方が重要となりますので、現段階において単独で合併を推進する考えはありませんが、今後、人口減少や高齢化を見据え、行政サービスの提供体制の構築を図りながら、8市町村が持続可能な地域となるよう取組を進めてまいります。

また、人口減少は全国共通の問題であり、国や県単位で検討すべき課題であることから、市単独で有識者等の検討委員会を設置する考えはございませんが、市民の声や地域の特性を踏まえつつ、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えます。よろしく申し上げます。

以上、壇上からの答弁といたします。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** ありがとうございます。

それでは、それぞれの項目に基づきまして、再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、少雪による公共事業の前倒し関係についてでございますが、新庄市の少雪の場合の対策として講じてきた施策をお伺いいたします。

近年は、令和元年度も少雪でした。4年ほど前ですね。建設会社から要望など、こうしてほしい、こんなことできないかという要望などなかったか、その内容と対策はどのように行ったかをお伺いいたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 少雪に対応した建設業界からの要請等の質問をいただいたところです。

議員おっしゃいますように、直近では、令和元年度の少雪が大変業界においても大きな課題として取り扱われたところです。

本市といたしましても、業界からの申入れなどもございまして、令和2年度から除雪関係の最低委託料という制度を立ち上げさせていただきまして、令和2年度からの委託料の算出に盛り込ませていただいたところであります。

これまでも少雪はあったわけですが、令和元年度ほどの少雪はなかなかなかったということで、大変厳しい状況が業界としてもあったということを踏まえまして、新庄市といたしましても、冬期間の除雪体制を維持するという

ふうなことは、市民の安全と経済活動を守るために十分必要な事態だというふうなことを踏まえまして、最低委託料という制度の中で、除雪のオペレーターの方の確保、また、除雪機械のシーズン中の確保が可能なような形での制度を盛り込みまして、事業を実施してきたというふうなことでございます。

今年度もおかげさまでその制度を活用していただき、最低除雪委託料ということで、オペレーターの人材の確保、また、機械の確保につきましては何とか確保していただけたものではないかというふうなことで認識しているところでございます。

ただ、今回また改めて建設クラブからの請願という形で単価の見直し等の要請も来ておりますので、その内容につきましては、今後改めて検討を重ねていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**6 番(田中 功議員)** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番(田中 功議員)** このたびの議会に、建設クラブから、最低除雪委託料の単価の見直しなど要請されております。最低除雪委託料とは、どのような経緯でどのような算定で委託されているのか、お伺いいたします。

そしてまた、見直しの考えなどない、ただいま検討していくという回答でしたけれども、具体的な考え方をお伺いいたします。

あわせて関連してなんですが、西川町では建設クラブと、暖冬対策や建設工事の工期の柔軟化を目的に、協定書を締結しております。これは先ほど答弁あったような内容と近いところもあるんですが、しかし、この4月から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえていまして、従業員のモチベーション維持や、繁忙期と閑散期の差の解消につなげる考えなどあるようです。新庄市でも検討する必要があるのかな

と考えますが、いかがでしょうか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 最低委託料の制度の内容というふうなことで、西川町の協定書に関連する業界との協定の内容、新庄市でも考える必要があるのではないかというふうなことで質問いただきました。

初めに、最低委託料の内容というふうなことでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、冬期間の除雪体制を維持するためのオペレーターの確保のための人件費、また、除雪機械をしっかりと維持していただくための必要経費というふうな2段階の制度となっております。

初めに、オペレーターの人件費というものでございますが、通常ベースの除雪期間に関係する除雪期間日数に対応して、最低限、オペレーターの方を確保しておける体制としまして、通常期の70%ほどを人件費として見込んでいるところでございます。

もう一つ、機械の確保というふうなことでございますが、通常、除雪機械を維持管理するために必要となる費用、車両の点検整備に関するような部分、あと法定点検等の関連もございませう。そちらについて、必要な費用につきまして、県の歩掛かり等を参考にしながら準備をしているというふうなことでございます。

次に、西川町の協定書に関する部分でございます。

公共工事のシーズンの波があるというふうなことは、全国的な話として、降雪地帯においては課題になっている部分でございます。国のほうとしましても、このような波のある部分を平準化して発注行為を行うよう指導等もしているところでございますが、本市といたしましても、例年、冬から春先にかけての工事が薄くなっているというふうな事実がございます。

先進地の状況もございますが、本市としましては、公共工事の発注について平準化ができるよう、今後検討を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** 前向きに検討よろしく願いいたします。

次に、農業関係についてでございますが、最初の物価高騰対策事業、4項目ほど本年度実施したと思います。その中で期間が短かったというのが、昨年12月20日の農林課より出された農業だよりの中に、化学肥料低減定着対策事業のお知らせという農業だよりが出ました。

これは、国内資源活用肥料の利用拡大支援という項目で、国内である資源を利用した肥料化ということで、これは世界情勢をにらんで、国内で生産できるものは国内で消費する、あるいは肥料価格に反映させるという意味だったと、考え方だと思いますけれども、農水省のほうで補助事業として実施したのですが、新庄市の事業計画はどのようなものだったかをお伺いします。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**佐藤卓也議長** 柏倉農林課長。

**柏倉敏彦農林課長** ただいま、田中議員のほうから、化学肥料の低減定着対策事業について御質問いただきました。

こちらの事業につきましては、新庄市農業再生協議会が市の窓口となり実施しているものでございまして、確かに農業だより等で周知をいたさせていただきました。

こちらにつきましては、国・県の承認申請、承認を受けなければならない事業でございましたので、その中でどのような肥料形態を取るかということ、再生協議会のほうから県を通じて申請をしております、その段でその形態を決定していたということでございます。

その後、内示が出たということで通知をさせていただいたわけでございますが、1月31日まで取りまとめしなければならないということもございまして、なかなか農業者の皆様におかれましては、急で大変短い時間の中での申請というようなことで大変苦労されたのかなというふうなことは認識してございます。

ただ、こちらの事業、その品目、肥料の品目について、国・県から、本来であれば一つのものに限定して行ってほしいということで、商品名まで限定しろというふうな御指導あったわけですが、そこまで限定することはできないということで、ペレットというふうな形で落ち着いたところでございます。

以上であります。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** 取組は、ペレットというふうなことで限定して進めたということでしょうけれども、その11月31日までの期限で、どのぐらいの応募者数というか、申請者数がおつて、事業規模としてたしか500万ぐらいの事業というふうには認識しておりますが、どのような状況であったか、教えてください。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**佐藤卓也議長** 柏倉農林課長。

**柏倉敏彦農林課長** 申請段階の予算額としては、議員おっしゃるとおり500万程度でございます。

ただ、こちら市再生協議会の事業でもございまして、市再生協議会の総会も経てないということでございますので、詳細については控えさせていただきます。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** 人数と金額は、まだ協議会の承認を得てないということなので出せないということですが、後日その回答を得たいと。要するに私の言いたいのは、500万円なんで

すが、その事業予算、補助事業予算、精いっぱい、目いっぱい使っていただければ、私はいいんです。

例えば、これが取り組んだ鶏ふんペレットが、人数でいかほどなんですか、私もその途中でいろいろと情報を仕入れたんですけれども、よくたくさん、もう目いっぱいあって、予算使い切れないよというようなイメージを抱かなかったもんですから、その取組の内容も含めまして疑問に思いましたので、御質問いたしました。

それについては了解します。

それから、畑地化計画についても、今後まだ事業が継続すると思いますので、令和6年度は、令和5年度から見ますと補助制度の金額も減じられておりますけれども、ぜひとも今後、畑地化をしていかなければ農地の維持ができないというようなことも考えられますので、よろしく御検討をお願いします。

あわせて、地域経営計画については、考えておられる地区が40地区ほどあると思います。その中で、この間いろいろな説明会を行って、どのくらい地域に入られたか、実数を今のところで結構ですが、教えてください。問合せも含めてです。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**佐藤卓也議長** 柏倉農林課長。

**柏倉敏彦農林課長** 地域計画の御質問をいただきました。

市内4ブロックで説明会を行いまして、その後、具体的に集落説明会を実施してほしいと言ってきているのは、決まっているところが1集落、それからもう1集落もしてほしいという個別具体的な問合せはあります。

また、今週の水曜日、農業協力員会議がございまして、その中でもまた周知徹底を図っていきたいというようなことを考えております。

それとあわせて、人・農地プランのときに実施を行っていたアンケート調査についても、そ

の3月6日の協力員会議の際に、全農家に対して再度お願いをして、情報の把握に農林課として努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** 新庄市として本気で取り組まなければならない要件だと思いますので、40地区をまとめるには、1ないし2か所での現在での箇所づけですから、いろいろな関係機関を利用しながらも、本気になって取り組んでほしいものだと思います。よろしくをお願いします。

次、3番目の人口問題についてでございますが、道の駅構想について、昨年10月議会でも、周辺7町村とも中断しているインターチェンジ付近道の駅検討会を再開したいと12月議会でもおっしゃっていますが、市長が就任して以来、5か月を経過しております。どのようにこの検討会が進んでいるのか、お伺いいたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** インターチェンジ付近道の駅の検討会についての進捗状況の御質問をいただいたところです。

検討会につきましては、これまでも御説明してきましたとおり、現在中断中であるというふうなことでございます。市長就任後、改めて検討会の早期再開に向けて事業展開を行うというふうなことで我々としても指示を受けながら、現在準備を進めているところでございます。

先ほど市長答弁にもございましたように、検討会の中で、改めて最上8市町村の考え方と民間企業、経済団体との連携が非常に重要な課題であるというふうな部分で考えてございます。

また、検討会の再開に向けては、改めて協議の中断などがないようにしっかりと準備を進めていく必要があるというふうに認識しております。

すので、現在その検討会の再開に向けて、新庄市の考え方を踏まえながら、改めてその検討会の開会に向けて、各機関と調整を行いながら進めていくべく、現在準備中でございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 今の答弁ですと、現在のところ、まだ具体的にどこまでいっているのか、いつやるのか、までなっているのかをお伺いしたんですけれども、その答えはないんですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

佐藤卓也議長 長沢都市整備課長。

長沢祐二都市整備課長 再開の日程につきましては、まだ未定となっております。

以上でございます。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 相手のいることですので、相手方の考え方とか確かに、ただ、新庄市民については、市長にお伺いしたいんですが、市長が当選された一つの要因としては、期待していると、インターチェンジ付近の道の駅が進むであろうという期待感から、市長が当選した大きな要因でもあると思います。

市長として、周辺7か町村の考え方も重要ですし、アクション、アプローチ必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

山科朝則市長 このゲートウェイ付近の道の駅に関しましては、皆様いろいろな御意見ございます。

ただ、一応検討会に入ったのが中断されたという過去の経緯をいろいろ検証しておりますと、その辺の調整不足があったんだろうなというふ

うに思いますので、検討会の中断のないような方向で検討会の再開をしていくためには、その準備をしっかりと、行政のやる部分、民間のやる部分、そして新庄市あるいは最上8市町村がしっかり取り組んでいく部分をしっかりと役割分担をしながら、そのステージに入っていかなければならないというふうに思っていますので、私、当選をさせていただいて5か月であります。早期の再開というわけでありまして、あしたあさってすぐやるよと言って、仮にまた中断したとなった場合の責任というのもございますので、そこら辺は慎重にしっかりと捉えてまいりたいと考えておりますので、御理解をください。よろしく申し上げます。

6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。

佐藤卓也議長 田中 功議員。

6 番(田中 功議員) 市長の考えを伺いましたので、ぜひとも再度中断とかならないような、周りでもフォローし合って、いろいろと対話もしながら、市民の意見も聞きながら進めていってほしいものだというふうに思います。よろしく申し上げます。

次ですが、コンパクトシティについてでございます。

平成27年度から、最上8市町村が、先ほど市長の答弁でもありましたけれども、新庄最上定住自立圏形成協定を結びまして、22の取組を行っております。この成果と結果の検証はどのように行っているか、お伺いいたします。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 定住自立圏協定の成果の検証というふうなことでございますけれども、こちらにつきましては、今議員おっしゃったように、定住自立圏連携協定の下に、8市町村連携して様々な取組を行っております。

例えば、8市町村での広域観光事業でありますとか、最上町と共同の火葬場でありますとか、

あとごみ処理関係、あと8市町村で連携した結婚活動支援事業、あと鮭川・大蔵とのコミュニティーバスの運行事業など、多種多様な形の事業にわたっております。

成果と検証につきましては、連携協定の所管につきましては総合政策課で所管しておりますけれども、それぞれの取組事業につきましては、各課にわたってそれぞれ多岐にわたっているというふうなところで、それぞれの部署において当該年度の取組をそれぞれ評価して、次年度のまた改善に生かしているものと捉えております。

以上でございます。

**6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。**

**佐藤卓也議長 田中 功議員。**

**6 番(田中 功議員) ありがとうございます。**

各課部署で対応しているということでございますが、確かに多岐にわたっております。

1つは、生活機能の強化ということで、3分類16項目、2つ目は、結びつきやネットワークの強化、3分類4項目、3つ目は、圏域マネジメント能力の強化、2分類あって2項目。それを合わせると22項目、各市町村ごと、町村ごとで内容がばらばらになってはいますが、これ各課各部署で対応していると、検証していると言いつつも、ただやっていますよ、あるいはやりましょうとかという類いで、それが効果があるのか、あるいは連携上でのもっと改善すべき内容とかが発生していないのか、まとめる場所が必要だと思うんですね。

それが先ほど言った周辺町村とのコミュニティーといいますか、コンパクトシティーにつながるのかなど。各町村ごとの担当課との協議も行われて進められると思いますけれども、それらを集合して、これからこの最上地域どうあるべきか、そこまで話が展開していくべきかなど私は考えますけれども、いかがでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。**

**佐藤卓也議長 川又総合政策課長。**

**川又秀昭総合政策課長 定住自立圏の制度の運用の仕方についての御意見というふうに捉えましたが、今、田中議員おっしゃるとおり、きちんと各部署にわたっているところを評価しているのかというふうなところは、非常に大切なところであると認識しております。**

この協定の締結につきましては、先ほど申し上げましたとおり、総合政策課でしておりますけれども、各課でやはり8市町村で行政区域を越えて連携したほうが良いというふうなものについて、平成27年度に項目の洗い出しをして取りまとめたものが今現在に至っているというふうなところで、それぞれ業務の取組を推進していく中で、もっとできるのではないかと、いうふうなところがありましたら、うちのほうでまたそういった情報を把握しまして、この共生ビジョンの変更の改定というふうな作業を進めていくというふうな、そういうふうな取組のやり方になっております。

また、効果のないものにつきましては、この共生ビジョンのほうから除いたりとかというふうな作業もありますけれども、いずれにいたしましても、この共生ビジョンの改定につきましては、住民の懇話会も経て、あと担当の8市町村の企画担当課長会も経て、最終的には8市町村の首長で決定するというふうな流れになっておまして、その情報共有する中で、8市町村で連携したほうが良いんじゃないかというふうな会議については、その担当課長会議あたりでも話題に出す中で、様々人口減少の時代に合った内容で取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**6 番(田中 功議員) 議長、田中 功。**

**佐藤卓也議長 田中 功議員。**

**6 番(田中 功議員) 最終的には市長、町長、村長というふうな会議でいろいろとまとめ方をすることなんです、これは年1回とか、あるいは年数回とかというサイクルですか。お**

伺います。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 改定のスケジュールにつきましては、その都度、各取組事項をやられている部署で課題が発生した時点でありますとか、または新たにこういったことを連携できないかというふうな話題が上がった時点で、議題に上るというふうなことになります。

このたびは、夜間休日診療所が県立病院の移転に伴って県立病院の中に入ったというふうな部分について、そういうちょっと事務的な流れでの改定になったわけですけれども、そういった部分につきましても、一連の手続を踏んだ形で共生ビジョンのほうからの改定をしているというふうなこともありますので、一言申し添えておきます。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** 私は、総合的に取りまとめをして、その都度なり、年最低1回なり、各町村との合意といいますか、会議を開いて検証すべきかなあと。

3項目めに、圏域マネジメント能力の強化ということで、圏域内の市町村の職員の交流、それから情報の共有、発信などを行うという項目があります。この実績はいかがですか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 圏域のマネジメント強化の取組につきましては、こちらも先ほどの繰り返しになりますけれども、各部署にわたっているということで、職員合同研修ということで8市町村連携しての研修でありますとか、また情報発信につきましては、8市町村での合同での企画での広報、市報とか合同での取組でありますとか、いずれにいたしましても、各部署、部署で8市町村連携してできないかというふうな

ところを共同で取り組んでおりまして、その内容があまり芳しくなければ、翌年度改善してこうやろうかというふうなところについては、それぞれの部署ごとに改善しているというふうに私のほうのところでは捉えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**6 番（田中 功議員）** 議長、田中 功。

**佐藤卓也議長** 田中 功議員。

**6 番（田中 功議員）** 私は、職員同士の交流なり、意見交換、部署単位ではなくて、広くいろいろな職員同士が交流し合う、そういうようなことが必要かな、そして意見を言い合う。これでいいのか、こうすべきじゃないかというような考え方が、この場所であるものかな、あるいは出てくるものかなという期待がありました。そういうふうにありますので、なお考え合わせながら、今後、職員同士の交流、また、情報の発信、共有などを行ってほしいと思います。

それから、先ほどの委員会の立ち上げについては、国・県でやるから新庄市は考えないんだという答弁いただいたんですが、あわせていただけれども、このままでは駄目だと。新庄市としてもこの減少対策については考えていかなければ、歯止めが利かないという市長の答弁であったように思います。

私も同感でございまして、国・県で人口問題を検討しているから、新庄市で何もすることねえのだという考え方はうそだと思います。これは、各年代や職業別、あるいはいろいろな市民の考え方をお聞きして、この人口問題について考えることによって、一人一人が自覚していただくことによって、問題を解決することもあるのかなというふうに考えます。ぜひとも市民の声を聞いた検討委員会などを考えていただきたいと思います。

以上です。

**佐藤卓也議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

### 坂本健太郎議員の質問

佐藤卓也議長 次に、坂本健太郎議員。

(5番坂本健太郎議員登壇)

5番(坂本健太郎議員) 3月議会一般質問、本日3番目に質問します議席番号5番、共に創る市民の会の坂本健太郎です。

通告に従って、3点質問いたします。

1つ目、環境保全と環境意識について、新庄市の環境保全への取組について伺います。

新庄市では、平成11年環境保全都市を宣言し、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。食品トレーリサイクルシステムは、福祉団体と連携した取組として新庄最上方式と言われ、先進的であり高い評価を得ています。

そのような中で、新たな環境問題に対するため、令和3年度から始まる第4次新庄市環境基本計画を策定しています。計画の中では、大きな目標の2番目として、限りある資源の有効利用による循環型社会の構築が挙げられ、施策の展開としても、ごみの再利用・再資源化として、排出されたごみについても可能な限り資源として活用すると記載されております。

一方で、今年度になり、地域循環型生ごみ収集事業を終了すると報告を受けたところです。今後、ますます環境に配慮した取組が必要とされる中で、このような報告を受けました。これまでの経緯、今後の市としての環境行政への取組をお聞きします。

1つ目、事業継続困難の理由として、施設の

老朽化が挙げられましたが、計画的な修繕はありましたでしょうか。

2つ目、該当事業を活用した環境学習など、環境保全への意識醸成をどのように図ってきましたでしょうか。

3番目、事業終了に伴い発生する生ごみの焼却に係るCO<sub>2</sub>の排出量はどの程度になりますでしょうか。

4番目、2050年までカーボンニュートラルが求められる中、事業中止に伴う影響はありますでしょうか。

2つ目です。地域おこし協力隊制度の活用と定住についてお伺いします。

移住定住者を増やす取組は、人口減少社会における直接的な対応策であり、県を含め、この市町村においても施策の充実を図っております。また、移住先として選ばれることは、若者にとって魅力ある地域と認められることであり、地域にとっても活力となります。

国では、都市から地方への若者の移転を目指し、地域おこし協力隊の制度を創設し、平成21年度から事業が始まりました。新庄市をはじめ、最上地域でも活躍している隊員、OB・OGがたくさんおります。

国では、地域おこし協力隊の制度をこのように説明しております。都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組とっています。

実際に令和4年度の実績によりますと、全国では6,447人が隊員となっており、任期終了後、およそ65%が同じ地域に定住しています。山形県においては143名が隊員となっており、これまで271人が任期を終了し、168人が定住しております。定住率は62%となっております。直近5年におきましては74.5%と、定住率は上昇傾

向にあります。

新庄市の広報においても、毎回地域おこし協力隊の話題が出ており、市民の関心も高くなっております。新庄市の地域おこし協力隊の制度の活用と定住について伺います。

1つ目、これまでの地域おこし協力隊の着任の実績及び定住率はどのようになっていますでしょうか。

2つ目、退任後の定住した方はどのような仕事に就いておりますでしょうか。

3つ目、隊員への業務のマネジメントはどのようにしていますか。また、退任後の定住へのフォローはどのようにしてきましたでしょうか。

3つ目です。若者のまちづくり活動への参画について伺います。

人口が急速に減少する中、行政課題や市民の困り事は多様であり、行政が全てに対応することは非常に難しくなっております。限りある財源や人員の中、新庄市のよりよい発展のためには、市民や民間企業の力がこれまで以上に必要になってきています。

市民の力を育てるには、若者が活躍できる、チャレンジできる環境整備が必要であり、それらの取組が未来を担う中核人材を育てると思っております。若者の活動を支援する取組について伺います。

社会貢献をしたい。そのやり方や仲間づくりが分からない若者が地域活動をしたいといった場合、それを支援する、行動を促す取組として、新庄市ではどのようなものがありますでしょうか。

以上、3点になります。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、坂本市議の御質問にお答えします。

生ごみの堆肥化事業につきましては、施設の

老朽化等により、令和5年度末をもって生ごみ収集を終了することとしておりますが、堆肥化施設につきましては、昭和51年に建築された旧中部牧場の建物を活用し、平成11年の事業開始以来、必要に応じて随時修繕を行いながら、これまで事業を継続してまいりました。しかしながら、堆肥を製造する際に発生する水分や熱による建物の損傷が激しく、事業継続は困難と判断したものであります。

次に、環境保全の意識醸成につきましては、この事業を通じて、各家庭などから出された生ごみが堆肥として再資源化できること、地域内で活用することにより循環型社会形成の一翼を担っていることを、利用いただいている町内会、学校において環境学習を行ったことで、環境保全に対する意識醸成が図られたものと捉えております。

次に、事業終了に伴い、生ごみ焼却による二酸化炭素の排出量につきましては、詳細な排出量を算出することはできませんが、焼却施設の年間処理量約21万8,500トンに対して、生ごみ堆肥化事業の終了により新たに100トンのごみを焼却することとなりますので、0.5%程度増加すると見込んでおります。

最後に、事業中止に伴う影響についてであります。生ごみを含む可燃ごみは、人口減少や食生活の変化に伴い、年々減少傾向にあると推測しておりますので、堆肥化事業終了に伴う影響は少ないと考えておりますが、引き続き、市全体でごみ排出量の削減や再資源化の推進をするとともに、市民の環境保全に対する意識向上につながる取組を進めてまいります。

次に、地域おこし協力隊制度の活用と定住についての御質問にお答えをいたします。

これまでの地域おこし協力隊の着任実績であります。本市では、今年度までに延べ21人の協力隊が着任し、現在は様々な分野で7名の方々が現役隊員として活動しております。これ

まで、地域おこし協力隊の退任後の定住率につきましては、50%程度となっております。

次に、退任後の定住された方の就業先等についてであります。地域おこし協力隊としての経験や地域とのつながりを生かし、多種多様なフィールドで活動しております。職種といたしましては、起業して自営業者となった方が最も多く、このほか民間企業や地方自治体へ就職される方々などであります。

次に、隊員の業務マネジメントにつきましては、隊員同士の横のつながりを確保し、悩み事などを相互に相談できる場として、月1回活動報告会を実施し、隊員1人で抱え込み過ぎないような体制を構築しております。

また、地域おこし協力隊を統括している総合政策課では、活動の進捗状況や定住に向けた意思確認などのため、年度途中で隊員との個別面談を行うなど、隊員の所属課と連携した業務マネジメントを推進しているところであります。

退任後に本市に定住してもらうためには、新庄市に愛着を持ってもらうことが一番重要であると考えておりますので、月例の活動報告会では、最上地域の料理と一緒に調理して食べたり、雪遊びをするなど様々な体験企画を実施しながら、新庄市の魅力を伝えてきております。

また、隊員の退任後、定住に向けての起業や事業継承される場合に活用できる補助制度や退任後の家賃保証制度についても周知しながら、退任後の定住に向けた支援に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきますが、若者のまちづくり活動への参画につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** それでは、若者のまちづくり活動への参画についてお答えします。

若者のまちづくり活動への参画を進めるため

には、地域活動に取り組む団体へのサポートと、地域活動に取り組もうとする主体性のある人材を育てていくことが重要であると考えております。

市民活動交流広場ふらっとでは、市民活動や社会貢献活動を行っている、または行おうとしている団体や個人に対し、活動に関する相談や情報収集、事務的な作業のサポートなど、多様な支援を行っています。

また、市の青少年ボランティア事業では、中高生や青年層を対象とした「しずく」、「しずくR」、「しずく Jr」などのボランティアサークルを支援し、サークル活動を通して学生から大人までの人材育成を行い、将来の青年層のリーダーや市の未来を担う人材を育成していくことを目標としています。

しかしながら、青年層向けの講座の実施やサークル活動がなかなか定着しないことも課題であります。行政だけでなく、地域で活躍している様々な団体と協力しながら、若者がいろいろなことにチャレンジできる環境整備を行っていききたいと考えています。

以上であります。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。  
**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** それでは、再質問させていただきます。

初めに、環境保全の関係で再質問いたします。

第4次環境基本計画なんですけれども、令和2年度末に策定されまして、令和3年度から開始するという計画となっております。

その中でも、この生ごみの堆肥化事業、大変大きな柱として位置づけられておりますけれども、この向こう10年のこの計画の中で、僅か3年で事業終了ということになると思いますけれども、この計画策定時と違う環境があったのでしょうか。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境部長 議員おっしゃるとおり、計画策定からあまり年月が過ぎないうちに事業のほうを終了するというので、期間が短いのではないか、計画時にどのようなことであったのかということでございますけれども、基本的には、状況的にはさほど変わっていないのかなということでございますけれども、建物の老朽化というのも当然ありますし、一番大きなものが、委託先の業者の方といたしますか、実際に作業されている方というのが非常に高齢化ってきております。

その中で、今現在は市民団体の方をお願いしているわけですが、事業が始まったときには民間事業者の方をお願いしておりました。その中からその事業者が撤退され、また違う市民団体と引き継がれるような形で今現在の生ごみ事業を行ってきたわけですが、なかなか受けていただくところが少ない、なおかつ今現在行っている部分、高齢化というのがなかなか無視できない状況になってきたというのが状況として変わってきたという部分でございまして、今回総合的な判断といたしまして中止に至ったということでございます。よろしく申し上げます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） あまり状況は変わっていないというのは、計画が策定時のときと今現在のときがそんなに変わっていないと。なかなか難しい状況が続いてきたということをおっしゃっていたのかなと思いますけれども、そうであれば、やはり計画に位置づけるというのは、計画というものは向こう10年、5年ごとに見直しということを書いてありますけれども、そういう問題も出しながら、次にこの計画をどういうふうはこの事業を継続するのか、新しい事業を模索していくのかということも含めて、計画

に盛り込むべきだったのではないかとと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

岸 聡環境部長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境部長 計画策定時について、どういった検証が行われたかという部分であるとは思いますが、結果としてはその部分が甘かったのかなというのは、御指摘いただいてもしようがないかなと思います。

これからこの計画、どんどん進めていくことになっていきますので、今後につきましては、もう少し内容を精査していき、実効性のあるものにしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員） では、この計画の中でもその柱としてある生ごみの堆肥化事業だったんですけども、ここがすっぽり抜けてくると思うんですけども、この後、ここの部分についてはどのような計画、または施策が入ってくるのか、そのような検討をこれからしていくのかどうかも含めて、お考えをお示してください。

岸 聡環境部長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境部長 ごみ処理の再資源化、地域循環という部分に関してでございますと、今現在も課題としてありますけれども、プラスチック廃棄物、こちらについて、さらに国のほうから法令等で定まっております、分別収集のほうを進めていかなければならない、再資源化していかなければならないという課題がございますので、生ごみ事業は終了となりますけれども、これからはそちらのほうを制度化していく必要がございますので、そちらのほうに注力していくことになろうかと思っております。よろしく申し上げます。

5 番（坂本健太郎議員） 議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員）では、プラスチックの問題も大変重要なことだと思いますので、進めていっていただければと思います。

この環境基本計画の中で、環境意識の啓発ということも大きく取り上げられております。地域の環境に対する事業を積極的に周知することで、環境意識が醸成されていくと思っております。

ごみは資源という意識があるからこそ、分別して捨てるという行動につながっていくと思っております。その一方で、この生ごみの堆肥化事業、先ほど市長からの答弁でも、学校地域の事業を実施している集落について、説明を、学習という形になるのかどうかですけれども、周知しているということをおっしゃいましたが、これを知っている市民がどの程度いたのかということを知りたいと思います。

私の周りでは、回収に協力している市民、関係者以外、実際は知らないのではないかというのが実情としてちょっと思っております。環境計画として大きく載せている事業であっても、周りがその事業を知らないということはいかかかなと思っておりますが、どのような周知活動、環境学習のこの生ごみ堆肥化事業に伴うその環境意識の醸成の教育などしてきたのか、聞きたいと思っております。

岸 聡環境部長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境部長 今回の生ごみ終了に関しまして、私どものほうにも生ごみの収集方法等についてどう変わるんだという問合せをいただいた中で、我々のほうにも問合せがあった中で、そういった実際その収集した生ごみがどういうふうな処理しているのか、堆肥化されているということを御存じないという方がいらっしまったのは、今回初めて知ったところででした。

そういったところを踏まえますと、なかなか

ちょっと市として周知のほう足りなかったのかなというのは、ちょっと反省すべき点かなというふうに考えております。

これまで市報でありますとか、市のほうで何かこう資料を出すときには載せていたはずなんですけれども、なかなか皆さんに御覧になっていただいていたのか。また県等におきまして、いろいろな環境に取り組んでいる市町村の取組をまとめているようなものも資料もあるんですが、そちらのほうにも載っていたはずなんですけれども、ちょっとその辺はなかなか足りなかったのかなというふうにちょっと考えたところですので、これからは市民の皆様方にこの環境を考える部分について、どういうふうに周知していったほうがいいのかというのは、改めて検証してまいりたいと思います。

また、学習のほうにつきましては、環境課直接のほうでは行ってはおらないんですけれども、学校教育、教育委員会のほうにお伺いしたところ、小学3・4年生の社会科で使用しております副読本「わたしたちの新庄市」という冊子がございます。そちらのほうに簡単ではございますけれども、資源回収でありますとか、生ごみ堆肥化に関しまして記載されておまして、その社会科授業の中で環境学習というのが取り組みされていたというふうに認識しております。よろしく申し上げます。

5 番（坂本健太郎議員）議長、坂本健太郎。

佐藤卓也議長 坂本健太郎議員。

5 番（坂本健太郎議員）私が何でここまで環境意識の醸成というところで再質問をしているかといいますと、現代のこの若者が、特に環境の気候変動など、CO<sub>2</sub>の排出問題、あとプラスチックごみ問題ということで、非常に自分たちの未来に直接関わる問題なので、意識が高いというデータもございます。特にZ世代においては、自分たちの未来を守るための行動として、この環境問題の意識が我々世代、その上の世代

とは違う、それ以上に強く危機感を持っている  
と思っていると私も思っています。

そのために、この環境の取組というものを新  
庄市としてせつかくここまで取組をしているの  
であれば、それを、小学校3・4年生の副読本  
で習っているということでしたけれども、広く  
市民の方に訴えて、環境都市ということで宣言  
もしているのです、そこは大人の皆さんにも知っ  
ていただき、そして環境都市の宣言をした市に  
ふさわしい市民になるべく周知していただ  
きたいという強い思いで質問をしております。  
その辺について、どのようにお考えでしょうか。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境部長** 環境に関する取組、議員おっし  
ゃるとおり大変重要なことだというふうには認  
識してございます。ただ、議員からこういった  
御指摘を受けるということは、やはり何かしら  
足りないんだろうなという考えも今回持ってご  
ざいます。これからこういった形にしてよろし  
いか、他市の状況も注視しまして、ますますこ  
れからその辺について実施できるように頑張っ  
ていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** よろしくお願ひしま  
す。

あとちょっと最後になるんですけれども、今  
回この事業中止を受けて、様々な方から御意見  
を頂戴いたしました。話が聞こえてくるだけ  
ではなくて、議員という立場なので話を聞いてほ  
しいということも連絡も受けました。やはり市  
民の皆さん、関係者の皆さんになるのかもしれ  
ないんですけれども、思いが想像以上に強いもの  
だということを私も実感しました。

事業を止めるというところだけでなく、そ  
こまでの決断に至るプロセスに話し合い、市民と  
の対話がちょっと足りなかったのかなあという

ふうに感じております。

先ほどの話で言えば、次のプラスチックに注  
力するということも併せて説明をしていけば、  
新庄市はこれに、生ごみ堆肥化事業については  
なかなか費用対効果も難しいけれども、プラス  
チックについてはこれから重要なことなので注  
力していきますというふうな話をさせていただ  
ければ、一定の理解も得られたのかなあと思っ  
てはいるんですけれども、市民との対話では、そ  
こまで思いが市民の納得というものは得られて  
いなかったのかなあと感じています。このように  
市民との対話、話し合いというものは十分だった  
のでしょうか。どのような周知の仕方、説明の  
仕方をしてきたのか、お伺ひします。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境部長** 市民に対する周知方法でござい  
ますけれども、中止が決定した後につきましては、  
各対象者、対象世帯につきまして、チラシ  
のほうを作らせていただきまして、先日お配り  
したところでございます。

また、中止の方向性がある程度市のほうで決  
定した際に、それぞれ各町内会で実施している  
わけですので、区長のほうにお話しさせていた  
だきました。その中で、町内会のほうに御説明  
にあがりたいたいんですけれどもいかがいたしま  
しょうかということ、それぞれの参加している  
町内会の区長とはお話しさせていただきました。

実際、桧町の役員会のほうには直接お邪魔さ  
せていただいて、説明させていただいたところ  
でした。その中では、今議員おっしゃったよう  
な形で、しようがないんだけれども、これから  
も環境に関してはよろしくお願ひしたいという  
御意見を賜ったところでございます。

ほかの町内につきましては、市のほうで終了  
の方向性が定まっているのであれば、特段聞く  
話はないということで、わざわざ来ていただか  
なくてもペーパーを作って回覧していただけれ

ば十分ですという回答をいただいたので、直接のほうは市のほうでは説明会等は開催しなかったというのが経緯でございます。よろしくお願ひします。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。  
**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** チラシをまいたり、区長に対しての説明等、様々やってきたということでしたけれども、実際、ごみを出して分別している一般の方々のちょっと思いもいろいろあったのかなと思いました。ぜひその辺は、今回こういうこともあるということで、周知の仕方については住民の方が納得できるような形で説明をしてほしいと思います。

新庄市では新たにカーボンニュートラルへの取組を始めるとありました。これまで養った環境意識、市民の環境への思いに応えるためにも、環境保全都市として市民が誇れる環境行政を目指してほしいと思います。

次に、地域おこし協力隊の再質問にさせていただきます。

定住率なんですけれども、全国平均、県平均よりも、50%ということでしたけれども低い状況となっておりますが、その要因はどのようなものがありますでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、私のほうから、地域おこし協力隊の定住率についての御質問ですけれども、全国平均、県平均よりも低いというふうな要因というふうなことにつきましては、やはり全体のこれまでの着任数が21名ということで、トータルでの総人数の分母が21人という小さい数字なものですから、1人定住したり定住しなかったりとするだけで、数字が増減が物すごく計算式上移動するというふうなところで、前回の昨年度までの実績ですと60%を超えていたんですけれども、1年たって定住しない方が

増えると、がくっと下がってしまうというそういうふうな状況になっておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。  
**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** おっしゃるとおりだと思います。母数によって、1人定着する定着しないで大きく変わってくるというのはまさにそのとおりだと思いますが、やはり選ばれるまちということで、総合計画の中でも選ばれるまちとして移住定住に向けた支援を充実を図っていると思います。

地域おこし協力隊制度というのは、まさにこの定住に向けて、もう手厚い支援、国からの交付金制度もあって、この制度をきっかけに移住しやすい、定住しやすい新庄市としてPRできると考えておりますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 今、坂本議員おっしゃったとおり、本当に国の政策として、移住者を増やすための取組の制度の一つであるとも認識しております。

ただ一方で、実際に新庄市だけでなく、ほかの地区に来られる協力隊の方々につきましても同様ですけれども、この制度を使って様々な地域を回って移住、移住といいますか、地域活動をやりたいというふうな方もいれば、まさにその地域に最初から定住を目的として来る方もおりますけれども、なかなかそういった中で、着任される方々が最初から移住ありきで来る方々だけではないというふうなところから、いわゆる3年間の協力隊の、私たちとすれば雇用する期間が始まるというふうなところがありまして、国の制度としては定住を見据えたというふうなところがあるにしても、実態としてはそ

うとばかりは言い切れないところがあるというふうなところを、実情として認識しております。以上でございます。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** 私もそう思います。

7人、今現在7人ですか。地域おこし協力隊が新庄市に着任されているということなんですけれども、7人は多いほうで、もう地域おこし協力隊が飽和状態というか、人材不足の中で来ていただけるだけでも、選ばれているというのも一方で考えられます。

地域おこし協力隊の方が着任して、任期後も地域に残る、定住するというのは、なかなか難しいことではあるんですけども、私は、これを結婚までの過程に似ているんじゃないかなと、この質問を考えているときに思いました。

まず初めに、出会いがあります。自治体との出会いですね。赴任地として選んでもらうことからスタートするわけです。恋愛の相手を、パートナーを選ぶ行為に似ています。町に魅力がなければ、選ばれません。以前にほかの自治体の隊員に会ったときに聞いたときは、協力隊になった決め手は担当者の熱意だと言っておりました。いろいろな移住の施策のイベントなどあるときに、協力隊で行きたい、住んでみたいという相談もあると思うんですけども、その中で、最初のファーストコンタクトで熱烈にウェルカムということがあれば、まず最初のスタートは切れるのかなと思っております。

実際に隊員になってからは、お付き合いが始まれば、じっくりと育む期間なのではないでしょうかと思います。3年間という期間において、どのように任務を全うしながら関係を構築していくのか、課題があったら改善し、仲間として支え合い、退任後の生活を見据えて、ここは結婚かもしれませんけれども、その準備をしていく期間と考えております。

この期間にお互いを理解して信頼し、選ばれるまちとして定住というゴールに向かっていくのが理想と考えておりますけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 地域おこし協力隊の定住までの流れを、結婚活動というふうなところと同じだというふうなところで今、御意見をいただきました。

やはり3年間という期間において、どれだけ新庄のほうを好きになってもらって愛着を持ってもらうかというふうなところとか、あとは地域に魅力を感じていただくということが非常に定住する上では大きいというふうに感じています。

全国的な自治体の中では、定住後に金銭的支援をやって定住してもらおうというようなところの取組しているところもありまして、ただそれでいきますと、やはり自治体としても、持続可能で永久的にそういう金銭的支援続くのかというふうなところは、それはちょっと無理な話になりますので、やはり3年間のその期間において、今議員のほうもおっしゃった部分の育みというところからいうと、やはり地域の方々と日常的にも関わることで、自分として財産にってもらおうというふうなところが非常に大きいと思いますので、我々職員としても、そういった活動ができるように支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** ぜひ、そのようにしていただければと思います。

地域おこし協力隊が残らない、途中で辞めるというその問題のところでは、やはり関係構築がなかなか難しかったというのも大きくありま

す。逆に、地域に残った協力隊はその地域の方との関係がやはりうまくいっている、もしくはその職員からのサポートが非常に手厚かったので、この地域に残っても自分は暮らしていけるという確信が持てるので定着するという方もおりましたので、ぜひその辺は進めていただければと思います。

最後になりますけれども、この制度を開始してから15年という経過して、同じような悩みも多くの自治体で共有されていると思います。改善されてきた問題も多くあると思うんですけども、新庄市として、まだやはり先ほどまでの母数が少ないから定住率もいろいろ動くという話もあるんですけども、それを平均以上に押し上げるための施策として、改善策、もしあれば教えてください。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 改善策というふうなことでですけども、そこら辺については私も本当に非常に課題だと思っております。

やはりこの地域で暮らすためには、先ほどの地域との人間関係という部分は非常に大切ではあるんですけども、やはり暮らしていくためには、それなりの収入がないと暮らしていけないというふうなことは当然のことですので、3年間のうちにそういった支援がまずできるかというふうなところが一番重要になってくるかなというふうに思います。

起業する力があれば、起業していただく、仕事を起こしていただくというふうなところになりますし、その部分についても、職員のほうの支援というふうなところが必要になってくると思いますので、やはりそれぞれ雇用する職員としての意識を上げていくというふうなところも重要だと思いますので、そういった形で全庁的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** 職員の方の受入れ体制といいますか、どのように地域に入りやすく、地域の方と交流が持ちやすくするかとということも含めて、隊員の皆さんの支援を継続していただければと思います。

やはりせっかく選んでいただいた、この新庄市を選んでいただいた協力隊の皆さんでありますので、ぜひこの新庄市に残って、これからも仲間として一緒に過ごしていただければいいなと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

最後、3番目になりますけれども、3番目の若者のまちづくり活動への参画についての再質問です。

私がこのアプローチを大事に思うのは、いずれこの地域の役割の重要な担い手の候補となる若者に対する地域活動が、この地域の担い手の可能性になる、担い手の候補になる可能性が高いと思っているからです。

民生委員や区長、その他住んでいる地域には、目に見えるもの見えないものにかかわらず、様々な役割というものがあります。最近では、その成り手、担い手がないということで問題になっています。

郷土愛やチャレンジの意識の向上、仲間づくりなど、地域を担う人づくりとしては、青年層のチャレンジを後押しする活動を支援するというのは大変有効と考えておりますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 社会の担い手となる若者の育成についてということですが、やはりそれは大変重要な課題であるというふうに思っております。

今、少子化対策の流れの中から、若者支援ということは言われておりますけれども、若者が主体的にいかにか活動ができる環境をつくっていくか、議員おっしゃるとおり、そういったところをつくっていくかなければならないというふうには感じております。

先ほど教育長の答弁の中でも、ボランティアといったこともお話をさせていただきましたが、学校教育の枠組みにいる間は接点を取りやすいんですが、そこから離れてしまうと、なかなかこう若者との接点、アプローチがしづらいというふうなところもありまして、人材育成というところでは本当に大きな課題であるというふうに考えております。

既存の取組ではありますが、ぷらっとの活動を大きくPRしていったり、また、青年層向けの講座のほうの充実とか、そういったところを取り組んでいく必要があるかなというふうに感じております。

以上です。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** 学校の教育内では取り組みやすいけれども、そのほかとかいうか、青年層になってくるとなかなか難しいというのはそのとおりだと思います。

私がこの取組と申しますか、青年層のこの活動を支援する取組で参考になっているのが、南陽市です。平成20年度から実施しております、青年教育推進事業ということの名称でやっておりますが、まちづくりを学ぶワークショップとコンペティションを開催し、平成22年度まで、3年間で延べ150人余りがこの事業に参加しております。

具体的に言えば、まちづくりをどのように考えていくかというふうなワークショップや、そのワークショップの中で生まれたアイデアを企画を実際に動かしていく、お金をかけて実施し

ていくというコンペをしながら獲得していくと、そういうふうな事業になりますが、3年間で延べ150人余りという青年が参加しているというのは、新庄市よりも人口が少ない南陽市において、この人数はとて多いと思います。ここから青年グループが幾つも誕生して、それぞれ目指す地域の活動をしていると聞いております。

新庄市の青年団体のグループについて、把握しているのか、把握していたならばどのような活動をしているのか、お聞かせください。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 南陽市の取組については、すばらしいものだなというふうに見させていたるところです。

新庄市の青年層の活動団体というものは、青年層を中心とした活動団体というものは、直接的には把握はしておりません。

以上です。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** なかなかやはり把握し切れていないというのが現状だと思います。それが、青年層に対するまちづくりの事業をすところの難しさかなと思っております。

この南陽市の事業がすごいと思うのは、この令和の時代に、青年団が結成されました。青年団というと、私の中ではもう昭和の時代のものかなと思っていたんですけども、この令和になってから青年団が結成されたと。南陽市もPRがうまいので、うまいと思っているので、青年団と言ったら驚くというのも分かった上での青年団という名前にしたと思うんですけども、この青年団、このような青年の教育推進事業から生まれた、育った方々が、青年団を結成しております。

青年団が結成されますと、市がバックアップして、今度は市主導ではなくて、この青年団と

共にまちづくりをしていく人づくりの事業を始めております。

私は、市民協働のまちづくりの理想かなと。種まき、仕掛けは市のほうで行って、実際に動くときに、今度はそれを市が支えるというふうなことでは、市民協働のまちづくりの一つの理想形ではないかなと思っております。

このような仕組みを新庄市でもつくる必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 青年教育事業につきましては、やはり必要なものだと感じております。この南陽市の取組が、直接的に新庄市のほうにどのように取り入れていけるかというところは、また今後、いろいろ研究をさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

**5 番（坂本健太郎議員）** 議長、坂本健太郎。

**佐藤卓也議長** 坂本健太郎議員。

**5 番（坂本健太郎議員）** ぜひ研究をして、実のあるものだという事で事業化してほしいと思っています。

なぜ私がこのように言うかという、その実践者の一人だからであります。私が10年ほど前に関わったのは、「きかなす養成講座」という民間NPO団体主導のそういう事業でしたけれども、そこでは、私はそのとき行政職員でしたが、民間の方々へ様々な若者の方々と一緒になってまちづくりについて学び、そして企画を行い、その企画を実践までするという事業でした。やはり何かやりたいけれどもやり方が分からないとか、仲間がないという、この希薄になっている社会において、若者でも何かしたいという人は必ずいまして、それをどのように社会活動、意識改革、その企画に結びつけるかというのは、行政の手腕、そこが仕掛けどころなのか

など思っておりますので、ぜひ、青年層を市の行政の下支え、新庄市をつくっていく人材として活躍するためにも、発掘して育てていただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 伊藤健一議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、伊藤健一議員。

（13番伊藤健一議員登壇）

**13番（伊藤健一議員）** 議席番号13番、共に創る市民の会の伊藤健一です。

通告に従いまして、一括方式にて3点質問いたします。

まず初めに、このたびの能登半島地震におきまして被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられました方々や関係者の方々には、心よりお悔やみ申し上げます。一日も早い復旧・復興と、皆様が平穏な暮らしを取り戻せるようにお祈り申し上げます。

まず、最初の大項目、質問1点目、今申し上げますとおり、大規模な地震や豪雨、台風などの災害のときに備えた避難場所の設定や対応策、準備状況について伺います。

災害時の避難所に求められる要件は、備蓄品である水、食料、毛布や生活用品、最低限のプライベート環境の確保など、環境整備もあると思いますが、近年は地球の温暖化などによる環

境の変化の影響と言われておりますが、これまでの想定を超える世界規模での災害が激甚化、多発化しております。

このような状況の中で、このたびの能登半島により、仮設トイレの必要性とか交通、一本の道路の場合なんか特にそうだったんですが、交通網の寸断による孤立地域の発生など、その地域の特性や条件によって、そこだけの特徴といえますか、特性も課題となってクローズアップされてきました。

もしものときの災害に備えた対応策を、当然新庄市もいろいろなマニュアルとか対応、施策を用意しているものではあります、常にそれをアップデートして上書きして、最新の情報を得るたびに対応準備をすることが重要だと感じさせられました。

質問の1つ目、①として、災害備蓄品はどのように管理して、どこに保管しているのかを伺います。

②として、最初に避難する新庄市指定の1次避難所に引き続き、その災害の規模や避難の時間の経過とか程度によって2次的な避難所が必要になってくる場合は、当然、新庄市単独ではなくて、国や県との指示とか連携とかによって、ケース・バイ・ケースで柔軟な対応が瞬時に求められるとは思いますが、今のところ、新庄市としてどのようなところまでが想定になっているかを伺います。

3番目ですが、今度は市民への日頃からの周知方法について伺います。

例えば、ホームページや広報紙、お知らせ版とか、もちろん丁寧なものが市民に向けて提供されているとは思いますが、一つは、昔から住んでいる人だけではなくて、よそから転入してきた人とか、一時的に通過する、いらっしゃる人なんかは、私たちのように前から住む住人が知っている情報を知らない。または、ホームページとかわざわざ自分が情報を取りに行かなければ

分らないということもございますので、一つには、特に新しい情報の不足している人たちへの定期的な小まめな繰り返しのお知らせ、発信、それは紙媒体だけではなくて、SNSとか、例えば案内看板の設置を増やすとか、大きくするとか、とにかく新たに知らしめるというようなことも必要かなと思います。

続きまして、大項目2点目です。これは、半分は今の1番目の災害に関わるのかなとも思いますが、単独で2つ目の質問にもかぶりますので、あえて2番としました。地元のコミュニティラジオ放送局と協力して、有効に情報発信をするための方策について伺います。

新庄市と地元の新庄コミュニティ放送株式会社、通称「あすラジ」の間で、災害時における災害情報等の放送に関する協定を締結しており、非常時の有効な情報伝達手段と期待されております。

この災害関連に関しては、さきの1番の質問に今申し上げたとおり関連する部分がありますが、一方では、日頃より行政情報はもとより、街角の話題やイベント情報など、災害情報だけではなくて、民間のイベント情報とか、行政の仕掛けるいろいろな催しとか、そのような災害ではないもののニュース提供ということで、独立して2番目に上げさせてもらいました。

このように、ラジオ特有の特性を持つコミュニティ放送の無限の可能性、多くの可能性を決めていると思われませんが、この設備、施設を有効活用するべきだと思います。市としてはどのように活用するかをお考えになっているのか、これを伺います。

続きまして、大項目3番目です。地域循環型生ごみ収集事業終了の総括と、SDGsの観点から見た現在の環境に配慮する今後の取組について、このことにつきましては、さきに同僚議員の坂本議員から一通り細かくいろいろな質問を今させていただいたばかりですので、大体同

じような質問に近いものは割愛させていただきます。その上で、大まかな2つに分けてみました。

1つには、この循環型生ごみ収集事業が令和6年度前期で終了することのようですが、お話のとおり、昭和51年からということであれば、先ほど計算しましたが48年、半世紀にわたる事業なわけですね。当初は、農林課から約50年近く前にスタートし、平成27年でしたか、から時代の背景とか世間のニーズが変わってくることを受けて、環境課に替わられたということで、今に至っているというふうに理解しました。

質問はどこなんだということですが、その長きにわたる事業の中でこれはモデル事業だよというようなことを前提で伺いましたので、当初から環境課に引き継ぐまでの農林課の立場としてのこの事業の行い方、趣旨とそれなりのその期間の成果を伺いたい。

あとは、同じく環境課で引き継いでから現在に至るまでの取組、このようなことを目指してこのような手応えがあったよと、このような反省点があったよと、総括して伺いたいというのが1つです。

2つ目は、今度、個人の生活です。

私も市民の方からちょっといろいろお話の中で伺って今日ここに質問させていただきますが、いわゆる個人のおうちの生ごみ対策ということで、コンポストの補助とかは以前から新庄市でもやっております。でも、これというのは、私も農家なんかですが、敷地があって、ある程度コンポストそのものを設置できる環境があって初めて使える仕組みでございますね。アパートの人とか、隣り合っている、空き地がない密集地とかですと、これはコンポストとかの対応ができないという意見がございまして、家庭型の生ごみ乾燥機、処理機、このようなものがあって、山形県内でも補助金を出して推奨して、生ごみ対策に利用してねという制度を設けている

ところが結構あるというふうに調べたところ、なりました。

そこで、新庄市にも、このような中でコンポストとはまた別で、それが対応できない家庭の個人の方に希望している人もいるということを受けての質問として、新庄市としては、山形とか酒田とか、ほかの市町村で結構半分以上がやっている。補助金制度を設けて、半分とか3分の1とか、個々のケースはありますが、そのようなことを新庄市として、今はないのですが、県内とはいえ、よそ様の動向を少し参考にしたりして前向きに検討していただけることはいかがなんでしょうか。このように伺いたいと、以上、思います。

以上、質問を終わります。よろしく申し上げます。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、伊藤市議の御質問にお答えします。

初めに、災害備蓄品の保管場所につきましては、非常用の飲料水や食料をはじめ、毛布、簡易トイレ、簡易テントなど、市の防災倉庫に保管しております。このたびの能登半島地震における教訓を踏まえて、交通網の寸断など様々な被害想定に対応するため、災害備蓄の在り方について現在検討を行っております。

次に、避難所につきましては、災害の状況を踏まえながら、避難所運営マニュアルに基づき、開設から運営まで行うこととしております。一般的に、災害発生後、近くの体育館などへ身を寄せることを1次避難、それから生活環境の確保を目的として再び移動して避難することを2次避難と呼ばれておりますが、1次避難につきましては、指定避難所27か所を状況に応じて開設し、避難誘導を行っております。

避難の長期化などにより生活環境の整った宿

泊施設への2次避難が必要となった場合は、市内のホテルなど、山形県市町村広域総合応援に関する協定や友好自治体による相互応援協定に基づき、各市町村に要請するとともに、県や国への要請も併せて行い、避難場所の確保に努めてまいります。

次に、市民への日頃からの周知方法につきましては、市ホームページをはじめ、市報、SNS、ハザードマップなどで周知のほか、各町内会や自主防災組織へ出前講座などを行い、啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、地元コミュニティラジオ放送局との協力についての御質問であります。本市と新庄コミュニティ放送株式会社は、令和3年、災害時における災害情報等の放送に関する協定を締結しており、これまでも地震や豪雨の際に、地域に必要な災害情報を放送していただいているところであります。

本市では、現在、新聞社やテレビ局宛てに直接メールをお送りして、様々な行政情報提供を行っております。地元コミュニティラジオ放送局に対しましても同じタイミングで行政情報を提供しているところであり、マスコミ各社におかれましては、その提供をした行政情報に基づきまして随時、本市の行政情報を発信いただいているところであります。

現在のところ、メディアの種類を問わず、特定の媒体と本市が共に番組や紙面を企画しているような取組は実施しておりませんが、今後につきましては、個別の事案ごとに必要に応じて検討してまいります。

また、本年7月上旬には官民連携のシティープロモーション特設サイトを新規に開設する予定であります。この特設サイトは、市からの発信する行政情報だけでなく、市内の事業者や団体、個人の皆様がお知らせしたいイベントや求人情報なども自由に投稿でき、誰もが閲覧することが可能な、新庄市の情報を丸ごと一元管理

するサイトとなります。

地元コミュニティラジオ放送局におかれましても、この特設サイトを地域情報の取得や発信化に活用していただけるようになりますので、この点も周知に努めることで、共に有効な行政情報の発信ができるものと考えております。

次に、地域循環型生ごみ収集事業終了に伴う総括と今後の取組についてお答えいたします。

初めに、令和5年度末で収集を終了する生ごみ堆肥化事業につきましては、坂本市議の御質問にもお答えしましたが、モデル事業として開始した当初は、安価で良質な堆肥製造を目指しておりましたが、農業に使用する肥料としては、成分が安定しないことなどの理由により農家の利用が進まず、生ごみ堆肥化事業の本格実施までには至らなかったものであります。

しかしながら、学校の花壇や一定の地域内の家庭菜園などで生ごみ堆肥が活用されたことで、循環型社会の形成の一翼を担っていることを改めて認識していただいたと捉えております。

次に、生ごみ堆肥化装置への助成についてであります。生ごみコンポストにつきましては、現在、新庄市衛生組合連合会において助成を行っているところであります。また、生ごみ乾燥機の助成につきましては、機械の仕様や価格など課題があると認識をしておりますので、引き続きその方法も含めて検討してまいります。

以上、答弁いたします。

**13番（伊藤健一議員）** 議長、伊藤健一。

**佐藤卓也議長** 伊藤健一議員。

**13番（伊藤健一議員）** ありがとうございます。

私もどこに備蓄品をとという質問をさせていただいたのは、まさに市長が今お答えいただいたとおりでございます。

新庄に置けば置くほど、クローズアップすればするほど、どちらかの地域が被害がひどくて、別のほうが何とかなるとか、いろいろなことが想定される中で、1か所のようにであれば、今申

し上げていただいたとおり、本当にリスク分散をして考え得る中でしかできないわけですが、その中で分散をして、セカンド対応、サード対応が、二の矢、三の矢がつけられるような支度をしておくべきだなあと。

まさしく、れば、たらの世界を想定するわけなので、言葉では幾らでも何とでも言えると思いますが、それをどんなものがいつやってくるのか分からないものに備えていただくという、本当に新庄市には御苦労なことをおねだりしますが、本当に大事なことで、市民生活のためにあらゆる想定をして、脳みそが汗をかくほど工面していただければなあというふうにする次第でございます。

もう一つ、避難所ということで、今27か所と伺いました。それは学区ごとである程度、私も見ましたけれども、学校とか、公共施設を中心に新庄市が設定していると。当然、建物の設備的にも大きさ、規模や環境ですね。水回りとか、一番安全安心が確保できるということでは、確かにそのとおりだと思います。

ただし、一つなんですけれども、これも災害によって何とも言えないことではありますが、私の住む角沢地区において、5年ほど前に川が氾濫して、田んぼまで土手まで護岸が崩れて田んぼに水が上がったと。8月の頭に上がって、「いや、あれ大変だったね」と言っていたら、想定を超えて8月の末に2度目の同じ水害になったと。これは皆さん今まであまり経験したことがなくて、本当に打ちひしがれながらも、何とかみんな立て直しを図ったことは記憶に新しいと思いますが、そのときに、角沢のある地区内の小川ですね。小さい川なんですけれども、排水路にごみとかが集まっちゃって、その近所のおうちが水上がりになってしまったと。そこだけ、ほかのうちの人たちは避難、家には住めたんですが、そのうちは住むに堪えない状態になってしまったと。そのときに、具体的に申

上げますと、角沢はわくわく新庄なんですけれども、そこの被害を受けた方は、「そんな遠くまでとって行けないよ」という現実問題がありました。このケースの場合はですね。

なこともあって、大きなところに代表的なものがあるんですが、予算とか経費とか管理とか、いろいろな問題はあるにせよ、もう少し小規模、中規模でもいい、公民館レベル程度のものも最初から1次的な避難所とするのか、それこそ補欠的なサブ的な扱いにするのかは別として、先ほどのケースのように、わくわく新庄まで遠くに行けないよという立場の人たちが市内の各地区にいらっしゃるかもしれません。そのときに、もう少し近くに公民館とかがあるとか、何かある程度適した施設があるんじゃないかとか、そのような規模の拡大、管理は大変ですが、規模の拡大とかはお考えはないでしょうか。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境部長** 今現在、指定避難所、市長答弁にもありましたとおり、学校施設、社協施設を中心として、市内27か所指定してございます。基本的にはこちらの施設のほうに避難していただくというのが基本的なところかなというふうを考えているところです。

ただ、このたびのように交通網、道路網が寸断されて避難できないというのは、今回目の当たりにしたところです。そういった点を踏まえますと、議員おっしゃるとおり、もう少し分散化、もう少し数を増やしたらいいんじゃないか、そういったのは当然考えられるところでございます。今現在、そちらも踏まえまして、市内部におきまして検討を始めたところでございます。

ですので、まず今現在を持ちましてどこどこに増やす、増やさない、するしないというのは何も決まっておられませんけれども、まずは、問題意識としては持っているということは御理解賜りたいと思います。

以上です。

**13番（伊藤健一議員）** 議長、伊藤健一。

**佐藤卓也議長** 伊藤健一議員。

**13番（伊藤健一議員）** ありがとうございます。

いずれにせよ、今のお話も前向きに検討を始めていただいたようであり、非常にありがたいことだなと思っております。

ぜひともそのような方向で、細かなことに緻密に隙間を埋めていって災害に備えて、私たちも含めて備えていきたいものだなと思っております。

あとは、さっと一般論ですが、ないものねだりですから、大ざっぱで結構でございます。例えば、避難所ごとによってトイレ環境とか、空調設備とか、バリアフリーがどうだとか、いろいろなことがあるやもしれませんと思っております。あとは、停電したときの対応、一番気になるのが停電したときどうなんだろうということが一つ。

あと、避難所が1か所人気の場所があって、そこに人が集中したとか、別のところはもう少し空いているとか、そのコントロールとか、そういう細かなところとかは、その場の職員の対応なのかなあとも思いますが、今想定できている中では、どのような細かな配慮を想定しているらっしゃいますか、伺います。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境部長** まず、避難所におきます設備関係でございますけれども、避難所として特別に何かかしの設備を整備しているということはないでございます。あくまでも日常使用しております市有施設の設備というのが現状でございます。

ですので、先ほどのありました停電等々になった場合につきましては、これから考えていかなきゃいけないのかなあという部分であろうかと思っております。

今現在の市の備蓄としましては、発電機はあ

りますけれども、基本的には現場等々での投光器に使うような用途での数しかございませんので、各施設において、皆さんの例えばスマホの充電ですとか、照明をつけるというか、そういった類いのものではございませんので、そういったことについてはこれからどうしていかなきゃいけないかというのは考えていかなきゃいけないかなというふうに考えているところです。

あと、避難される方のコントロールですね。こちらについては、具体的にこの地域の方はここに避難してくださいとまでは考えてございません。地震ですと、ある程度のコントロールはできるんでしょうけれども、水害なんかですと、どういった形で水上がりになるかとかという部分もありますので、避難経路等々も変わってきますので、そこはそのとき、そのときの発災時に応じた避難指示、避難ルートというふうになるかと思えます。

仮に1か所に避難の方が集中して、想定するよりも増えた場合につきましては、市のマイクロバス等々を使うなりして別のところに移動していただくというような形になるかと思えます。よろしくお願ひします。

**13番（伊藤健一議員）** 議長、伊藤健一。

**佐藤卓也議長** 伊藤健一議員。

**13番（伊藤健一議員）** ありがとうございます。

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、続きまして、2番の地元のコミュニティ放送ラジオ局、コミュニティラジオ放送局ですね、失礼しました。「あすラジ」と言わせていただきます。に関しまして、先ほどお伺いしたとおり、災害情報等に関しては協定を結んでいるということもあり、他のマスコミと同等に、必要に応じて情報提供、プレスリリースといたしますですね、を行うことによって対応を考えているということだったと思えます。

私が、そのとおりだと思うんですが、さらにお伺いを立てるのは、コミュニティ放送という

のは、1自治体におおむね1局で、その自治体の範囲だけをカバーする小さいラジオ局でございまして、地元の情報のための存在だと極論すれば言えます。それを条件に総務省が許可を出していると。逆から言えば、地元情報を本当に細かなところまで、かゆいところまで拾えるのはこのコミュニティ放送なので、2社も3社も許さないし、1社、原則1社を1地区にということで推奨して、条件が整えば認定してくれているというものだというふうに調べてみたところ分かりました。

その上での質問なんですが、一つには、先ほども繰り返しておりますが、特に新庄市に今お伺いするのは、一つには行政情報の発信、もう一つにはそうでない部分、いわゆる民間のいろいろな街角の情報とか、行政があってもいいです。例えば、味覚まつりとか、そばまつりとか、いろいろなものがある中で、行政と官民一緒になって新庄市民が楽しむためのイベントとか、ちょっとした残念なこととか、この間は実際に市内の北部の幼稚園の近くで熊が出て、市民の方もびっくりしましたが、その辺の情報なんかをすかさずあすラジが拾って放送したりして、注意喚起をしております。

これはプレスリリースして頼まれたからやっていたのでは間に合わないですよ。だから、そのようなことも含めまして、地元のミニ局ならではのフットワークの軽さといいますか、小さな話題も届けられることが魅力の一つでもあります。このような部分においては、プレスリリース一括で同じと捉えているよというお答えいただきましたが、踏み込んだその地元の新庄ではあすラジしかない放送局をいかに有効に使えるかどうかというのは、新庄市のお考えにかかっております。

繰り返しになるかと思うのですが、山形県では今、あすラジを含めて5局ございます。山形、米沢、長井、酒田、新庄でございますね。新庄

以外は、大なり小なり行政と委託契約を結んで、行政情報を行政側もメディアを活用して有効に市民に伝えているという実態がございまして。

同じことを何度聞く、同じ質問しても駄目なんですけど、新庄市は今までのところ、そこは想定はしていなかったと、委託契約までは全く考えていないに等しい現状ではございますが、それは今までのことでありましてけれども、今後ということに関して、この独自のツールでございましてね。ホームページとか紙媒体はもちろん、SNSもそうなんですけれども、自分が求めて情報を取りに行くツールでございまして。に加えて、加えてじゃないですね。に対して、ラジオというのは、何もしなくてもかけていけばいろいろな情報が耳に飛び込んでくると。どちらかというと、情報弱者、年配の方なんかは、ホームページは自分で見られないけれどもラジオだと聞こえてくるよというふうな、大別すれば特徴もあるかと思っております。

ですので、情報の伝達の手段、チャンネルを、ポータルサイトと先ほどありましたが、それはすばらしいことだと思いますが、それとてホームページからポータルサイトたどり着ける人は、いいんですが、ホームページも開けられない人たちって実はいっぱいいらっしゃるんで、だからそれと併用した情報を広く皆さんに伝えるという意味では、一つにはラジオは欠かせないと。ましてや停電時、私どもも東日本で実際に体験しました。テレビ、ラジオは電気がなくて通じなかったと。ああ、ラジオはごめんなさい、テレビとか見られなかったと。ラジオが、電池で対応するラジオがあればこそ、情報が取れたということを実際に体験した私たちでもあると思っております。

そのようないろいろな意味で、ラジオはラジオで別物として便利なものがあるんですけども、それが新庄市にはあるよと。なければつくってから、ゼロからつくってまでどうなるところで

申し上げるつもりはないんですが、あるよと。それを有効に生かすために、少し前向きな活用を、行政情報プラス市政の情報発信もお考えになっていただけないかなと、そのようにお考えを再度伺います。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** それでは、コミュニティラジオ放送局について今、伊藤議員のほうから様々な御意見頂戴いたしました。

まず、御意見の中で、インターネットについては情報を取りに行かなければいけないけれども、ラジオというのは常に情報を発信しているというふうなところ、意見ありましたけれども、ただ、一方でインターネットというのは必要な情報を主体的に市民の方なり、住民の方が取りに行けるというふうな中で、ラジオ放送局というのは聞きたい情報ではないものも常に流れているというふうなそういったデメリットも一方であるというふうに感じております。

その中で、今現在、市長答弁の繰り返しにもなりますけれども、新聞、テレビ、ラジオといったいわゆるオールドメディアというものにつきましては、市で同じ並列で行政情報を提供している中で、必要な情報を切り取って報道なり放送をしていただいているというふうな今の現状でありますので、その部分については、そういった形でやっているということで御理解いただきたいというふうに思います。

その上で、今現在、7月をめどにシティープロモーション特設サイト、名称設定はこれからですけれども、市内の事業者や団体、あと個人の方の情報なんかもそこに書き込みをして、そこに行けば丸ごと新庄の情報が取れるというふうなサイトを今構築しております。これができれば、新聞、テレビ、そしてコミュニティラジオ放送局さんにおきましても、ここに来ると様々な情報が手に入りますので、それを報道な

り放送のほうに活用していただくというふうなことができます。

そういったことで、行政としても、いかにこれから広報をしていく上で負担感を減らして、いかに広くPRしていくかというふうなところも考えていかなければいけないというふうに思っております。

コミュニティラジオにおきましては、街角のホットな話題というふうなことで地元根差した放送をされているというところは十分認識しておりますけれども、これから人口減少で職員が減ってくる中で、いかにデジタルを活用して職員の負担を減らしていくかというふうなところも一方で考えていかなければいけない中で、やはり特別番組の制作とか、そういった部分もあればあったでいいんでしょうけれども、本当に効果的にできるかというふうなところが課題となりますので、こちらについては引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**1 3 番（伊藤健一議員）** 議長、伊藤健一。

**佐藤卓也議長** 伊藤健一議員。

**1 3 番（伊藤健一議員）** ありがとうございます。

課長のお立場では、おっしゃっていただいたことはごもっともなことだと、私も心情的には理解するものであります。

ただ一つ繰り返して言いますと、再確認させていただきますと、人も減ってきていると。その中で、業務が新しく増えることによって職員の負担感が増えると。これは、非常にあまりオフィシャルなところ、それをどのように合理的に今風に解決して負担感をなくするかは、やはり組織として並行してやっていくべきでありまして、だから考えないよということに直結するよううがった考えになりがちなんですけれども、現にほかの先ほど申し上げました山形県の4市はやってございます。

では、どうやってやっているのか、負担あって大変とか、やはりちょっと御確認をいただけて、同じ答えに行き着くにしても、これ以上検討、考えを進めることないままで終わることなく、必要なもの、ツールではあることは間違いないので、それを今扱えるかどうか、いろいろなもろもろの条件の中でなので、他市の事例とかを調査検証してもらうことはよろしいかなと思うんです。

それも仕事が増えるとか言われると困るんですけれども、決して意地悪な発言ではなくて、仕事は創意工夫で、あとはそれこそIT化と皆さん世の中であちこち今申し上げますが、仕事の個人が抱える物理的な量は、内容が変化しつつあります。ですから、その仕事の、働き方改革という言葉もその中に当てはめることであって、ただ単に仕事が増えるよと。古い仕事の質も量も変わらないままで新しい仕事の上に乗っかるよという発想ではなくて、じゃ、どう処理してこなしていくのかと、そういう柔軟なところで何とか考えていただければと思います。

なぜならば、余計な仕事ではなくて、大事なツールがせっかくあるんだよというところで、食ひ下がったようですが申し上げさせていただきたいと思います。

では、次に行きます。3番目なんですけれども、先ほどの循環型の事業の総括は、一応市長から述べていただいて、そういうことなんだろうなど。だから私としては、それ終わったからどうだったのというようなつもりでは決してなくて、もう一度掘り下げて質問しますと、その結果、50年近くにもわたって特定の事業所とか収集先を設定して今まで取り組んできた。それなりのデータも蓄積したであろうと。肥料はあまり成分的には納得できないものもあったかもしれないんですが、総合的にこれらを50年近くやってきて、事業としてやってきたわけなので、このことを終了に伴って、抽象的でも構わ

ないんですが、どのような新庄市として財産となったのか。それを今後、収集データ、考えを何かの形で生かしていくお考えが、具体的なものがあるかということをもう一度伺いたと思います。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境部長** すみません。最初に訂正させていただきますんですが、生ごみ収集事業につきましては、50年ではなく24年ぐらいの事業になりますので、平成11年からということになりますので、すみません、その部分については訂正させていただきたいと思います。

成果総括でございますけれども、市長のほうからもありましたとおりの内容ではあるんですが、事業としては、なかなか市として継続していくのは難しいものであったなというところでございます。

その経験則といいますか、今までやってきた実績をどう今後に生かしていくかという部分につきましては、生ごみの収集の事業ということで、その辺のごみの出し方とかでありますとか、こういった形で地域で循環するような仕組みというのがあるんですよというのは、市民の方にいただいたという部分が成果であるだろうと思いますので、こういった部分を引き続き意識していただけるような施策というのを考えていきたいなどは考えているところです。

なかなか、やめる事業ですので、それを生かして次というのはなかなか難しいので、その辺はちょっと御理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

**13番(伊藤健一議員)** 議長、伊藤健一。

**佐藤卓也議長** 伊藤健一議員。

**13番(伊藤健一議員)** ありがとうございます。

決してやめることを、今日の私の質問はそれでよかったのかとかどうだったのかとか、蒸し返して細かなところ、ネガティブな意味の質問

は決して考えておりません。よかれと思って前向きに新たな事業に取り組んだ。それが一定の目的を、ほかの理由もあるにせよ終えることになったということだと思います。それはそれで、これからの新しい環境への取組というものをぜひ早期にまた工面して、提案してほしいものだなと願う次第です。

先ほどのもう一つは、個人型の、特にアパートのような一戸建てでないところにお住まいの方の声なんですけれども、生ごみ乾燥機、これに関して、県内では市町村の中で13市、私もちょっと山形県のホームページで確認しましたが、13市の中では9市が、新庄市を含めて4つの市が、補助金制度がなし、9市が補助金制度ありということでした。町村まで入れますと、結構やっていないよというところが多くございました。

例えば、山形市なんかのほうもちょっとホームページで出ていまして、チラシか何かがやはり家庭に配布するであろうと思われるチラシのPDFデータもホームページに載っておりますので、今年平成5年のチラシでございましたので、現在最新の情報のチラシですが、補助金もありますしというようなことで見やすく工夫して周知、告知に努めておったようです。後でよろしければ、山形市の生ごみ云々で出てくるようですので、御覧になっていただけたらなあと思います。

このホームページによりますと、あくまでも山形市のホームページ、ちょっと見た延長なんですけれども、家庭から出る生ごみのうち、約40%が生ごみだとか、ごみのうち約4割が生ごみだと。この生ごみを処理機で処理することでごみを減らすことだけでなく、機械によっては堆肥化もできると。おいしい野菜やきれいな草花を育てたりすることができる。

また、山形市では、生ごみ処理機購入補助事業を行っており、加えてこのごみ堆肥の条件に

よってはそれなりの条件は満たす必要があると思いますが、堆肥肥料としてまた引受け先を道をつくっているということもございまして。あつせんもできるというようなこともございまして、一つの事例になるのかなあと。

新庄市は、もう一度伺いますが、今、制度化はなっていないと思いますが、このような個人の小さな環境意識ではございますが、この子育て真っ最中の若いお母さんから私は意見を聞きました。アパートの建物様式のところに住んでおります。やはり自分たちと同じ世代のお母さんたちとの情報交換とか、その中には地元の人ではなくて、よそから転出転入で新しくお友達になったママ友とか、あの人たちならではの最新の情報、子育てに関して見たり、独自のものが非常に宝の宝庫でございます。ですから、私も極力そのような方々からお話を聞けるチャンスを自ら足を運んで、情報、チャンスをもらいに行くということを心がけております。

このような一小市民という言い方は不適切かどうかごめんなさい、分かりませんが、1人の意見ですが、その人の意見というのは、周りの仲間たちとお話合いをしている中で出てくる相談だったというふうな受け止めておりますので、もう一度、補助金制度について、今の市当局のお考えを伺いたいと思います。

**岸 聡環境部長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境部長** 生ごみ堆肥の機械、他市町村では電気式と呼んでいるようでございますけれども、そちらに対する補助ということでございます。

こちらにつきましては今回、堆肥化事業を終了するに当たり、市内部でも検討したところでございます。しかしながら、電気式ということで、いわゆるドライヤーで数時間生ごみを乾燥させるような機械でございまして、この時代の情勢に合うのか、当然電気代等々もかかると

思いますので、なかなか導入を推進すると、市として推進するというのはなかなか難しいのではないかとということで今回は見送ったところでございます。ですので、絶対やらないというわけではないですけれども、現状といたしましては考えておりませんという回答になります。

また、生ごみの堆肥化につきましては、今現在、衛生組合のほうでコンポストの補助制度ありますけれども、こちらを少し拡大しまして、一般家庭でもやりやすいコンポストバック、ベランダ等でコンポストできる、要は土地がなくてもできるというものが大体ネットですけれども、四、五千円程度でスターターキットが買えるというようなものがありますので、こちらのほうに助成のほうを拡大するということで、まずはそちらのほうで市民の方々には啓発のほうを図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

**13番（伊藤健一議員）** 議長、伊藤健一。

**佐藤卓也議長** 伊藤健一議員。

**13番（伊藤健一議員）** どうもありがとうございました。

私は機械販売の回し者ではないので、今のような代替の考えをいただいてありがとうございます。

以上で終わります。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 山科正仁議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、山科正仁議員。

（14番山科正仁議員登壇）

**14番（山科正仁議員）** よろしく申し上げます。

議席番号14番、新政・結の会代表山科正仁です。

発言通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。一問一答にて行いますので、よろしくお願いいたします。

発言事項として、3つ掲げております。

まず、1番からです。新たなまちづくり事業の方向性についてということで、市長が目指す新たな視点によるまちづくりのポイントとして掲げておる点がありますが、その各項目について伺います。

まず、①結婚、いわゆる出会いから子育てまでの支援における施策の新たな点というのを伺います。

②としまして、大学、ここでは東北農林専門職大学となりますが、併せて県立新庄病院との連携をすることによる期待される効果というのを伺います。

③番としまして、エコロジーガーデン付近の道の駅整備促進に関するその後の進捗状況と、インターチェンジ付近の道の駅設置検討会による協議再開のめどを伺います。

④としまして、台湾との国際交流を継続することにより期待される効果を伺います。

⑤としましては、市民との対話から得られる意見をどのように市長は効果的に市政に反映していくのかを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

（山科朝則市長登壇）

**山科朝則市長** それでは、山科議員の御質問にお答えします。

初めに、令和6年度、新たな視点によるまち

づくりについての御質問であります。私は、市政運営における基本的な考え方においては、人口減少対策が最大の柱だと考えております。そのためには、人口減少社会の先にあるべき新庄市の未来像を見据え、今やるべき最善の施策をしっかりと検討しながら取り組んでまいります。このために、令和6年度では新たな視点による施策を重点として進めることとし、将来に向けた持続可能なまちづくりを目指してまいります。

第1に、結婚から子育て期まで切れ目のない支援であります。

新庄市で子供を産み育てたいと思うことのできるよう、若者世代や子育て世代に寄り添った支援の充実を図ってまいります。

新たな結婚支援策として、マッチングアプリ「Aiナビやまがた」の利用登録料の全額助成を行うとともに、県が認定するボランティアである「やまがた縁結びたい」の新規登録者に対して助成を行い、少子化の課題解決に取り組んでまいります。

また、公立及び民間立の保育現場でのICT化を推進し、児童の登所管理や保育記録等の課題解決を図ってまいります。

次に、大学、病院との連携についてであります。本年4月に東北農林専門職大学が開学いたしますが、大学との産学官連携による新たな農林業ビジネスや農業の担い手の育成が期待されるほか、若者の居住による町なかのにぎわい創出など、まちづくりのチャンスが到来したと考えております。

また、新たな県立新庄病院で実施している夜間休日診療や在宅医療・介護連携拠点において、同病院が有する高度な医療資源と連携が強化されることで、地域の安全安心な医療・介護体制の充実が図られると考えております。

次に、道の駅についてであります。エコロジーガーデンにつきましては、道の駅として駐

車場、トイレ、情報案内施設が設置されることで、アクセスや利便性が向上し、さらに魅力ある交流スポットとして親しまれる施設になるよう、令和7年度オープンに向けて整備を進めてまいります。

また、インターチェンジ付近の道の駅につきましては、まずは本市や最上8市町村としての考え方を整理し、検討会に臨む必要があると認識しております。今後、東北中央自動車道やみちのくウエストラインの整備促進を見通しながら、インターチェンジ付近の道の駅の検討会の協議が早期に再開できるよう取り組んでまいります。

次に、昨年9月に国際友好交流協定を締結した台湾草屯鎮との交流事業につきましては、草屯鎮の日新国民中学校と本市の日新中学校とのオンライン交流が実現し、確実に友好交流協定を締結した効果が現れており、国際交流の輪が広がりを見せております。令和6年度は、スポーツを通じた子供たちの交流をすることで、未来を担う子供たちの国際感覚の醸成を図ってまいります。

次に、市民と対話型のまちづくりにつきましては、私は就任当初から対話を通じて市民の皆様一人一人の声に寄り添ったまちづくりを進めていきたいと考えておりますが、これにつきましては、区長と市長のまちづくり会議を継続して実施するとともに、希望する町内会や市民グループの皆様と対話する機会を新たに設定していきたいと考えております。

これにより、市民が抱えている課題やニーズをしっかりと把握し、市民目線に立った施策立案、施策の実施、行政サービスの提供などにつなげ、市民参加型のまちづくりを目指してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 答弁いただきまして、ありがとうございます。

まずは結婚、出会いに関する質問でございますが、やはり先ほども坂本議員がおっしゃったように、人生の出会い、これは結婚だと思いません。その出会う前に結婚の支援を考えると、とにかく出会いをどうやって演出して、どうやって効率よく結婚まで結びつけられるかというのが重要なポイントだと思います。

今、市長の答弁でもありましたけれども、Aiナビやまがた、それからやまがた縁結びたい、この運営主体と、あとこの事業内容とこの2つの事業のマッチングの仕方というのはどのようになっているのでしょうか。御紹介ください。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 「Aiナビやまがた」と書いて「アイナビやまがた」というふうに読むのですけれども、運営主体につきましては、県の機関であります山形ハッピーサポートセンターでいずれも運営しております。関連と申しますか、Aiナビやまがたにつきましては、行政が行っているマッチングアプリになります。こちらの入会料を助成することで、新庄最上地域における新庄市の登録者数を増やすというふうな取組で考えております。

また、縁結びたいにつきましても、いわゆるお見合いをセッティングする相談役というふうなところになりますけれども、こちらも新庄市の登録者数が非常に少ないということで、登録時に、毎月の例会というか集まりがありますので、その費用として3万円を助成するという内容となっております。

以上でございます。

14番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

佐藤卓也議長 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） 分かりました。

事業内容としては了解しましたが、これ、私もちょっと調べてきたんですが、20歳以上の方が対象ということになっておりました。

周知の方法というか、これから効果的に運用する方法というのはこれから力を入れていくんだと思いますが、私が考えるに、そのターゲット層というのをしっかり把握した事業になっているのかなあという点が一つ疑問に思います。

例えば、この場合、20歳以上の独身となっておりますけれども、皆さん御存じのとおり、成人年齢というのが引き下げられて18歳となっております。これ、何の目的があって18歳に下げたのかという点、お分かりでしょうか。基本的に若年層のうちから社会的な自立性を持たせて、なおかつ権利義務に関する自分のしっかりした立場というのを理解させるために、このような法律改正がされたとは私は認識しております。ということは、結婚に関しても、出会いに関しても、もう早い段階から取り組む必要があるのかなと、私、危機感を持っております。

例えば18歳、いわゆる高校生のうちから、ある程度アンケートを取るなり、お付き合いされた方おりますかとか、どういう方と将来は結婚したいですかとか、どういうふうな出会いを求めていますかとか、そういうふうな早めの取組というのが市独自で行えないのかなと。

このAiマッチングアプリも使いながらも結構なんですけれども、市独自のある程度の早期のそういう出会いを求める、出会いを創出できる事業として何かできないのかなと私は考えておりますが、そういうのはどうでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 市に独自の出会いの創出の場というふうなことでございますけれども、以前もちょっと決算議会だか予算でちょっと申し上げた部分あるんですけれども、以前は市独自の相談会を実施していたんですけれども、なかなか集

まらないということで、それに費やす職員の労務の成果としては、1人とか、土日で開催して2人とか、そういった結果だったものですから、相談会とか、あとはその出会いの場を創出する場面も非常に集まりが悪いということで、こちらについては最上広域の8市町村で、先ほどの8市町村の連携の部分でも関連してくるんですけども、そちらのほうの婚活実行委員会で検討しております。

その際に、やはりターゲットとか対象を絞った方がいいのではないかというような部分はその辺の集まりの中で確かに出てきているというふうなところありますので、単独ではなく、連携して考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**14番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番（山科正仁議員）** 分かりました。

過去の事例もあるということで、効率的になかなかできないのは分かります。ただ、地域の実情というか、本当に結婚願望というか、それに取り組みたいと思っている家庭に考えれば、若いうちはこんなことまだ考えなくていいと過ぎてしまっていて、いざ、ここでこういっていいの分かりませんが、ある程度高齢になってきたときに、中高年になったときに、まだ独身であると焦ってくると。慌ててそういうふうなイベントあるんだねと探して参加しても、やはり年齢が年齢ということでなかなか結びつかないというケースが多くなってしまふ。だから、私は早めに取り組むことがいいのではないかと。もう18、20歳代でももしかすると付き合いしていないという方、若い方いらっしゃいますので、そういう方々にアプローチをするという点が大事なんじゃないかなと私は思っております。ぜひともそういうことを考えていただいて、事業を推進してもらいたいと思

います。よろしく申し上げます。

次、東北農林専門職大学についてですけども、もういよいよ開校間近です。間近というか、もうカウントダウンに入っています。

先ほど市長からもありましたけれども、様々なメリットが確かにございます。このメリットですね、今度新庄市に来られる、住まいはどこになるか分かりませんが、基本的に新庄市に住んで通うと考えれば、この学生と市のコミュニティーというのを、最初のうちはつけてあげないと、急にどこかから来ていただいて学校に入って、急に地域と交われやということは非常に難しい話であって、これは大学側、この前研修で行かせていただきましたが、教授側のほうは、学長のほうも、ぜひ提案をくださいと。市側から提案をくだされば、私たちは検討して、そういうものをつくり上げるのも協力しますし、学生がいい方向に向くのであれば、それは前向きにいくよというふうな話でした。

そういうふうな市側のアプローチというのは、現在どのようなことを検討しておりますか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 専門職大学の開学に当たっての市側の学生のアプローチというふうなところにつきましては、まだ具体的には検討しておりませんが、先進学校であります静岡の同じ農林業の環境専門職大学のほうでは、産学官連携した取組を進められているというふうなところで、そこら辺を、先進地事例を調査しながら、新庄市としてはどういうふうにしていくべきか、開学後に相談をしていくような形になると思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**14番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番（山科正仁議員）** 分かりました。

さんざんこれもこの大学の構想が出来上がってから議論してきたというか、早めに、早めにと言ってきたことがまだなかなかできずにいるよということだと思います。

確かに難しい話で、実際学生が来ていただいて、学生たちといろいろなやはり出会いがありながらも進めていく施策かなと思います。ぜひともこちらのほうも進めていただいて、市長もよく考えていらっしゃるこの大学と連携して、新たな産業の創出をしたいという考えもあるでしょうから、しっかりした連携が必要かと思えます。

ということで、今出ましたけれども、市長が考える産業の創出、想定される産業の創出とはどういうものでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 一般的に専門職大学のほうとの連携で考えられる想定といたしましては、やはりスマート農業関連がぱっと頭にくるのかなあというふうに考えてございますが、あと林業系の学科もございまして、そちらのほうで何かかにか取組ができたならなあ、例えばそちらのほうも今林業のほうがかなり、農林課長のお話からも、かなり楽ではないと、経営の部分で。そういったところにDX関係、もう既に入ってきているとは思いますが、そういったところを大学のほうと何かかにか協議しながら、きっかけづくり等々ができればいいのかなあというふうには考えてございます。

ただ、農林関係のスペシャリストを養成する大学という形で開学なさいますが、まだまだできるばかりですので、今後の可能性というのは幅広いものだというふうには考えてございます。

ですので、当然単科大学でございまして、農林系の分野を足がかりともしながら、様々な連携等々できたらいいのではないかなあというふうには担当課のほうでは考えてございます。

以上でございます。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番(山科正仁議員)** こちらも、ぜひ効率的にうまく連携が取れるように、そして将来の新庄市の農林業の産業に貢献できるような仕組みをつくっていただきたいと思えます。

あとは、県立病院についてですけれども、開院となりました。そして大変、こんなこと言っちゃ駄目ですね、にぎわっている。確かに大変毎日駐車場がいっぱいになっているような状況が続いておるようです。

市として、今後、連携というのが非常に重要になるかと思えますが、先ほど伊藤議員からもありましたけれども、能登半島地震、これを教訓としまして、県立病院と地区の病院と緊急時の協力体制、それから情報の共有等の、例えば健康情報とか、地域ではこういうふうな健康のニーズがあるよとかという相互の共有ですね。いざ災害時はどういうふうなシステムで機能していくかという点のそういうような構築が必要かと思えます。その辺はどうなっておりますか。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 佐藤健康課長。

**佐藤朋子健康課長** 県立新庄病院との災害時における連携という御質問を頂戴いたしました。

能登半島地震等の大規模災害におきましては、議員おっしゃるとおり、医療体制の構築、速やかな構築というのが重要であると認識しております。

本市に限らず、2次医療圏内ということで、最上地域8市町村で構成しております最上地区保健医療対策地域協議会におきまして、令和元年度に災害医療対策専門部会というものを設置しております。そちらの部会でこれまで災害時の活動等についての研修を行ってきたところでございますが、このたびの能登半島地震を受け

まして、早速、今年1月にも会議を開催し、2月には県立病院を含め、災害医療コーディネーターとなっておられる医師の方4名と、薬剤師会、歯科医師会、警察、消防、最上8市町村の健康担当部署、危機管理部署等が集まりまして、災害体制の構築、また、緊急時の連絡体制を協議していこうということを話し合ったところでございます。

そちらにおきましても、令和6年度、こちらの活動を推進していくということで話合いが行われているところでございますので、2次医療圏内で8市町村協力しながら、災害医療体制の最上地域独自の体制というところを現在検討しているところでございます。

以上です。

**14番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

これは危機管理の問題ですので、しっかり新庄市はないよなんてことはないと思います。市長の主要事業の説明のときも、やはり新庄は断層帯ですか、断層帯があって、かなり大地震は起こる可能性はないことはないということで、いつ起こるか分からないこの災害に備えて、せっかく県立病院充実したわけですから、そういうふうな危機管理体制に対してもしっかりした充実を図っていただきたいと思います。

あわせまして、今後ますます県立病院の医療体制というのが構築、充実してくると、市内の地域にも貢献してくれる、当然貢献してくれるものだと思います。それに応えるべく、新庄市のほうでも病院に対して、県の病院に対して、ある程度の例えば健康講座、それからイベント等があるよとなれば、それに対応して協力をする体制が必要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

**佐藤朋子健康課長** 議長、佐藤朋子。

**佐藤卓也議長** 佐藤健康課長。

**佐藤朋子健康課長** 健康講座等の県立新庄病院との連携ということでございますが、こちらにつきましても最上地域保健医療対策協議会の中の事業としまして、市内の最上地域の開業医の方を含めた小児の救急医療体制の講演会ですとか、そういった講演会を開催しております。

そうした事業は最上地域の保医協の事業ということで、なかなか市民の皆様にもお知らせがちょっとできていないなという部分もこれまででございますので、今後そうした広報も周知に努めながら協力させていただくとともに、多くの市民の方にも理解していただける、参加していただけるような事業を展開してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

**14番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番（山科正仁議員）** 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次は、道の駅について入ります。

まず最初は、エコロジーガーデン付近の道の駅ですけれども、市長のほうからも前、精査して進めるよというふうなお答えをいただきました。その精査した内容、それから精査するということは、つまりは総工費を抑制していくとか、プラスするということはないと思うんですが、抑制していった内容とか、様々あると思います。その辺の影響等をお知らせください。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** エコロジーガーデン道の駅に関する精査の状況というふうなことで御質問いただいたところです。

エコロジーガーデンの整備に関しましても、改めて内容について精査をさせていただいたところであります。

近年の物価高騰等もございまして、なかなか圧縮に向けた内容が難しい部分、また、実際に様々な検討をしてきたところでありますけれど

も、実際に削減することでランニングコストが余計上がってしまうようなことも懸念されるというふうなことがございまして、実際には当初の計画に沿った形での整備を進めていくというふうなことで、現在考えているところでございます。

あと、改めてその建物、トイレ、休憩、情報提供施設に関しての整備に関しまして、改めて内容の単価等の精査は改めて今実施しているところでもありますけれども、こちらについても実施できる範囲の中で、現在の計画の中ではもともと計画しておりましたトイレの基数等や休憩室の広さなどにつきましては、これまでの形を踏襲しながら現計画を進めているというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番(山科正仁議員)** 当初どおりの計画どおり進めるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、私が前質問したとおり、工期が遅れるとそれなりにまた工事費がかさ増しになるという点は注意していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

あわせまして、エコロジーガーデンの道の駅についてですが、これ、あえて市民の方々も非常に疑義を醸したところでもあります。インターチェンジとか、交通のアクセスに別にしやすいところではない場所への設置ということで、かなりもめた点がありました。

これですね、それはその設置という条件の中に、そこに造るという条件に入っていたわけですから、今後もっとプラスの面で考えた場合、何がメリットとして挙げられるかと考えると、観光の回遊しかない、市内観光の回遊しかないと思ひます。つまり、期待されるとすれば、

歴まち事業、それから各市内に名所史跡があるわけですし、その辺の回遊して回ってきて道の駅に寄るというふうな効果を期待しなければいけないと、この事業に盛り込まなきゃいけないと私は思ひます。どのような考えで計画しておられますか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** ただいまエコロジーガーデンを中心とした観光資源の回遊という御質問でございましたが、まず、エコロジーガーデンのPRと申しますか、周知方法、それから広報関係につきましては、専用ホームページの構築を今現在考えてございまして、その準備の予算等々も来年度の当初予算のほうに計上させていただいたところでございます。

また、今、議員のほうから、様々回遊の部分でほかの観光資源との連携等々、当然御指摘があったわけですが、そういった場面についても、そのホームページ、それからうまく回遊できるような方策等々、当然これから考えていかなければならないと。また、その観光資源、例えば先ほどおっしゃられた旧所名跡等々だけではなく、市内の例えば飲食店のほうにもエコロジーガーデンを中心とした形でそこから誘導できるような広報なり、情報発信なりできればいいのかなあというふうには考えてございます。

以上でございます。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番(山科正仁議員)** 専用ホームページにかなりのウエートを置いて頼ってこれから進めるというニュアンスですが、もっと物理的に、例えば高規格道路を走ってきたら、看板、どこから見える看板があって、「エコロジーガーデンに道の駅があるんだな。じゃ、その近くにこういうのがあるんだな」とこう誘導する何らか

の施策、物理的なものも必要かと思えます。

ホームページを見て、興味ある人はホームページで来るんでしょうけれども、基本的に、ちょっと通ってみたらそういうのあんのかという興味本位で引かれるという点も必要かと思えますので、お考えの一つにお入れください。

それでは次ですけれども、インターチェンジ付近の道の駅の検討会という点で、この件に関しては、先ほど午前中でしたっけか、ほかの議員の方が質問されておりましたが、いわゆるこれ市長が、これも再質問しようと思ったんですけども、対話、市民との対話による事業の方向性というか、いろいろなそれをつけていくことを大事にしていくというふうな話がありました。

それを考えれば、かなりインターチェンジの道の駅に関しては、市民の意見というのを本気で取り入れて、検討会という、検討会する前段階に市民の意見とかをしっかりと取り入れる。それが議員の声が市民の意見なんだろうと言われればそれまでなんですけれども、それはそれと別と置いても、市民との非常に対話をした上で、その考えを持って、それをバックにして市長がそういう検討会に乗り込むというのが、一番それが筋じゃないかなと私思うんです。

ただ単に市長が、自分の考えを持って検討会もしくは8市町村の協議でもって決まるんだよとおっしゃっても、やはり中心市である新庄市はそういうわけにはいかないと思うんですよ。もうしっかりした主導権を持っていかないと、新庄市民の意見はこうなんだ、議会の意見はこうなんだよというバックを持って力強く推進していくことが大事だと思うんです。その点を考えてまして、市長のちょっと意見をお伺いしたいと思えます。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

**山科朝則市長** ただいま議員おっしゃるとおりで

ありまして、いろいろな対話を中心に私はこれから市政運営をしていくというふうなことは公約に掲げているとおりでありまして、その方法の一つが、今までもやってこられました市長と区長のまちづくりミーティングやら、改めていろいろなコミュニティーに入り込んでいって、いろいろ対話をする機会をつくっていくというふうなことを取り組んでまいりたいというふうに思っています。

コミュニティーが希薄化している中において、どんな方法が市民の皆様の声を吸い上げることなのかというようなことは、いらっしゃる議員の皆さんにもいろいろアドバイスをいただきたいと逆に思っているところでございます。

先ほどの道の駅の件に関してであります、当然、市民の皆様、そして地域の皆様の声を聞いて、そのゲートウェイについての付近の道の駅についてのいろいろな協議を進めていくわけでありまして、今の現状を見ますと、前回中断した理由というのが、誰がやるのか、何をやるのか、場所ありきなのかどうなのかという混乱した議論になったと私は認識しておりまして、その辺をまず私ども行政関係者で、行政がやれる部分は何か、そしてさらには民間の方をお願いする部分はどういうことなのかというようなこと、そしてその辺のところを市民の皆様には御相談もしながら当然、声を聞きながら、あるいは様々なアイデアをいただかなければならないわけでありまして、基本的には基礎自治体である新庄市、最上地域が開設を前提としていろいろなやり取りをしなければ、この事業進みませんで、その辺のところを整理した上で、皆さんにお聞きするというふうなステージで進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

14番（山科正仁議員） ありがとうございます。

とにかく市長一人に背負わせて検討会というのが非常に無理がある話かなと、この事業に関しては。やはり先ほど言いましたけれども、市民全てのバックアップがないと進めない。反対する方が多ければ、またそれも一つの方向性として違うんでしょうけれども、ある程度のバックがないと、検討会に臨んでもなかなか強い意見が言えないんじゃないかなと私は心配しておりました。

市長今おっしゃいましたけれども、対話を重視しているという点で、一つ、私が心配というか、考えている点は、市長確かにいろいろなコミュニティに参加して下さっているのを私も拝見しておりますし、精力的に対話の場を持つという姿勢が大変見てとれます。

ただ、そこで注意してほしいというか、ある程度自分の主張に賛同してくれる方々だけの会とか、気持ちのいい会合だけに顔を出すということじゃなくて、そういうふうな考えにバイアスがかからないような、市政が公平に事業が考えられるような、そういうふうな対話を持っていただきたいなと私は思っております。これは答え結構ですので、気をつけていただきたいという点でございます。

時間が15分ですね。台湾との国際交流について質問させていただきます。

日進学区の同じ名前ということで、それからスポーツ関係の水泳交流ができたという点であろうかと思えます。

この児童生徒の交流のみならず、今は台湾が非常に経済で成長しているという点で、半導体関連の事業ということで非常に日本経済に大きな影響を与えて下さっております。その点も含めた今後の交流も必要かなと思えますが、これ交流という点を考えた場合に大前提になるのは、やはり言語だと思えます。言葉がしっかり理解できない。

せめて日常会話ができるぐらいの交流が、そういう場がないと駄目なんじゃないかなと思います。これ、市民へのこの言語の指導とか、それから台湾の習慣の違いというのを理解してもらおうような取組をどう考えておりますか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今、国際交流についての御質問ということで、私のほうで御答弁申し上げますけれども、今議員おっしゃった部分の市民への言語の部分での理解を求めるといふところは、あえて行政としては、特に今現在は考えていないといふところになるかと思えます。

ただ、子供たち、日新中学校も名前つながりで1月に早速交流をされたというふうなことについては、もう行政主導ではなくて、向こうの草屯鎮から、代表者を通じてこちらのほうに来たというふうなところで、友好協定を締結した効果というのが、もうどんどん行政を介さずとも、そういうふうにして交流が生まれているというふうに捉えております。

その中で、言語力というのは本当にそういう子供たちの交流の中で、今、英語を使ってやられているかと思うんですけれども、そういった部分で、もう自然と子供のうちから養われたりとか、あとは行政を介さずに、例えばロータリークラブなんかは独自にされているというふうな自治体もあつたりとか、先日、新北の校長先生からも連絡をいただきまして、高校のほうで独自にオンライン交流をやりたいというふうなことで、どうやったらいいかというような問合せも来ております。

そういった形で、市がそこまでその言語のどうこうまで介入しなくても、もう独自にそうやって交流をする仕組みをすることで、言語能力というのは当然養われてくるんだろうなというふうに思っておりますので、それも含めて、

様々な国際交流の効果というところを期待しているところであります。

以上でございます。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番(山科正仁議員)** 本来であれば、市が国際交流を主導的に行うのであれば、併せて言語のほうの指導等もできればなど私は考えておりました。民間のほうも、もしくは個人的な習得という面に任せるといって了解しました。ありがとうございます。

それでは、2番の体育施設についての管理運営についてに入ります。

①としまして、各施設、これ体育施設ですけれども、その利用状況と、主な使用団体からの要望に対してどのように受付をして対応しているのか。また、体育施設における設備の整備状況について、近隣自治体との違いをどのように把握しているのかを伺いたいと思います。

②としまして、学校の部活動の地域移行に当たりまして、整備充実及び部活動と一般使用団体との調整が重要になると考えますが、見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** それでは、体育施設の管理運営についての御質問にお答えします。

初めに、各施設の利用状況についてですが、体育施設については、半年に一度、利用団体に使用希望調査を行っております。その調査結果を基に、大会や講習会など、優先度の高いイベントから日程を確保し、次に各団体の練習会など定期的な使用について、利用回数や使用時間など、特定の団体に偏らないように調整し、施設を利用させていただいております。施設に対する要望につきましても、使用希望の結果報告に併せて回答を行っております。

また、近隣自治体との違いについては特に把

握などは行っておりませんが、当市の体育施設の利用状況や要望、各種競技種目の規則変更、利用者の安全確保に必要なものについて、随時対応してまいりたいと考えております。

続きまして、学校の部活動の地域移行に伴う体育施設の整備充実、一般使用団体との調整についてですが、当市では、令和4年度より、休日の部活動の地域移行について、学校、競技団体、保護者会、スポーツ団体などの代表を委員とする新庄市休日の部活動の地域移行検討委員会にて検討を進めてまいりました。

検討委員会で、令和6年度より、原則休日の部活動は行わず、地域クラブで活動していく方針としております。まずは休日の部活動の地域移行を進めていくこととなりますので、地域クラブの活動場所については、休日の部活動を行わなくなる学校施設を中心にお使いいただくことを考えております。このほか、社会体育施設を利用する団体については、一般の団体を含めた利用調整をすることとしております。

また、施設整備についても同様に、利用状況や規則変更、利用者の安全確保に必要なものについて、随時対応してまいります。

以上であります。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番(山科正仁議員)** ありがとうございます。

定期的に半年に1回の利用者関係の聞き取りを行っているというふうな回答でございました。

これは、例えば今、非常に体育施設あるわけですけれども、箱としては確かに場所としてはあるんですが、なかなかその利用目的にきちんと合致した使用がなされているかなという点、私一つ疑問というか、課題があるかと思っております。

というのは、利用者のほうから、これは武道館のほうなんですけれども、先ほども質問ありましたが、質問の中に入っていました、ほか

の自治体との違いとして、畳の常設等があります。畳が常に敷かれている状態、恐らく真室川町とか、学校は全てもう柔道場として把握しておりますが、全部もう敷き込み済みで上げ下げしないというふうな、新庄市の武道館の畳に関しては常に上げ下げ、柔道に関しても、合気道に関しても、空手は畳があってもなくてもいいんですけれども、基本的に畳を使う場合でも、上げ下げはやらなきゃならないという点で考えた場合に、こういう事例が把握しているかわかりませんが、柔道でありました。畳の上げ下げのときに足をけがする、足をけがした。骨折までいかななくても足をけがした事例があった。稽古中に畳がずれるわけなんですよ、動いていますので。そこに指を挟んでけがをしたと、そういうような事例が非常に前あったと伺いました。

過去のことで、その時点ではそれが当たり前というか、責任問題にもならなかったと思うんですが、今ここに来て、これだけの体育施設がある中で、なぜにすみ分け、畳でやる、床でやるというスポーツのすみ分けができていないのかなという点を、今後の検討としてお聞きしたいと思います。お願いします。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 武道館の利用状況について、御意見をいただきました。

実際に武道館におきましては、空手、合気道、剣道、柔道等が曜日ごとに利用団体が入っております。次の利用団体が畳を使うかどうか、そういったところの配慮までは、次の団体に引き継ぐというのは難しいので、原則、畳を脇のほうに寄せて原状復帰をして片づけという形で御利用をいただいております。

確かに畳自体もある程度重さがありますし、小学生なんかは大変だなというところは認識しておりますが、現在の武道館におきましては、

各種種目が複数の種目で使っているという現状でしたので、真室川町さんの場合は、もうほぼほかの種目がないので、専用しているような状況だということもお聞きしておりますが、ほかの施設との絡みもありますので、今後の検討課題としていきたいと思っております。ありがとうございます。

**14番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**佐藤卓也議長** 山科正仁議員。

**14番(山科正仁議員)** これは、畳に関するだけでなくいろいろな、今日の午前中も渡部議員からもあったと思いますけれども、トイレ等、それからいろいろな施設関係の整備というのが、全部含めて洗い出してチェックしてみる体制が必要かと思っております。

先ほど言った畳の事故に関しても、これは畳の上げ下げがもう非常に稽古とか練習のロスタイムになるわけです。あわせて事故防止、これは一生懸命練習してきた子供とか一般の方が大会を目指して頑張っていたのに、畳で、練習中に畳に足を挟んでけがして出られなくなったなんていったら、本当にもう泣くに泣けないむなし話でございまして、その辺酌んでいただいて、しっかり対応していただきたいと思っております。1か所しかないんなら話は別なんですけれども、数か所にもうあるわけですから、すみ分けというふうな分割利用という面はしっかり推進していただきたいと思っております。

あまり突っ込んで言いませんけれども、基本的には早めに検討してもらったほうが、練習生のけが防止につながりますので、よろしく願います。

あと部活動移行に関してですけれども、地域移行ですね。地域移行に関しては、やはり今教育長おっしゃったように、なるほどなと思ったのは、学校が土日空くんだから、やはりその施設を使えば何とか使い、いい施設を使えるんだなと思えました。

ただ、いろいろな面で、もしかするとその指導者によっては、学校よりも自分の地域に近いところの施設を使いたいなんていう場合もあるかと思しますので、こちらのほうもしっかりした使用団体との調整というのを図っていただきたいと思えます。

ちょっと時間がなくなりそうなので、3番目の子供の将来をつくる進路指導についてという点に入ります。

この①で、子供たちの将来を決定する重要な指導の一つとして、進路指導というのがありますが、教育現場で指導時に特に留意している点を伺いたいと思えます。

②として、将来地元への回帰と地元で暮らす意識、これを持たせるためには、幼少期から地元との交流が不可欠と考えますが、教育現場で特に力を入れて取り組んでいることを伺いたいと思えます。お願いします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** 進路指導において、教育現場の指導で特に留意している点についてお答えいたします。

進路指導につきましては、小学校1年生からの9年間の中で、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を通して、これからの予測困難な社会を生きる力の育成を目指し、取り組んでおります。

市内全校でキャリア教育全体計画を学校経営計画の中に位置づけ、目指す子供像や育てたい資質、能力を明らかにし、教育活動全体を通したきめ細やかな指導を行っております。

また、児童生徒自身が、小学校から高校までの学びと活動の様子を記録し、継続して積み上げることで、自らの変容や成長を振り返ることができるキャリアパスポートを作成しています。一人一人の学びの足跡を可視化し、児童生徒が描く将来の夢と今学校で学んでいることとのつ

ながりを意識させることで、主体的に学ぶ意欲の向上につなげております。

今後も、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を考えることができるよう、組織的かつ計画的な指導をするよう求めてまいります。

次に、地元への回帰と地元で暮らす意識を持たせるための取組についてお答えします。

本市児童生徒の地域との交流の状況につきましては、今年度児童生徒へのアンケートにおいて、地域の行事に参加したと答えた割合は、小学校で約77%、中学校で約69%で、コロナ禍で交流が少なくなっていた数年前と比べると、上昇傾向が見られました。

ふるさと新庄への愛着を育み、これからの新庄を担う人材を育み、ふるさと学習の内容として発達段階に応じ、地域の方と交流しながら取り組む体験活動は、非常に有効であると考えております。総合的な学習の時間の中で、仁田山鹿子踊や新庄まつり、祭りはやしなどの伝統行事について、体験を通して学習しております。

また、小学校で行うまち探検や稲刈り体験、伝承野菜の栽培、中学校で行う職場体験、ボランティア体験など、地域の方や地域企業の方と交流しながら取り組んでおります。

事業で体験活動を行う際は、体験して終わりではなく、体験をする目的を明確にすることや、体験を次の課題につなげ、探求的な学びにすることを最重要視しております。

時間になりましたが、最後までお答えさせていただきます。

また、学校の授業以外でも、児童生徒が地域行事や活動に積極的に参加することで、必然的に地域の方との交流が生まれると考えております。

各校では、児童生徒や保護者に対して、新庄まつりに関連する活動の情報や地域行事やイベントなどの情報を提供し、児童生徒が地域に興味を持ち、参加するきっかけになるよう呼びか

けております。

地域と学校等をつなぐために令和4年度より市内全校で導入している学校運営協議会や地域学校協働活動推進員を活用し、地域の人材や、材、より効果的な支援の在り方を探ってまいります。

ふるさと新庄を誇りに思う子供の育成を目指し、地域とともにある学校づくりの推進をより一層進めてまいります。

以上であります。（「ありがとうございました」の声あり）

## 散 会

**佐藤卓也議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

5日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時52分 散会

## 令和6年3月定例会会議録（第3号）

令和6年3月5日 火曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	八畝長一	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

8番 鈴木法学 議員

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	加藤 功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治	選挙管理委員会 委員長	今 田 新
農業委員会会長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 會 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	総 務 主 査	笹 原 佳 子
主 任	小 松 真 子	主 事	秋 葉 佑 太

### 議 事 日 程 (第3号)

令和6年3月5日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番	小 嶋 富 弥	議 員
2 番	山 科 春 美	議 員
3 番	鈴 木 啓 太	議 員
4 番	辺 見 孝 太	議 員

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

令和6年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 市の地域防災計画について 2. 行政サービスの向上について 3. 市の街並み景観とまちづくりについて	市 長 教 育 長
2	山 科 春 美	1. 北辰多目的運動広場の設置について 2. スマート農業の今後の方向性について 3. 行政評価について	市 長 教 育 長
3	鈴 木 啓 太	1. ふるさと納税について 2. 放課後児童クラブについて 3. 部活動の地域移行について	市 長 教 育 長
4	辺 見 孝 太	1. 地域防災について 2. ふるさと納税について 3. 新庄まつり振興事業について	市 長

## 開 議

**佐藤卓也議長** おはようございます。  
ただいまの出席議員は17名です。  
欠席通告者は、鈴木法学議員の1名です。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**佐藤卓也議長** 日程第1 一般質問。  
本日の質問者は4名です。  
これより2日目の一般質問を行います。

### 小嶋富弥議員の質問

**佐藤卓也議長** それでは初めに、小嶋富弥議員。  
（18番小嶋富弥議員登壇）

**18番（小嶋富弥議員）** おはようございます。  
令和6年3月定例議会一般質問2日目の最初に質問に立ちます、議席番号18番、新政・結の会の小嶋富弥であります。よろしくお申し上げます。  
弥生3月は別れと旅立ちの早春であります。今般、この議場におられる高野教育長、大場監査役、今期をもって御勇退と伺いました。また、都市整備課長の長沢さんと上下水道課長の矢作さんが役職定年とお聞きいたしております。長い間、市勢発展のために御尽力を心から議員の一人として感謝を申し上げる次第であります。新たなステージでの御活躍を御期待申し上げます。

す。

それでは、通告発言事項に沿って質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初は、市の地域防災計画についてであります。

古来、自然災害の多い日本、本年の1月1日の夕方に発生した能登半島地震災害は、241人の死者、いまだに数名の安否不明者がおり、ふだんどおりの生活やなりわいの見通しも思うように立たない大勢の方々には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このように、地震だけでなく、津波、台風、大雨、豪雪など、災害の多い我が国ですので、防災力の強化はとても大事であります。

国民生活を守るため、国は、災害対策基本法で、各自治体に地域防災計画の責務を求めています。

計画の軸は、住民避難、生活支援、物資供給、被害想定などがありますが、各地域の地形、社会情勢などがあるわけでありまして。それらを踏まえ、当然そのための当市で行っておる総合防災訓練の実効性のアップ・検証、新庄市の地域防災計画の見直し・検討を少なからず1年に1回はすべきではないでしょうか。それらについてお伺いいたすものであります。

次に、発言事項2番目、行政サービスの向上についての質問であります。

市役所は、市民が安心・安全に、快適に暮らせるように、多岐にわたり暮らしのあらゆる面にわたってサポートをしてくれるところであらねばなりません。

そこで、そこでであります。職員の仕事の負担を軽減し、DX、すなわちデジタルトランスフォーメーション社会におけるワンストップ窓口は、市民が行政サービスを楽しむことができる大切な行政業務だと思います。既に、県内の一部市町村では、書かない、回らない、待たせない、書

かない窓口の導入を設置しております。

私は、この書かない窓口の設置に対して、令和4年の3月議会の一般質問で、導入の考えがないかをお尋ねいたしました。

当時の答えとしては、「市では、行政改革大綱やデジタル化基本計画により、デジタル技術を活用し、行政手続の利便性向上を図っておりますので、どのような手続に書かない窓口の導入が可能か、令和5年度の基幹システムの更新に併せて検討してまいります」とのお答えでした。それ以来、導入の兆しが見えません。再度、書かない窓口に対する市の考えをお尋ねいたすものであります。

次に、死去に伴う手続についてであります。

人が物故すると、身近な親族が故人のための様々な手続が必要になり、大きな負担となります。遺族が少しでも不安や負担を減らすことができる、お悔やみ窓口の開設についての質問でございます。

政府も、一生に数回しか経験のない死後の手続や昭和・平成にタイムスリップしたような不便と不思議なお役所仕事でなく、死亡相続のワンストップサービスを計画しておると聞いております。

今や日本人、年間150万人の方が亡くなる大相続時代であります。主にその手続は、配偶者や子供などに及ぶわけであります。今年の4月から土地や建物などの不動産の登記が義務化されるため、慣れない手続を法務局でしなければなりません。働き盛りの家族の方は、本当に大変な労力になります。仕方がないと言えそうかもしれませんが、本当に新庄市の市民として、住んでよかった新庄市、市役所は市民のために役に立つところとして、手続は受け取る職員本位でなく、提出者、すなわち市民目線の思いを吸い上げる業務を目指し、市民サービスの向上に資する、このお悔やみ窓口の設置についてのお考えを質問いたすものであります。

次に、通告書、発言事項3つ目の質問をいたします。

当市の町並み景観とまちづくりに関しての質問でございます。

令和5年2月に長野県上田市と共に、新庄市では国土交通省より歴史的風致維持向上計画の認定を受けました。大変喜ばしいことだと思います。

歴史的風致とは、歴史まちづくり法において、地域固有の歴史及び伝統を繁栄した人々の活動と、その活動が行われておる歴史上価値の高い建造物及びその周辺市街地と一体となって形成した良好な市街地の環境と定義づけ、ハードとしての建物とソフトとしての人々の活動を併せた概念のことを表すと伺っております。

それらを受けまして、市役所庁内検討委員会及び関係課との連携を図り、検討を重ね、15名の有識者で成る新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会において議論がなされたものと思います。それらの議論の内容と進捗についてお聞かせください。

引き続き、市民の心のよりどころである城下町の風情とたたずまいが唯一醸し出されておる最上公園（新庄城址）の基本計画構想の方向性と内容についてもお伺いいたすものであります。

次は、新庄藩開府400年記念事業についてであります。

令和7年度に新庄藩を築いた戸沢政盛公が新庄に城下を創設してから400年の歴史の節目となります。プレ事業の一つとして、令和4年11月に東京巢鴨に2台の山車を派遣し、好天にも恵まれ、首都圏の現地の多くの方々には受け入れられたものと思います。私も仲間の議員の皆さんと参加し、肌でそれを感じてきました。

残念ながら、地元新庄の人々の関心と盛り上がりはまだまだではないかと思う事業でございます。まさに温故知新ですが、これらについての市民の理解度向上と今後の事業展開をお伺い

いたします。

最後として、今村翔吾氏との関わりとたび丸号について、市の思いをお伺いいたします。

今村翔吾氏は申すまでもなく当市の観光大使第1号の方でもあり、開府400年記念実行委員会の総合アドバイザーとしてはもちろん、166回の直木賞作家、評論家として活躍しております。何と云っても、2017年に出版した江戸時代を舞台にした、出羽国新庄藩の火消しの活躍を小説にした「火喰鳥 羽州ぼろ鳶組」で新庄市の名を知らしめてくださいました。

申すまでもなく、生まれは京都ですが、現在は滋賀県に在住しています。ありがたいことに、新庄市を第二のふるさとと標榜し、たび丸号では、全国47都道府県の書店、学校を回り、118泊119日で回って、9月24日に感動のゴールを新庄で迎えたことは、記憶の冷めやらぬところでもあります。それは、先生から当市に対しての大きな思い入れのプレゼントではないでしょうか。

そこでお聞きしますのは、そのとき寄贈されたワゴン車のたび丸号の活用ですが、どごさ行ったんだべやねや、これからどねすんなやという大きな声を市民の方々から聞いております。今や先生の活躍はすごい一言だと思います。生島ヒロシ氏の生島企画に所属し、作家はもとより、テレビではコメンテーター、評論家、直近では九州・佐賀県の駅の中に自らオーナーとして3年9か月ぶりに書店を開店し、話題となりました。これらに対して、佐賀県の山口知事は、今村さんと対談し、「末永くみんなで支えられるように、みんなで育てていくように」と述べられ、応援をしておるのであります。

各地での先生に対するアプローチは熱いものがあります。先生はアニメで、国内だけでなく、海外にも情報を考えているとも聞いております。年齢的にも若いすごい方の絆を市として積極的に構築を図らないと、新庄は遠い存在になるの

ではないでしょうかと危惧する一人であります。

たび丸号と今村先生とのウィン・ウィンの構築について、市のお考えをお聞かせください。

よろしく願い申し上げます。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** おはようございます。

それでは、小嶋市議の御質問にお答えいたします。

初めに、市の地域防災計画についての御質問であります。本計画においては、市総合防災訓練にて、学校、自主防災組織、民間企業、NPO、ボランティア等の多様な主体と連携した訓練を実施し、地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこととしております。

令和4年度からの総合防災訓練では、防災士連絡会の協力により自主防災組織や地域住民が参加する図上訓練を実施し、実践的な避難行動啓発に努めてまいりました。

令和6年度総合防災訓練におきましても、能登半島地震の教訓を踏まえ、住民参加型の各種訓練の取組をさらに進めることで、実効性のある防災訓練となるよう努めてまいります。

また、地域防災計画の見直しにつきましては、関係機関で構成する市防災会議において毎年検討を行うとされておりますので、各種訓練の結果、能登半島地震の教訓を踏まえ、県や関係機関と連携して地域防災計画の見直しを図ってまいります。

次に、行政サービスの向上についての御質問にお答えします。

初めに、書かない窓口の設置についてですが、市では、デジタル化推進基本計画アクションプランにおいて簡単窓口サービス事業の推進を掲げており、現在、情報収集や課題等の洗い出しを行いながら、来庁される方々がより快適に利用できるようなサービスの導入に向け

て検討を行っているところであります。

引き続き、市民の利便性向上と職員の業務負担軽減につながる書かない窓口の導入について検討してまいります。

また、お悔やみ窓口の設置につきましても、市民皆様が効率的に必要な手続を行うことのできるよう、御案内の方法や対応に係る職員体制を考慮した上で、今後導入を検討してまいります。

次に、市の町並み景観とまちづくりについての御質問にお答えいたします。

初めに、歴史的風致維持向上計画の推進協議会に関する御質問についてであります。本市歴まち計画につきましては、令和5年2月に長野県上田市と共に国の認定を受け、今年度より関係各課が連携し、各種事業を進めているところであります。

去る2月18日には今年度2度目となる協議会を開催し、委員の皆様には計画1年目の事業内容や進捗状況を御報告し、様々な御意見をいただいたところであります。

協議会では、計画の重点区域内における施設整備の進捗状況や小中学生の歴史学習の取組、また市民参加の各種講座やイベントなどについても、とても高い評価をいただいたところであります。

さらに、委員皆様により今後の計画の推進に向けて参考となるアドバイスも多くいただきましたので、これらの御意見を踏まえ、来年度以降のさらなる計画の推進に生かしてまいります。

次に、最上公園整備基本構想に関する御質問にお答えします。

最上公園は、市の中心に位置し、市民から「お城」の愛称で親しまれ、初詣やカド焼きまつりなど、四季を通じて市民の心のよりどころとなっており、歴まち計画においても重点的に整備を進めることとしております。

この基本構想では、これまで新庄城址として

の歴史を大切にしながら、未来に向けて公園機能をさらに強化する整備を進めるための基本的な考え方をまとめており、公園全体を本丸跡エリア、二の丸跡エリアに分け、エリアごとに再整備をする方向といたしました。

今年度は、市民の皆様とのワークショップを3回開催し、これらエリアごとに現状の課題を整理した上で、今後の整備内容について検討を行ってまいりました。いただいた御意見を参考に今年度末までに最上公園整備基本計画として具体的な内容をまとめることとしております。

この整備計画は、新中部保育所建築と関連する駐車場の整備など二の丸跡エリアの周辺整備を中心とした当面5か年程度の年次計画としており、今後の進捗に合わせて次期計画へと展開していく考えであります。

次に、新庄開府400年記念事業についてお答えいたします。

本事業につきましては、令和3年度に実行委員会を組織し、市内小中学校におけるふるさと学習支援をはじめ、年度ごとに様々なプレ事業を実施、継続することで、開府400年の記念事業の機運醸成を図ってきております。

開府400年に当たります令和7年度の記念事業といたしましては、記念式典をはじめ、市民が主体となった各種イベントの実施のほか、記念グッズの製作など、全市的な取組を予定しております。

また、実行委員会総合アドバイザーの今村翔吾先生からは、市内の小中学生等が広く参加できる事業について御提案をいただいております。具体についてはこれからであります。本市の歴史文化、魅力を広く内外へ情報発信する絶好の機会でもありますので、事業実現に向けて取組を進めてまいります。

前年となる令和6年度につきましては、引き続き、ふるさと学習支援などを通し、本市の将来を担う子供たちのふるさと意識の醸成に努め

るほか、商店街へのフラッグ設置による広報活動の強化や、地域の歴史・文化を学ぶ御当地検定、町なかのスタンプラリーを実施するなど、これまで教育分野が中心であった取組を町なかへと広げてまいります。

これらの事業の推進に当たっては、関係各課における情報共有や連携を強化するなど、新年度より、改めて全庁的に準備を進めていくとともに、事業全体の効果的な実施と情報発信に努めてまいります。

開府400年を契機に、市民一人一人が郷土への愛着と誇りを育むこととともに、本市の魅力を広く内外に発信し、交流を拡大する取組を通し、本市のさらなる発展につなげられるよう全力で取り組んでまいります。

次に、今村翔吾先生から御寄贈いただきましたたび丸号の利活用と情報発信、関係性の構築についてのお答えをいたします。

今村翔吾先生におきましては、直木賞受賞を契機に知名度は全国的なものとなっており、観光大使就任当初から新庄を第二のふるさととおっしゃっていただいておりますので、その思いを大切にするとともに、それに応えられるよう、先生との絆を一層大事にしてまいります。

たび丸号の利活用につきましては、御寄贈いただいて以来、ゆめりあで展示をはじめ、県外の観光PR活動、市内中学校におけるイベントでの展示など有効に活用させていただいております。

今後の利活用につきましては、JR東日本との連携による本年4月から始まります「山形県春の観光キャンペーン」に合わせてゆめりあでの展示を企画しております。

このほか市内小中学校や町なかでのイベントに合わせて活用を予定しており、今村先生のSNSや作品、活動と連携して新庄市の魅力を発信するとともに、先生とのつながりを大事にしてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** 多岐に答弁いただきました。それでは、もう少しお聞きしたいと思います。

まず、一番最初の防災計画に関してであります。このファイル、すごいですね。ここに全部防災計画、網羅なっていますけれども、これ一々調べるの大変ということ、大変だ。実際大変。そこで、やはり見直しを図るということはとても大事だと思うんです。これ平成26年5月なんですね。それから時間たっています。そういった意味で、やはり東日本の震災後、急になって、またここに能登ととんでもないものが起きたから、また改めて市民をはじめ、多くの方々やっぱり心配なさっているわけです。そこで、私もそういう観点から市の防災に対してお聞きしました。

その中で、まず一番、何といても、ハザードマップ、これ全市に配っていますね、ハザードマップ。これ令和元年9月のハザードマップ、そこから改訂なっていません。そこで、また、このハザードマップも、5段階のレベルけれども、今回気象庁では令和3年5月20日から、レベル4で避難指示になったら必ず避難ですよ。4の勧告避難はない。やっぱりそういったものを広く市民の方々にこういうもので、今は何でもインターネット、インターネットという時代ですけども、やはり紙の媒体でこういうことを伝えていかないと分からない方も大勢おるんですよ。

そこで、まず、ハザードマップを今後どのような、市民に知らしめる考えかですね。これ見ると、警察の住所だって移っていますから、こういうふうに。市の公共機関の医療機関とかって、県立病院も移っていますね。これ昔のままなんです。やはり市民に正しいハザードマッ

プを作っていたかかないと、新庄市に来た人が困る。どこ見たらいいか分からない。こういった、特に能登半島の災害から、やっぱりみんな関心あるわけ。安全・安心を守っていただかないと困るわけですので、まず、このハザードマップを今後市としてはどのように図って市民の皆さんに知らしめていただけるかなということをお尋ねしたいと思います。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** おはようございます。

小嶋市議のほうからハザードマップの更新についての御質問いただきました。

ハザードマップにつきましては、小嶋市議から紹介あったとおり、全戸配布いたしましたのが令和元年度になっております。

ハザードマップ自体につきましては、毎年度移動あったことに関しましては、原稿等は直しまして環境課のほうに在庫しております分については新しくし、また皆様にお配りするのが最善ではあるんですが、費用面でなかなか厳しいものがあるものですから、小嶋市議のほうからはインターネット云々ありましたけれども、まず市のホームページのほうのデータにつきましては、常に最新のものに更新いたしております。

また、先ほどの気象庁の話がございましたけれども、こちらに関しましては、市報におきまして防災のページ、年に1回、見開きで大きく掲載してございます。そちらの中で詳しく、詳しいというか、そちらのほうで触れさせていただいておりますので、まず紙媒体でのお知らせにつきましては、市報におきまして最低年1回は市民の方にお知らせしているということでございますので、よろしく願いいたします。

**18番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番(小嶋富弥議員)** 分かる。言ってること分かっけんども、お金と命とどっち大事だ。お

金の問題でねえよ。命だよ、ハザードマップっていうのは。これはね、きめ細かくやっていかないと、新庄さ住む人いなくなる。悪いけども。こういうことをよ、ひとつやっていただきたいな。

あともう一つ、防災訓練もいろいろやって、私も参加しております。やっていますけれども、学校中心、子供さんやっている。ここは津波ないんですから、地震とかだけれども、気仙沼の大川小学校というの思い出すんだけど、あそこの子供たちが亡くなった。先生方がうろろって山に連れでがねくて行ったけども、その前にやはりそういう災害起きたとかいろいろあったとき、学校が保護者の方に引取りを来てもらう。受渡し。そうして安全を。やっぱりそういう訓練もよ、する必要あんなねがな、新しい手段で。やっぱり火を消したりすんの、大体今まで見てみっと、消防団の方々が一つと来て、放水して「あーっ」と言うんだけども、それも分かるんだけども、やはり変えていかないと、やり方も見直してけるって市長おっしゃったから、市長、一生懸命やってけるなど安心してんだけども、我々も提案していかないとなかなか進んでいかないというようなことで。

あと、もう一つ思っているのは、安否確認ですね。地域の安否確認。やっぱりそういったものを、総合防災訓練、学校単位でやっていますので、その場合でもいいけれども、地元の方々の安否確認をどういうふうにするかということが、今回の地震見て、あと、どこそこのおじいちゃんがまだいねとか、いるとかってなってくっと、やっぱり分かる。そういったことは、自主防災訓練も含めて防災士も増えているから、その辺をどういうふうにすればいいということをやったり考える手だてをお願いしたいなと思うのであります。

あと、今年度の日新でやった防災訓練見ると、地元の方々が自分たちの町でワークショップを

やっていましたっけ。あれはいいな。やっぱり自分たちが、危険場所がどこだ、どこさ逃げるとかって、身近な方々がワークショップやって、身近なものを、自分たちのものと捉えているというような、そういったものを訓練もやはり今後してもらえば大変助かるんじゃないかなと思います。

いろいろ、これ時間足りませんが、例えば北海道では真冬に訓練したそうです。やっぱり地域選ばないわけだ、災害なんてのは。だから、そういったことも一つの、いろんな方法あると思いますので、見直しの中で、そういうことをぜひやっていただきたいと思います。

あと、せっかくですので、災害に遭ったときに、市民の皆さんに、行政ではどういうものを援助してけるか何とかということアンケートとか取って、そういったことも一つの防災の目安でねがな。備蓄の問題も含めてですね。それは、冬になれば当然寒いから毛布とか暖房とか出てくる。逆に夏とあって、そのシーズンごとに分けて、アンケートなり取って、行政に対する市民の皆さんが望んでいることを吸い上げるということも、一つのこれは大きな私は防災訓練の一環だと思うんです。やるかやらないかは執行部の皆さんだから、ぜひ、私のほうから、そういうようなことでお願いしたいなと思いますので、課長、そういう決意、あるか、ないか。

**石山健一副市長** 議長、石山健一。

**佐藤卓也議長** 石山副市長。

**石山健一副市長** 今多岐にわたる御提案を小嶋市議からいただきました。ありがとうございます。

御提案あったことについては、まさにそのとおりだと私も思っております。

先ほども計画と実効性のある訓練というお話がございました。実際に地震を想定して実効性のあるものにするためには、まず3つぐらいポイントがあると思っています。

1つが自主防災、それから先ほどあった学校、市民の皆様方から実際実効性があるような避難ができるようにするにはどうしたらいいのかと、ここが1つあります。

2つ目は避難所、昨日も御質問ありましたが、避難所がやっぱり避難するのに適しているような避難所、あるいはその後、備蓄も含めて、そこで避難生活を安心して送っていただけるようなものにする。

それからもう一つは、地震の場合は、やっぱり行政側、市役所側の初動体制をきちっと確立していく必要があると思っています。

この3つの軸がそれぞれ連携してくると、実際に効果がある避難の体制が出来上がってくると思っています。

先ほどのハザードマップの件についても、例えば自主防災組織で、今講座なんか少しやっていますが、やはり実際に地震が起きたときに、なかなか逃げる人が少ないというのはよく言われています。それは、人間にはどうしても自分は大丈夫だという、そういうバイアスがかかるので、そこをちゃんと逃げてもらうように日頃から訓練をしていただく。あるいは、災害弱者の方、その方々をどうやって地域の中で最初避難していただくか。こういうものを実際やってみないと分からないので、まさにそこは小嶋議員おっしゃるとおりだと思いますので、そういう部分、それから避難所、そして市役所の初動、これを実効性のあるものにするためには、やっぱり訓練をしながら、その訓練を踏まえて、計画、地域防災計画もありますが、その前にマニュアルをきちっとつくっていくと。それを毎年毎年訓練とマニュアルをやりながら、訓練をやりながらマニュアルを改訂していく。また、そのマニュアルに基づいて実際訓練をしていくと。こういう積み重ねが実際に実効性があるものになっていくと思いますので、こういう考え方で、しっかりと市民の方々が安心して住んでいただ

ける新庄市になるようにこれからも取り組んでまいりますので、よろしくをお願いします。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。やはり安心して住む町ということを副市長が断言できましたので、これからのまちづくりや防災訓練含めて、皆さんと共に私も微力ながら頑張りたいと思います。

それでは次に、書かない窓口についてでございます。これは2年前、私提案しているんですね。そのときに、当時の課長は、市民課窓口ですから課長にお聞きしたんですけども、当時のお答えとしては、「書かない窓口の設置についてですが、市民課といたしましても、この取組については全庁的な取組であると考えています。住所異動、住民異動に伴って様々な課との連携が必要になりますので、令和5年度に住民記録システムをはじめ、基幹システムの入替えがございますので、そのタイミングでどういった手続を、どういった書かない窓口の仕組みを活用できるか。例えば、これまで御質問いただいておりますお悔やみコーナーだったり、子供に関する手続だったり、そういったところまでできるのか、最初はスモールスタートとなると思いますが、全庁的な協議の中で、何とかこのシステムの導入に向けて頑張っていきたいなと感じているところです」との御答弁をいただいた。まさにそのとおりでと思う。それから2年、なぜ、なぜ、ほかの市町村ももうやっていますよ。舟形だって、田園都市計画のお金を利用してやっているし、私何でこんなことを申し上げますかということ、新庄市の若者定住を図るいろんな施策やっていますけれども、デジタル化が何で新庄遅いんだと。そういった町には住みたくない。やはり先進的な若い方々が受け入れるような市のシステムがとても大事でないかなと思っ

てあまりデジタルなんか不得意でないですよ。でも、いつかは時代の流れに沿っていかないと取り残されるまちになっては困るなというようなことが思いで私言っていますし、国ではよ、デジタル窓口PRアドバイザー派遣すると言っているんだ、国では。何でそういったことを受け入れないのか。言葉ちょっと強いと言われるけれども、行政の不作為とまで私は言いたいんですけれども、なぜ今まで、検討する、検討する。行政用語では検討するということはしないということに等しいのではないかなと思うんだけれども、そんなことないと思いますよ。新しい市長になりましたので御期待申し上げるんだけれども、なぜ今までできなかったかということを知りたいな、お願いします。これ、課長でねえよ。これ全庁的なデジタル庁やってる人だよ。課長なんかやりたいと言ってるんだけれども、向こうでないという結果でしょう。その問題を私はお願いしているんです。

**石山健一副市長** 議長、石山健一。

**佐藤卓也議長** 石山副市長。

**石山健一副市長** それでは、デジタルへの取組ですね。なかなか今まで進んでこなかったということでございますが、確かに全体の、今のほかの自治体も含めて、若い人はデジタル当たり前になっていますので、そういう時代を考えると、確かになかなか市役所の中で進んでこなかったというのは私も実感として思っております。

やっぱり市民の方の利便性で考えれば、もうそういうデジタル化というのは、もう抜きには語れないというのはまさにそのとおりでありますし、職員の働き方といいますかを考えると、効率性を考えても、もう圧倒的に違いますので、まさにそういう方向へ早急に向かっているかなきゃいけないと思っております。

あともう一つは、市民生活の方は人口減少に伴ってやっぱり今までの仕組みでは世の中は回らなくなっていることたくさんあります。産業、

農業でも、産業でもそうですけれども、あとは交通とか、買物でもそうです。福祉、医療もみんなそうですけれども、やっぱりそういうところをもっともっと、先ほどデジタル田園都市構想交付金の話もありましたけれども、有利なものもたくさんありますので、ちょっと私といたしましては、これからも、もう全庁的に事務的にもう一回見直して、できるだけデジタルで、市民生活はもっとよくなる、あるいは人口減少下でも成り立つような地域社会をつくれるように、これから早急に全力で取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** ありがたいな。やっぱりそういった時代に沿ったようなことをやはり言ってもらいたいと思います。

ところで、市民課長にお尋ねしますけれども、新庄で、ここ二、三年は赤ちゃん何人生まれて、大変申し訳ないけれども、亡くなった方、ここ二、三年のでもいいですけれども、教えてもらえればありがたいです。

**伊藤リカ市民課長** 議長、伊藤リカ。

**佐藤卓也議長** 伊藤市民課長。

**伊藤リカ市民課長** お子さんが生まれた数とお亡くなりになられた方の数ということでした。まず、最新のものとしましては、2023年1年間で、お生まれになったお子様の数が169人、それに対してお亡くなりになった方は574人ということで、この数を見ましてもかなり少子高齢化は進んでいっているというような形になります。これが例えば5年前平成30年の数値を見ますと、お子様お生まれになった数が238人に対して、お亡くなりになった方は481人ということになっておりますので、お亡くなりになられる方の数は増えて、お生まれになられるお子様の数が減っているというのが顕著に表れていると思っております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

今統計はうそつかないと思うんですね、数字ですから。それで、平成30年に238人生まれて、直近では169人ということで、本当に少子化ですね。でも、これ赤ちゃん生まれると、市役所に出生届出すと、あと自動的にいろんなもの、自動的に入学しろとか、注射を受けろとか、予防、なるんですけれども、亡くなった人が平成30年に481人だったのが今574人だと。これだけやっぱり残念ながら亡くなっていくんですね。そうした場合の手続なんです、手続。増えていくんだから、さっき申し申し上げましたけれども、大変なんです。亡くなるといろんなものを、ほかのところではお悔やみ窓口というようなことで、ワンストップやっているんですね。ただ、行ってすぐじゃなくて、調べてみますと、相談すると何日に来てくださいと。そうすると、受け付けたところでは各課を、いろんなことをやって、そこでワンストップでできるというのがお悔やみ窓口のシステムらしい。そんなにもう、副市長がやると決意していただいたから、大変心強いから、この際、もう一緒、一緒という言葉いいかは、まずそういった市民のニーズを酌むためにも、お悔やみ窓口というのは早急にできるんじゃないですか。そういった市民の方々のサービス向上を、ぜひやるというような決意をお聞きかせいただければ、私もこの壇上に立ってありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

**伊藤リカ市民課長** 議長、伊藤リカ。

**佐藤卓也議長** 伊藤市民課長。

**伊藤リカ市民課長** お悔やみ窓口については、山形市ですとか鶴岡市などで実際実施しているようです。また、ワンストップ窓口を実施しているのでお悔やみ窓口は実施していないんだよと

というような自治体もございます。

その中で、新庄市の今の窓口の状況としては、なかなかそれぞれが離れた距離にあたりして不便をお感じになられているというような状況ということはこちらでも認識しておりますので、そういったことを解消するためにも、市民の利便性向上というところもありますので、引き続き前向きに検討してまいりたいと存じております。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** 早期に検討、前向きに検討、検討というの、私は3つぐらい、ボクシングじゃないですけどね、今、課長は前向きにと言ったから、それを御期待申し上げまして、副市長とも連携を図りながら、副市長、頼むなす。よろしく願います。ありがとうございます。時間も押してまいりました。

今村翔吾さん、たび丸号、前も私も質問しまして、駅に飾ってもらったけれども、まだねぐなつたわ、どさ行ったんだべと。市民言う、どさ行ったなやと。俺、分がんねと言う。でも、覚えた。ポリテクセンターさ入ったんだべ。それまた出してくる。これではよ、先生に対して失礼だぞ。ちゃんとよ、今村先生、大変引っぱりだこで、椎葉村でよ、ふるさと協力隊の人たち、3年かけて小説家、徹底的にするっていったっけ。何でそれがあつたらよ、62日目にたび丸号、今村先生、椎葉村さ行ったんだって。宮崎県の平家落人伝説部落だ。でも、あそこ観光で今すごいんだけど。そういったことで、やっぱり大事にしてける。あと時間ないけれども、市長、大変申し訳ないけれども、今村先生と直接お会いになってきたということで、感想など、市長、述べていただければありがたいな。お願いできねべが。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

**山科朝則市長** 先般、今村先生と市長になって初めて面談をさせていただきました。答弁でも申し上げましたとおり、新庄を第二のふるさとだというふうなことを申し上げていただいております。非常に好感を持って歓談をさせていただいたところであります。

これもやっぱり前市長からの思い、そして職員の皆様、それで議員の皆様とのつながり、そして何よりも市民の、一般の市民の方々が今村先生と直接つながっているというふうなことも改めてお聞きしたところであります。

新庄市挙げて、本当に歴史作家としても権威の方でありますので、しっかりと連携してまいりたいというふうに思いますので、今後とも議員の皆様と共に、あるいは職員の皆さんと共に、市民の皆さんと共に、今村先生と共に、この地域のさらなる発展のためにいろいろと取組と一緒にしてまいりたいというふうに思っていますところでありました。

以上です。

**18番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**佐藤卓也議長** 小嶋富弥議員。

**18番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

ぜひひとつ、せっかくのいい機会をいただいたと思うんですので、よろしく願いしたいと思います。終わります。ありがとうございました。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

**山科春美議員の質問**

佐藤卓也議長 次に、山科春美議員。

(7番山科春美議員登壇)

7番(山科春美議員) 皆様、こんにちは。

3月定例会、7番目に質問させていただき、議員番号7番、新政・結の会の山科春美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、1月1日能登半島で発生した地震によって被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、このたびの被災により亡くなられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げます。

年初から悲しい話題から始まったんですけれども、2024年が本当に様々な逆境を乗り越えて立ち上がっていき、よき年でありますように願っていきなと思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

1番目として、北辰多目的運動広場の設置についてというところです。

旧北辰小学校校舎棟及びプールの解体が来年度、今年令和6年に行われる予定ですが、その後の跡地利用として、令和5年1月の総務文教委員協議会で、(仮称)北辰多目的運動公園の設置ということで、具体的な活用の方向性について提案されました。

その中で、整備内容として、スポーツ振興くじ助成金で、グラウンドの芝生化の事業なども提案されていましたが、それを聞いたグラウンド・ゴルフの愛好者の方々が、公設のグラウンド・ゴルフ場ができると楽しみにされているという声も伺っております。その後の進捗状況について伺いたします。

2つ目として、スマート農業の今後の方向性についてということでお聞きします。

現在、地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農地利用を明確化した地域計画の策定に

尽力されていますけれども、大きな農地を持つ農業法人の経営者から、農業の効率化や生産性の向上のために、トラクターの自動運転の際に必要なとされる固定基地局の整備を市として検討できないかといった声がありました。

基地局の整備は、今後、農地が集約化され大規模化していった際に、作業の省力化や人手不足の解消につながると思いますが、当市の今後の方向性について伺いたします。

3つ目は、行政評価についてということです。

「住みよさ」をかたちにして新庄市という将来像の下、第5次新庄市総合計画を基に、毎年将来像の実現に向けて300を超える事業の評価を行っているかと思えます。

人口減少や少子高齢化が進行する中、生産年齢人口の減少を伴う市税収入等の減少、扶助費をはじめとした義務的経費の増加、公共施設の維持管理の効率化など様々な課題に直面している中、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドを思い切って行っていく必要があると思いますが、今後さらに推し進めていくお考えはありますか。

また、当市として、施策評価は総合計画審議会という外部評価も行っています。経費削減や事業の質の向上に向けて、事務事業評価においても積極的に外部評価、外部の専門家や市民等による評価を取り入れ、真に必要な事業に資源の投入を行っている自治体もありますが、その実施についても伺いたします。よろしくお願いいたします。

山科朝則市長 議長、山科朝則。

佐藤卓也議長 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

山科朝則市長 それでは、山科市議の御質問にお答えいたします。

北辰多目的運動広場の設置については、教育長より答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、スマート農業の今後の方向性について

てであります。現在策定を進めております地域計画の中でも、地域農業の在り方について検討しているところでありますが、地域の担い手への農地の集積を目指していく上で、農作業の効率化を図ることが必要となってきました。

国においては、スマート農業による作業の効率化の普及に力を入れており、中でもトラクターや田植機等の農業機械の自動運転を広げていく考えもありますので、本市といたしましても、引き続き県及び関係機関と連携を図りながらG N S S基地局の整備に向けた検討を進めてまいります。

次に、行政評価についての御質問にお答えします。

本市の事務事業評価につきましては、法定事務や内部事務を除いた約300事業を対象として実施しております。

また、外部評価については、学識経験者や市民代表の皆様に評価をいただき、事業内容の改善に活用しておりますが、この行政評価については現在実施方法の見直しを行っており、事務事業の効果検証を行いながら行政資源の選択と集中を推進していくため手法の検討をしているところであります。

議員御指摘のとおり、人口減少社会の進展に伴い様々な課題が顕在化しており、将来あるべき新庄市の姿を見据えながら、今何をやるべきかを見極めていく必要があると考えております。

このため評価手法のさらなる改善を重ね、より効率的・効果的な行政評価を行うことで、事務事業の改善や見直しにつなげ、将来にわたり持続可能な新庄市となるような市政運営に努めてまいります。

以上でございます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** それでは、北辰多目的運動広場の設置についての御質問にお答えします。

旧北辰小学校解体後の同用地の利活用については、社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ助成金を活用しながら、多目的に利用可能な全面芝生化の運動広場の設置を検討しております。

しかしながら、全面芝生化の運動広場とする場合は、整備費用として交付金や助成金を活用しても市の負担する部分が大きく、また芝生を管理していくための経常的な経費も発生するため、広場的な活用という内容に変更はありませんが、整備内容については再度検討をしているところであります。

今後も、検討を重ね、市民が様々な活動を行える交流活動の場として整備を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美議員。

**7 番（山科春美議員）** 御答弁ありがとうございます。

最初、北辰多目的運動広場の設置についてのところで再質問させていただきます。

最初の令和5年1月のときには、そういった芝生化にしてということで、広場として多目的に使用する予定ということでしたが、全面芝生にするとちょっと金銭的にかかるということで、今もう一度検討ということでお話をいただきました。

最初の整備計画としましては、グラウンド及び校舎、プールの解体用地の緑地化、またトイレ、水屋及び用具庫の整備、あずまやの整備とありましたけれども、その整備計画全てが白紙になるという感じでしょうか。

**伊藤幸枝社会教育課長** 議長、伊藤幸枝。

**佐藤卓也議長** 伊藤社会教育課長。

**伊藤幸枝社会教育課長** 北辰の多目的広場の計画の見直しについて御質問いただきました。

緑地化につきましては、ちょっと費用的に芝

生化だけで1億円程度かかってしまうという点がございましたので、そこは見直しということになって今検討しております。ただ、面積でありますとか、トイレ、あずまやの整備は、そこは前の計画とは変わらず、広場の利用をしていただく方のための用具庫であったり、トイレ、休憩するあずまやは整備する予定でございます。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 当時、当時というか令和5年の総務文教委員会するときなんですけれども、グラウンド・ゴルフの競技大会ができるような施設にしたいということで、常設のグラウンド・ゴルフ場にしたいということで、市の管理の下、料金ももらいながら運営したいと言っていましたけれども、やっぱりちょっとそれを聞いたグラウンド・ゴルフをされる方もすごいとても楽しみにしていたようですけれども、ちょっと金額、芝生だけで1億円かかるということで、検討しているということなんですけれども、芝生化にしないのであれば、どういった方に使ってもらおうと考えていらっしゃるのでしょうか。

伊藤幸枝社会教育課長 議長、伊藤幸枝。

佐藤卓也議長 伊藤社会教育課長。

伊藤幸枝社会教育課長 広場につきましては、プール、それから校舎を解体した後整備をしますので、グラウンド・ゴルフ、大体3面ぐらいは取れるかと思えます。ただ専用ということではなくて、いろんな方がいろんな目的で使えるような広場ということで整備を予定しております。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 芝生にはならないけれども、グラウンド・ゴルフは3面は造れるような広さがあるということで、そこでも芝生では

ないんですけれども、できるし、あといろんな方にも使ってもらえるという形で考えていらっしゃるということが分かりました。

あと、11月になんですけれども、22日にグラウンド・ゴルフ協会の代表の方4名が市長に直接そういった陳情というかお願いに行ったそうですけれども、そのときの市長のお言葉として、山屋どうですかみたいな形でおっしゃられたと聞きましたけれども、何か奥底にお考えがあるのでしょうか。

伊藤幸枝社会教育課長 議長、伊藤幸枝。

佐藤卓也議長 伊藤社会教育課長。

伊藤幸枝社会教育課長 昨年11月24日にグラウンド・ゴルフの協会の方々においでいただきました。市長とも懇談をしていただいて、今活動場所、大会の開催場所、大変苦勞されているというふうなことも伺いました。市長からは、山屋のほうにちょっと空いている土地があるようだけれどもというふうな御提案がありましたので、社会教育課としても現地のほうを確認させていただいたところです。

実際には施設の雪寄せ場になっておりまして、冬期間は雪を置いたり、あとどうしても重機が入りますので、春以降コートとして使うにはまた毎年ならしたりというふうな作業も必要であったり、ちょっと面積的にも狭くてコートを取るには難しいというふうな土地でありましたので、そこは現実的には難しいというふうに判断をしたところです。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） 市長がいろいろ提案してくださったみたいなんですけれども、ちょっと見てみたところは現実的に厳しいということだったということが分かりました。やっぱりグラウンド・ゴルフをされる方も、他町村とかではすぐにできる場所があるんですけれども、

その場所を借りたりとか、かむてん公園とか、いろんなところを借りたりするとき、その都度コースを作って、そしてまた全部撤退してやるということなので、すごく御苦労もされながら、でも頑張っているところもあるようでもあります。

ぜひ、新庄にもそういった場所が本当に欲しいということなんですけれども、例えばなんです、新庄市のエコロジーガーデン第5期利用計画の中でも、北側エリアなどの活用に対してこれからの整備事業とか計画も行うと思うんですけれども、常設のグラウンド・ゴルフ場などは検討できないものなんでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** エコロジーガーデンの北側の利活用につきましては、まず第一義的に景観の保全等を優先させていただきたいというふうに考えてございます。その中で、様々な交流、それから様々な方の活用を考えてございますので、今現在常設という考え方はございません。

以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美議員。

**7 番（山科春美議員）** 分かりました。

ぜひ、いろいろ、どこかいい場所というか芝生のある場所で、本当にグラウンド・ゴルフ、健康寿命を延ばすためにも頑張ってもらえるような場所をぜひ考えていただきたいなと思います。

山形新聞の記事でなんですけれども、人口減少時代、その実相と地方の生き残り策ということで、明治大学の特任教授の金子教授という方が「人口減少時代—その実相と地方の生き残り策」ということで、何か米沢に講演されたというお話があったんです。人口減少を乗り越えるためには、元気な高齢者を生かすなど、全ての人が制限なく潜在能力を発揮できる仕組みに変

えていかなきゃいけない。そういった社会システムを再構築するべきであるということが書いてありました。

健康度で高齢者を定義すると、65歳以上の高齢者、65歳は高齢者と言うんですけども、そうしますと、普通に定義すると2060年の高齢者率が4割になってしまうんですが、そういった元気な健康度で高齢者を定義すると、新しい定義では2割になるということでもあります。やっぱり本当に健康寿命を延ばして元気で活躍してもらえる方をこれから増やしていくために、少子高齢化、人口減少時代にも、ぜひ生涯現役で活躍していただける方を増やしていくために、例えば本当にグラウンド・ゴルフなどとかも頑張っている方々に対しての今後のそういった場所とかもぜひ考えていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、スマート農業についての質問をさせていただきます。

農作業の効率化を図るということで、何か国のほうでも推進しているということなんですけれども、この固定基地局の整備によってどういったことができるようになるのか、メリットとかデメリットについても教えていただきたく思います。

**柏倉敏彦農林課長** 議長、柏倉敏彦。

**佐藤卓也議長** 柏倉農林課長。

**柏倉敏彦農林課長** 固定基地局ができた場合にどういったことができるのかという御質問でありました。

こちら現在地球上を衛星が回っているわけなんですけれども、現在の状況ですと、その衛星からの位置情報をその機械が受信して運行することは可能です。ただし、その場合、農作業であると1メートル以上もずれてしまうという状況が起こります。

固定基地を造ることによって、その位置情報を補正していきますので、その補正した情報を

受信した機械は、精度2センチ程度にまで精度を上げることができるということであります。

1回圃場の畦畔の内側に入っただいて、そこを一回りしていただくということをしていただくと、次からは各4隅の点を自動的に感知しますので、そこに応じた作業ができるということになります。

耕運、それから代かき、あぜ塗り、畑地でいえば、プラウ、畝立て、播種作業、収穫のコンバイン、こういったこと等もできるようになります。田植もちろんですけども、いろんな作業できると。消毒のブームスプレーヤー、それができるようになるということですので、いろんなメリットがあります。

例えば、田植の場合ですと、運転、オペレーターがいて、苗がなくなると1回止まって苗接ぎをするというようなパターンが主流だと思いますけれども、こういった機能が備わると、運転、自動で直進しながら、オペレーターの人が苗接ぎをすると、止まらなくてもいいというような状況になりますので、そういった時間短縮。現状、田植作業をする方ですと、次の畝に行く間にマーカを頼りに、それを見ながら直進するわけですけども、そういったことをしなくても、次のジョウを飛ばしても作業できるというふうなこともできるようになるということですので、かなり労働力の心労とかにも、軽減にもつながるのかなというふうに考えております。

特に、法人の若い世代の方がそういったスマート農業、何とかなんないのかというふうな要望も来ておりますし、市内の法人、ここ数年増えてきておりますので、現在、補助事業で入る機械についても、スマート農業の機械でないとなかなか採択が下りないということもございますので、そういったことの利便性を向上するためには基地局も必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） すごい画期的な、もう何か全部の今までの農業は何なんだろうみたいなぐらいのすごい話聞いて画期的だなと思ったんですけども、実際ちょっと新庄市としてはどのようにして基地局、国のほうでも推奨している、県のほうでもというふうなことなんですけれども、どのようにして設置しようと考えているのか、そしてまた設置するとしたらどこに設置するか、考えているのか。また、運営主体とか、分かりましたら教えてください。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 現在、県のほうとちょっと勉強会をさせていただいております。県のほうからは、国の事業があるということで、それを活用して調査、それから整備をしてはどうかというようなことを提案されております。

一番うまくいって早い段階でできるというのが、今年の8月に、令和7年度の国の要望に手を挙げて、それが採択されれば、令和7年度に調査事業の実施を行い、令和8年度に整備というふうなところが一番早期の着地点かなというふうに思っております。当初は市内の北部と南部に1基ずつというような構想もあったんですけども、そうして全域をカバーするというふうな考えもあったんですが、基地局の飛ばせる範囲というものを再度確認したところ、半径20キロプラスアルファというふうなこともございましたので、市の中心の箱のある建物、どういふふうな、また電気が通っている建物というふうなところで、1か所でもいいのかなというふうには現在考えているところでございます。これにつきましては、国の調査事業を経て、どこが一番適しているのかということも含めながら調査研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番(山科春美議員) 基地局設定とかそういったのは、国の補助事業ということなので、当市の負担とかというのはないんでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 大変申し訳ございません。調査事業につきましては、低額でありますので、市の持ち出しはございません。ただし、整備事業については、幾らかの負担があるというようなことはお伺いしております。負担率については、いろんな条件がございますので、かさ上げになるのか、それとも一番安い補助率でいくのかということも、これからの調整の中で見えてくるのかなというふうに考えています。

先ほど申し忘れてましたが、運営主体というのはどこになるのかという話もあったと思うんですけれども、それは新庄市がするのか、それとも任意団体をつくって運営していくのかということの二通りあるかと思うんですけれども、あとはその運営のときに発生する料金ですね、ランニング、そちらのほうの徴収等々ございますので、その辺についても改めて調整した上でしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番(山科春美議員) 何かすごくスマート農業という遠い未来の話のように思ったんですけれども、順調にいけば今年、そういう申請ができて、着々に行けば来年できるかもしれないみたいなお話もいただきました。やっぱり若い農業法人の方々ですと、それがもう早くしてほしいというお話でしたので、ぜひ、そこも検討していただきたいと思います。

そのほか基地局をつくることによって、何か農業以外でできることとかはございますでしょうか。

柏倉敏彦農林課長 議長、柏倉敏彦。

佐藤卓也議長 柏倉農林課長。

柏倉敏彦農林課長 我々が手を挙げようとしているのは農林省の補助事業でありますので、農業分野がメインかなというふうに思っておりますが、こちらを整備することによるいろんなものへの波及は期待できると思います。

例えば、河川の水位観測であるとか、ダムの水位観測、それからドローンを運行する際の補正情報を送るとかということも可能ではあるんですけれども、これは補助事業でありますので、まずは農林事業をメインというようなことは考えられるかなというふうに思います。

その先にあるのは、もう少し広がることも可能かと思いますが、農林課としては、農業部門で整備をしていきたいということでございます。よろしく申し上げます。

7 番(山科春美議員) 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番(山科春美議員) いろいろ情報を教えていただきましてありがとうございます。先の未来ではないんだなというふうに改めて思いました。

大きな農地を持つ農業法人の経営者の方の言葉なんですけれども、やっぱりこれからの農業は、若手育成の視点を持たないといけないんだというふうに強く熱くおっしゃっておいりました。

農業に当たっても、給与をやる形でないと若い人は育たないんだとか、農業する人に、もう若い人とかに意思決定権を持たせたり、自分でやる責任感を持たせることが大事なんだというふうにも言っておりました。

やっぱり人を育てる視点を持って、いろいろな、農業法人のところにも視察に行かせたり、学校に行かせたりもする必要もあると思う。そ

してまた、このデジタル化も推進して、経営計画書も作れるように育てて、若い人がやる気を持てるようにしていきたいとも言っておられました。本当に基幹産業である農業がいい形で発展していければいいと思いますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次、行政評価についてということでも再質問をさせていただきます。

今検討していられっしゃるところがあるということで、実施方法の見直し、また今後のあるべき新庄市の姿を見据えて、今やるべきことを見極めていくというふうにお話いただきました。効果的、効率的、持続可能な方法でということでありましたけれども、このやり方を変えるというか、検討しているということなんです、具体的にどのようにやっていかれるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 行政評価のやり方についての御質問ですけれども、具体的なやり方については、まだ内容についてはこれからでございますけれども、方針といたしましては、これまで行政評価始めてから相当年数たっておりますけれども、なかなか実質的な職員の評価につながっておらず、事業のスクラップとか効果的に結びついていないというふうなところがありまして、どんどん事業のほうはそれとは反対に増えてくるというふうなところが実態となっておりますので、事業のスクラップすることに主眼を置いた形で評価をする仕組みを取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美議員。

**7 番（山科春美議員）** やっぱり今までのやり

方だと、なかなか増えていく一方ということで、事業がスクラップする形も、スクラップする方向も考えて評価していくということを今課長から教えていただきました。

今何かちょっと事務事業も見させていただくと、今までの様式等も変更になっているようです。そしてまた、その効果ということで、PDCAですね、そちらのほうでも評価されているということなんですけれども、例えばチェックからアクションはちゃんと反映されているのか、活用されているのかということと、やっぱり評価を行う上で、その意義などの研修会とかもされているのかとか、あと内部評価だとPDCAサイクルが弱かったり、事務担当課のみの評価だと何かいい評価になりがちになるのではないかなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** まず、PDCAサイクルのチェック・アクションにつきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはり効果的に評価がされていない。どうしても、職員としても、やめて新しいことをするよりは、今やっていることを続けていったほうがやっぱり楽な心理というのが働くというところがあって、なかなか見直しとか改善して新たな組立てをするというふうなところまで、実質的になっていないというふうなところがあると思っています。

国においても、その政策評価というふうな部分が作業になってしまっているのではないかと、今見直しというか問題視されておりますので、そういったところから、市としても、前々からこれは言われてきたことですが、この行政評価の負担感というのが職員にとって物すごい大きくありまして、行政評価の評価というのは一体どうなっているんだみた

いなどころは前からずっと担当の総合政策のほうでは言われてきている経過がありますので、この点もありまして、ここで変更のほうをしていきたいというふうな部分です。

あと、研修につきましては、実際効果的な研修というのはやっておりませんで、やはり事務事業評価のやり方の説明程度で終わってしまっていて、これも先ほど申し上げました作業になってしまっているというふうな点が課題として捉えております。

あと、内部ですと客観的な評価できないのではないかというふうな部分につきましては、総合計画の審議会の委員の方を外部評価の委員としてしておりまして、事業、数事業外部評価していただいておりますけれども、これは少子化対策の臨時交付金使っている事業については外部評価やらなければいけないというふうなところもあって、それも含めた形で数事業外部評価やっていただいておりますけれども、確かに職員の視点ではなかなか気づかないような御意見をいただくというふうなところは外部の委員の場合ございますけれども、やはり外部委員を活用したとしても、緻密に制度設計して活用すれば以前の事業仕分的な形できちんとスクラップするみたいな流れになるんでしょうけれども、今現在はそうはちょっとになっていないということが現実になっております。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

佐藤卓也議長 山科春美議員。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

本当にこちらで見えても、職員の負担が本当に大変だなというふうにすごく見えて思っていて、この評価のあれを、ざっとですけれども見させていただいたんですけど、そうですね、でもすごく課長が全部現状とかも分かっているらっしゃって、次の対策について考えていらっしゃるんだなというふうに思いました。

外部評価ということなんですけれども、今交付金をもらっているものはほかの外部の方に見てもらっているということとか、やっぱり実際もう300もあると、本当に外の目というのも、実際評価してもらって、事業仕分ぐらいしないと難しいというのも分かりましたけれども、ちょっと他市の外部評価の例なんですけれども、町田市で、市民参加型事業評価ということで、市民と有権者で評価人チームをつくって現状を評価し、その評価の下に市が事業を改善していくとか、あと加賀市行政評価委員会とか、公開外部評価会みたいのもあったりとか、あと山武市まちづくり報告書みたいなことで、行政評価を目的として、もう最初の目的が不要な事業、無駄な事業を削減、縮小、廃止することを狙って行政評価をやっているというところもあるようです。

あと、大野城市というところは、もう公共サービスドック事業ということで、人間ドックのように診断していく形で、施策マネジメント診断ということで、外の方の力も借りてやっているところもあるようでした。

あと、何と議会も評価に関わっているというところもありまして、議会も評価委員になっているというところもありました。そういったところもあるんですけれども、ちょっとそのあたり、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今、ただいまの他市のような事例を御紹介いただきまして大変ありがとうございます。

議会も評価のほうに入っているというふうなところで、入っていただければ大変ありがたいような気もしたわけなんですけれども、他市の事例につきましては、やはりその自治体の希望によりまして、職員数の多寡といたしますか、そういった部分で、大きい自治体であれば、いろんな

ところでそういう緻密に担当割りをして、いろんなところで深く様々な事業に取り組めるというふうなところがありますけれども、かといひまして新庄市でできないかというふうなところではないのですけれども、まずは先ほど申し上げましたスクラップを前提とした内部の事務の削減をどのようにしていくかというふうな組立てのほう、これも相当制度設計必要かと思っておりますので、そこからまず始めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**佐藤卓也議長** 山科春美議員。

**7 番（山科春美議員）** 一番本当に分かっている方々の前で何かちょっと大きなことを言ってしまって大変申し訳ないところもあるんですけれども、ぜひ、よりよい評価をしていただきまして、また、いい形で進めていっていただきたいなと思います。

行政評価を本当に積極的に活用して行政改革を推し進めていただきたいわけですが、ちょっと現代の日本は大きな政府となっているというふうに言われていて、税金を増やして政府が国民の面倒とかいろんなものを見るという形になっていて、税金が無限に必要な施策が次々と打ち出されていると言われていて、そのような大きな政府の体制だと、結果民間の力が衰えていくというふうにも言われています。

しかし、その反対の小さな政府は、様々な規制や制約が取り除かれることによって、個人や企業が自分たちの道を開いて発展・繁栄していけるようにしていくことで、国家や地方公共団体は、個人ではできないレベルのことについて税金を使って役割を果たすという考え方であり

ます。もちろん本当に支援を必要とする方々には本当に支援をしていっていかねばいけないんですけれども、やっぱり税金を少なくして頑張

った人の努力が報われるようになるという考え方が小さな政府の考え方です。

国の流れが大きな政府の流れなので、なかなか難しいとは思いますが、市民の皆様がそれぞれの持っておられる力を発揮できて住みよい町になっていけるようにしていただきたいなというふうに思います。

最後ではありますけれども、今年3月で役職定年される課長の皆様、あとまた勇退される皆様、本当に長い間、もう第一線で市民のために行政の仕事を全うされたことに心より感謝とお礼を申し上げたいと思います。これからも、引き続き、皆様の経験とお知恵を新庄市の発展のために思う存分発揮していただきまして、活躍していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

**佐藤卓也議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 1時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

なお、今田浩徳議員が都合により欠席しております。

## 鈴木啓太議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、鈴木啓太議員。

（4番鈴木啓太議員登壇）

**4 番（鈴木啓太議員）** 本日3番目に質問いたします、議席番号4番、新政・結の会の鈴木啓太です。

通告書に従いまして、一括質問で大きく3項目について質問いたします。

1つ目はふるさと納税について、2つ目が放課後児童クラブについて、そして3つ目が部活動の地域移行について質問させていただきます。

まず初めに、ふるさと納税制度についてです。

ふるさと納税制度は、平成20年の制度開始以来、市場規模をどんどん拡大しております。生まれ育った故郷に貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設され、自治体が独自に財源を確保することができる手段の一つとなりました。

全国各地で寄附額を上げるために創意工夫をしている中で、本市のふるさと納税について、以下の点についてお伺いいたします。

1つ目が過去5年間のふるさと納税、納税額の推移について、2点目が本市にふるさと納税をする方法はどのような方法があるのかについて、3点目が、このふるさと納税額を増やすためにはどのような取組をしているのかについてお伺いいたします。

次に、放課後児童クラブについて伺います。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により自宅にいない時間帯に子供の安全・安心を確保する大切な場所です。生活スタイルや社会情勢の変化に伴い、多くの保護者の方が利用を希望していることは想像できますが、本市の放課後児童クラブについて以下の点をお伺いいたします。

1点目が直近3年間の市立学童保育所の利用希望者数と受入者数、また受入れできなかった人数についてお伺いいたします。

2つ目が市立の学童保育所を利用できなかった方はどのような対応をするのかという対応策についてお伺いいたします。

3つ目が部活動の地域移行についてです。

部活動は、子供の心身の育成にとって重要な活動であり、運動や文化的な活動を行う貴重な機会として多くの生徒が活動しております。

令和8年に休日の部活動を地域クラブへ完全

移行させるため様々な課題に取り組んでいることと思いますが、部活動の地域移行について次の点をお伺いいたします。

1つ目が、地域クラブに移行した後、部活動はどのように変化するのか、変わるのかについて、2つ目ですが、令和8年に向けて地域移行に取り組んでいます、このスケジュールと現在の進捗状況についてお伺いいたします。3つ目が、先日新聞報道で地域クラブ、新庄市では3団体設立があったというふうに見ましたが、現在の設立状況はどうなっているのかについてお伺いいたします。

以上、3項目についてよろしくお伺いいたします。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、鈴木市議の御質問にお答えします。

初めに、本市におけるふるさと納税の寄附額の推移についてであります、令和元年度の寄附額は約3億6,000万円でありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の外出自粛などの影響もあり15億4,000万円となり、過去最高の寄附実績となっております。

その後、令和3年度から令和4年度にかけては減少傾向となりましたが、今年度は9月と12月の伸びが大きく、現時点で約11億5,000万円の寄附実績となっており、最終的には13億円程度の寄附額を見込んでいるところであります。

次に、本市のふるさと納税する際の寄附の方法についてであります、本市では現在8つのポータルサイトを開設しており、主にオンラインでのクレジットカードやキャッシュレス決済による御寄附をいただいております。

今年度から新たな試みとして、大手百貨店にて外商顧客向けの営業を行うことで、外商員を通じて寄附をいただける仕組みも導入しており

ます。

また、インターネットを利用していない方々には、ふるさと納税パンフレットによる郵送やファクスによる申込みも受け付けております。様々な手段により御寄附をいただいているところでもあります。

最後に、寄附額を増やすための取組についてですが、随時ふるさと納税ポータルサイトのページのブラッシュアップを実施しているほか、寄附実績のある方に対して新規返礼品のパンフレットを送付するとともに、メールマガジンを送るなどしながら、これまで寄附をいただいた方とのつながりを切らさないような取組も努めております。

また、令和4年度からは、広告費を予算化し、特に寄附が多い関東圏に向けての広告配信を実施するとともに、インスタグラムなどSNSを活用したPR活動を行うことで、新規の寄附者のさらなる獲得に努めているところでもあります。

次に、放課後児童クラブについての御質問にお答えいたします。

初めに、直近3年間の放課後児童クラブの利用希望者数と受入者数、受入れできなかった人数についてですが、公立放課後児童クラブ4所における入所予定定員は、全体で230人となっております。

例年11月頃に翌年度の申込みを受け付けしており、入所の申込みにつきましては、令和4年度は申込者数255人に対して、入所決定者数は227人、受入れできなかった人数は28人、令和5年度は、申込者数245人に対して、入所決定者数は225人、受入れできなかった人数は20人となっております。

令和6年度の入所に向けましては、申込者数260人に対し、入所決定者数は232人、受入れできなかった人数は28人となっております。

次に、公立放課後児童クラブを利用できなかった方への対応といたしましては、民間立放課

後児童クラブの紹介を行うとともに、公立での待機を希望される方には入所の辞退や退所により受入れ可能となった段階で入所の御案内をしております。

これまで市では、放課後児童クラブの利用ニーズに対応するため定員数を増やしたり、特別な配慮が必要な子供たちの増加に対応するため放課後児童支援員の数を増やすなどの対応をしてきたところですが、今後さらに利用希望が増加することも考えられますので、児童の受入れ拡充について、運営委託先の社会福祉協議会や民間立放課後児童クラブ等の関係機関と連携を図りながら対応について検討してまいります。

以上、壇上からの答弁といたしますが、部活動の地域移行につきましては教育長より答弁させますので、よろしくお祈りいたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** それでは、部活動の地域移行についての御質問にお答えします。

初めに、地域クラブ移行後の部活動についてですが、令和6年度からは原則として休日の部活動を行わず、受皿となる地域クラブでの活動を行うこととなります。

平日については、これまでどおり部活動を行い、休日の地域クラブについては任意加入となりますが、部活動と違う活動を行うことも可能となります。

生徒の選択肢を増やし、スポーツや文化など様々な地域クラブで活動できる環境づくりを進めてまいります。

次に、地域移行のスケジュールと進捗状況についてですが、当市では令和4年度より休日の部活動の地域移行について、学校、競技団体、保護者会、スポーツ団体などの代表を委員とする新庄市休日の部活動の地域移行検討委員会にて検討を進めてまいりました。

検討委員会では、令和5年度から令和7年度末までを休日の部活動の移行期間とし、令和6年度より原則休日の部活動を行わないこととしております。

ただし、移行先の地域クラブがない場合に限り、学校に運営主体を残した形での活動が行われますが、移行先の整備ができ次第、地域クラブに移行することとし、令和8年度からは休日の部活動を地域クラブに完全移行することとしております。

検討委員会では、平日の部活動についても地域クラブに移行する方針としておりますが、当面は、平日については期限を設けず、国・県の方針を確認しながら地域移行を進めていくこととしております。

最後に、地域クラブの設立状況についてですが、市では今年度、地域クラブ設立に関する説明会を9月、11月、1月の3回実施し、様々な競技団体や文化団体、部活動の保護者の方々から参加していただき、地域クラブ設立に向けたサポートを行ってまいりました。2月には各競技・文化団体と受皿予定団体との意見交換会を開催し、地域クラブの登録の必要性についてお伝えさせていただきました。

地域クラブ設立後は、市教育委員会に対し地域クラブの登録をお願いしており、登録された地域クラブについて、中学生とその保護者向けに広く周知を行ってまいります。

新たな中学生を迎える4月までに一つでも多くの地域クラブから登録いただき、中学生が休日にやりたい活動・種目などの充実を図ってまいります。

以上であります。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 今、3項目についてそれぞれ御回答いただきました。こちら、今いただいた回答を基に再度質問させていただきたい

と思います。

まず初めに、ふるさと納税制度についてお伺いします。

過去5年間の推移についてお伺いしました。令和2年がコロナ禍もあり、恐らく巣籠もり需要といったところだと思うんですけども、最高額を記録し、そこから徐々に減少していったというふうにおっしゃっていましたが、まずこの減少していった要因等を分析していればお伺いいたします。

また、あわせて、昨年令和4年から今年度にかけて、先日の補正予算でも増額補正されておりましたので、大きく伸びているというふうに認識しておりますが、この増額となった要素・要因なども分析していればお伺いしたいと思います。お願いします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** まず、ふるさと納税についての令和2年度最高額を記録してからの減少している理由と、あと今年度において大きく伸びている理由ということですけども、まず減少している理由につきましては、はっきりと明確に分析しているわけではありませんけれども、全国的に自治体間の競争になっているというふうな中で、やはりコロナ禍が5類に移行して、まず、そういうふうに巣籠もり需要というふうなところから国民の活動が外に向けて動き出しているというふうなところがまず1点あるかと思えます。

そういった流れの中で、全国的に減少してきている中で、最近の大きな伸びといたしましては、やはり一番大きなポータルサイトの部分でランキングに、一番大きいところが米なんですけれども、米の部分のやはりランクインをすることでどうしてもそれに引っ張られて寄附額が伸びていくというふうな傾向がありまして、そういった部分が大きく影響しているのかなと思って

おります。

以上です。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 全体の競争力というか、減少していた状況についてお伺いしましたが、全体的に下がっているというか、いうふうな内容だったと思うんですけれども、ただ一方で、全体的な市場規模というか、そういったところは増えているような状態ですので、例えば、昨年度と同じ金額を集めたとしても、市場規模が大きくなっているというふうに見ると、相対的に見ると縮小しているというふうに見えられてしまうのかなと思っております。

令和6年の当初予算、歳入額が昨年度と同じ10億550万円で計上されておりました。寄附なので、なかなか金額というのは読みにくいところはあると思うんですけれども、一方で、2月15日の全員協議会において、主要事業の概要を提示というかいただき、その中にふるさと納税事業があって、その中で、商品開発や広告など効果的に実施し、さらなる寄附金収入の拡大を図るというふうにあったので、まずは金額を増やしていくような方向で考えていると思うんですけれども、これまでのノウハウや寄附実績の経過、制度改正などを踏まえて、実際内部ではどのぐらいの金額を目指そうとか、担当課レベルでもいいんですけれども、このあたりを目指そうみたいな目標値、目標金額というものは設定しているのかどうか、お伺いしたいと思います。具体的な数字は大丈夫なんですけれども、そういった目標を設定しているのかお伺いします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 具体的な目標数値というふうなところでございますけれども、やはり今年度13億円ぐらい、それに近いぐらいの寄附実績見込め

る中で、10億円の予算という、ちょっと消極的じゃないかというふうに思われる部分もあるかと思っておりますけれども、やはり収入の部分なので、過度な収入を見込むというの、きちんと財源として不確実なものというふうなことになってしまうので、そういった部分から、10億円というのは中期財政計画の中で、10億円の寄附を目指して、そのうち4億円を積み立てるというふうなところで計画を立てているものですから、最低でもその部分はクリアしたいという思いで、令和6年度は10億円というふうなところで計画しているところです。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 明確に幾らぐらいというか、幾らぐらいというのはないような印象を受けたんですけれども、ある程度、例えば今10億円だとすれば20億円とか30億円とか何億というふうに設定しないと、目標がないとそこに向かって走り出せないというか、戦略を取りづらいいのかなと思ってお伺いいたしました。やっぱり10億円を目指すんだったら、それに向けた作戦、戦略が必要だし、仮に100億円を目指すんだとなれば、それに合わせた作戦というのが変わってくると思うので、こういった目標値を内部だけでも検討をして目指すようにしていかないと、それに伴う作戦が少し変わってくるのかなと思うんですが、そういった目標値の設定というの、内部レベルでも設定するというの、考えていないか、もう一度お伺いいたします。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 寄附金額につきましても、これまでは令和元年度3億6,000万円だったものが、翌年度コロナ禍の巣籠もり需要もあって15億円まで伸びているというふうな状況。その後、やっぱり世の中の全体的な流れに応じて増減が、そこら辺が影響するというふうによっ

と捉えているものですから、いわゆるショッピングの通販のような、民間のような、こういうふうな手を打って、この目標金額を達成しているというような金額設定はしておりませんが、最低でも掲げた予算の部分はクリアして、それ以上は目指していくつもりでの心構えでは、様々商品開発であったり、広告であったり、やっけていくつもりではいるという、そういうふうな感じで行っているところです。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。

目標値について詳しくお伺いしたのには理由があって、というのも主要事業施策の内容説明のところ、各返礼品の寄附金額を上げをするというふうな記載があったかと思えます。

先月2月26日にふるさと納税の事業者説明会の資料を拝見させていただいたんですけども、そこで、令和6年から返礼品の割合を30%だったものから25%に引き下げるというふうな記載がありました。この記載があって、ちょっと納税額が総額で下がるんじゃないかなというところを心配しているのでちょっと掘り下げさせていただいているんですけども、さっき課長の答弁の中で、世の中の流れが影響大きいんだというふうな旨の説明がありました。

事業者説明会の資料に、令和5年の実績ベースで、ジャンル別の内訳があって、先ほども冒頭の答弁でもあったとおり、新庄市では米が非常に人気商品というか、全体の8割近くが米になっています。ポータルサイトのランキングでも上位にいるというふうなお話ありましたけれども、私も昨日実際調べてみました。

検索したサイトが「さとふる」なんですけれども、こちらのさとふるが全体の商品の中で、週間ランキングで全国で昨日時点で3位、月間ランキングだと全国で2位になっておりました。新庄市のはえぬき10キロになるんですけども、

10キロがその商品なんですけれども、実際さとふるを検索したのにも理由があって、さとふる納税の全体の8割がさとふる経由になっていますので、こちらのサイトをメインに参考しているんですけども、はえぬき10キロが商品としては1万1,000円で掲載されています。返礼品率が30%であれば、単純に割り返すと、原価が3,300円ぐらいになります。この返礼品率を30%から25%に下げると、同じ10キロの商品を出す場合に、3,300円掛ける4で、大体1万3,000円から4,000円ぐらいの価格帯になってしまうという。ですので、通販というふうな表現もあったんですけども、通販として見た場合、10キロで今まで1万1,000円で買っていたものが1万3,000円から4,000円になってしまうと、寄附を行う方からすると、お得感というか、今まで寄附をされていたリピーターの方も、2,000円、3,000円上がってしまうというふうなことで、お得感が下がってしまうのかなと思っています。結果的にトータルで寄附する方が減って納税額が下がってしまうことになっちゃうのかなと思っています。

ちょっと説明が長くなってしまいましたが、そういった懸念を踏まえて、寄附額を引き上げた返礼品率を、返礼品の割合を下げた場合に、納税額にどういった影響があるのかお伺いいたします。

また、どういった理由で下げるのか、併せてお伺いしたいと思います。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今議員のほうから説明ありましたとおりですけども、2月26日に事業者説明会を行いまして、3割の返礼品率を25%に下げる提案を事業者のほうにさせていただいたところであります。

もし25%になればというふうな仮定で話をさせていただきますと、影響額につきましては、

議員今御発言されたとおりに、総額としてはやはり、お得感という言葉が適当なのかどうかあれですけれども、なくなりますので、当然総額としては下がるのではないかという懸念はいたしております。

ただ、この金額を下げる理由といたしましては、皆様御存じのとおり、昨年、国の総務省の経費率を5割にしろというふうなところがありまして、今現在新庄市としては、昨年の10月から一部自治体ではふるさと納税の寄附金額値上げしているというふうなところあるとは知っておりますけれども、新庄市としては、そこら辺の対策を取っていないというふうなところあります。そういったところもあるんですけれども、来年度以降、1年間通して5割以内に収めなければいけないというふうな制度改正になっておりますので、今現在、新庄市の経費率としては58%になっております。8%をこの5割の中に入れなければいけないとなったときに、やはりその返礼品率の30%から25%の5%というのが非常に大きくて、それでも残り3%の経費を入れないと、これをクリアできないと制度そのものが適用除外になる可能性もあるというふうなところを考えると、多くの事業者であったり、委託先であったり、かなりの迷惑をかけてしまうというふうなところがあるので、この辺については致し方なく御了承いただきたいというふうに思っている25%、今現在検討の段階ですけれども、そういうふうな状況になっているところです。

以上でございます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 制度改正に伴う対応ということと、現在、そこがクリアできていないゆえの対応というふうなことでしたが、制度を守るといえるのか、その範囲内に収めるというのは絶対条件として必要なことだと私も理解してい

るんですけれども、ただ、その5%引き下げること以外に何か対策というのは、もちろん検討をいろいろされた結果だとは思いますが、ほかに何かできることないのかなというところを模索していただきたいなというふうに思っております。

やっぱり値段の話にはなってしまうんですけれども、さとふるの米のほうのページをざっと見た感じですが、やっぱり10キロのお米だと1万3,000から4,000円ぐらいの価格帯が非常に多い印象を受けました。ですので、今ランキング、上にある一つの要因としてやっぱり価格という部分はかなり強みなのかなというふうに感じておりまして、その優位性がなくなってしまうと、何百万とある商品の中の上位トップテン入りしているものなので、落ちるのは恐らく早いと思うんです。ランキングから早くなってしまうのかなと思うんですけれども、それを戻す作業のほうはかなり大変だと思います。やっぱり一番最初にもおっしゃったように、ページの上位にないと選ばれる確率というのが非常に下がってしまうと思いますので、こういったところ、ちょっと検討していただきたいなと思っております。

さっき提案、25%は提案というふうなお話ありましたが、事業者とかポータルサイトの運営されている担当者の方などの意見なんかを聞いて、双方と意見を交わした上で再度検討していただきたいなと思うんですけれども、こちらについてはいかがお考えですか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 返礼品率25%の部分について、それだけではなく、もうほかの手だてを検討していただきたい、あるいは事業者ともお話ししていただきたいというふうな部分ですけれども、やはり事業者の方と話をすると、返礼品率は3割から下がらなければ下らないほうがい

いにこしたことはないというふうに捉えております。その辺で、やはり私たち運営する行政側としては、先ほども申し上げましたけれども、総務省の適用除外になってしまったら物すごく大きな影響が出てくるというふうに思っております。

確かに鈴木議員おっしゃるように、今回25%にもしなるとしたら、総額としては下がるかもしれないし、それは26でも27でも多分同じかと思っております。お得感がなくなるというのは同じかと思っておりますので、その辺のラインとして全体で5割にどうやって収められるかというふうなところをやっぱり中心として考えていきたいというふうに思っております。

そのほかの手だてといたしましても、運営を委託しております物産協会での委託料をパーセンテージ、少し割り引いてもらうことでありますとか、今現在配送料なんかも2024年問題で配送会社値上げしている中で、据置きをしていたらというふうなところも実際はあったりもするので、そういった中で、トータルで8%ちょっと抑えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） やっぱり5割に収めるというのは絶対条件として、それは理解しております。私も、もちろん総合政策課も、寄附額を拡大させていきたいというふうな思ひのベクトルは同じだと思ひますし、もしかしたら経費削減につながるような新しいサービスとか、そういったもの、手法なんかがもしかしたら新しく出てくるのかななんて思ひたりしておりますので、市、そして事業者、もちろん寄附者全員にとってプラスになるような最適解を模索して行ってほしいなと思ひしております。

ちょっとこの経費率の話から少しそれるんで

すけれども、実際これまでたくさんの方が本市に寄附をされていて、令和4年ですと9万174件、令和5年1月時点ですと8万9,504件の寄附件数あります。その際に、返礼品を送る際に、この分だけ段ボールで送っていらっしゃるんですけども、この段ボールに何か一工夫できないかなというふうにちょっと思ひまして、例えばQRコードなんかを貼りつけたりして、先日お話あったシティープロモーション、「わが街ポータル」、新しく特設サイトを構築しているというふうなお話ありましたが、それに飛ぶような手だてみたいなのというのはできないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 今、段ボールにQRコードという御意見いただきまして、正直申し上げてそのような検討をちょっとされていなかった部分ありますので、今後やはり新庄市外にふるさと納税をPRする上でも、あとシティープロモーションという上でも、できるかできないかも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

4 番（鈴木啓太議員） 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） ありがとうございます。ぜひ御検討いただければと思ひます。

最後、もう一つふるさと納税についてお伺ひしたいんですけども、寄附をする際に使い道を選択して、この事業に使ってほしいというふうを選択をして寄附できるように制度としてなっています。本市では6つ事業を選択肢として準備してあるんですけども、その選択肢の一つに、子育て支援に関する事業というものを加えてはどうかなというふうに思ひます。

令和6年の施策方針について、先日お話あり

ましたが、やっぱり第一に結婚から子育てまでのというふうな、やはり子育てとか人口減少対策に関するそういった部分に力を入れたいというふうな話もありましたので、対外的にアピールするというふうな側面も兼ねて、そういった項目を1つ追加するというのが一つ有効なのかなと思うんですが、こちらについてはいかがでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** まちづくり応援基金の使い道に子育てという1項目を入れてはどうかというふうな御提案ですけれども、こちらにつきましては、以前も新庄まつりに特化した形で基金の使い道できないかというふうなところの御意見もいろいろいただいた中で検討した経緯あります。

こちらにつきましては、まちづくり応援基金の条例事項になっておまして、改正すればできないことはないというふうなところがまず1点ありますけれども、ふるさと納税の基本的な考え方といたしましては、市税という広く何でも使えるものの都会の税金をふるさとの市町村にというふうなところからいきますと、あまり特定のものに使うというふうなところを色を濃く出し過ぎるとうまくないのではないかな。要するに、その項目だけいっぱい集まったときに、それ以外のものに、せっかく税金、いっぱい金額あるのに使えないというふうな状況になってくるというふうなところもあって、やはり大きい枠組みでの寄附の目的別のままのほうがいいんじゃないかという内部で判断した経過があります。

ですので、今6つある、指定のものにさせていただきますいておりますけれども、ただ条例は条例事項といたしまして、それを外にホームページなりなんなりでPRしていく際には、子育てというふうな文言を強く置き換えてPRしていく

というふうなやり方もあると思いますので、その辺は工夫してやっていきたいというふうに思っております。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 過去に内部で検討されたというふうなお話ありましたが、前回新庄まつりに特化したというふうな話でしたが、今回は子育てですんで、多少幅は広いのかなというふうには思っているんですけれども、子育てに関するものに集まれば、それだけ使える財源が増えるというふうな考え方もありますし、市長も公約で、子育て施設や遊びの拠点の整備検討というふうな話もありましたので、そういった財源確保の一つの手段として今後また検討していただきたいなと思いますが、いかがですか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 答弁の繰り返しになってしまいますけれども、医療・福祉の充実というふうな部分で、子育ての施策に使えるというふうな形になりますので、確かに新庄まつりは広い幅で使えると思いますけれども、外に打っていくときに子育てという文言を強くPRすることで、条例改正までせずに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** まずは一旦、今の状態というか、承知しました。

次に、学童保育について質問させていただきたいと思いますが、過去3年間、令和4年から令和6年見込みまでの数字を教えてくださいましたが、各3年ごと、それぞれ受入れすることができなかった方がいらっしゃるというふうなことでした。

まず、前提として、市としては、この学童保

育の充足についてはどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

あわせて、足りているか、足りていないかという状態というのは、継続的に続くものなのか、それともある一定期間なのか、どういうふうに分析しているかお伺いいたします。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。**

**佐藤卓也議長** 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 放課後児童クラブの充足についてと、そしてまた足りないのは継続するのかといった御質問でございました。

放課後児童クラブの入所の決定した後につきましては、やはり今待機していただいている方がいるというのが現状であります。4月の入所までの間には入所辞退される方、あるいは募集が終わってから希望される方というのもおまして、毎年5月1日に待機児童数というものを出示しております。

この待機児童数につきましては、令和4年は10人、5年度は4人、令和6年度に向けて今現段階で4人というようなことになっております。

毎年、この待機児童が発生しているというような現状を捉えますと、やはり定員の枠という点では今足りていないというのが現状というようなことで認識しているところでございます。

児童数は今減少している傾向にありますけれども、やはり放課後児童クラブのニーズという点では、今低学年でのちょっと希望というのが高まってきているというようなこともありますので、しばらくはこういったニーズが高いところで続くのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 待機児童が実際いらっしやるということで、枠が足りていないというふうに認識をお伺いいたしました。低学年での希望者がいるということで、やっぱりだんだん核家族が増えてきたり、共働き世帯が増えてきたり、あるいは独り親世帯なんかもいたり、最近ですと祖父母で同居していたとしても、まだ働いている方も多くなってきた中で、やっぱりこういった学童保育の需要というのは今後どんどん高まっていくのかなと思っています。やっぱり近くに知っている人がいればいいと思うんですが、これから移住施策を取っていくと思うんですけども、そのときにゆかりのないところに来た世帯も中にはいると思います。そういった方にとってもこういった保育機能のあるものは非常に必要な場所かなと思っています。

先ほど拡充というふうな発言もありましたけれども、増やすために、拡充するためには、どういったところが課題として考えられているのかお伺いいたします。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、鈴木則勝。**

**佐藤卓也議長** 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 受入れを拡充するためというふうなことになりますが、やはり受入れするために、施設の面であったり、各学童保育所に放課後児童専門員ということで、職員の配置も必要になってきております。そういった職員の確保なども十分にしていかなければ、なかなかすぐには拡充していくというのは難しいと思っておりますので、そういった職員の確保なども含めまして、関係機関の皆さんと連携、問題意識を共有しながら、どのようにやっていけるか検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

佐藤卓也議長 鈴木啓太議員。

4 番（鈴木啓太議員） 職員数、受入れ施設、やっぱりそれには財源という部分も課題として上がってくるのかなと思います。昨年の夏は非常に暑くて熱中症の心配だったり、あとは熊が大量発生したりと、いろいろ社会情勢が変わって行く中で、家で1人で過ごすことが心配という方ももちろんいると思うんですが、逆に下校が心配だから、その間見てもらえる場所が欲しいというふうな声も中にはあるのかなというふうに思っております。

施政方針においても、子育て計画を策定する中で、アンケートを活用して実態調査をするというふうなこともありましたので、ぜひ子育て世代のニーズを的確に把握していただいて、この学童保育の拡充という部分も含めて、寄り添った支援の推進をよろしくお願ひしたいなと思っております。

最後、3番目の部活動の地域移行について再質問させていただきます。

先ほど答弁いただいた内容で、大きな枠組みとしては、休日は部活はなくなるということで、学校は関わらなくなって個人の習い事のような形になるのかなと思うんですが、枠組みとしてはそういった認識で合っているのか伺います。

もう一つなんですが、地域クラブですので、運営団体、民間の任意団体になると思うんですけども、地域クラブに登録すると、しないで、どういった違いが出てくるのか、併せてお伺ひいたします。

伊藤幸枝社会教育課長 議長、伊藤幸枝。

佐藤卓也議長 伊藤社会教育課長。

伊藤幸枝社会教育課長 地域クラブの移行についてですが、地域クラブの認識としましては、部活動と違いまして任意加入になります。習い事と同じというふうな感覚で捉えていただいて結構だと思います。

ただ、中には部活動の補完として競技力を上

げたいというクラブ、それから生徒、それから、いろんなスポーツ、文化を楽しみたいというふうな形で二極化はしていくのかなというふうに考えております。

それから、クラブの運営に関して、登録するとということですが、登録していただければ、申請書のほうにも規約を必ずつけていただくというようなところと、それから保険の加入の有無を確認させていただいておりますので、そういった意味で、加入したい方の安心の判断になるかと思ひます。

また、来年度初めには、そういったクラブに登録していただいた団体については、各学校に周知をして、そういったところの活動ができるように、生徒の選択肢が増えるというふうなメリットがあるかと考えております。

以上です。

高野 博教育長 議長、高野 博。

佐藤卓也議長 高野教育長。

高野 博教育長 今、社会教育課長からあったとおりなんですが、部活動を地域に移行するという事は、今までのスポーツというのは学校教育におんぶしてきた傾向があるんですが、これからはやっぱりスポーツという運動については、塾に子供を通わせている、習わせている、そして、そういうふうな親御さんが今もいるわけだけれども、そのような形に部活動も全体的に移行していくという傾向にあると思ひます。そのような認識で考えていかないと、これから地域部活動移行は考えられない時代になっていくのかなと思ひますので、ぜひその辺は御理解いただきながら考えていただければありがたいなというふうに思ひます。

あと、地域クラブに登録制することで、中体連の参加についても、その辺の地域クラブが市で登録されているかどうかというようなことも少し大事な要素にも関わってくる部分もありますので、それはただ競技種目によって若干意味

が違って来るんですが、そんなこともあって、地域クラブとして参加したいときには、委員会のほうに登録していますかなんていうことを聞かれる種目もありますので、そういうことの、中体連に出たいというときにはそんなメリットもあるかと思えます。

以上です。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 習い事と同じような感覚ということで、クラブによっていろいろ特色が出てくるのかなとは思いますが、今教育長から中体連というふうなことありましたが、中体連は残るといふに、いろいろ資料見てみますと、残るといふに認識しているんですけども、部活動と地域クラブがそれぞれ存在していると、平日もクラブ活動するようなところが出てきて、実際クラブに人が集まり過ぎて部活動が成り立たなくなるみたいな、そういったことも心配されて、その辺は中体連にどういふふうに影響するかお伺いいたします。

**杉沼一史学校教育課長** 議長、杉沼一史。

**佐藤卓也議長** 杉沼学校教育課長。

**杉沼一史学校教育課長** それでは、中体連に関わるお話でございましたので、私のほうから御説明させていただきます。

実際、教育長の今の答弁にもございましたとおり、中体連というものが大きな影響を与えているということは間違いございません。国や県のほうとしては、別団体ということで、地域移行の中で中体連に触れることはございませんが、実際の学校の中といたしましては、子供たち、教員、一緒に部活動3年間の集大成として、例えば中体連で地区大会優勝、コンクールで最優秀取って上位大会というのが大きな目標となりますので、そういった意味では、土日の活動がなくなるということで、非常に練習試合だったり、冠大会だったり、どうすればいいんだろう

かというような、そういうような話もございませぬ。

そういった中で、部活動の地域移行の中で、クラブチームに移行したとしても、クラブチームとして中体連に参加できるというような話が今出て、学校としても、クラブとしても、どちらでも参加できるということがございませぬので、これからその辺、学校の中の部活動もいろいろ淘汰されていくと思えますけれども、中体連の中でも、その両方の両立が図られていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

**4 番（鈴木啓太議員）** 議長、鈴木啓太。

**佐藤卓也議長** 鈴木啓太議員。

**4 番（鈴木啓太議員）** 地域クラブでも、部活動でも、それぞれ出られるチャンスはあるというような回答だったかと思えます。いろいろ課題等あるかと思えますが、ぜひとも子供たちのためにも選択肢を広げ、よりよい形で移行していただければなと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 辺見孝太議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、辺見孝太議員。

（9番辺見孝太議員登壇）

**9 番（辺見孝太議員）** 本日最後に質問させていただきます、議席番号9番、新政・結の会の

辺見孝太です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、地域防災について質問させていただきます。

防災については、多くの議員が今回の一般質問で取り上げておりますが、大変重要な問題ですので、私からも質問させていただきます。

甚大な被害を出した令和6年能登半島地震の発生から2か月が経過いたしました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、地震防災対策の強化、特に、地震による被害の軽減に資する地震調査研究を推進する政府の機関として地震調査研究推進本部があり、全国に多数分布する活断層の調査を効率的に実施するため、活動度や活動した際の社会への影響度等を考慮し、基盤的な調査対象として114断層帯を選定しております。これが主要活断層帯と呼ばれるものです。

新庄市周辺の新庄盆地断層帯や地震が発生した際に影響が大きいとされる山形盆地断層帯は、この主要活断層に含まれており、地震調査研究推進本部の地震調査委員会によって活断層の評価が行われ、ホームページでも、その結果が公表されています。

こうした活断層帯が活動した際の地震リスクを市としてどのように考えているかお伺いします。

また、災害の発災時には、国や地方公共団体が行う公助だけで災害を乗り越えることは難しく、地域住民の自助や共助の力が不可欠であると考えられますが、高齢化や人口減少により自助や共助の力にも限界が迫る中で、自助や共助の質を保つ取組についてもお伺いします。

次に、ふるさと納税についてお伺いします。

寄附の形で税金の活用先を選択できるふるさと納税制度ですが、本市におけるポータルサイトや郵送による受付数のそれぞれの割合につい

てお伺いします。

また、近年では、運転免許証を自動販売機に読み取らせ、クレジットカードで寄附金を支払うと、その場で返礼品に交換できるレシートが発行されるふるさと納税自動販売機が登場し、全国のホテルやゴルフ場、道の駅などへの設置が進んでいます。

新庄を訪れた人が、新庄の魅力に共感し、応援したくなったときに、その場で寄附をして返礼品を受け取れるふるさと納税自動販売機を、令和6年度の新庄まつりの開催に向けて、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、設置できないかお伺いします。

最後に、新庄まつり振興事業についてお伺いします。

令和6年度主要事業である新庄まつり振興事業について、昨年度の記録的な猛暑を踏まえ、拡充を想定している医療体制の内容についてお伺いします。

また、位置情報システムを強化するとありますが、強化の内容と活用方法についてお伺いします。

あわせて、新庄まつり百年の大計・第4期計画に記載のある新たな観覧席の設置の検討についての検討結果や進捗についてお伺いいたします。よろしくお祈りします。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、辺見市議の御質問にお答えします。

初めに、本市の地震リスクについてであります。平成14年12月に山形県が取りまとめた山形盆地断層帯被害想定調査により、地震規模がマグニチュード7.8を想定した場合の被害の程度が報告されております。

この被害想定の内容であります。時期は冬季の夕方、本市においてこれまで経験のない

最大震度6強の強い揺れが生じ、建物全壊が801棟、建物焼失が35棟、死者51人、負傷者644人の被害が想定されており、このような地震災害に対処するため、市では新庄市地域防災計画を策定し、地震の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策についての必要な事項を定めておりますが、ハード・ソフト両面から可能な限り必要な対策を進めてまいります。

次に、高齢化や人口減少における自助・共助の質を保つ取組についてであります。これまで市民の防災活動を促進するための取組として、防災教育や防災訓練などを実施し、自主防災組織の育成強化などに取り組んでまいりました。

議員御指摘の高齢化や人口減少、自助・共助に与える影響は今後考えていかなければならない重要な課題と認識しておりますので、引き続き、自主防災組織による避難訓練をはじめ、研修会や出前講座などを通じて課題の共有や対応策など、各町内会の実情に合わせた取組を行ってまいります。

次に、ふるさと納税についての御質問であります。初めに、本市におけるポータルサイトや郵送などの寄附の受付数の割合につきましては、約99%がポータルサイトからの寄附であり、郵送やファクスなどによる寄附は1%未満となっております。

また、令和5年度から新たに始めました現地決済型ふるさと納税でありますPay Pay商品券につきましても、今年2月までで約40万円程度の実績となっております。

次に、ふるさと納税自動販売機の設置についての御質問であります。新庄を訪れた人が本市の魅力に共感し、その場で寄附をしていただき返礼品を受け取れる仕組みは、Pay Pay商品券と同じ現地決済型の仕組みとなります。本市最大の集客期であります新庄まつり開催に合わせて設置するなど、効果的な設置場所や費用対効果を検証しながら、導入可能性について

今後研究してまいります。

次に、新庄まつり振興事業についての御質問にお答えします。

初めに、医療体制の拡充につきましては、御承知のとおり、昨年は近年まれに見る酷暑の中での祭り開催となりました。

本市及び新庄まつり実行委員会におきましても、祭り開催中が猛暑日となることを想定し、関係機関と連携してその対策を講じてきましたが、想定を上回る災害級の酷暑となったことから、24日宵まつり、25日の本まつりとも、熱中症と見られる症状により救急搬送された参加者、観覧者が多数おられました。

そのため、今後熱中症対策をさらに強化するため、医師配置の救護所体制を1か所から複数箇所を設定する予定であります。

今後、新庄まつりにおける救急医療体制の強化を図るとともに、安心・安全な祭りとなるよう、猛暑・酷暑での祭りの在り方についても、まつり実行委員会と共に検討してまいります。

次に、位置情報サービスの強化の内容と活用方法についてであります。現在活用している位置情報サービスにつきましては、平成27年度導入から10年目を迎え、昨年、経年劣化による不具合が散見されたことに加え、旧式端末であるため最新の測位データを受信できない状況にありました。

そのため、既存の位置情報システムについて位置情報端末の更新と最新デジタルマップを活用した方式に切り替え、システムの強化を図るものであります。

これにより、山車の位置情報のほか、これまで紙媒体でお知らせしておりました飲食店、トイレマップ、救護所などの位置情報もデジタルマップ上で確認することが可能となり、観覧者や参加者の利便性が大きく向上するものと考えております。

最後に、新たな観覧席の設置の検討について

であります。全国各地の祭りを見ますと、高額で食事や解説付きのプレミアム観覧席や多人数で観覧できるような升席など趣向を凝らした観覧席を販売している事例がありますが、昨年度のまつり有料観覧席の販売状況を見ますと、団体客から個人客へ客層がシフトしているなど、観光客の行動様式が大きく変容していることも踏まえて、本市及び新庄まつり実行委員会においても、他の祭りの状況を参考に様々な手法を検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とします。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番（辺見孝太議員）** まず、防災について再質問させていただきます。

大規模災害の発生は、自分のまちの防災対策を見直すきっかけにもなるということで、能登半島地震で起こった出来事なども交えて質問させていただきます。

まず、防災計画と被害想定は当然セットであり、新庄市地域防災計画震災対策編では、被害想定規模が最も大きい山形盆地断層帯を震源域とした地震を想定する地震に設定しております。

能登半島地震は、複数の海底活断層が連動し発生した可能性が指摘されています。山形盆地断層帯を震源域とした地震は、新庄盆地断層帯の東部と西部が連動した場合よりも被害想定規模が大きいという解釈でよろしいでしょうか。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

防災計画のほうに載っております資料につきましては、県のほうで算定した部分の資料を転記するような形で載せさせていただいております。

そういった中で、市独自で検証する技術といますか知見ございませんので、そちらのほう

の数値を使っているということになります。

それですので、正直なところ、今御質問いただいた部分についてはちょっと分からないというのが正直なところではありますけれども、県の書きぶりを見ますと大きくは変わらないのではないかとこのように考えております。よろしく申し上げます。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番（辺見孝太議員）** 分かりました。

もし提供されるデータ等が変わったりした場合は、必要に応じて被害想定や計画を修正していただければと思います。

能登半島地震の原因となった活断層は、専門家の間では知られていたものの、主要活断層に記載がなく、長期評価がなされておりました。そのため、地元自治体の被害想定や住民への危険性の周知に専門家のデータが生かされなかったのではないかとされています。

一方で、新庄市では、地震のリスクが高い地域とされているものの、過去の経験からか、市民の災害への備えや防災への意識はまだまだ十分ではないと感じます。

昨日の一般質問では、ホームページや市報、SNS、町内会や自主防災組織への出前講座などで災害への備えなどを周知するという答弁がありましたが、日頃の備えとともに、こうしたデータを活用して作られた地震防災マップ、揺れやすさマップの周知に特に努め、地震のリスクを認識していただくことが防災への意識の向上につながると考えますが、いかがお考えでしょうか。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** ただいまの能登半島地震、起きたばかりということで、市民の方々も地震に対する警戒といいますか、興味といいますか、そういった知りたいという欲は非常に高まってい

ると思います。こういった契機を逃さず、新庄市におきましても、こういった可能性、あまり危険性という言葉は使いたくないんですけども、こういった地震の可能性があるということにつきましては、引き続き啓蒙のほうを努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 自助や共助の質を保つ取組について、自主防災組織等の出前講座などで保っていくということでしたが、やはり自主防災組織に加えて地域防災力の要は消防団のかなと思います。地域に密着した防災力であるので大きく期待するところです。

もう一つが、災害援助協定がこうした課題の一つの解決策なのかなと思います。新庄市のホームページでは、自治体間や民間企業との災害援助協定の内容と数が確認できます。本当にたくさん民間企業と協定を結んでおられまして、例えばホームセンターなどとも物資供給に関する協定を締結しているようですが、例えば、スーパーマーケットなどとも災害援助協定を締結し、災害時の食料や生活必需品の供給に御協力いただくようなお考えはありませんでしょうか。

また、あわせて、災害援助協定というのは、民間企業との場合は、社会的責任を重視する企業からお声がけいただいて締結するようなケースが多いかと思うんですが、自治体の側からお声がけするようなことも可能なのか、併せてお願いいたします。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 災害協定に関する御質問でございます。

災害協定につきましては、今現在、議員おっしゃるとおりホームページに掲載してございません。今現在43ほどございまして、民間企業とは

33ほど協定のほうを結んでございます。内容につきましては、議員のほうから御紹介あったとおりでございます。

御質問のスーパー等の協定につきましては、十分可能性はあるのかなというふうに認識しているところでございます。ただ、やみくもに協定を結んでも、その後の実効性という部分がございますので、この辺につきましては、今後の市の中での防災に関する取組、備蓄に関するものでありますとか、例えば避難所を設営した後の搬入の状況でありますとか、そういった部分を綿密に詰めまして、こういったものが必要なのか、こういったスーパーからどこに運んでいただけるのか、そういったものも含めて検討、検証してから具体的な話に進めていけたらいいのかなというふうに考えているところです。

また、民間企業との協定の際、多いのはやはり社会的な意義というところで企業からの声かけが当然多いわけですが、当然こういった事例ですと、市の考えを説明させていただいて、ぜひ協力していただけないかという呼びかけというのは十分可能であると考えているところです。よろしく申し上げます。

9 番（辺見孝太議員） 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番（辺見孝太議員） 分かりました。

災害援助協定の実行力というお話だったんですが、協定結んでいる企業から少しお話を聞いたんですが、協定締結からやはりちょっと連絡取ったりしていないもので、防災訓練等にお誘いいただければぜひ参加したいというような企業もありました。協定締結時から異動などで担当者や責任者が替わる企業も多いかと思います。日頃から連絡を取って、実行力というものを保てるような体制になっているのでしょうか、お伺いします。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** 最新の情報といたしますか、担当者と連絡取っているかというところでございますけれども、正直なところ、全ての企業と毎年密に連絡取らせていただくということはなっていないというところがございます。

ただ、防災訓練でありますとか様々な場面で連絡をさせていただいている企業もありますので、全部が全部連絡を取っていないというわけではないですけれども、これからはその辺は連絡を密にしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番（辺見孝太議員）** 分かりました。

続いて、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

現在は99%以上がポータルサイト上での申込みとなっているというような答弁をいただきました。大変多くの方が利用する制度となったふるさと納税ですが、答弁でもあったように、ポータルサイト上で全国の自治体と返礼品などで激しく競い合っているような現状があるのではないかと思います。

少し全国的な数字の話させていただきたいと思います。総務省の令和5年度ふるさと納税に関する現況調査等によると、2023年度のふるさと納税による控除が適用された人数は約891万1,000人で、2022年度の746万3,000人から約144万8,000人の増となっております。

同じく総務省の令和4年度市町村税課税状況等の調によれば、個人住民税の納税義務者数は6,449万8,120人となっております。令和4年度、2022年のふるさと納税による控除適用者数は746万3,000人なので、計算するとふるさと納税が可能な人のうち、約11.5%の人がふるさと納税をしている計算になり、言い換えれば、令和4年度は、制度を利用可能な人のうちの約88.5%がふるさと納税を利用していないことに

なります。

都道府県によるばらつきはもちろんありますし、自分が住んでいる自治体に愛着のある方は利用しない制度なのかと思いますが、インターネットでの手続に不慣れな方や納税に関する専門的な用語を見て敬遠される方もいるのではないかと考えます。

ポータルサイト上での競争はこれからも続けていかななくてはならないと思いますし、競争に勝つための商品開発も大変かと思いますが、続けていかななくてはならないと思いますが、そうした取組を続けながら、まだふるさと納税をしたことのない層の掘り起こしは何か検討されておりますでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** 今数字のほうの説明いただきました。実に88.5%がまだ利用したことがない人だというふうなことで、こういった方々にふるさと納税していただく取組というふうなところではありますけれども、具体的に効果あるかどうかは別といたしまして、先ほど市長も答弁申し上げましたPay Pay商品券につきましては、新庄に来ていただいた方でふるさと納税をしていただいて、新庄の飲食店とかでPay Payを使っていただくというふうな部分でありますとか、あとは先日、金山町とコラボ商品、協定を結びまして、金山町と共通返礼品するような取組で、ほかの自治体と差別を図ったりでありますとか、そういった部分で差別化を図っております。

また、ポータルサイト以外の部分で、昨年の12月から、近鉄百貨店のほうですけれども、いわゆる外商ということで、顧客の元に直接出向いて商品を売るようなサービス、外商員がいるわけですけれども、そちらの方に新庄のふるさと納税をPRしていただいて、こちらについては寄附があった場合に手数料として払うという

ことですので、寄附がなければ手数料かからないというふうなところで工夫して、そういった制度も入れているというふうなところで、ほかの自治体と重なる部分もあると思うんですけども、差別化を図る取組をしているところで

9 番(辺見孝太議員) 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番(辺見孝太議員) 少し P a y P a y 商品券のことをお聞きしたいんですが、実際新庄に来た人はどこでふるさと納税をして P a y P a y 商品券を手に入れるのでしょうか。市役所でしょうか。

川又秀昭総合政策課長 議長、川又秀昭。

佐藤卓也議長 川又総合政策課長。

川又秀昭総合政策課長 基本的には、一番は使えるのが飲食店というのがメインになってくるんですけども、そのお店で会計するときというふうな流れになるかと思えます。そのお店お店に P a y P a y 商品券でふるさと納税できますよというふうなチラシとか、そういうようなものがありまして、そこで使えるという形になっております。

9 番(辺見孝太議員) 議長、辺見孝太。

佐藤卓也議長 辺見孝太議員。

9 番(辺見孝太議員) 分かりました。

大変いい取組に思えるんですが、利用が40万円というところで、もう少し伸ばしていきたいなと思うところです。

先日、会派で長野県飯山市の道の駅花の駅千曲川に視察に行っていました。いろいろと先進的な取組を視察してまいりましたが、そこにはふるさと納税自動販売機が設置されておりました。現地で説明を受け、その後、メーカーにも問い合わせて私なりに調べましたところ、自動販売機の購入には500万円、リースの場合は月々6万8,500円かかるということでした。導入に当たっては、ほとんどの自治体で、デジ

タル田園都市国家構想交付金を活用しているということ。自動販売機にはラッピングもしていただけるということでした。

飯山市では、道の駅花の駅千曲川に月々2万円で、朝晩の電源のオン・オフと自動販売機から出てきたレシートと返礼品の交換業務を委託しているということでした。

この自動販売機、うまくいっているところは、ゴルフ場やホテルで、寄附額の3割から2割の利用券を返礼品として用意しているという自治体はかなり高い売上げ実績を上げているということです。こうした成功例も、抜け目なく検討していただきたいんですが、私の感想としては、ただこういう自動販売機を道の駅に設置するだけでは、なかなか利用されないのかなと思いました。もちろんうまくいっているところもあるんですが、現地でふるさと納税をするという動機づけとか、ストーリーが大事なのかなと感じました。

実際に新庄を訪れて、家族や友人に会ったときや、あるいは新庄まつりを見て新庄を応援したくなったときに、そのときそのときで新庄に共感したときにその場で寄附をしてもらえという仕組み、P a y P a y 商品券も近い仕組みかとは思いますが、こういう仕組みを持たないかと思いました。

また、新庄まつりやお正月に新庄にやってくる方々は、観光客もいますが、観光以上定住未満と言われ、地域に愛着を持った関係人口に当てはまる方が多いのではないかと思います。

関係人口は、言わば新庄のサポーターです。ふるさと納税をまだしたことのない層や、新庄のいわゆる関係人口の方々は、ポータルサイト上で、全国の自治体とわざわざ競争しなくても、お願いをすれば新庄に寄附をしてくれる可能性の高い方々なのではないかと思います。こうした方々にしっかりと支援をお願いする、そういう仕組みを持たないかと思うのですが、どのよ

うにお考えでしょうか。

**川又秀昭総合政策課長** 議長、川又秀昭。

**佐藤卓也議長** 川又総合政策課長。

**川又秀昭総合政策課長** ただいまふるさと納税自動販売機の御提案をいただきました。確かに関係人口を中心として、ふるさと納税、新庄市に愛着を持って寄附していただける方を取り込む施策というのは、まだまだ開発というか取り組む余地はあるというふうに認識しておりますので、今御提案いただいた部分について、市長の答弁のほうでも申し上げましたけれども、例えば祭りの期間中だけ、年間通じてではなくてその期間だけリースとかできないかとかちょっと調べてみる価値はあるかなというふうに思いますし、ただ、課題としては、購入500万円、リース料6万8,500円というふうなところで、先ほども鈴木議員のときに申し上げました経費率5割というふうな問題ありますので、その分をやはり回収できないと元も子もないというふうなところになりますので、やはりほかのところでは道の駅とか置かれているところについては、相当交流人口があって、自動販売機の利用も相当あるんだろうなというふうに思いますので、この辺については、実現の可能性について検証していきたいというふうに思っています。

今お話ありました特にゴルフ場につきましては、市外からゴルフに来ていただいたときに、そこで自動販売機があると、要は有効に、ふるさと納税をしていただいた中でプレーをしていただくというようなところで、そこは自動販売機の金額の問題さえ解消できれば非常に活用、活用といいますか寄附していただける方が、可能性あるんじゃないかなと今お話聞いていて思ったところですので、この辺については、実現可能性も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番（辺見孝太議員）** 経費については先ほどの鈴木啓太議員の一般質問の際にしっかり聞いておまして、とても大変だなという印象を受けました。

まず、おっしゃっていただいたように、実証の導入期間と申しますか、試しにということができれば一番いいのかなと思っております。

「新庄まつり in 巢鴨」のときに、私巢鴨に行かせていただいたんですが、その際に沿道の方から、新庄まつり関連のふるさと納税はないのかと東京の方から言ってもらったりしました。やはりそういった祭りを見ることで応援したくなるとか、そういう気持ちというのはあると思うので、それを寄附に結びつけられるような、応援したい気持ち、共感というものを結びつけられるような仕組みをぜひ検討していただければと思います。

最後に、新庄まつり振興事業について、再質問させていただきます。

昨年猛暑でGPS端末が大分不具合が出たというところなんです、新しいGPS端末にされるということだと思うんですが、実際不具合は解消されるのでしょうか。お願いします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 山車の位置情報システムの更新の件についてでございますが、内示の際の主要事業のほうにも記載してございましたが、財源を重点交付金のほうも活用する予定でして、そちらのほうを活用して、端末のほうは全て更新する予定でございます。

以上でございます。

**9 番（辺見孝太議員）** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番（辺見孝太議員）** 交通渋滞の緩和ということも活用方法に書いておりましたが、これまですと、位置は分かってもどっちに進むとか

ということは分からなかったと思うんです。交通渋滞の緩和に生かせるような表示になるのでしょうか。例えば、進行方向、どちらに行くとか、そういったことが分かるものなのでしょうか、お願いします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 今度はアプリでなくてサイトのほうで、ウェブ上のマップの表示になります。すみません、はっきりした詳細な仕様まではちょっと把握してございませんが、例えばレイヤーみたいな感じで、その日のコース全体をその地図マップ上にさらに重ねて表示するような形にすると、今後のこれからの進行方向と一緒に表示できるのではないかというふうにも考えてございます。ただ、何分まだ詳細はこれからでございますので、もう少し時間をいただいた上で、より皆様方から使いやすいような仕様のほうに、こちらのほうでも業者のほうと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**9 番(辺見孝太議員)** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番(辺見孝太議員)** 分かりました。

令和5年9月定例会の鈴木法学議員の一般質問の答弁で、熱中症対策にGPSを活用したという例で、ついでに小若が一時的な避難というか、山車から離れて、GPSで山車の場所をちょうど見つけて追いつくというようなことをやっているという答弁がありました。

大変そういう熱中症の回避の仕方というのは参考になるなと思ひまして、共有したいと思っております。

それに対して、やっぱりGPSの精度というものが前提のものだと思うので、しっかりしたものを導入していただければと思います。

その当時の答弁の中であつたんですが、祭り期間中のデータ通信の障害、これはちょっとG

PSと関係あるのか分からないんですが、私のほうも例えばコンビニでのカード決済がつながりにくかったとかというふうに聞いております。これはちょっとGPSと関連があるのか分からないんですが、そういったことは改善されますでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 昨年の祭りは4年ぶりの通常開催ということで、一昨年、その前の年とは、まず人出が大幅に増えたというふうに認識してございます。

位置情報システム、GPSの部分につきましては、かなり旧式の端末でございましたので、その部分で不具合が出たというふうに認識しておりますが、今議員おっしゃられたとおり、その導入当時とは比べ物にならないぐらいのデータ通信容量があるものというふうに認識してございます。

ですので、今現在SNS等々で、画像なり、それから動画なり皆さんアップしてございますが、その分の容量がかなりでかいというふうに認識してございまして、その部分でオーバーフローしちゃったのかなというふうにはちょっと考えられるところでございます。

ただ、我々といたしましても、できましたら快適な通信状況を確認したいというふうには思っておりますが、何分データの容量が超えてしまうという状況をどのように解消していったらいいのか、その部分については、これからちょっと様々研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**9 番(辺見孝太議員)** 議長、辺見孝太。

**佐藤卓也議長** 辺見孝太議員。

**9 番(辺見孝太議員)** 分かりました。

医療体制については、これから実行委員会でしっかり策定するということかと思ひますので、

参考までに、私の昨年の8月24日、8月25日のスマートフォンの歩数データを紹介したいと思います。8月24日は3万8,165歩の27.6キロ、8月25日は2万4,507歩の17.58キロ。2日間合計で6万2,672歩で45.18キロ歩いておりました。

私は歩いたほうだと思わんですが、新庄まつり、大変歩く祭りだということで、熱中症、平年並みの暑さでもなる人はなるのかなと思います。やはり行政の経験だとか情報で、しっかりとメッセージを発信していただければと思います。

そういうお願いをいたしまして一般質問を終わらせていただきたいと思います。

## 散 会

**佐藤卓也議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

6日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時39分 散会

## 令和6年3月定例会会議録（第4号）

令和6年3月6日 水曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤 卓也 副議長 今田 浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	八鍬長一	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

8番 鈴木法学 議員

### 欠 員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸 聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理 兼会計課長	加藤 功

教 育 長	高 野 博	兼 教 育 次 長	渡 辺 政 紀
学 校 教 育 課 長	杉 沼 一 史	社 会 教 育 課 長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選 挙 管 理 委 員 会 長	武 田 清 治	選 挙 管 理 委 員 会 長	今 田 新
農 業 委 員 会 会 長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 会 会 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	総 務 主 査	笹 原 佳 子
主 任	小 松 真 子	主 事	秋 葉 佑 太

### 議事日程 (第4号)

令和6年3月6日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番 亀 井 博 人 議 員

2 番 佐 藤 悦 子 議 員

3 番 高 橋 富 美 子 議 員

4 番 小 野 周 一 議 員

### 本日の会議に付した事件

議事日程 (第4号) に同じ

令和6年3月定例会一般質問通告表（3日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	亀井博人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市公園について</li> <li>2. 生活道路について</li> <li>3. 子ども食堂について</li> <li>4. 投票環境について</li> </ol>	市長 選挙管理 委員会 委員長
2	佐藤悦子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生活を守る砦として、生活保護費の引き上げを</li> <li>2. 子どもの学び、育つ権利を保障して</li> <li>3. 子どもの育つ権利を守るために教職員の長時間労働に 歯止めを。市独自にできることは何か。</li> <li>4. 加齢に伴う難聴への支援は、介護予防として重要</li> <li>5. 自衛隊への個人情報提供はやめるべき</li> <li>6. 消防職員を増やし、防火水槽の整備を</li> </ol>	市長 教育長
3	高橋富美子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者の活躍推進について</li> <li>2. 認知症対策について</li> <li>3. 防災対策について</li> </ol>	市長
4	小野周一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公約について</li> <li>2. 政策提言について</li> </ol>	市長

## 開 議

佐藤卓也議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者は、鈴木法学議員、1名です。

なお、大場代表監査委員が都合により欠席しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

佐藤卓也議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

これより3日目の一般質問を行います。

### 亀井博人議員の質問

佐藤卓也議長 それでは初めに、亀井博人議員。

（2番亀井博人議員登壇）

2 番（亀井博人議員） おはようございます。

3月定例会一般質問3日目、最初に質問させていただきます。議席番号2番、亀井博人です。よろしくお願いたします。

1つ目は新庄の魅力を支える力について、2つ目は生活道路について、3つ目は子ども食堂について、4つ目は投票環境についての4つの事項となります。

1つ目、新庄の魅力を支える力です。

日新中3年生が、探求授業、新庄の問題解決案の発表会で、課題と魅力の一つに、イベント

を挙げていました。

春のカド焼き、夏の新庄まつり、秋の味覚まつり、そばまつり、冬の雪まつりと四季の祭りがあり、ほかにも、あじさいまつりなど、様々なイベントが実施され、地域の活性化につながっています。

祭り、イベント等による効果や、今後の予定、新庄の魅力を支える職員の体制についてお尋ねします。

①四季の祭りについて、来年度予算や内容に変化はありますか。

2つ目、他市町村においても、秋にイベントが集中しています。集客のため、季節ごとのバランスの取り方について、どのようにお考えですか。

3つ目、新庄まつり、味覚まつり、そばまつりで、担当職員の業務量は膨大と想像されます。時間外勤務も多くなり、通常業務に支障を来すことはありませんか。イベントの簡素化や削減により、職員の負担を減らすことについて、どのような見通しを持っていますか。業務に費やす時間と、それ以外の時間のバランスは取れていますか。

④祭りにおいて、民間との協力、役割分担はどうですか。

2番、生活道路について。

市内でありながら、市道などの公道と生活道路等があります。生活道路の場合、下水道工事、除雪、道路の舗装等について、市道と比較し、違いはありますか。

改めて、生活道路とはどのようなものですか。以前、小規模開発が各所で見られました。開発行為の申請時、開発業者に対する市としての指導、制度周知、販売業者等への周知は行っていますか。

3番、子ども食堂について。

山形県は、来年度、ひとり親家庭・子どもの貧困対策総合推進事業の中で、子ども食堂など、

子供の居場所づくりに取り組む団体への運営経費の助成を継続し、新規事業としてひとり親家庭の生活の実態等に関する調査をする予定とされています。

①市内には3か所の子ども食堂があるようですが、運営方法や実施状況について、どの程度把握していますか。

②どのような方が子ども食堂を利用されているようですか。

③新庄市の子育て支援の一つとして、子ども食堂を運営する団体等が連携できるような組織づくりや、補助制度を検討し、応援していく考えはありませんか。

4番、投票環境について。

昨年は選挙イヤーでした。投票環境の現状等についてお尋ねします。

各種選挙において、期日前投票による投票率は約50%になりました。

①期日前における投票の傾向について、どう分析されていますか。

②平成27年から、選挙当日の投票時間について、午後7時まで1時間短縮しましたが、短縮後の投票の傾向をどのように分析していますか。

市議選、市長選当日の午後6時から7時までの投票率の状況はどうでしたか。

③中学校区ごとの投票率の主な傾向はどうなっていますか。

④本市の投票所は31か所、天童市では54か所あった投票所を27か所にしました。投票所の数について、どのような見通しを持っていますか。

以上よろしくお願いたします。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、亀井市議の御質問にお答えいたします。

初めに、新庄の魅力を支える力についての御質問ですが、1点目の四季の祭りの予算

や内容の変化につきましては、地元製品のPRやにぎわいづくりといった、それぞれの祭りの役割や目的によって、各実行委員会等へ交付金、負担金を継続しており、今後もそれぞれの実情とこれまでの実施内容に応じて、さらに効果的な見直しを図った予算編成としております。

2点目のイベント開催目的についてであります。実りの秋、収穫の秋などというように、地元味覚を存分に味わえることも、秋にイベントが集中している理由でもありますが、それぞれのイベントの開催日程の達成に向けて、効果的な日程を組むことが重要であると考えており、他の市町村のイベント日程とのバランスも考慮しながら、イベント日程を決定しております。

3点目のイベント開催に伴う担当職員の業務量につきましては、開催時期や期間によって増加する時期もありますが、庁内横断的な協力体制の構築のほか、イベント内容の簡素化や効率化等により、職員の負担は減少傾向にあり、通常業務に支障を来す状況には至っていないと認識しております。

最後に、祭りにおける民間との協力、役割分担についてであります。各祭りとも実行委員会を組織して、関係する民間企業と団体から参画いただき、それぞれの委員会の中で、協力体制と役割分担を協議しながら、運営体制を推進しております。

今後、各委員会における協議をさらに深め、より効果的かつ効率的な運営体制となるように取組を進めながら、新庄の魅力発信に努めてまいります。

次に、生活道路についての御質問にお答えいたします。

本市における生活道路につきましては、国道や県道、市道などの公的機関が管理者となっているもの以外の道路、私道や法定外公共物である道を生活道路と位置づけております。

市道と生活道路を比較しての違いであります

が、生活道路はあくまでも個人や法人等の所有となるため、権利や維持管理の責任は所有者に発生することとなります。

そのため下水道工事などの場合、市道では道路占用許可などの手続を取ることで工事が実施できますが、生活道路に関しましては、所有者から埋設に関する同意を取ることなどに時間を要する場合があります。

また、除雪や舗装をする場合におきましても、市道は道路管理者である市が行いますが、生活道路については、道路の所有者または沿線利用者が実施することが原則となっております。

この生活道路の除雪に関しましては、条件を満たせば、市道除雪と同様に市が実施することが可能となり、また舗装についても、市の補助金を活用した道路補修などが実施可能となっております。

宅地開発等に対する指導、周知につきましては、以前から小規模開発に伴う行き止まり道路や、除雪ができないような区画割などの弊害を解消するため、新庄市開発指導要綱に基づき、開発者や事業者に対して、公共施設の整備等についての指導をするとともに、市の制度及び基準等についても、理解と協力を求めて協議を行っており、比較的良好な宅地開発が進められてきていると認識しております。

今後も、これら協議を継続し、最終的に利用することとなる住民の良好な生活環境の向上に努めてまいります。

次に、子ども食堂についての御質問にお答えいたします。

子ども食堂は、NPO法人などが主体となり、子供やその保護者、地域の方々に対し、無料または安価な価格で栄養バランスに配慮した食事や温かな団らんを提供するコミュニティーの場となっております。地域食堂とも言われております。

また、寄附を頂いたものを必要な世帯へ無償で提供する活動も行っており、貧困問題の解消

のみならず、思いやりや分け合いなど、心の醸成も図られております。

子ども食堂の運営状況につきましては、現在、市内で3団体がそれぞれ月2回実施しており、県からの補助金や民間団体の助成金、企業、地域住民からの支援を頂きながら運営をされております。

しかしながら、物価高騰の影響もあり、自助努力を行いながら運営されているのが現状で、安定した事業運営を支えていくための支援の検討も必要だと考えております。

子ども食堂を利用されている方については、子供とその保護者のほか、独り暮らしのお年寄りや地域の方々など広く利用されております。

次に、子ども食堂を連携する組織づくりについての御質問であります。団体間の情報共有を行い、地域の現状や活動における課題等を共有し、解決に向けて取組を進めるための行政とのネットワーク体制の整備が必要であるものと認識しております。

子ども食堂を通じ、気になる子供の情報を市へつないでいただくなどの連携をして、要支援児童などの把握を行うことで、様々な支援につなげていくことができるものと考えております。

今後、子ども食堂の活動を理解し、応援してくださる企業や市民の方が増えるよう、市といたしましての広報・周知活動や、各種補助制度の活用に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきますが、投票環境につきましては、選挙管理委員長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

**武田清治選挙管理委員会委員長** 議長、武田清治。  
**佐藤卓也議長** 武田選挙管理委員会委員長。

**武田清治選挙管理委員会委員長** おはようございます。それでは、投票環境についての御質問にお答えいたします。

初めに、期日前投票の傾向についてであります。

すが、この制度は、開始から20年目を迎えますが、利用者数は年々増加し、令和3年の県知事選以降、投票総数の約半数を占める割合となり、令和5年の各選挙においても、半数を超える利用者数となっております。

制度開始以降、投票率の向上を目指した法の運用として、有権者が利用しやすいように、審査などが徐々に簡素化され、宣誓書の記載なども単純化したことが主な要因と考えております。

次に、当日投票所の投票時間短縮後の投票の傾向についてであります。本市は県内他市に先駆けて、平成27年の選挙から、全投票区の当日投票所1時間の繰上げを実施しております。

公職選挙法の規定に基づき、閉鎖時間を夜7時に繰り上げておりますが、今日まで問題なく経過してきております。

また、午後6時から7時までの投票率の状況についてですが、令和5年の市議選では、投票者数622人、投票率は3.65%で、市長選では、746人の3.88%となっており、これは当日投票者数の約1割に相当しております。

次の御質問であります中学校区ごとの投票率の主な傾向については、大きな違いが見受けられませんが、全体的な傾向として、周辺農村部の投票率は高く、市街地が比較的低い傾向にあると見ております。

最後に、投票所の数の見直しについてですが、今般、地域住民の意向を受け、1か所、投票所の統合を行いました。このような住民の意向は、他地区にもあるものと考えられますし、また、バリアフリー化などの利便性を考慮した場所にすべきという御意見も頂戴しております。

また、有権者数の減少や、投票立会人の負担等も課題としてありますので、投票所の見直しについては、有権者の利便性を十分に考慮しながら、慎重に調査検討を進めてまいります。

以上、よろしく申し上げます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** それでは、再質問をさせていただきます。順番としまして、最初に4番の投票環境からお願いをしたいと思います。

昨日の山形新聞には、県内の選挙人名簿登録者数が掲載されておりました。新庄市は2万8,089人ということで、3か月前より115人減少とありました。

ここで、昨年、市長選の期日前投票で、一番投票者が多かった投票所はどこか投票所でしたでしょうか。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 議長、今田新。

**佐藤卓也議長** 今田選挙管理委員会事務局長。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** それでは、直近の新庄市長選挙における投票者の数の当日投票所ですけれども、有権者数の多い順になってきますが、一番多い投票所としては新庄小学校で、有権者数3,591人というふうなところでございます。よろしく申し上げます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** できれば、その中で期日前投票に来られた方が多かったところがあればよかったんですけども、現在30、もしくは31ある投票所の中で、有権者数の多い投票所、有権者数の少ない投票所、いずれも3か所を教えてくださいたいと思います。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 議長、今田新。

**佐藤卓也議長** 今田選挙管理委員会事務局長。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 失礼いたしました。それでは、直近の市長選挙におきまして、当日有権者の数の多い投票所は、一番多くて新庄小学校、2番目に日新小学校、3番目に明倫学園となっております。

少ない投票所に関しましては、土内公民館が66人、2番目は柏木山公民館で89人、3番目は

塩野公民館で139人となっております。

以上です。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** かつて投票時間は午後6時まででしたけれども、有権者が投票に行きやすいようにということで、1998年平成10年に午後8時まで延長されました。総務省によると、当時から、一律の延長には負担が大きいなどの声が自治体からは出ていたそうです。

ここで、その前後と最近の投票率をちょっと見てみますと、平成7年の市議選、投票率は80.81%、平成8年の衆院選66.39%、平成9年知事選45.61%、市長選56.34%、昨年令和5年の投票率ですけれども、市議選が61.01%、市長選が68.57%、県議選においては58.34%となっているようです。

投票時間が増えても、そうでなくても、投票率にそれほどの影響はないと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 議長、今田新。

**佐藤卓也議長** 今田選挙管理委員会事務局長。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 投票時間の1時間繰上げによつての投票率の影響でございますけれども、平成27年に1時間の繰上げを実施して、市議選から市長選というふうなことで進んでまいりまして、その翌年の国政選挙も1時間繰上げということで現在に至っております。

その当時の1時間繰上げに至ったときの数字、午後7時から8時までの投票者数に関しては、全体の2.2%あるいは2.4%だったというふうなことから、事業を進めてまいったというふうな経過を見ておりました。

この間、御質問のあった2時間を繰上げして実施してはどうかというふうなお話でございますけれども、現状としましては、午後6時から7時までの投票者の数というのも、先ほど委員

長のお話にもあったとおり七百数人と、746人というふうな数字を重く見るというふうな、3.8%という数字をどう見るかというようなところが重要な課題だと思っております。

以上です。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 期日前投票がかなり充実して、そこで投票する方が多くなっている中で、例えば、茨城県では44市町村のうち35市町村が6時まで繰上げをしているようです。また三重県でも、市町村の約半数が6時まで、当日の投票時間としているようです。

4年ごとに統一地方選があるわけですがけれども、3年後に向けて慎重に検討していただき、今の仕組みのままでいくのか、変えるのか、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、1番の新庄の魅力の担い手についてお願いしたいと思います。

最初に、味覚まつりの内容について、日新中の生徒から、味覚まつりで、もう少しかわいい食べ物、インスタ映えするような食べ物があればという提案がありました。検討してはいかがでしょうか。どうでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 味覚まつりの出店者の内容についての御質問でございますが、基本的に味覚まつりの目的につきましては、本市の伝統的な食、個性的な食、それから豊かな自然の中で育まれてきました地域の特産品等々を、市民の方々に知っていただくというのが、大きな目的としてございます。

ただ、先ほど議員おっしゃられましたとおり、日新中学校の生徒さんが、やはり映えるような食べ物、昨今のSNSのほうにアップしたいという気持ちも重々、こちらのほうでも理解はいたしますので、ただ、目的としてはそういう

目的で、我々のほうでは取り組んできた味覚まつりでございますので、そういう生徒さんたちの気持ちも、こちらのほうで酌みつつ、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 次に、イベントの季節的なバランスという中で、質問をさせていただきたいと思います。

10年ほど前まで、新庄節全国大会という大会といますか、3月に、ちょうど今の時期に開催されてきたと思います。開催時期のバランスを取る中で、また改めて新庄の魅力を発信するため、主催を民謡団体に依頼するなどして、開催の検討をしていただきたいと思います。

新庄・最上地区には、民謡の全国大会等で入賞している方も多数いらっしゃるということです。よろしくお願いいたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 新庄節全国大会の御質問でございますが、議員も十分お分かりだと思えますが、以前、実行委員会形式で商工観光課のほうで事務局となって開催しておった時期がございました。

その当時、私も一係員として、商工観光課のほうに配属されておりました。その後、はっきりした経緯は私もちょっと忘れてしまったんですが、多分、実行委員会形式から、一旦、民謡団体さんのほうへ事務局をお譲りして、独自に開催していただいていた時期があったかと思えます。

多分、実行委員会形式から民謡団体さんのほうへ事務局を移すきっかけとなったのが、多分にして、財政が非常に厳しくなって、補助金等々の見直しをした際かなというふうに感じてございます。

ただ、その後、民謡団体さんのほうも、何年か続けていただいた後に、新庄節のほうをまるきりおやめになったというお話を聞いておりますが、その理由等々の詳細は、ちょっと把握できませんでしたので、どういう形で新庄節のほうでストップしてしまったのかというのは、ちょっと経過的には私のほうでも分かりかねるところでございます。

ただ、そういう経過もございますので、やみくもにイベントのほうを各民間の団体さんのほうでお願いしても、どういう形になるのかというところも検討していかなければならないというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 新庄節全国大会、こちらの検討をよろしくお願いいたします。

次に、四季それぞれに祭りやイベントがあり、にぎわいが創出され、また職員が何よりも祭りやイベントを担当することで、成長することというのは大変良いことだと思います。

その中で、新庄まつりの運営に当たり、新庄市としての役割というのは、どれぐらいを占めているでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 新庄まつりの実行委員会の事務局を仰せつかってございますので、その役割の基準ですね。例えば、実際にその尺度が分からないと、私のほうでもちょっと答えようがないかと思うんですが、漠然とし過ぎていて。

例えば、今、新庄まつりのほうは、私ども商工観光課と、それから商工会議所さん、それから観光協会さんのほうの3つの団体で事務局を構成してございます。

当然、職員数等々で比べてしまえば、当然市

役所のほうが一番大きいという形になってございますので、当日の交通整理、それから雑踏警備等々、市役所の他課の職員さんたちの協力を得ながら、動員に当たってございますので、そういう尺度で言えば、かなり大きいものというふうには言えるかと思えます。

以上でございます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 去年8月分の商工観光課の時間外勤務数は何時間ぐらいだったか、教えていただきたいと思えます。

また、令和4年度の事務事業評価、事後評価で、新庄まつり実行委員会運営事業という区分がありまして、その評価が妥当性が高いものの有効性と効率性は低いと。ほかの事業に比べて、そういった評価がなされています。

これを受けて、改善の方向というのがありまして、Cランクということで、事業の規模、内容、実施主体の見直し検討ということがありました。

これを受けまして、どのような改善を今後検討していますでしょうか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 時間外につきましては、総務課のほうで各課のものを集約しておりますので、私のほうから御回答したいと思います。

商工観光課の令和4年度の時間外勤務時間ということでございますが、こちらのほうは、様々な事業を全て含めてということになりますけれども、時間的には2,319時間というふうになっております。

以上でございます。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 事務事業評価の件でございますが、すみません、手元に資料等々がござ

いませので、確認できません。お答えのほうは差し控えてさせていただきます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 令和7年度に、新庄まつり100万人誘客という目標設定があったと思いますけれども、この目標をぜひ達成してほしいと願う一方で、受入れ体制を考えると、どうでしょうかというふうには思ったんですけれども、現在その目標は生きているといえますか、どうなっていますでしょうか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 御質問の内容が、質問通告書の内容と違うような気がするんですが。

**佐藤卓也議長** 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 新庄まつりの100万人構想につきましては、第2期計画等々で、百年の大計の第2期・第3期計画等々で、たしか表現させていただいておったと思います。

今回作成いたしました第4期計画のほうには、具体的な数字は掲載してございませんが、基本的にその精神等々は第4期のほうにも引き継いでいるものと考えてございます。

以上でございます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** どうもありがとうございます。2番の生活道路をお願いしたいと思います。

初めに、生活道路の助成は申請が必要ですが、

現在何か所ぐらいありますか。また申請は毎年必要となっておりますか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**佐藤卓也議長** 長沢都市整備課長。

**長沢祐二都市整備課長** 生活道路の除雪制度について御質問いただきました。

令和5年度の実績といたしまして、申請件数354件、除雪の延長からいたしますと41.2キロメートルというふうな実績となっております、毎年の申請というふうなことでの質問でありますけれども、従前の申請内容から変更がなければ、電話いただければ、そのとおりの形で実施をするというふうなことで、もし地権者等の変更等があれば、改めての申請というふうなことでいただいているところでございます。

以上でございます。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 生活道路沿いで、公共下水道が整備された箇所はどれくらいありますか。

また、合併処理浄化槽等、公共下水道は、どのように区分されておりますでしょうか。

**矢作宏幸上下水道課長** 議長、矢作宏幸。

**佐藤卓也議長** 矢作上下水道課長。

**矢作宏幸上下水道課長** 生活道路に下水道が整備されている箇所につきましては、初めに、公共下水道は、昭和58年度から整備を開始していますが、令和4年度末時点で約150件ほど、生活道路に下水道を埋設しているところです。

あと、合併浄化槽と公共下水道の区分につきましては、新庄市では、生活排水処理については、公共下水道と農業集落排水、あと合併処理浄化槽、この3つの事業で生活排水を処理しています。

市街地等に区域を設定します公共下水道については、事業計画区域内を定めまして、その区域の中については公共下水道で対応、あと山屋

地区や萩野地区など5地区ある農業集落排水の地区については、農業集落排水の処理というふうな形になります。

合併処理浄化槽については、公共下水道と農業集落排水の区域を除いた全てが、合併処理浄化槽での対応ということになります。よろしくお願ひします。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 生活道路沿いで公共下水道の工事をする場合、そこに住んでいる方、全ての同意が必要となりますか。

また、その下水道の工事をする際に、住民の方には、どのように説明をされていますでしょうか。

**矢作宏幸上下水道課長** 議長、矢作宏幸。

**佐藤卓也議長** 矢作上下水道課長。

**矢作宏幸上下水道課長** 生活道路の整備につきましては、その土地が個人の財産となりますので、一番大事なのが個人所有者、この土地の所有者の同意が大事になってきます。

また、その生活道路沿線に住まわれている世帯の方々が、全て公共下水道に接続していただくという部分も、私道路を整備する設置基準の一つとなっています。

なお、近年ですが、どうしても空き家の問題だとか、あとは経済的な理由などで、生活道路に公共下水道が整備されたとしても、なかなかすぐすぐの対応はできないというふうな問合せなどもあるのが現状でして、そういった場合については、相談などに応じているところです。

次に、生活道路の沿線の方々への主に周知関係となりますが、公共下水道については、市道や県道など、生活道路も含めて面的に整備を進めています。そのために、その区域を定めた時点で関係者全てに集まっていたいただいて、事業説明会を開催しています。

説明会では、工事の概要はもちろんですが、

整備できて、供用開始となった後の受益者負担金、制度の説明、あとは下水道が使えるようになった場合の宅内排水設備などの説明を行っております。

あわせて、その区域に生活道路があれば、その生活道路に下水道を整備するための基準などの説明も、併せてさせていただいているところです。

そういうふうな段階を経て、個別に下水道が年次計画の下に進んでいくわけですが、その都度、関係する箇所についての個別説明などもやっているところです。

以上です。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** それでは、3番目の子ども食堂をお願いしたいと思います。

子供の未来は社会の未来とも言われます。昨年9月補正予算で、物価高騰に伴う子ども食堂への対策がなされましたが、金額、内容等どのようなものでしたか、もう一度お願いします。

また、その他、新庄市の対策として、現在どのようなものがあるか、教えていただきたいと思っております。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、鈴木則勝。

**佐藤卓也議長** 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 子ども食堂への支援ということで、9月補正で物価高騰対策ということで、子ども食堂の団体さんへの支援の事業を制度化させていただきました。内容としましては、食材等に対しての物価高騰分というようなこととなりますが、月額1万円を上限として、その範囲の中で補助ということで、現在、支払いに向けての取りまとめをしている状況でございます。

あと、その他、市の子ども食堂への支援とし

ましては、新たに開設する場合に対しまして、備品等の購入に対しての補助制度を設けておりまして、今年度も1団体に御利用いただいているというような実績がある状況でございます。

以上であります。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 山形県としては、山形県子ども居場所づくりサポートセンターネットワークというのが平成31年にスタートしておりまして、県内で69か所、新庄市では3か所、戸沢村では1か所が登録しているようです。

また、山形市では、子どもの居場所づくり支援事業という制度がありまして、食事と学習を通じて、子どもたちとその家族が多様な形で交流できる子どもの居場所づくりを市内に広げ、身近な地域において、子供たちの健やかな成長を育むことを目的としているということで、活動をされているようです。

先ほど質問させていただきました組織づくりの中で、市長からも答弁いただきましたけれども、具体的にどのような団体で構成されればというふうに考えておりますでしょうか、例えばの話、組織の構成員といえますか。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、鈴木則勝。

**佐藤卓也議長** 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所長。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 子どもの居場所づくりに合わせてということでのネットワークづくり、具体的な構想というのはまだございませんが、あるいは、居場所づくりに関わっている子ども食堂さんであったり、あるいは可能であれば、社会福祉協議会さんのようなところも入っていただいて、様々な情報提供あるいは情報のやり取りなど、できるような形ができないかなというふうなことは、今後考えていきたいというふうに考えているところであり

ます。

以上であります。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 内閣府の公式サイトを見ましたら、子どもの貧困問題は、当人の貧困状態だけでなく、社会全体の損失にもつながりますと、貧困者になった場合、納税ができないなどの問題で、国や市町村が損失を被ることになり、社会的損失は42.9兆円になると算出されているというのを見ました。

これについて、どのような考えをお持ちか、お願いしたいと思います。

**佐藤卓也議長** 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

**2 番（亀井博人議員）** 議長、亀井博人。

**佐藤卓也議長** 亀井博人議員。

**2 番（亀井博人議員）** 山形県の補助金というのがあってはすけれども、こちらをお聞きしたところ、抽せん制で、必ずしも交付がされるわけではないようです。

いわゆる当選した場合には、月額1万円で年額12万円がもらえるといった制度のようです。新庄市の来年度の当初予算が195億円ということで、そのうち関係があるかなという思う予算で、児童福祉費に26億円、生活保護費に約5.5億円という金額が計上されております。

新庄市として、子ども食堂に対する幾らかの助成があれば、子育て支援に対しても、強いメッセージになるのではないかと思います。御検討のほどよろしく願いいたします。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、鈴木則勝。

**佐藤卓也議長** 鈴木子育て推進課長兼福祉事務所

長。

**鈴木則勝子育て推進課長兼福祉事務所長** 来年度当初予算の中におきまして、児童福祉のほうにも大変大きな予算を頂いているというようなことで、担当としても、それをうまく執行していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

ただ、この予算の中のものにつきましても、一つ一つ必要な事業について内容を精査して、その上で積み上げた上での予算というようなところにつきましては、御理解のほうをいただきたいと思っております。

子ども食堂への支援という面につきましては、先ほども申し上げましたとおり、まず開設に向けての支援制度というのを設けておりますので、当面はその制度の中で、今後どのようにしていくかというようなところは、状況状況を見ながら考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上であります。

**2 番（亀井博人議員）** 終わります。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

選挙管理委員会より発言の申出がありますので、これを許可します。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 議長、今田新。

**佐藤卓也議長** 今田選挙管理委員会事務局長。

**今田 新選挙管理委員会事務局長** 私から、先ほど亀井議員からの御質問に、ちょっと誤ったお答えをしてしまいましたので、訂正させていただきたいと思っております。

先ほどの質問の中で、当日投票所のうち、当

日有権者の数の少ない投票所を順に申し上げましたけれども、訂正して申し上げさせていたいただきたいと思えます。

一番少ない投票所が土内公民館で66人、2番目に柏木山公民館で89人、そして3番目に、二ツ屋公民館でした。二ツ屋公民館で129人となっておりますので、訂正させてください。よろしくお願ひします。

**佐藤卓也議長** ただいまの訂正を許可いたします。

### 佐藤悦子議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、佐藤悦子議員。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1 番(佐藤悦子議員)** 日本共産党を代表して質問します。6項目についてお聞きします。

1番、生活を守る砦として、生活保護費の引き上げをということについてです。

我が国のGDP(国内総生産)が人口8,000万というドイツに抜かれ、第4位となりました。労働時間は日本は長く、最低時給が一番低いと。そして年金は下がり続け、消費税が上がり、社会保険料などの負担増という中で、物価高がひどくなっています。

そういう中で、生活苦に自殺を考える人が少なくありません。最後のとりでとして生活保護が受けやすいものとなるべきですが、日本弁護士連合会の調査(2010年)というのでは、捕捉率が約2割といわれています。

新庄市においても、この生活保護の捕捉率を上げるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、物価高騰の中で、生活保護費の引き上げが必要ではないでしょうか。

2番目、子どもの学び、育つ権利を保障することについてです。

①学校のトイレの全洋式化と、女子トイレに

生理用品の設置が必要ではないでしょうか。

また、男子が学校で大便ができないという声をよく聞きます。男子トイレも洋式の個室を増やし、気兼ねなく使用できるようにすべきではないでしょうか。

②そして、特別教室についてエアコン設置が遅れているように思います。早急にエアコンを設置して、学習しやすい環境づくりに努めるべきではないでしょうか。

③どの子どもも心配なく給食が食べられるように、学校給食を無償化してはどうでしょうか。

④朝、欠食という子供さんがおられます。必要な子供に朝、おにぎりなどを提供しているというやさしい学校もあります。子供を支える取組に、市としても支援すべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

⑤として、就学援助について、学校を通じて案内文書を渡していただいております。大変いいと思ひます。しかし、保護者側から見ますと、自分が該当するかどうか、分かりにくいものになっています。

世帯例及び収入基準の具体例を示して、分かりやすくして、受けられるように、受けやすくするようにしてはどうでしょうか。

⑥子ども食堂の運営に、市独自で支援すべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。

⑦として、学校統廃合についてですが、子供の意見を聞くべきではないでしょうか。また、新庄小中学校については、それぞれの大規模改修によって長寿命化を図るほうが、市としては大きな節約になり、中小零細業者の仕事も増えると思ひれます。長寿命化の試算をしてみてもいかがでしょうか。

⑧として、市営バス土内線の増便で、朝早くも出して、高校生が自力で高校に通学できるように、利用できるようにしてはいかがでしょう。

3つ目の大きな質問は、子どもの育つ権利を

守るために教職員の長時間労働に歯止めをかける必要があります。市独自でできることも何かないのか、お聞きします。

細かい質問ですが、①抜本的な教職員の定数増でこそ、子供の育つ権利を保障できるのではないのでしょうか。教職員増員を国に強力に要望すべきではないのでしょうか。

②として、市教育委員会として、不要不急な業務の削減に取り組むべきではないのでしょうか。例えば、教員の評価、学力テスト、研究事業の業務削減に取り組むべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

③として、校長の裁量で決める授業時数が過大となっていないか点検し、削減を進めるよう指導してはどうでしょうか。

④として、市独自の教職員の増員配置を進めることはどうでしょうか。例えば、事務職員1名になっている学校には2名にするように、市の職員を配置して、教職員の事務軽減を進めることはどうでしょうか。

4つ目の大きな質問は、加齢に伴う難聴への支援は、介護予防として重要ということについてです。

加齢に伴う難聴を放置しますと、意思疎通が難しくなり、認知症にもつながります。早期発見のために、健康診断で言語聞き取り・取得率の検査を受けることが必要ではないのでしょうか。

また、補聴器のお試し期間をつけて行って、購入への助成も進めてはどうでしょうか。

3つ目に、購入後の継続的な調整が非常に重要です。山形市では、予算を組んで調整会を市内5か所で行っております。この箇所数を増やすとも聞いております。既に購入済みの人も気軽に相談できるように、市でも予算を組んで行ってはどうでしょうか。

5つ目は、自衛隊への個人情報の提供はやめるべきということについてです。

アメリカの対中国政策の一環として、日本は

5年間で43兆円、最近の予算の話では、それ以上にもなるとも言われております。大軍事拡大を進め、アメリカに替わって、日本から先制攻撃、敵基地攻撃もできる国になるという戦争準備が進められています。

誰の子供も戦争で死んだ、あるいは殺したというようなことになってはならないと思います。提供した情報は流用されないと言えるのでしょうか。本人の同意のない自衛隊への個人情報の提供はやめるべきではないのでしょうか。除外申請はメールなどでも受け付けるべきではないのでしょうか。

最後6番目は、消防職員を増やし、防火水槽の整備をという質問です。

通告書の数字を訂正しながら質問させていただきます。

最上広域の消防職員数は、条例上の定足数は139人とお聞きしました。現在の職員数は118人だそうです。整備率は85%です。整備指針上の目標は、消防車1台につき4人乗るとというのが目標だそうです。

本署では、3つの小隊がありますが、救助隊も兼ねて5人というのが1つ。もう2つは、3人しか乗れません。ほかの5支署でも3人しか消防車に乗れません。

本来は4人乗るべきなのに、3人しか乗れない体制で、全く業務に余裕がないような状況です。定足数を目指して増員を図れば、本署も支署も4人で出動できるのです。

消防水利の整備率を見ますと54%です。能登地方の大地震のとき、水道断水で消火活動が遅れたそうです。防火水槽の整備も進めるべきではないのでしょうか。

以上です。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、佐藤市議の御質問にお

答えします。

子どもの学び、育つ権利の保障についての教育に関する部分及び教職員の長時間労働については、教育長より答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、生活保護費の引上げについての御質問であります。生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。

捕捉率を上げるべきとの御質問でございますが、生活保護法では、原則、申請に基づき保護を開始することとされており、生活状況、資産状況等をお聞きし、保護の要件を満たすかどうか、確認をしております。

したがって、保護申請がなされなければ、生活保護を利用できる資格がある人かどうかを把握することができず、実際に保護を利用している人の割合である捕捉率を求めることは、難しい状況であります。

窓口へ相談に来られた方には、保護を受ける権利があることを必ずお伝えして、生活保護の要件や申請手続についての説明を行うとともに、活用可能な支援や制度の御案内をしております。

今後も、法に基づき分かりやすい説明を行い、生活保護制度の理解が図られるように取組を進めてまいります。

次に、保護費の引上げが必要ではとの御質問であります。生活保護費につきましては、物価高の状況を踏まえ、国の生活扶助基準が見直され、令和5年10月から、世帯人員1人当たり月額1,000円が加算され、新たな基準額として適用されております。

今後も、国の基準額に基づいて保護費を支給し、対応してまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、子ども食堂についての御質問にお答え

します。

亀井市議の御質問にもお答えしましたが、子ども食堂は、子供の成長を地域で見守るため重要な役割を担っております。

本市では、新規に開設する団体の備品購入等に対する補助を行っております。運営に対しての支援といたしましては、今年度、地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている子ども食堂の事業運営に対する補助金の交付を進めております。

また、国や県の補助制度がありますので、その活用に向けて情報提供を行うとともに、子ども食堂の活動を理解して、応援して下さる企業や市民の方が増えるよう、市広報周知活動や、食材協力の呼びかけを行っていきたく考えております。

次に、市営バス土内線についての御質問にお答えいたします。

以前にもお答えしましたとおり、本市の市営バス土内線につきましては、主に高齢者をはじめ、自分では移動手段を確保できない方々の通院や買物に利用していただくことを想定としておることから、高校生が通学で利用できる時間帯、時間設定になっていない状況にあります。

また、土内線と芦沢線を車両1台で運行しているため、現段階では土内線を増便して、高校生の通学利用に供することは難しいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、加齢に伴う難聴への支援についての御質問にお答えします。

現在市では、市民の方を対象として、法律に基づく特定健康診査を行っておりますが、この特定健康診査には、聴力検査などの検査項目がないため、聞こえにくい、日常生活に障害があるなどの相談があった場合には、専門医への受診をお勧めしております。

今後も、国が推奨する特定健康診査を継続し

ながら、高齢者の方の様々な相談に対応してまいります。

次に、補聴器の購入補助につきましては、障害者手帳を所持している方には、補装具費の給付により貸与をしております。補助対象とならない方への支援の在り方につきましては、他市の状況を注視しながら検討してまいります。

また、市では、補聴器を長く使っていただくための支援として、補聴器に対して高度な知識と技能を持つ認定補聴器技能者による補聴器無料相談を月2回開催しております。

補聴器購入・修理の相談や調整、使用方法などについて助言指導を行っておりますので、市民の方に広く利用していただけるよう、周知に努めてまいります。

次に、自衛隊に対する個人情報の提供に関する御質問にお答えします。

昨年9月定例会においても御答弁申し上げましたが、自衛官及び自衛官候補生の募集事務につきましては、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定に基づき、市が実施しなければならない法定受託事務であり、市では、自衛隊山形地方協力本部と連携しながら、この事務を行っているところであります。

提供した情報が流用されることはないのかとの御質問であります。提供した個人情報は、自衛隊におきまして個人情報保護に関する法律に基づき、適正に利用をされているものと認識しております。

また、自衛隊への情報提供を希望しない方の申出があった場合は、情報提供しない取扱いとしており、市ホームページにおいても周知を図っております。

申出の方法につきましては、本人確認の必要があるため、郵送または窓口への提出としておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、防火貯水槽の整備についての御質問に

お答えいたします。

本市における消防水利施設につきましては、令和5年4月現在で消火栓が745基、防火貯水槽が209基、プールや河川などの他の水利が216か所で、合計1,170か所となっております。

水道を使用する消火栓が63%を占めております。本市においては、山形盆地断層帯などにより、最大震度6強という地震が想定されるため、水道施設の耐震化や河川などの水利状況を踏まえ、引き続き消防水利施設の整備に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**佐藤卓也議長** 高野教育長。

**高野 博教育長** 初めに、学校のトイレについてお答えします。

トイレの洋式化につきましては、現在1か所のトイレに最低1台以上の洋式トイレが設置されている状況であります。今後さらに、施設の構造や使用状況を踏まえ、便器や個室の設置を進めてまいります。

また、女子トイレへの生理用品の設置についてですが、児童生徒の必要に応じて常時保健室で提供できるようにしております。

次に、2つ目の特別教室へのエアコン設置についてお答えします。

エアコン設置につきましては、普通教室への設置を優先的に実施しており、現在までに普通教室への設置率は100%となっております。今後も引き続き、各学校における特別教室の使用状況を踏まえ、さらに設置を推進してまいります。トイレの洋式化並びにエアコンの設置、いずれも中期財政計画に基づき、今後も計画的に配備を進めてまいります。

次に、3つ目の学校給食の無償化についての御質問にお答えします。

令和5年9月議会において答弁しましたが、学校給食費につきましては、今年度から支援内

容を大幅に拡充し、第3子以降無償化、第2子半額免除、第1子への一部補助を実施し、学校給食費の負担軽減を図っております。

学校給食費については、受益者負担が原則ですが、全国的に完全無償化を開始する自治体が増加している実態がありますので、市の子育て支援政策の中で総合的に検討するとともに、国の動向を注視してまいります。

次に、4つ目の朝食を食べてこない児童生徒を支える取組についての御質問にお答えします。

朝食を食べてこない児童生徒が一定数いることは把握しております。朝食を食べてこない理由としては、本人の体調や生活リズム、家庭環境など様々な理由がございます。学校教育の中では、朝食を食べてくる意識が高まるように、食育の中で、朝食の大切さを伝えており、保護者に対しましても、PTA総会やお便りなどを通じまして、朝食をしっかりと取って登校させていただくよう、その意義も含めてお話ししております。

そのような中で、家庭環境的に朝食の準備が難しい家庭につきましては、朝食に限らず、家庭生活全般の支援につながるように、庁内で連携を取りながら対応しております。

今後も学校や関係機関と連携しながら、保護者に寄り添い、子供が安心して学び育つ環境づくりを行ってまいります。

次に、5つ目の就学援助についての御質問にお答えします。

本市における就学援助事業は、新庄市就学援助事業実施要綱に基づき、経済的な理由により、小中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や校外学習費、給食費など必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施に資することを目的として実施しております。

周知方法については、市ホームページでの周知、学校における保護者への周知のほか、入学

前の子供については、保育所などを通じて全ての就学予定者に送付し、周知しております。

対象世帯を分かりやすくということにつきましては、今後、周知方法や周知の内容を工夫して、理解いただけるよう検討してまいります。

次に、7つ目の学校統廃合についてお答えします。

学校の統廃合など、学校の施設整備につきましては、地域の方々と協議を重ねながら進めており、萩野学園の建設以降、平成29年度に策定しました新庄市立学校施設整備計画に基づき、明倫学園を建設いたしました。

今後は、建設した義務教育学校の成果の検証を十分に行った上で、児童生徒の人数の推移や、社会情勢の変化などを踏まえ、統廃合や長寿命化も含めたあらゆる方向を調査研究しながら進めてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

最後に、教職員の長時間労働についてお答えします。

教職員増の国への要求についてですが、近年、学校を取り巻く環境は厳しさを増しており、学校に求められる役割も以前と比べて拡大、多様化しております。

事業準備や打合せのほか、保護者への対応など、勤務時間も長くなっている状況でございます。教員一人一人が児童生徒に向き合い、充実した教育活動を展開することができるように、教員定数の増員につきましては、これまでも県・市町村教育委員会協議会や校長会などを通して要望してまいりました。今後も、教職員の一層の負担軽減を図ることができるように、継続して要望してまいります。

次に、不要不急業務の削減についての御質問にお答えします。

教員の評価につきましては、県の実施要綱にのっとり実施しております。本市として削減することはできませんが、勤務時間の中で適切

に評価されるよう指導してまいります。

学力テストにつきましても、法に基づき、国の政策にのっとり実施しております。ただし実施するに当たり、過度な事前の学習など、教職員や児童生徒の負担になるようなことがないように働きかけてまいります。

研究事業につきましては、教育委員会が学校からの要請を受けて、訪問指導を行っております。その際に、学校の要望に合わせて、実施時期や事業者など過度な負担がかからないように柔軟に応じております。

また、教育委員会が主催する会議や研修につきましては、参集型からオンライン型にしたり、クラウドを有効活用することで、時間の短縮や回数削減を図ったりするなど、工夫した取組を行っております。

次に、授業時数の削減についての御質問にお答えします。

標準授業時数につきましては、学校教育法施行規則に定められた時数がございます。本市としましては、各校に対し、年間計画を作成する際に、標準授業時数に限りなく近づけ、余剰時数が過度にならないよう指導しております。

そして、年度初めに各校から提出された授業時数の計画と、年度末の報告を受けて状況を把握し、時数が多かった場合は見直すように指導を行っております。

引き続き、働き方改革の観点を含め、教師が児童生徒に寄り添い力を発揮できる環境をつくってまいります。

次に、市独自の教職員の増員配置についての御質問にお答えします。

近年、学校に求められる役割が多様化し、新庄市教育委員会でも、教職員の多忙化を課題として捉えているところです。

この多忙化解消を図るため、山形県では、教員業務支援、スクール・サポート・スタッフの配置事業を実施しています。スクール・サポー

ト・スタッフの主な仕事として、学習プリントの印刷や授業準備の補助、データの入力などを行っており、今年度は市内の小中義務教育学校6校に配置され、教員業務のサポートに従事しております。

県において、来年度はスタッフを配置する学校の拡大を検討しているようですので、今後もこの事業を活用しながら、教職員の負担軽減を図ってまいります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧なお答え、ありがとうございました。

最後のほうの6番の消防職員についての増やすという問題については、広域の問題だということで、残念ながらお答えはいただけなかったようです。

しかし、市長は理事長になっておられるわけだし、また新庄市民の命に関わる消防職員の数の問題です。この問題は、ぜひ広域の場で、皆さんのそれぞれの立場から考えるように、提案していただければありがたいなど、要望したいと思います。

やはり、アメリカを喜ばせるような大軍事拡大の予算よりも、人の命を直接守る消防職員体制、こここそ、お金をかけて充実させるべきだと言うべきであると思っています。ぜひそのことを踏まえて、新庄市民の命を守る消防職員体制を充実できるように、ぜひ理事長としてお願いいたします。

次に、5番の自衛隊の個人情報提供についてです。

自衛隊法というお答えがありました。自衛隊法第97条を見ますと、県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び候補生の募集に関する事務の一部を行うと書いてあります。

また、自衛隊法施行令第120条は、必要な報告または資料の提出を求められることができると書いてあります。しかし、提供を新庄市がしている氏名、住所、男女別、そして生年月日、こういう4情報のように、独自の保護を必要とする個人情報の提供を、報告または資料の提出に含むものと理解するのは、無理ではないでしょうか。

また、個人情報保護法に基づき適正にやるんだというお話でした。個人情報保護法利用及び提供の制限第69条第1項、ここに書いてありますが、ここを見ると、行政機関の長などは、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないと書いてあります。

法令に基づく場合はどんな場合かというのが、会計検査院法、国会法、刑事訴訟法、弁護士法などと書いてありまして、自衛隊法の施行令120条を挙げておりません。ということは、個人情報保護法では、自衛隊法に基づいてという考えはない。自衛隊法施行令第120条のところで提供をしなければいけないというふうに考えておられるようですが、そうは言っていない。

個人情報保護法では、むしろ提供してはならない方向でいる内容になっていると思われまます。ですから、市長がおっしゃった個人情報法に基づいて適正にということになっていないと思います。どうですか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 議員の御質問のまず1つ目に、基本4情報について、こちらについての提供は無理ではないかといったような御質問がございました。

こちらについては、議員おっしゃったように、まず自衛隊法、それから自衛隊法施行令に基づいて、新庄市としては法にのっとって行っているというふうに認識しております。

また、個人情報保護に関する法律第69条第1項についてですけれども、こちらについては、法令に基づく場合は、提供できる旨を規定している法律でございます。

したがって、何法に基づくといったような、そういった決まりはないものというふうに認識しているところでございます。

またさらに、令和3年2月5日付の防衛省と総務省連名の各担当課長による通知がございます。こちらについては、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」といった通知でございますが、それが全国の自治体に発せられたものです。

こちらについては、情報の提出については、自衛隊法97条1項に基づく市町村長が行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができるというふうな通知が来ております。

またさらに、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて問題を生じるものではないと、総務省のほうからも通知が来ておりますので、こちらにのっとって事務を行っているところであります。

以上になります。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** ただいまの総務課長は、法にのっとってやっているんだという繰り返しであったようであります。

しかし、自衛隊法97条、また自衛隊法施行令第120条というのは、必要な報告または資料の提出を求められることができるというような形では書いていますが、4情報、全く個人が特定される姓名のこと、そういう個人情報について独自に保護が必要だと思われる個人情報です。この提供を報告または資料の提出を含むと理解することは無理というふうに私は思います。

また、憲法13条は、プライバシー権ということで、全ての国民は個人として尊重されるというふうにあります。そしてまた、最高裁の判例を見ますと、1969年12月24日の判決は、何人もその承諾なく個人に関する情報を第三者に取得ないし公表されない自由を有すると判断しました。

また、2003年9月12日の最高裁判決は、氏名や住所など、個人識別情報についても、本人が自己が欲していない他者には、みだりにこれを開示されたくないと思えることは当然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであるというふうに、最高裁でも判決を出しております。

プライバシー権を守るというのは、憲法上、保障された内容です。それなのに、本人に、自衛隊に提供するというを言わずに提供していいのでしょうか。どうですか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 繰り返しになりますが、個人情報の保護に関する法律の第69条第1項の規定につきましては、法令に基づく場合は提供できるといった旨を規定している法律でございます。

また、第2項の3号については、法令が定める事務の遂行に、必要な限度で個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは提供できるとしております。

これは、自衛隊法の施行令120条を根拠とするものというふうに考えておりますので、合法というふうに考えています。

また、情報の提供については、本人やそれから第三者の権利、利益に不当に侵害するおそれが認められるときは行うことができませんが、自衛隊に個人情報を提供することは、法にのっとって行っているというふうに考えておりますので、そのようなおそれに該当するというふう

には認識しておりません。

したがって、提供に当たりましては、個人、本人の同意は必要がないものというふうに認識しております。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** もう一度言いますと、個人情報保護法、ただいま言いました第69条第1項というのは、行政機関の長などは法令に基づく場合を除き、事業目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないとしています。

そして、法令に基づく場合というのはどういう例があるのかということが、会計検査院法で出されていますが、国会法、刑事訴訟法、弁護士法などがありまして、法を明確にしています。

そこには、自衛隊法施行令第120条は挙げておりません。これは、そういう意味では個人情報保護法で法令に基づく場合の中に、自衛隊法でいいのだよというふうにはしてないということなんです。

そういう意味では、本人の個人情報を、このように本人に全く知らせないまま流すというのは問題だと思います。本人に知らせるべきだと思います。あなたの個人情報を、自衛隊に出します、いいですかという、これは聞くべきだと思うんですがどうですか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** そのことに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、令和3年2月5日付の防衛省と総務省の連名による通知、この通知によりまして、問題ないというふうな通知が国から来ているというところもありますので、市としましては、こちらの国からの通知を基に、事務事業を行っているというふうに認識しております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） では、残念ですが、次の質問をさせていただきます。

2番のことに関わってですが、特にどの子ども心配なく給食が食べられるように、学校給食の無償化ということについてですが、千葉県の銚子市において、2014年9月24日、母親による娘の殺害事件が起きました。

母親は、給食調理員のパートで、年収は100万円と低収入でした。学校の長期休暇は給食がないために仕事もなく、収入ががくと減りました。不安定な収入でした。母親がヤミ金に手を出したきっかけは、娘の制服・学校指定用具購入のための費用調達だったということでした。

義務教育は無償とすると憲法26条2項に書かれています。しかし、子供1人を公立小学校に通わせる場合、給食費と学校教育費、合わせて小学校では年間約18万、中学校では19万円かかります。この中に給食費、小学校は5万、中学校は約6万かかります。この部分が無償化して、子供に直接サービスが届く権利保障、現物給付、これが受給漏れを起こりにくくする、そして事務コストもかからない学校給食無償化ではないかと思うんですが、見解はどうですか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

佐藤卓也議長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと存じます。

これまでも議員のほうからは、学校給食の無償化について御質問いただいております。そういった中で、今年度より大幅に学校給食に関する補助というものを打ち出ささせていただいて実行しております。

今年度の学校給食運営協議会の中でも、PTAの代表の方から大きく評価をいただきました。このような形で、実際に学校給食費に

つきましては、補助を拡大しておりますので、このような形で進めてまいりたいと存じます。

また、今お話の中にもありました、困窮した御家庭につきましては、就学援助の中で給食費を無償ということも行っております。また、なかなかそこにも見えてこない御家庭もやっぱりあると存じます。

そういったところについては、各学校の中で、子供たちに寄り添いながら、御家庭の状況なんかも見せていただいて、心配な御家庭は教育委員会のほうにも連絡をいただき、関係機関と協力して、そういった援助も行っておりますので、そういった部分も今後とも大切にしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） 就学援助に関してですが、国が補助する要保護者分の通学用のランドセルなど、新入学児童生徒学用品等（小学校分）というのが3,000円増額となるとの今度の予算だそうです。

本市の準要保護者への就学援助においても、同様の単価引上げについて考えておられるか、お聞きします。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

佐藤卓也議長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 ただいまの御質問でございますが、昨今の物価高騰について様々、この学校の就学支援に限らず、いろいろなそういった補助についても引上げという部分が検討されていると存じます。

そういった意味からも、現在本課におきましても、この補助金の額については、物価高騰の中で、引上げも必要なのではないかということで、前向きな検討を現在行っているところでございますので、よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） その上にですけれども、さらに義務教育学校の小学校5年の制服代についても、就学援助として支援はどうでしょうか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

佐藤卓也議長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 現在、中学校への入学、小学校への入学の際に、そのような援助を行っておりました。実際、義務教育学校が2校に増えまして、義務教育学校におきましては、5年生段階から制服を着用するようになっております。

そういった意味では、やはり5年生段階からの支援というものも必要かと現在検討しております。

今の段階では、今後の見通しとして入学時に受け取る形と、あと義務教育学校については、5年生への進級時に受け取る形と、選択制ができるのではないかなということも踏まえて、現在検討しております。よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

佐藤卓也議長 佐藤悦子議員。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。教員の労働時間についてなんです、実際1日12時間近く教員が働いています。本市もほぼ同じではないかと思われ。そういう意味では、このままでは学校はもたないと言われております。

子供を守るのは先生です。先生が守られていなければ子供は守れません。残業代不支給制度、これを廃止して、残業代を払うのが当たり前の仕組みにすること。もう一つは、教員の授業の持ちこま数を1日4こま以下に軽減する。この署名が全国的に行われていますが、本市としても、本市としてもやるべきだと思いますが、どう考えますか。

杉沼一史学校教育課長 議長、杉沼一史。

佐藤卓也議長 杉沼学校教育課長。

杉沼一史学校教育課長 先ほど教育長の答弁にもございました。教員の授業時数等につきましても、教員の定数増につきましても、機会あるごとに県のほう、国のほうへと要望しておりますが、実際に教員が空き時間をしっかり設けるといこと、それが子供たちへ寄り添うことにつながってまいりますので、そのような要望はしてまいりたいと存じます。

なかなか、1日4時間というふうなお話でしたが、現在の教員数からは難しい状況にありますので、いろいろなアイデアを持って、様々な工夫をしながら、空き時間をつくりながら現在学校のほうで教育活動を行っているところでございます。

以上です。

佐藤卓也議長 ただいまから、1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、これより大場代表監査委員が出席しております。

## 高橋富美子議員の質問

佐藤卓也議長 次に、高橋富美子議員。

（15番高橋富美子議員登壇）

15番（高橋富美子議員） 新政・結の会、高橋富美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。3項目について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1点目に、高齢者の活躍推進についてお伺いいたします。

日本の高齢化率は、2050年に37%へ到達し、高齢者1人を15歳から64歳の現役世代が1.4人で支える肩車社会となるが、働く高齢者が増えれば、支え手と支えられる側の比率は改善される。このため、高齢者が就労したり、社会参加していく基盤の整備が急務であるとの新聞報道がありました。

そこで、本市においての高齢者の就労支援、社会参加の促進について伺います。

①高齢者の相談をワンストップで受け付ける窓口を開設し、就労だけでなく、ボランティアや生涯学習、健康づくりなどの情報を提供してはいかがでしょうか。

②地域ふれあいサロンの活動状況と課題について伺います。

③老人クラブの活動状況と課題等について伺います。

2点目に、認知症対策について伺います。

認知症高齢者の推定は、2012年に462万人、2025年には675万人から730万人、およそ5人に1人が認知症となることが、平成29年版高齢者白書や内閣府、厚生労働省等で公表されています。

また、令和5年全国認知症推計（全国版）では、65歳以上の高齢者層がピークとなる2040年には46.3%が認知症になる可能性があると示されています。認知症予防の取組と認知症の方への支援について伺います。

①通いの場の実施状況と普及について伺います。

②通いの場に指定されている老人福祉センターは、今年度で閉じられると伺っていますが、利用者の方々への今後の対応について伺います。

③認知症地域支援推進員の配置状況と活動状況について伺います。

④認知症サポーターの登録者数と認知症の方、

または家族の方への支援体制の取組について伺います。

⑤新庄市認知症ケアパスの周知状況について伺います。

⑥認知症ケア（ユマニチュード）の講座の開催について伺います。

3点目に、防災対策について伺います。

本年1月1日、能登半島を襲った大地震から2か月が経過しました。揺れや液状化による家屋被害が数多く、甚大な被害をもたらしています。

一方、3.11東日本大震災の発災から間もなく13年を迎えます。今なお約3万人もの方々が、852の市区町村に分散して避難をされている現状です。

本市の周辺には、新庄盆地断層帯が位置し、今後30年以内の地震発生確率は、東部で3%以上と評価されています。いつ起こるか分からない災害に、防災への関心が高まっていると認識しております。

第5次新庄市総合計画に、地域の防災体制をつくとあります。そして、取組内容として、消防団の体制を維持し、活動しやすい環境を整備します。また、地域ごとの防災活動や自主防災組織の設立を推進しますとうたわれております。自主防災組織の機能強化を図るための具体的な取組をお願いいたします。よろしく願いいたします。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

（山科朝則市長登壇）

**山科朝則市長** それでは、高橋議員の御質問にお答えします。

初めに、高齢者の活躍推進についての御質問にお答えします。

高齢化社会が進む中で、高齢者の方の社会参加などを促進するための相談体制を整備してい

くことは、大変重要であると認識しております。現在、高齢者の方が健康づくりなどの活動の場への参加を希望される場合につきましては、市や新庄市地域包括支援センターなどがそれぞれ相談を受け、担当部署につないでいる状況であります。これらの流れをワンストップで行うことにつきましては、今後、関係機関と検討してまいります。

次に、地域ふれあいサロンの活動状況についてであります。地域ふれあいサロンは、新庄市地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが地域に出向き立ち上げを実施しており、昨年度から5サロンが増え、現在29サロンとなっております。

また、老人クラブの活動状況につきましては、令和5年度は25団体、502名が参加しており、主な活動といたしましては、グラウンド・ゴルフ大会、輪投げ大会など、スポーツ活動や独居高齢者の訪問活動、清掃奉仕などがあり、体力の維持向上と社会参加や仲間づくりの機会を創出し、元気な高齢者の活躍の場となっております。

課題といたしましては、地域ふれあいサロン、老人クラブともに参加者の高齢化が進み、担い手不足が心配されていることや、地域により、公民館がないため、活動場所の確保が難しいことなどがありますので、これらの課題解決に向けて支援を行うことで、高齢者が社会を構成する一員として、生きがいを持ちつつ社会参加できるような高齢者活躍推進に努めてまいります。

次に、認知症対策についての御質問にお答えします。

認知症高齢者は、今後も高齢化に伴い増加すると想定されております。国では、認知症施策推進総合戦略に基づく施策を推進しております。

本市におきましても、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防対策として通いの場の立ち上げを進めてまいりました。

通いの場は、市の公共施設や福祉施設での活動が年々増加してきており、令和5年11月現在、市内13か所で実施しております。

活動内容といたしましては、いきいき百歳体操や、認知症について気軽に話す場所としての認知症カフェなどがあり、新庄市地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが中心となり、地域ふれあいサロンと併せ、活動場所の拡大や普及に努めております。

このたび通いの場の一つである新庄市老人福祉センターにつきましては、運営主体である新庄市社会福祉協議会より、閉所の考えがあるとお聞きしております。現在、閉所の時期とともに、老人福祉センターを利用している利用者の受皿や入居団体の移転先などについて協議を進めております。

次に、認知症地域支援推進員の配置状況についてであります。現在、新庄市地域包括支援センターの職員1名が活動しており、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催し、認知症の正しい理解の促進や相談先の周知などを行っております。

認知症サポーター養成講座は、昨年度までは新型コロナの影響により、開催数が少ない状況でしたが、今年度は5回の開催により、50名を超える新規のサポーターが登録され、現在2,100名を超える認知症サポーターが登録されております。

認知症カフェは、今年度2か所で実施し、認知症当事者や介護者家族の交流の場として活用が進んでおります。

また、徘徊高齢者などの安全の確保をするための徘徊高齢者等支援事業を実施しており、認知症などによる徘徊で行方不明になった場合、早期に発見するための体制を構築し、家族への支援を図っております。

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスにつつまし

ては、市と新庄市地域包括支援センターが、認知症支援ガイドブックを作成し、支援の必要な御家族に対し、周知を進めております。

また、認知症の方を介護する場合の心構えなどを学ぶユマニチュード講座につきましては、現段階においては開催は考えておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

次に、自主防災組織の機能強化についての御質問にお答えいたします。

自主防災組織の機能強化を図る具体的な取組につきましては、防災資機材の購入助成制度をはじめ、各町内会単位でいつ、誰が、何をするかを事前に定めて災害に対応する地域版タイムラインの作成、地域における防災訓練の実施など、市防災士連絡会と連携し、各種研修会や出前講座などを開催することにより、自主防災組織における機能強化を進めてまいります。

同時に、市内での自主防災組織の組織率100%を目指し、まだ設立していない町内会への設立依頼や出前講座などを行い、早期設立に向けた取組を行ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番（高橋富美子議員）** 御答弁ありがとうございました。高齢者の相談、ワンストップで受け付ける窓口の開設については、検討されるということでありました。今までに、そういった地域包括センターのほうで窓口になっているようですけれども、高齢者の方のそういった就労支援について、新庄市として取り組んでいることはありますか。

そういった窓口じゃなくて、役所のほうの窓口でそういった相談なんか来た場合に、どういうふうな対応をされているのでしょうかということ、そこから結局はそちらの窓口に行ってもらってってというふうな状況でよろしいのでしょうか。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 高齢者の就労に関する相談のワンストップ化についての御質問と受け取りました。

現在、市のほうに就労の関係で相談に来られた場合は、どうしても就労先といいますか、シルバー人材センターのほうで担当することになっておりますので、そちらのほうに御案内することとしております。ですので、場所が離れてしましますが、そういう対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。その中で、いろいろシルバー人材センターさんとも連携を取られていらっしゃると思うので、そういった高齢者の就労に向けて、今まで農業関係だとやっぱり担い手不足ということがあったりして、こういった高齢者の方がそこに就労されればお互いにいい関係性になると考えているんですけれども、そういった取組というか、高齢者の就労支援に、農業関係に就いた方とかというのは、いらっしゃいますでしょうか。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 最終的に登録して派遣されるという形になりますので、現在、個別の件数等をシルバーのほうから報告等はございませんので、市のほうではちょっと把握していない状況でございます。

以上です。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番（高橋富美子議員）** 本当に大切な社会参

加、また生きがい、収入確保、健康寿命の延伸ということで、本当にこれから高齢者の活躍は期待されていると思うので、そういったところもやっぱり把握をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、地域ふれあいサロンの活動状況を先ほど伺ひまして、29団体に増えたということです。令和7年度にサロンの数を45まで増やすというふうな目標も記載されておりました。その団体設置を目指すに当たって、どういった取組をされているのか、詳しくお願ひしたいと思ひます。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 地域ふれあいサロンの設置の件数についての御質問ですが、確かに目標として45サロンを設置することを目標として上げておりましたが、先ほど市長答弁にもございましたが、なかなかサロンに参加される方等の数も増えてきていない状況でございます。

ですので、本当にこういう活動が、介護予防にもつながる一つの手段でもございますので、今後もうちょっと広い範囲での周知に努めてまいります。

以上です。

**15番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也** 議長 高橋富美子議員。

**15番(高橋富美子議員)** 目標としては、民生委員の地区割りごとに1団体の設置を目指となっておりますので、本当にいろんな方の御意見をいただきながら、今後拡大に向けてよろしくお願ひします。

あと、老人クラブの活動状況も伺ひました。本当に私の近所の方もすごい元気で、本当にもう毎日毎日グラウンド・ゴルフに行ったり、輪投げに行ったりということで、はつらつとしている方を見ると、本当にこういうふうでなけれ

ばならないなと感じているところです。

ただ、そうやって出てこられる方はいいと思うんですけども、やっぱり、どうやったらそういったふれあいサロンでもいいし、老人クラブに、それは本人の意思なので、どうこう言われない部分があるんですけども、そういった方たちへの支援はどのようになされていますか。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 参加を渋られているというか、そういう方々についての支援ということでございますが、今、高橋議員からもありましたが、参加する、しないということに関しては、やはりどうしても御本人の意思によるものが大きい部分がございます。

また、以前から言われておりますが、老人クラブという名称につきましても、やはりちょっと敬遠される傾向にある問題の一つとなっておりますが、やはり特に男性の方の参加が低調であるという状況もございますので、男性が参加しやすいような名前でしたり、メニュー、プログラムの提案だったり、今後続けて検討しながら続けていかなければならないと考えております。

以上です。

**15番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也** 議長 高橋富美子議員。

**15番(高橋富美子議員)** ありがとうございます。高齢者の就労ということで、新聞に掲載されているんですけども、兵庫県の淡路島の南部に位置する南あわじ市、こちらは人口4万5,000人ほどでした。65歳以上の就業率が41.5%と全国平均の25.1%を大きく上回っているところです。

この事業では、有償ボランティアやシニア向けの雇用の創出、就労支援講座、ワンストップの相談窓口の4つの柱から成っており、働き手

となる生産年齢人口が減少する中、シニア世代の労働力を活用することで、人手不足解消へつなげることが狙いとあります。

いろんなボランティアもありまして、読み聞かせや傾聴ボランティアなどは、1時間当たり200ポイント、掃除やシーツ交換など、体力的に負荷のかかる作業は1時間当たり400ポイントが付与され、1,000ポイント単位で1,000円分の商品券と交換でき、この1月末までに331人の市民が同制度に登録するなど好評だと。商品券は市内の取扱い店舗で使用できるということです。

本当にまた、官民が連携して、高齢者が無理なく柔軟に働ける雇用環境を整備し、市内39事業所で102人が就労に結びついたということで、大きな成果を生み出しているということが載っております。

先ほど検討されるという話もありますので、こういった先進地事例を参考にさせていただきながら、本当に高齢者の方が生きがいを持って働いたり、健康寿命に向けて延伸できるような取組をよろしく願いいたします。

次に、認知症対策について再質問させていただきます。

先ほど通いの場の実施状況ということで、市内13か所で実施をされていると伺いました。この中で新庄小学校、明倫学園においては、世代間交流が可能な通いの場となっておりますが、どのような交流が図られているのでしょうか、お伺いいたします。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 通いの場についての御質問です。

新庄小学校、あと明倫学園のほうで実際に学校内でのあじさいルーム、新庄小学校ですとあじさいルーム、明倫学園ですと地域交流ホール

というものがございますので、そちらのほうを活用して、児童との交流や見守り活動、あと新庄小学校に関しましては、休み時間に子供たちと交流して、子供たちが授業に戻ると、集まった方々は百歳体操を実施するなりなんなりということで、活用を図られているような状況でございます。

以上です。

**1 5 番 (高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也** 議長 高橋富美子議員。

**1 5 番 (高橋富美子議員)** 本当に子供たちと触れ合いながら、お互いが寄り添い、関係ができるということで、すごいいいなと思っております。こういった取組を、この通いの場の小学校、また明倫学園だけでなく、もし広げていただければ、もっともっと元気な高齢者が出てこられるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願います。

あとは、老人福祉センターの件でした。今年度で閉じられるということで、やっぱりここを利用されている市民の方から、今、歩いて通って、本当に便利なんだけれども、これからどこに行ったらいいか、本当に不安だという声が聞こえたものですから、質問をさせていただきました。

今のところは、その受皿というか、そういうあれを検討中だということです。本当にみんな不安にならないように、本当にあつという間に1年は過ぎてしまうと思うので、しっかり取組のほうをお願いしたいと思います。

あと、認知症地域支援推進員の配置ということで、私はもっと多い数の推進員さんがいると、ちょっと勘違いをしておりました。この1名で大丈夫なんでしょうか、お伺いします。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

**佐藤卓也** 議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩** 成人福祉課長兼福祉事務所長 最初に、

老人福祉センター、今年度で廃止という質問でございましたが、今年度の廃止ではございません。また、先ほど市長答弁にもございましたが、廃止の時期等は、今後、運営主体である社会福祉協議会と協議を進めながら、受皿の整備も同時に進めていきたいと考えておりますので、御了承ください。

あと、支援員1名で大丈夫かという御質問でございましたが、実際、今、支援員の業務としては、認知症サポーター養成講座の開催でしたり、あとオレンジカフェの運営でしたり、そういう簡単と言っては申し訳ないんですが、さほど、重荷になるような業務ではございませんので、今現在、新庄市ではそういうふうな対応をさせていただいております。

以上です。

**15番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番(高橋富美子議員)** 分かりました。地域支援推進員ということだったものですから、各地域にいらっしゃるのかなと勘違いをしておりました。分かりました。

あと、認知症サポーターの先ほど登録者数を伺いました。私も認知症サポーターにはなっております。自分としてのその方に対する姿勢とか、そういうのを、やっぱり認知症サポーター講座で学んだわけですけれども、学んでいる方は接し方というのは、ある程度、声かけであったりとか、寄り添い方とかを学ぶんですけれども、ほとんどのまだ受けていない方は、やはりなかなか難しい、どうやって接していったらいいのか分からないという市民の方もおります。

そういったときに、やっぱり先ほど新庄市認知症ケアパスということでありましたけれども、これは、すみませんが、どこに行けばもらえるのでしょうか。設置場所を教えてくださいたいと思います。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横

山 浩。

**佐藤卓也議長** 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 認知症ケアパスに関するガイドブックでございますが、こちらに関しては、市の成人福祉課の窓口及び新庄市地域包括支援センターのほうに設置しておりますので、そちらのほうで提供しておりますので、お取り寄せくださればというふうに思います。

**15番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番(高橋富美子議員)** せっかく認知症ガイドブックで、認知症になっても安心して住み慣れた地域で生活できるよう、認知症の進行や状態に合わせて活用できる、医療、介護、福祉のサービスなどをまとめているということで、本当に詳しく載っておりますけれども、実際、もっと多くのところに、公民館であったりとか何かいろんなところに、こういうガイドブックがあればいいんじゃないかなと思うことが一つです。

それから、今こんなに詳しくなくても、もしかして町内でそういう方がいらっしゃったときとか、どういう対応をすればいいかなという、ちょっとしたイラスト入りの何かを作って、回覧とかしてもらおうようなことはできないでしょうか、お願いします。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 今、公民館の設置等の御提案をいただきましたが、これから認知症の方の数が増えるという傾向にあるということで、広く周知していくためには、そういう手法も必要かと思っておりますので、今後検討し対応させていただきたいと思っております。

以上です。

**15番(高橋富美子議員)** 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、本当に近所でそういう方がいらっしやると、本当に皆さん周りで心配をされます。私も民生委員の方にすぐ相談をして、それから健康課の方と連携、しっかり取られていまして、本当に心強く思っているところです。

認知症がこれからますます、私も高齢者なので、本当に人ごとではないといつも思っております。

あと、認知症やユマニチュードの講座は、今のところ、そういった考えはないような御答弁をいただきました。本当に認知症の方というのは毎日、また一瞬一瞬、起伏というか、そういった感情のすごい波があつて、本当に介護していても、介護している側が心が折れそうになつたりするわけです。

そんなときのやっぱり取り組み方、接し方、これは介護施設とかそういう方、そういうところに勤められている方はもちろん学んでいるわけですが、そういうちょっとした講座、もし開催していただければなという思いで提案させていただいたところです。

このユマニチュードの講座を開催、消防署の方にも何か講座を開設して、消防隊員の方がすごく、そういった認知症の方に対応するときの勉強ができたということで、大変参考になったというお話なんかもありましたので、もしまた考えていただければと思っております。よろしくお願ひします。

あと、今年1月1日に施行された認知症基本法、これは認知症に関する総合的な対応をまとめた初めての法律で、認知症になつても尊厳を持って生活できるよう、国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域の事情に応じた支援計画を立てる努力義務が課せられています。また、策定の際に、本人や家族の意見を聞く

ことも求められているとありました。これからだと思うんですけども、本市の今後の取組についてお聞かせください。お願ひします。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、横山 浩。

佐藤卓也議長 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長 認知症施策推進本部が国で設置し、計画、法制化されたということでございます。各地方自治体のほうでも努力義務ということで提出されておりますが、現在具体的な取組というのは、まだ実施しておりません。

ただ、先ほどから今後の認知症の方の数が増えていくという状況を踏まえ、どうしてもそういう計画は必要だと感じておりますので、皆さんの意見等を聞きながら、国の施策に乗った計画をつくり、実行可能なものにしていかなければならないと考えておりますので、いろんな情報を収集しながら、対応していきたいと思ひます。

15番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番(高橋富美子議員) これからということでお願ひしたいと思ひます。

これもちょっと新聞の記事にあつたんですけども、認知症の方に体験や思いを話してもらうワークショップを開催した自治体があつたということでした。

認知症の人の声を聞いて施策に反映させる取組が少しずつ広がっていると聞いております。ぜひ本市においても、今後の取組の中にしっかり入れていただいて、また地域包括ケアシステムの充実をお願ひしたいと思ひます。

続きまして、防災対策についてお伺ひします。自主防災組織の組織率を100%を目指すということがありました。現在の組織率を教えてください。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 今現在の本市の組織率の御質問であります。

ちょうど12月末現在で県の調査がございまして、そちらの数値をお知らせしますと81.2%となっております。

なお、これまでいろいろな答弁で80%半ばの数字を申し上げてきたところなんですけど、大変お恥ずかしい限りなんですけど、このたびの調査に当たりますと、数値のほう、世帯数で率を出しているわけなんですけれども、精査したところ、当然分母のほうは今現在の世帯となるわけなんですけれども、分子の部分につきまして、それぞれの自主防災組織を構成しております世帯数の数値が直近のものではなく、設立時の数値でこれまで集計していたと。

当然、分母のほうが減っていますので、分子のほうが減るわけなんですけれども、こちらのほうの更新がなされないまま、これまで計算していたと。このたび、その部分について分かったという部分がありますので、この分については訂正したということでありまして、今現在の直近値としては81.2%というふうになってございます。

以上です。

15番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

佐藤卓也議長 高橋富美子議員。

15番（高橋富美子議員） ありがとうございます。あと、出前講座が何か所かで開催されていると思うんですけども、その内容等についてと、それから自主防災組織でも、やはり本当に取り組まれているところ、また取り組みたいんですけども、なかなか人員とか、高齢化ということで進まないところが多々あると思いますので、そういった新庄市内においての先進的に活動されている自主防災組織のちょっと紹介をしていただきたいと思います。

岸 聡環境課長 議長、岸 聡。

佐藤卓也議長 岸環境課長。

岸 聡環境課長 本年度の自主防災組織関係の研修会、出前講座の開催回数ですけれども、本年度、これまでにおきましては10回ほど開催しております。

その中には、国の科学技術庁関係の出前講座を活用したのもやっております、より専門性の高い研修のほうも行っているところです。

また、それぞれ市のほうの出前講座という位置づけにはなっておりますが、各研修会におきましては、防災士連絡会の協力をいただきまして、防災士のほうの出席のほう、大体講師とかという形でお願いする形にはなりますけれども、市と防災士が一体となって、この事業については取り組んでいるところでございます。

熱心なところと言われますと、やっぱり最近、組織を立ち上げたところというのは、やはり意識づけが高いですから、熱心に行われているのかなというふうに感じているところであります。

地域であれば、鳥越地区でありますとか、本合海区なんかは、当然災害の可能性が高い地域でもありますし、それぞれ連合会で組織しておりますので、地域の意識が高いのかなというふうに考えております。

あとは、個人的なところではあるんですが、川西町内会のほうの出前講座、町内会主体で行った部分であるんですが、こちらは県の事業を利用して行ったところではあります、私のほうも、環境課長、ぜひ来てほしいということなので、参加させていただきました。

その中におきましては、川西町内会さん、非常に組織がきちりしております、きちり避難訓練から行うということで、雪の里情報管理を行ったわけなんですけれども、きちんと安否確認を行った模擬訓練でありますとか、軒先にハンカチ、幸せではないんでしょうけれども、黄色いハンカチを出しているような内容とか、

そういった部分から、より具体的な訓練を行い、なお、県のほうを通じて来た防災士の講師の方からは、タイムライン研修ですね。こういった水害を想定したものでしたけれども、架空の図上訓練におきまして、より具体的にどういった避難経路を定めればいいのか、要援護者がここにいれば、こういうふうに導いたらいいんだよ、誰が行くんだよというのを、より具体的に研修を行っていたところです。

以上です。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。やはり訓練というのが一番大事だなというふうに感じております。

タイムライン等についても、本当に各町内で行えるように、取組のほうをよろしく願います。

あと、昨日伊藤市議のほうからも、避難所の件でちょっとあったと思うんですけども、私の近くにも高校がありまして、こういった県立高校との協定等についてはどのようになされているんでしょうか、お伺いします。

**岸 聡環境課長** 議長、岸 聡。

**佐藤卓也議長** 岸環境課長。

**岸 聡環境課長** 新庄市内、県立高校がごさいます。基本的には市の施設ということで、指定避難所とはなっておらないわけですけれども、市長と、それぞれの学校長、協定を結んだ当時のそれぞれの役職の方々になりますけれども、協定のほうを結んでございます。

ですので、市で用意した避難所で足りない場合ですとか、状況に応じまして市のほうから要請した際は、体育館等を開放していただき、避難所として利用できるというような協定を結んでございます。

以上です。

**15番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**佐藤卓也議長** 高橋富美子議員。

**15番（高橋富美子議員）** 本当に単純に考えると、やっぱりもしそういった状況になったときに、私のところはわくわく新庄が指定されてるわけですけれども、どうって行ったときには、やっぱりとても入り切れるあれじゃないんじゃないかなと思ひまして、そういった協定が結ばれているということなので、すぐに対応できると思うんですけども、そういったところがあれば、ふだんの避難訓練のときなんかも使わせていただければなと思ったところでした。よろしく願います。

あと、先日、生き残るためにはどうしたらよいかということがあって、学んできたんですけども、その中で自主防の必要性とか、役割とか、いろいろあったわけです。

その講演の中でというか、最後にこういった話がありました。気象庁の警報発令や市役所から避難指示などが出されても、結果的に、この程度だったと思うことがあるかもしれません。100回中99回は空振りかもしれません。ただし、残りの1回がいつかは分かりません。犠牲者を出さない、被害を少しでも少なくするためには、私たち市民が、行政情報の空振りを許容、容認することが必要ではないかという最後にお話があって、そうだなというふうに思いました。

しっかりやっぱり、市民の方を守っているこの行政の方たちの思いを受け止めながら、頑張っていかなきゃならないなと思ったところでした。

先日、市長の施政方針の中に、このたびのような大規模地震をはじめ、豪雨、豪雪、土砂崩れなどの自然災害は、いつ、どこで起こるか分からないということを十分認識し、本市における防災危機管理体制を改めて確認しながら、災害に備えたまちづくりを推進してまいりますという、力強い施政方針がありました。

本当に、安心安全なまち新庄のために、手腕

を發揮していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**佐藤卓也議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 小野周一議員の質問

**佐藤卓也議長** 次に、小野周一議員。

(17番小野周一議員登壇)

**17番(小野周一議員)** それでは、3月定例会、13番目に一般質問をします新政・結の会の小野です。よろしくお願いいたします。

新庄も、三寒四温の季節になり、ようやく芽吹き始めた草花も、数日前の雪に埋もれてしまいました。山科市長にとって、市長就任以来、初の3月定例議会であり、初の予算編成で、一般会計総額で過去最大の195億円の当初予算を議会に示されました。

市長は、最上広域市町村圏事務組合の理事長をはじめ、市長就任以来、市民はもちろん、最上圏域の住民は、新庄市長の一挙一動を注視しております。

それでは、発言通告書に従いまして、9月定例議会一般質問しました選挙公約について再度質問します。

公約として市民に訴え、約束して、既に市長に就任し約半年になります。公約である主要政策を4年間の任期中に、特に重点的に取り組み、実現する政策、施策の取組と、令和6年度予算を伴う具体的な施策の取組について、再度市長

の見解を伺いたいと思います。

次の発言事項である政策提言について質問します。

政策、集団である会派新政・結の会は、市民の幸せ、生活の向上、そして市政の課題解決に向けた政策提言集を、昨年11月28日に市長に提出しております。

子ども・子育て世代にやさしいまちづくり、新たな産業・雇用づくり、指定管理者制度、高齢者が新庄市に穏やかに住み続ける政策の推進の4項目についての政策提言であります。

提言の1番目に、市政運営の最重要課題である人口減少対策として、子育て、教育支援をさらに充実させ、多様な保育・教育ニーズに対応した施策を推進し、子ども・子育て世代にやさしいまちづくりが必要であり、こども基本法の基本理念を反映させた施策の推進と、子育てしやすい環境の整備について提言をしております。

こども基本法の基本理念については、12月定例議会で、同僚議員の渡部正七議員が一般質問をしておりますので、割愛をさせていただきます。

子育てしやすい環境の整備は、第5次新庄市総合計画の実施計画に位置づけております。まちづくりの柱である子育てについて、子ども・子育て支援を重点課題とし、子育てしやすい環境をつくることを対応方針としております。

提言の具体的な内容として、新庄市公立保育所整備計画に基づく令和5年度の主要事業である雨漏り等の問題が著しい中部保育所の建設事業と、築46年がたつ泉田保育所の整備計画であります。

新中部保育所の整備については、新庄城二の丸跡発掘調査により、保育所の開所が大幅に遅れ、さらに新中部保育所の3件の入札が、積算内容の一部に誤りがあり、適正な入札が続けられないとの入札中止が議会に示されており、大変残念なことであります。

想定外の問題が生じていますが、児童が安心安全に過ごすことができる保育環境の確保と、多様な保育サービスの提供を図ることが一番であります。

停滞なく新中部保育所の施設整備に取り組み、泉田保育所についても遅延なく、施設整備計画を策定し、早期の建て替えを提言しています。

また、第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画において、安心安全である特色ある屋内外の遊戯場が必要であると提言をしております。屋外遊戯場として、山形県内では出羽富士といわれる鳥海山を眺望でき、開放的なエコロジーガーデン北国園に子供たちが親しみ、心が和む四季の花畑や水辺の空間、そして他市の屋外遊戯場を参考に整備することを提言しております。

まちの子育てステーション、わらすこ広場は、市内をはじめ最上圏域の子供たちの遊び場として、また子育て世帯の情報交換や交流の場としても利用され、子育て支援センターも併設されている本市の子育て支援の拠点であります。

屋内遊戯施設として天候に左右されない安心安全で、利用者の声を取り入れた遊具の更新を図り、子供が何回でも行きたくなるようなわらすこ広場の整備を提言しております。

提言項目2番目の新たな産業・雇用づくりは、雇用の促進として、第5次新庄市総合計画の実施計画に位置づけられ、まちづくりの柱の施策として、令和5年度の主要事業であり、新工業用地整備事業であります。

提言の趣旨として、新たな企業進出や既存企業の拡張により、産業集積、そして集積効果による多様な雇用機会の創出を図るため、必要があるとしております。

令和2年度より、副市長、課長による庁内検討委員会、作業部会を立ち上げ、協議を進めてきた施策であり、全員協議会で詳細にわたり説明を受けてきた経緯があります。新たな工業団地造成は、新庄市の喫緊の課題であり、雇用の

場の確保は、人口減少を食い止める重要施策であります。

全員協議会で確認済みの事業であり、新工業用地基本計画に示されている最終年度である令和8年度の方譲開始などの内容にのっとり、企業の進出に対応できるよう整備を進めることを提言しております。

しかし、1月24日の全員協議会で、新工業用地整備についての経過、本市を取り巻く企業融資環境の変化、そして今後の方向性について議会に示されました。

基本整備計画の基本計画部分の策定が完了し、今さら、なぜこの時期なのかとの思いであります。現状の課題を踏まえての精査、検証項目の多くは、既に令和2年度から庁内検討委員会で検討され、全員協議会で確認済みの事項であります。今までの全員協議会での議会の説明と整合性が取れていなく、理解し難い事業展開であります。

これまで整備計画に協力してきた地権者、関係者との信頼を損ねかねません。これからも本市の重要施策である横根山工業団地北側の新工業用地整備事業が継続して推進されるべきであり、今後の方向性を早期に判断し、議会に示す事業実施時期について質問をするものであります。

次に、インターチェンジ付近の道の駅構想であります。市長は、大規模な道の駅構想を市民に訴えてきましたが、我々会派の政策提言の趣旨として、道の駅設置に当たっては、かつての危機的な財政状況を忘れることなく、財政規律を重視し、計画を進める必要があります、身の丈に合った道の駅の設置を提言しております。

また、持続可能な農業の推進の提言については、本市の基幹産業である農業は、米消費の減少、担い手不足、生産資材価格の高騰により、農業を取り巻く環境は年を追うごとに大変厳しい状況下に置かれております。

低減の具体的な内容として、国に対して生産農家が再生産を確保できる適正な価格形成に向けた法整備を要望し続け、本市の持続可能な農業の推進を図るため、市独自の支援策を継続して令和6年度当初予算に反映することをと提言しております。

提言項目3番目である本市の指定管理者制度は平成18年2月に策定した行財政改革大綱実施計画に基づき、指定管理者制度の活用を図ってきております。

現在6団体の指定管理者が管理委託しており、制度の導入効果を市民委員会の委員による第三者評価を実施されております。

提言の具体的な内容として、委託料における人件費の算定方式を見直して、他の職種と均衡の取れた賃金とし、施設管理者との意見交換を充実させ、公共施設の修繕等について計画的に実施することを提言しております。

最後の提言項目である高齢者が新庄市に穏やかに住み続ける政策の推進について、直近の県内平均寿命データと比べ、本市の平均寿命は、男性が79.9歳で35市町村で最下位、女性は86.8歳と県内平均を下回り28位であります。

提言の具体的な内容として、楽しみを持ちながら健康で長生きできる健康増進施策を積極的に導入を推進し、健康寿命の向上に資する食育、体育の施策を推進することを提言しております。

これが4項目について政策提言について検討なされた結果と、本市の政策・施策に反映させることについて市長の見解を伺いたいと思いません。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、小野市議の御質問にお答えします。

初めに、私の公約についての御質問ですが、昨年9月の市長就任以来、およそ5か月

が経過し、その間も選挙公約に掲げた政策の実現に向けて努力を重ねてまいりましたが、人口減少社会の先にあるべき新庄市の未来像をしっかりと見据え、今やるべき最善の施策をしっかりと検討しながら取り組みたいと考えております。

最初に、給食費無償化の推進についてですが、学校給食費につきましては、今年度、第3子以降無償化や、第2子半額免除、第1子への一部補助を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っているところであります。令和6年度につきましても、引き続き今年度と同様の補助を実施する予定としております。

給食費の無償化を含めた子育て支援策につきましては、昨年4月に施行された、こども基本法に基づき、市の子供に関する施策全般について、基本的な考えを整理し、子供計画の策定に向けて検討を進めることとしております。

この市の子供施策につきまして議論を進める中で、子供やその保護者のニーズを捉えながら、子育て支援施策の充実に向けて、給食費無償化も含め、総合的に検討したいと考えております。

次に、若者や女性の働きたい場づくりについてですが、コロナ禍が急速かつ強制的に社会全体のデジタル化を進展させ、企業を取り巻く環境や人々の生活様式を強制的に変容させてきました。

これらの環境変化に応じながら、若者や女性にとって魅力ある多様な雇用の場を確保するためには、高い技術力やノウハウ、ものづくりへのこだわりを魅力として有する企業立地の必要性も認識している一方で、東北農林専門職大学と産学連携による研究開発、専門職大学を起点とした先進的な企業や創業の支援など、新たな発想や考え方による産業集積も必要であると考えております。

そのためには、まず、これら具体の産業集積の実現のために、必要な地域産業が抱えている

課題の再確認と、新たな手法や手段の調査研究を行ってまいります。

そして、これらの結果を踏まえた上で、工業用地整備を含めた企業立地施策の検討を行いながら、多様な雇用環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、人材確保の観点から、若者の地元定着、回帰の促進に向けて、高校や大学卒業者の地元への就職を促進することが大きな課題となっておりますので、早い段階から地元企業を知ってもらうために、市内中学校と義務教育学校での職業体験や、高校、大学生の市内企業へのバスツアーなどを継続して実施し、意識醸成につながる取組を推進してまいります。

次に、新庄インターチェンジ付近の道の駅につきましては、9月定例会においても御答弁させていただきましたが、最上地域全体へ波及効果をもたらす拠点として、有効な施設であると認識しております。

道の駅の設置に向けては、整備主体となる8市町村や民間企業、経済団体など関係機関との合意形成が非常に重要な作業であると感じておりますので、本市といたしましては、先進事例の研究のほか、官民連携による運営手法の専門的な知見を持つ有識者などからも御指導いただきながら、現在中断しております検討会の早期再開に向けて、引き続き準備を進めていく考えであります。

次に、生産性の向上に向けた農地の大規模化についてであります。現在予定している土地改良事業を計画的に進めるとともに、地域計画の策定でも、地域農業の在り方について検討することとなりますので、農業における各地域の課題や、幅広い意見をいただきながら、地域の担い手への農用地の集積、集約、基盤整備事業などによって、農作業の効率化や生産力の向上につながる施策に取り組んでまいります。

最後に、高齢者や障害を持たれている方など

の誰もが住みやすいまちづくりに向けての取組についてであります。本市は、人口減少、少子高齢化が顕著であり、高齢化率は年々増加しているため、誰もが安心して暮らしていける医療や介護の体制を構築することが重要であると考えております。

そのため、昨年10月に開院した新たな県立新庄病院と連携して、夜間・休日診療事業を実施し、地域全体の安心安全な医療体制の確保を図ると同時に、在宅医療や介護サービスの利用に関する相談体制の強化を図り、高齢者や障害者をはじめとした市民一人一人が幸せを実感できるまちの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

令和6年度につきましては、人口減少をはじめとした急激な社会・経済情勢の変化を踏まえながら、これまで実施してきた事業の推進について、真に必要な施策や事業はどうあるべきかを常に念頭に、再検証や見直しを行いながら、市民が幸せと希望を持てる未来の新庄市のまちづくりのために取り組んでまいります。

このため令和6年度は新たな視点による施策を重点として市政を進めることとし、将来に向けて持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えています。

次に、政策提言についての御質問にお答えします。

初めに、子ども・子育て世代にやさしいまちづくりについてであります。子育てしやすい環境の整備といたしましては、新たな中部保育所整備事業を令和6年度の主要事業に掲げ、令和7年度開所を目指して鋭意準備を進めております。

施設整備に併せ、集団保育の可能な医療的ケア児の受入れを検討しており、地域の医療、福祉関係者と連携しながら、受入れのためのガイドラインを策定してまいります。

泉田保育所につきましては、施設の老朽化の

課題がありますので、検討課題を整理して、今後整備の考えをまとめていきたいと考えております。

また、エコロジーガーデン北部エリアにつきましては、エコロジーガーデン第5期利用計画に基づき、エリア全体の整備を進める中、景観の保全にも配慮しながら、さらに魅力ある交流スポットとして親しまれるエリアとなるよう、検討してまいりたいと考えております。

子育て支援の拠点となる屋内遊戯施設につきましては、多方面からの要望もありますので、今後、子供計画を策定する中で、アンケートなどを行いながら実態を調査するとともに、整備の可能性を模索してまいります。

次に、新しい産業・雇用づくりについてありますが、新工業用地の整備につきましては、新たな企業進出や既存企業の拡張による一層の産業集積、そして、その集積効果による多様な雇用機会の創出を図っていくため、新工業用地基本計画に基づき、新たな工業用地の整備をしていくこととしておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、昨今の社会・経済情勢はICT化の急速な進展や新たな産業創出、物価高騰や、さらには深刻な人手不足など課題が顕在化しております。

また、本市においては、東北農林専門職大学の開学や東北中央自動車道延伸など、本市の地域経済や産業構造は新たな局面を迎え、地元企業を取り巻く社会・経済環境も大きく変化している状況にあるため、今後、工業用地整備を含め、将来を見据えた企業立地施策を検討していく必要があるものと考えております。

このためこれまで基本整備計画の策定を行ってきたところではありますが、企業立地施策の検討を踏まえた上で、工業用地整備の最終的な方向性をお示ししてまいりたいと考えておりますので、御理解をくださいますようお願いいた

します。

次に、新庄インターチェンジ付近の道の駅につきましても、9月定例会においても御答弁申し上げましたが、最上地域全体のにぎわい創出と持続可能な施設運営が重要な視点であると考えております。

このため、本市といたしましては、これまでの先進事例などの研究のほか、官民連携による事業展開や運営手法などに専門的な知見を持つ有識者の御指導をいただく場を持ち、地域への回遊の仕組みづくりや、持続可能な運営手法や8市町村の負担の軽減策などを検討し、関係機関と調整を進めてまいります。

次に、持続可能な農業の推進についてありますが、生産農家が再生産、確保できる適正な価格形成に向けての法整備につきましては、現在国において、食料・農業・農村基本法の見直しを行っており、2月27日に閣議決定され、国会へ法案が提出されたところであります。

この法案は、適正な価格形成についても定義づけられておるところでありますので、今後の法改正に向けた審議について注視してまいります。

市独自の支援策につきましては、農業機械等の補助事業を継続し実施するとともに、各種農業支援対策としては、農業情勢や気候変動の状況に応じた必要な支援策を随時検討してまいります。

次に、指定管理者制度についてありますが、市有施設の指定管理者に対する指定管理料につきましては、指定管理者制度事務取扱要領により、統一的な基準を設けて積算を行っております。

指定管理料における人件費の算出方法の見直しについてありますが、現在の基準が他の職種と乖離があることは市としても課題と認識しております。

このため指定管理料のうち人件費相当分の基

準につきましては、市の会計年度任用職員と同種の職種と同程度の水準になるよう、複数年をかけて段階的に引上げを行っていくこととし、令和6年度の当初予算におきましても、引上げ後の基準額により指定管理料の積算を行っております。

また、指定管理者との意見交換につきましては、毎年指定管理者、施設所管課及び総務課の3者により、指定管理者連絡会議を行い、施設の管理、運営上の課題を共有する機会としております。今後も、指定管理者との連携を密にし、適正かつ効果的な施設の管理、運営に努めてまいります。

最後に、高齢者の健康増進施策についての御質問にお答えします。

高齢になっても、健康で生き生きと暮らすためには、若い世代からの生活習慣病の予防や、主体的な健康づくりが重要であると考えております。

生活習慣病の予防としては、疾病の早期発見や重症化を防ぐため、各種健康診査や生活習慣改善を図るため、健康指導を実施しております。

また、主体的な健康づくりの推進については、運動習慣の定着に向け、新庄かむてん健康チャレンジ事業により運動習慣導入の動機づけと継続を支援をしております。

さらに、令和5年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し、健康課題の分析や把握を行い、疾病予防や重症化予防と併せ、フレイル予防の普及啓発を推進してまいります。

今後、健診の受診率向上対策や保健指導體制の強化、高齢者の包括的な健康づくり対策の推進により、さらなる平均寿命、健康寿命の延伸が図れるよう取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁といたします。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** 質問が多岐にわたっておりますので、抜粋して再質問させていただきます。

まず1点目は、公約の1つである学校給食無職の推進検討についてであります。

市長答弁は、9月議会と同じであります。しかしながら、あのかきの答弁で、国の動向を注視しながら積極的にそのほうに関して検討を進めるとしております。

市長には予算の編成権があります。食育を通して子供たちを大切に、子育て世代のさらなる経済負担の軽減を図るため、一般会計、ふるさと納税基金、国の公費等の財源を活用した学校給食費無償化の実施に向け、指示をなされているのか、お聞きしたいと思います。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

**山科朝則市長** 無償化についての御質問をいただきました。

無償化については、それぞれの市町村が取り組む始めております。本市の手当に関しては、御案内のとおりでありまして、まずそれを1年間、私の市政の中でやってみたいというふうな思いがございまして、その後、意向調査も含めて、財源の問題もございまして、しっかり財政規律を守りながら、子供たちの健全育成、そして食育の推進など、様々な影響のある食べ物に関することに関し、学校給食にとどまらず、しっかりと進めていきたいと感じております。

以上です。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** 私は他市が導入したからという理由じゃなくて、市長のこれは公約であるわけですよね。やはり先ほどの市長答弁では、令和6年度も令和5年度並みのそういう支援策を行いながらやっていきたいという話がありました。

じゃ、この4年間のうち、やはり先ほど言いましたね。一般財源、国の交付金なり、あとふるさと納税の基金、それらの財源を活用して指示をなされていくのか、この4年間のうち、それをお聞きしたわけでございます。

次に、公約であるインターチェンジ付近の道の駅整備、私は市長が選挙になる前に、このようなチラシを市民に配られまして、選挙戦を闘って当選なされました。

やはりこのような大型の道の駅構想を今でも構想としてお持ちなのか。検討委員会とは別個の話です、これは。山科市長が選挙戦に当たって、このような大型の道の駅構想を市民の方々に訴えていますよね。この構想について今はどう、継続してこれを進めるのか、それをお聞きしたいと思います。

**山科朝則市長** 議長、山科朝則。

**佐藤卓也議長** 山科市長。

**山科朝則市長** ただいま私の広報紙まで保管していただきまして、ありがとうございます。小野議員もしっかりと見ていただいているんだなというふうな思いであります。

この広報紙に関しては、県議会議員の時代に、なかなかゲートウェイの道の駅構想が進まないというようなことで、当時の仲間の県議方と一緒にあって、何かこういう発行物を出して、皆様にいろんな選択肢があるんだよということをお示ししたくて、これを発行したものです。

御案内のとおりその発行紙の中には、案という字を入れておりまして、これをやるというふうなことは書いていないと私は記憶しております。

そして、その案をまずお示した中で、議論のたたき台にしてほしいという思いで発行しました。大きいとか、小さいとか、そういう話でなくて、何が必要で、どうやるのか、そして、行政がやれる部分はどこなのか、あるいは民間の人たちがやれる部分はどこなのか、あるいは、

先ほど来、議員御提案のとおり、国の様々な施設を誘致したり、あるいは県の施設を誘致したりして、結果的に、そこにあるにぎわいだとか、そういうものをしっかりと、13号線、47号線の分岐地点であるこのゲートウェイ、十字路をしっかりと生かすための手段の一つとして、この道の駅構想もあるというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

**17番(小野周一議員)** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番(小野周一議員)** これはあくまでも選挙前の県議会議員時代の自分の思いの記事だということですね。公約時というか、選挙戦に入ってやるのが公約ですから、じゃ、分かりました。

次に、新工業用地の整備について再質問します。

先ほども述べましたが、既に庁内の検討委員会で協議をし、全員協議会で確認済みの整備事業であります。令和6年度の当初予算に横根山工業団地北側の整備事業に関する科目が、予算計上されておりません。

これは、庁内の検討委員会で検討され、全員協議会で何回も言いますけれども、確認済みであります。令和5年度の主要事業実施から、まだ10か月を過ぎないうちに、事業計画の再検討・検証はあまりにも唐突であります。庁内でいつからこのような課題の検討をなされてきたのか、質問したいと思います。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 新工業用地の整備につきましては、議員おっしゃるとおり、主要事業として全員協議会にてこれまで数々説明させていただいたところでございました。

1月の全員協議会の際にも御説明させていただきましたが、先ほど来、庁内検討委員会の中でも、そういう人手不足でありますとか、様々

な要因については、検討を重ねてきた上で全員協議会のほうにお示しさせていただいてきたわけですが、やはりコロナ禍を経まして、想定外の人手不足であったりとか、あとそれから急速かつ強制的なデジタル化の進展であるとか、我々が想定した以上のハイスピードで社会経済情勢が劇的に変化しているというふうに判断したところでございます。

ただ、我々が検討委員会等々で協議して、工業用地整備を進めるのだという形で、議会のほうにお示ししてきたわけですので、そここのところの検討の不足ではないかという御指摘につきましては反省するところであり、当初お示しました工業用地整備の予定スケジュールとおりに進んでいないことにつきましては、深くおわび申し上げます。

以上でございます。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** じゃ、お聞きします。

今まで、この事業に協力してくれた地権者、関係者に、1月24日からもう1か月余が過ぎていますよね。どのような話合いか、周知をなされたのか。それがやはり、行政と市民との信頼関係でありますよ。その辺どうですか。

**小関紀夫商工観光課長** 議長、小関紀夫。

**佐藤卓也議長** 小関商工観光課長。

**小関紀夫商工観光課長** 横根山工業団地北側の最終予定地のほうの地権者の方、それから耕作者の方の部分につきましては、去年4月の時点で当初、事業の説明会をさせていただいたところでございます。

今年1月の全員協議会の際の御説明の内容をまだしておりませんので、今月中に地権者、それから耕作者の皆様、その内容を御説明させていただきたく、今準備を進めているところでございます。今月中にその開催をする予定でございます。

以上でございます。

**17番（小野周一議員）** 議長、小野周一。

**佐藤卓也議長** 小野周一議員。

**17番（小野周一議員）** やはり私が言いたいの、今まで庁内で検討委員会を開いて検討した結果が全てではありませんけれども、ほとんどが、我々に話をされているわけですよ。やはり1月24日、ああいう事柄を我々議会に示したならば、やはり地権者なり関係者に議会でこう決まりましたよと、その経過をやはりお知らせするのが、私は行政としての責任であると思います。

やはりこれは信頼関係ですよ、行政と市民のやはり1月24日の全員協議会の議員の質問、その後の会議、そして今日の私の意見、質問、どうもかみ合いませんよね、我々と。

我々は、執行部が検証して上げてきたものを我々はこの、全員協議会は別に賛否を採る会議ではありませんので、それに賛同を得て、反対意見もありました。そういうあれで進んできたわけですよ。

あまりにも、3月に当初予算、令和5年度の主要事業に対して上げているんですよ、これは主要事業として、まだ10か月も過ぎないで、また当初予算に対して変更みたいなことを上げてくるということは、いかがなものかと私は思います。

あと、時間もありませんので、実は指定管理制度について、私からちょっとお聞きしたいと思います。

実は、新庄市の行政の仕事として携わっている人は、令和5年4月1日現在で、正職員と再任用職員で280名、会計年度任用職員で192名、そして指定管理職員の50名であります。

そういう中で、山形県のホームページの毎月の勤労統計調査、地方調査結果の直近の公表によると、従業員5人以上29人未満の小規模の従業員の月平均の給与プラス時間外手当の合計が

25万152円であります。

先ほどの市長答弁で、本市の指定管理職員の給与と賃金と会計年度職員の賃金を複数年かけて同程度にしたという答弁がありました。その複数年度とは何年ですか。

話を聞きますと、前は7年後の令和13年度までに何とかしたいという構想であったと聞いております。7年じゃ遅過ぎるんですよ、これは。もっとスピード感を持って、やはり早期に指定管理者職員の生活を守る賃金ですよ。これは本当にスピード感を持って、会計年度任用職員の給与体系に同じようにしていくのが、やはり行政のトップとしての、私はリーダーシップだと思います。総務課長どうですか。

**西田裕子総務課長** 議長、西田裕子。

**佐藤卓也議長** 西田総務課長。

**西田裕子総務課長** 指定管理者の方は、本当に大変市民へのサービスを十分にさせていただいて、本当によくやっていたというふうに認識はしております。

そして、指定管理者制度の導入時においては、基本的に当時の嘱託職員、それから初級職員の初任給などに照らし合わせて設定したということが経緯でございましたが、その後、適切な職員給与の値上げに対して、指定管理者の給与の報酬の引上げ、改定されていなかったといった経緯がございました。

そういったこともありまして、乖離が生じているということが大きな課題となっておったところでは。

ただいま7年というところで、会計年度任用職員の報酬まで届かせるというようなことで、お話がございましたけれども、やはり昨今のような社会情勢ですとか、様々な経済状況などございますので、今後、毎年そういったことを見直し、値上がり幅なども見据えながら、ゴールとした金額につきましては、年数等も見直しながら行っていきたいと考えているところです。

以上でございます。

**散 会**

**佐藤卓也議長** 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。今期定例会の本会議を明日3月7日から14日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の本会議を3月7日から14日まで休会し、3月15日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時47分 散会

## 令和6年3月定例会会議録（第5号）

令和6年3月15日 金曜日 午前10時00分開議  
議長 佐藤卓也 副議長 今田浩徳

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	亀井博人	議員
3番	今田浩徳	議員	4番	鈴木啓太	議員
5番	坂本健太郎	議員	6番	田中功	議員
7番	山科春美	議員	9番	辺見孝太	議員
10番	渡部正七	議員	11番	新田道尋	議員
12番	八畝長一	議員	13番	伊藤健一	議員
14番	山科正仁	議員	15番	高橋富美子	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	小野周一	議員
18番	小嶋富弥	議員			

### 欠席議員（1名）

8番 鈴木法学 議員

### 欠員（0名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山科朝則	副市長	石山健一
総務課長	西田裕子	総合政策課長	川又秀昭
財政課長	小関孝	税務課長	津藤隆浩
市民課長	伊藤リカ	環境課長	岸聡
成人福祉課長 兼福祉事務所長	横山浩	子育て推進課長 兼福祉事務所長	鈴木則勝
健康課長	佐藤朋子	農林課長	柏倉敏彦
商工観光課長	小関紀夫	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者 兼会計課長	加藤功
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	渡辺政紀

学校教育課長	杉 沼 一 史	社会教育課長	伊 藤 幸 枝
監 査 委 員	大 場 隆 司	監 査 委 員 長	大 江 周
選挙管理委員会 委員長	武 田 清 治	選挙管理委員会 委員長	今 田 新
農業委員会会長	浅 沼 玲 子	農 業 委 員 会 長	叶 内 敏 彦

### 事務局出席者職氏名

局 長	山 科 雅 寛	総 務 主 査	笹 原 佳 子
主 任	小 松 真 子	主 事	秋 葉 佑 太

### 議 事 日 程 (第5号)

令和6年3月15日 金曜日 午前10時00分開議

(予算特別委員長報告、採決)

- 日程第 1 議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第11号令和6年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第12号令和6年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第13号令和6年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 6 議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 7 議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第17号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

(産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 9 議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 6 請願第 1 号生活保護基準の引上げ及び物価高騰に見合う増額に関する請願
- 日程第 1 7 請願第 2 号除雪受託業者に対する支援について
- 日程第 1 8 請願第 3 号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書採択を求める請願書

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第 5 号）のほか

- 日程第 1 9 議案第 2 5 号新庄市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 2 0 議案第 2 6 号新庄市監査委員の選任について
- 日程第 2 1 議案第 2 7 号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 閉会中の継続調査申し出について

## 開 議

**佐藤卓也議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者は鈴木法学議員1名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第5号）によって進めます。

### 予算特別委員長報告

**佐藤卓也議長** 日程第1議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算から日程第6議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算までの議案計6件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。  
予算特別委員長山科春美議員。

（山科春美予算特別委員長登壇）

**山科春美予算特別委員長** おはようございます。

私から、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

なお、予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算から議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算までの計6件であります。予算特別委員会は、3月11日、12日、13日の3日間にわたり活発な議論の下に慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。その後、原案についての議論に入り、佐藤悦子委員

より反対の討論、鈴木啓太委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和6年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和6年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号令和6年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算、議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算の議案4件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、付託された議案6件の予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第10号令和6年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

**佐藤卓也議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第13号令和6年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤卓也議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第11号令和6年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号令和6年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第14号令和6年度新庄市水道事業会計予算、議案第15号令和6年度新庄市下水道事業会計予算の議案4件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号、議案第12号、議案第14号及び議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

## 総務文教常任委員長報告

**佐藤卓也議長** 日程第7議案第16号新庄市一般職

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8議案第17号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案2件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁議員。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

**山科正仁総務文教常任委員長** おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。審査のために、3月7日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の後、審査を行いました。

初めに、議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、職制の変更により給与表、金額に影響はあるのかといった質疑があり、総務課からは、給与表における金額の変更はなく、表に記載されている職名の変更であるとの説明がありました。

また、また別の委員からは、組織体制変更について、いつ頃から問題点を把握し検討してきたのかとの質疑があり、総務課からは、庁内の会議等で課題提案されたのは令和3年度、令和4年度から組織体制について検討しているとの説明がありました。

その他、やる気のある職員を育てていく組織体制や、休職者と、その周りの職員に対するフォロー体制などについて意見がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号新庄市個人番号の利用及び

特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、総合政策課の職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員より、省令で定めれば、どんな事務にも個人番号の利用を広げることができるのかといった質疑があり、総合政策課からは、現行の法律にある事務の類似する性質ものについて、国で判断され、主務省令で規定することによって個人番号を広く活用できることになるとの説明がありました。

また、個人番号の情報連携によって個人情報が漏れることはないのかとの質疑があり、市ではもちろん国においてもセキュリティー対策を整えている。また、事務に携わる人は、個人情報を遵守、保護する責務を持って仕事をしているために、情報漏えいはないものと思っているとの説明がありました。

他の委員からは、市がこの条例を制定しないとどうなるのかといった質疑があり、総合政策課からは、国の法律に従わないということになり、条項のずれが生じることで不都合が出てきたり国の指導が入ることが考えられるとの説明がありました。

ほかに、新庄市のデジタル化について意見がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**佐藤卓也議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番 (佐藤悦子議員)** あります。議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 賛成ですか、反対ですか。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 反対です。

**佐藤卓也議長** それでは、原案に反対討論として佐藤悦子議員。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1 番 (佐藤悦子議員)** 議案第17号個人番号の利用及び個人情報の提供についての条例改正ですが、これは、私もその委員会に入っておりますので、委員会で述べたことの繰り返しになりますが、反対討論を簡単に述べさせていただきます。

先ほどの委員長の報告では、個人情報に関し、国及び地方自治体でも守られるようなお話でしたが、しかし、この条例の基となる法律は、個人情報の提供は非常に限定された内容だったのを政令で幾らでも広げられるという法律の内容に沿ったものでした。

そういう意味では、国がこれからこれに広げる、例えば今現在は保険証ですけれども、保険証、保険関係ですが、この次は運転免許証でしょうか、銀行の口座でしょうか、様々、どんどん広げられることとなります。個人情報が広がられていくということで、利用も広げられるということで、大変問題だと思います。

今でも、マイナンバー関係で個人情報が漏れたというお話が、様々全国報道されております。これが広げられるというのは大変なことだと思いますので、私は認めるわけにいかないと思ひまして、反対します。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号新庄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、反対討論がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第17号については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤卓也議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対1票、棄権1票、賛成多数であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

## 産業厚生常任委員長報告

**佐藤卓也議長** 日程第9議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例についてから、日程第18請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書採択を求める請願書までの10件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長新田道尋議員。

(新田道尋産業厚生常任委員長登壇)

**新田道尋産業厚生常任委員長** おはようございます。

私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案7件、請願3件であります。審査のため、3月8日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例については、環境課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、地域からの援助をもらって班を維持しているケースがあると思うが、他地域と合併する場合の問題点などはあるかとの質疑がありました。環境課からは、消防団の分団長をトップに、それぞれの地区において団内部で話し合いを行い、また、区長さんをはじめ地域の代表の方々とも話し合いをしていただき、双方が合意した地区を今回の班合併として

提案しているため、そのような問題点については、地域内で解決済みであると認識しているとの説明がありました。

他の委員からは、休団した場合、報酬や退職金についてどのような影響があるかとの質疑がありました。環境課からは、報酬関係は支給されないということになる。退職金については、団には属しているため勤続年数は続くが、年数に算定しない取扱いになるとの説明がありました。

他に女性消防隊の位置づけや待遇についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第18号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、成人福祉課の職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第19号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号から議案第21号までの議案2件は、子育て推進課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第20号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第21号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について及び議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、都市整備課の職員の出席を求め、一括して補足説明を受けた後、審査を行いました。

初めに、議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からは、占用料の増減の基準についての質疑がありました。都市整備課からは、今回の条例改正の内容については、道路法の占用料金の改定ということで、国が示す占用料金を基準にしているとの説明がありました。

ほかに、今後の占用料の推移についての質疑がありましたが、採決の結果、議案第22号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、審議に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第23号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例については、上下水道課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、これまで厚生労働省が所管していた権限を環境省と国土交通省に分離し機能強化するという内容であるが、市の体制はどのようになるかとの質疑がありました。上下水道課からは、これまでどおり水質に関しても、水道工事に関しても、上下水道課が担当窓口となるとの説明がありました。

他に質疑はなく、採決の結果、議案第24号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号生活保護基準の引上げ及び物価高騰に見合う増額に関する請願については、

請願者及び紹介議員と、説明員として成人福祉課の職員の出席を求め、請願者及び紹介議員からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、物価高騰が扶助基準額の算定に影響があるかとの確認があり、成人福祉課からは、扶助基準額については5年に一度見直しがなされており、令和5年10月から物価高騰を踏まえて世帯人数1人当たり1,000円の加算がされており、これは特例的に令和5年度と令和6年度に限られたものとして運用されているが、今後の物価高騰の状況により変動する可能性もあると考えているとの説明がありました。

他の委員からは、請願内容3番の扶養照会を廃止するという部分について、市としての認識はどうかとの確認があり、成人福祉課からは、制度上必要な範囲での事務であり、最低限度の扶養照会は必要ではないかと捉えているとの説明がありました。

他の委員からは、請願内容5番に、生活に必要な自動車利用も認めることがあるが、生活保護受給中の方が仕事をするため自動車を利用することは認められているものではないかとの確認があり、成人福祉課からは、就労もしくは就職活動等に必要な自動車の所有は、当市でも現在9件認めているとの説明がありました。

他の委員からは、請願内容7番に、違法な水際作戦とあるが、市としての認識はどうかとの確認があり、成人福祉課からは、当市ではそのような事例はないとの説明がありました。

その他、新庄市の生活保護受給者数について、生活保護者の基準額について、生活保護費の返還金の滞納繰越分について、物価高騰に対する交付金等の手当についての確認がありました。

また、委員からは、今回は物価高騰に対して国の施策を考え直してほしいということをお願いする思いであると感じるが、請願内容の7番、8番については、関連はあるものかもしれない

が、その趣旨とは、ずれている感じがするとの意見がありました。

他の委員からは、請願内容7番については、水際作戦をやっているという前提であるが、私はやっていないと捉えるため、内容がそぐわないのではないかと感じる。

また、請願内容8番については、自治体職員の増員、職員への研修をすることが憲法第25条にのっとった運用とつながらないのではないかと感じる。内容の精査が必要ではないかの意見がありました。

その他、議員間で討議がなされましたが、採決した結果、請願第1号については、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号除雪受託業者に対する支援についての請願については、請願者及び紹介議員と、説明員として都市整備課の職員の出席を求め、請願者及び紹介議員からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、今回の請願項目については令和6年度以降の内容ということかとの確認があり、請願者からは、徐々にでも検討していただければと考えているとの説明がありました。

その他、時間外労働者の上限規制についての確認がありました。委員からは、今年は少雪によって、建設会社の方々は給与面等で大変な思いをしているかと思う。新庄市は雪と切り離すことのできない地域であるので、要望を受け入れ請願を採択していただきたいとの意見がありました。

その他、委員間で討議がなされましたが、採決した結果、請願第2号については、全員異議なく採択の上、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものと決しました。

最後に、請願第3号健康保険証を廃止せず継続を求める国への意見書採択を求める請願書に

については、請願者及び紹介議員と、説明員として健康課の職員の出席を求め、請願者及び紹介議員からの趣旨説明の後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、令和6年12月に現行の健康保険証を完全廃止するというのは確実なのかとの確認があり、健康課からは、政令により令和6年12月2日をもって廃止することが決定しているとの説明がありました。

他の委員からは、請願提出団体はどのような団体で、この請願を提出するに当たり、どのような活動をされたかとの確認があり、請願提出者からは、山形県社会保障推進協議会は、様々な医療・介護・福祉関係を中心とする団体で構成する協議会であり、マイナンバー保険証に一本化することが発表されて以来、全国的な署名活動を行ってきた。議会請願については、昨年12月議会から取り組み、12月議会では県内7か所に提出し、4か所で採択いただいた。今回の3月議会でも、7か所に請願を提出しているとの説明がありました。

その他、現在の新庄市のマイナンバー保険証の取得率について、マイナンバー保険証を紛失した場合の取扱いについての確認がありました。

また、委員からは、マイナンバー保険証のトラブルなどが報道されているが、今後国でも様々な対応がなされると思う。もう少し国の動向を注視する必要があると思うため、継続審査とすべきと思うとの意見がありました。

その他、委員間で討議されましたが、継続審査とすべきといった意見があり、継続審査とすることに関して採択した結果、請願第3号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**佐藤卓也議長** それでは、ただいまの産業厚生常

任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号新庄市消防団条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号新庄市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号生活保護基準の引上げ及び物価高騰に見合う増額に関する請願について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 報告では、不採択という結果になったという報告がありました。この委員会の在り方についてですけれども、審議の中で、請願者は物価がどんどん上がっていることに本当に不安を抱いているというお話であります。その一方で、2013年だと思いますが、安倍内閣のあたりから生活保護費が減らされてきた。そういう中で、その前は、2006年に高齢者加算ですか、ということであったものがなくなったということで、請願者は、今までの生活保護にさせていただいたのは、利用させていただいているのには本当に感謝しているわけですが、しかし、こういった金額の引下げで生活が非常に苦しくなっているという実態をお話ししておられました。

そういう意味で、現在の物価高騰に見合った生活保護費値上げが行われていないのではないのでしょうか。成人福祉課からのお答えによりますと、令和5年、令和6年は1人当たり1,000円上げられた、これでまずというお話だったようですが、生活保護の方の生活扶助費というのは、生活費のお金は、お聞きしたところ、6万円から6万5,000円ぐらいが、1人で暮らす場合、生活費としてあるようです。これが3.1%、令和5年は上がりました、物価が。それに見合っているのか、1,000円が、という点で話し合っていたのでしょうか。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 議長、新田道尋。

**佐藤卓也議長** 産業厚生常任委員長新田道尋議員。  
**新田道尋産業厚生常任委員長** この請願で言っている保護基準の引上げということの請願でありましたが、物価に合ったような引上げ、元に戻すということが大きな請願の趣旨であると思うのですが、もう既に、社会情勢に合わせて、令和5年10月に1人当たり1,000円ずつ、令和5年と令和6年に引き上げるという政府の方針で、今実行されているという状況から、物価に見合ったものを審議しながら慎重にやっているという政府の姿が受け止められます。

そこで、令和5年と令和6年というふうに限って引上げをやった関係上、またすぐ追加と、令和6年が終わらないうちに、また追加ということはなのではないかと考えられます。

そんなことで、そういう説明がございましたのですが、私ども委員会でも、それを、政府の動向を見極めるということになったわけであり

ます。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** 令和5年、令和6年と、1人1,000円上げられたということですが、生活保護の生活費のお金は、約6万円から6万5,000円ぐらいなのです、1人。これで皆さん光熱費を払い、食費やトイレトペーパーなどを払って暮らせる自信はあるのでしょうか。私たち、考えてみていただきたいのです。本当に厳しい生活を強られるような金額です。

ここに、物価が3.1%上がっているわけですから、令和5年度だけで、6万円だとして計算したとしても、約2,000円ぐらい1人上げられなければいけないのに半分しか上がっていないということは、全く厳しさにさらに上乘せされている状況ではないでしょうか。そういう意味では1,000円上げられたという、これは物価高騰と合っていないような、物価高騰に合った生

活保護費引上げに全然なっていないのではないのでしょうか。そういう話になったのでしょうか。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 議長、新田道尋。

**佐藤卓也議長** 産業厚生常任委員長新田道尋議員。

**新田道尋産業厚生常任委員長** この生活保護費については、国で算定してやっているという状況から、令和5年度に入ってから、今佐藤議員が言ったようなパーセントで急に物価高になったわけではないので、まだ令和5年度が終わっておりません。そんなことで、厚生労働省もその辺は十分加味しながら検討しているのではないかと想定がなされます。そのときに合わせて、最低生活の保障からいって、もし不具合のところがあれば、法律にのっとった金額というものが打ち出されてくるのではないかとこのことを想定しております。以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番（佐藤悦子議員）** 今までの国の姿勢に対して、裁判が、本文をもう一度見ていただきたいのですが、裁判が、生活保護を利用している方々から全国で起こされておまして、つい最近も裁判した方、生活保護基準を上げてほしいという、命を守る裁判だと思うのですが、そういう裁判が、いろいろな判決でそのとおりだと、国が下げた、今まで下げたのですけれども、それは間違っていると、元に戻して上げていくべきだという判決が多く出されてきております。

そういう意味では、国はそういう裁判までやられているのに、なかなかその気持ちを酌んだ引上げにはなっていない。だから、この地方自治という立場から、地方自治の本旨は、やはり住民の立場に立って福祉を充実させる、これが地方自治の本旨と言われております。そういう意味で、この新庄市の市民から訴えられた命の訴えを、私たちは受け止めて賛成すべきだと思うのです。その請願者の訴えに反対だという方は

おられたのでしょうか。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 議長、新田道尋。

**佐藤卓也議長** 産業厚生常任委員長新田道尋議員。

**新田道尋産業厚生常任委員長** 請願者の考え、思い、願いは分からないわけではないのですが、事実、物価高騰というのは、そのとき、そのときの経済状況によって変化するわけでありまして、その辺は国自体も分かっていないということはある得ない、理解できていると思います。そんなことで、今受給されている生活保護費に関しては、生活できないような金額では私はないと認識しております。

そんなことで、もし、困窮が続くという状況があれば、国で、これを黙って放っておくなんていうことは政策上あり得ないと思いますので、もうしばらく静観すべきものと思います。

以上です。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号生活保護基準の引上げ及び物価高騰に見合う増額に関する請願について、委員長

の報告は不採択であります。請願第1号については、原案のとおり採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は、反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**佐藤卓也議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成1票、反対14票、棄権1票、賛成少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第2号除雪受託業者に対する支援について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号除雪受託業者に対する支援については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択とし、執行機関に送付の上、その処理経過及び結果の報告を請求することに決しました。

次に、請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書採択を求める請願書について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書採択を求める請願書については、産業厚生常任委員長より継続審査の申出がなされておりますので、継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり継続審査となりました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日 程 の 追 加

**佐藤卓也議長** 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長八鍬長一議員。

(八鍬長一議会運営委員長登壇)

**八鍬長一議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

先ほど、午前11時10分から、議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長及び関係課長の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第25号新庄市教育委員会教育長の任命について、議案第26号新庄市監査委員の選任について、議案第27号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

よろしく願いいたします。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありました議案3件、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案3件、閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 開議

**佐藤卓也議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第19議案第25号新庄市教育委員会教育長の任命について

**佐藤卓也議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第19議案第25号新庄市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** それでは、議案第25号新庄市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

去る1月16日、教育長より、本年3月31日をもって教育長を辞職したい旨の申出がされました。その後、2月1日をもってこれに同意し、2月20日に開催された定例教育委員会においても、教育長の辞職について同意がなされたところであります。

本案は、このことを受け、新たに本市の教育委員会教育長を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げるものであります。

任命しようとする方は、津田 浩氏であります。任期は現任者の残任期間である令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間であります。

参考として経歴を添付しておりますが、本市

の教育行政を推進していく上で誠にふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第25号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第25号新庄市教育委員会教育長の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

### 日程第20議案第26号新庄市監査委員の選任について

**佐藤卓也議長** 日程第20議案第26号新庄市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** 議案第26号新庄市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期が本年3月31日で満了となるため、新たに監査委員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願い申し上げます。

御同意をお願い申し上げます須田泰博氏は、参考として添付しております経歴でございますように、平成23年1月に行政書士の資格を取得され、同年10月に行政書士須田法務事務所を開設されております。このたび監査委員を選任するに当たりまして、優れた識見を有する同氏が最も適任であると考え御提案申し上げます。

なお、任期は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間です。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第26号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第26号新庄市監査委員の選任については、

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は、これに同意することに決しました。

## 日程第21議案第27号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

**佐藤卓也議長** 日程第21議案第27号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** 議案第27号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、介護サービス事業所を運営するに当たっての基準に関し、国の基準に準じて定めている本市の条例4件につきまして、国と同様の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、介護サービス事業所の従業員の数に関する基準の緩和、事業所と医療機関との連携体制の構築の推進、事業所の運営規程などの重要事項のウェブサイトへの掲載など、介護サービス事業所の効率的、効果的な運営に資するため、必要な改正を行うものであります。

施行日は令和6年4月1日といたします。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**佐藤卓也議長** 佐藤悦子議員。

**1 番 (佐藤悦子議員)** 長い内容なので、長い内容なのを、短い今の瞬間に質問しなければいけないというのはちょっと大変なものがありますが、質問させていただきます。

特定地域密着型サービスとは、どういった施設とか内容のサービスなのか。それから、従業員の数の緩和はどのようになるのか、お願いします。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、横山 浩。

**佐藤卓也議長** 横山成人福祉課長兼福祉事務所長。

**横山 浩成人福祉課長兼福祉事務所長** それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、地域密着型サービスとはという御質問でございますが、地域密着型サービスとは、認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう創設されたサービスでございます。

主なサービス内容といたしましては、訪問介護・看護、認知症対応型の通所介護、認知症対応型共同生活介護、あと小規模多機能型居宅介護等がございます。

特徴といたしましては、事業所の指定や監督

を市で行うこと、また施設の規模が小さく、利用者のニーズにきめ細かく応えることができること。利用対象者は、事業所が存在する市町村に居住する者となっております。

あと、続きまして従業員の数に関する御質問でございますが、こちら、管理者の業務について、介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務できる他事業所のサービス類型を限定しないものとなっております。

もう一つ、管理者が兼務できる事業所の範囲については、同一敷地内における他の事業所施設でなくても差し支えないと改正されております。

以上でございます。

**佐藤卓也議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第27号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第27号は原案のとおり可決されました。

## 日程第22閉会中の継続調査申し出について

**佐藤卓也議長** 日程第22、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申出がありますので、申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**佐藤卓也議長** 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申出のとおり決しました。

ここで、このたび勇退されます高野 博教育長並びに大場隆司代表監査委員より御挨拶をいただきたいと思ひます。

私から指名いたしますので、順に御挨拶をお願いいたします。

初めに、高野教育長。

(高野 博教育長登壇)

**高野 博教育長** 教育長を7年させていただきました。佐藤議長をはじめ議員の皆様、そして山科市長をはじめ市役所職員の皆さんに温かく見守っていただき、そして、御理解と御協力、そして御指導いただいたことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

教育長就任に当たって、最初の6月の定例の一般質問で小嶋議員より、教育長になって何を頑張るのだというような御質問をいただきました。そのとき私は、命の尊厳を根底に据えた心の教育を推進する、中学校区の特色を生かした小中一貫教育を推進していくと、そして、ふるさと学習を大事にしていきたいと、その3点を申し上げました。

進んだこと、まだまだ課題が残ったこと、いろいろあるわけですがけれども、このことは、これから新庄市の教育の中では大事にしてほしいなど、私自身は思っているところであります。

あと、振り返って思い出すのは、やはり2点あります。

1つは、義務教育学校2校目となる明倫学園のことに携わったことであります。プロポーザルから全部関わらせていただきましたけれども、いろいろと予定外のことが起きたりしながら、新校舎に入ったのは5月でした。開校式は文化会館で行いました。そして、全部の工事が終わったのは今年の8月、竣工式を迎えるということで、本当に遅れたこと、子供たちにも、保護者にも、先生方にも、地域の方々にも御迷惑をかけましたけれども、御理解いただいて新校舎に入ったときに、子供たちが歓声を上げて窓から手を振っている姿とか、それから、トイレに行って「すごい、きれい」といった言葉を聞いて、本当によかったなと思っているところであります。

今、義務教育学校については非常に注目されて、新庄市内では2校できたわけですがけれども、早速、県内のほかの市町村で、もう校舎建築に入るところとかいろいろありますので、これから一層新庄市が先頭を切ってやった義務教育学校充実を図っていただければありがたいなと思っているところです。

2つ目は、令和2年の2月末頃に、当時の安倍首相が全国一斉の臨時休校、コロナによってしてほしいという要請がありました。すぐ校長会を招集したら、明日から、そんなの無理だと、子供たちにきちっと指導してから臨時休校しなければ困るというような話を受けたり、卒業式どうするのだ。歌、歌わないように、マスクして、そんなこともいろいろ、来賓の方々も控えるように、そんなことを話し合っ、そして新年度になって、4月に新学期を始めようかなと

思ったら市内でコロナ感染者が出たから、私はもうスタートするというので、校長先生方に説明して、それを出た廊下でマスコミの方が待っていて、「それでも教育長、新年度始めるんだか」と言われたのですが、そんなことの情報が私も知らなかったのが改めて戻って「じゃあ、延期します」。

そして、5月に新年度が始まったということで、本当にコロナ禍では、子供たち、そして学校でいろいろな工夫をしてきたこと、本当に今まで経験したことのない、そんな経験を子供たちも、そして私たちも経験させていただいたなんていうことを思っているところであります。

いろいろな思い出があるわけですがけれども、本当に充実した教育長の活動ができたのではないかなと思います。

最後になりますけれども、教育をはじめ命輝く、そして生き生きとした町でありたいものだなと、そうなってほしいなということを願って、大変長くなってしまいましたけれども、お礼に代えさせていただきたいと思います。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

**佐藤卓也議長** 続きまして、大場隆司代表監査委員。

(大場隆司代表監査委員登壇)

**大場隆司代表監査委員** 2期8年の間、執行部の皆様、職員の皆様、議員の皆様の御協力を得て監査を実施し、監査役としての職責を果たさせていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

監査に際しましては、事務の処理に当たり、住民の福祉の増進に努め、それと同時に、最少の経費で最大の効果が得られているかについて、監査事務局長、職員の方、議選の監査委員とともに、中立の立場で財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について監査を実施してまいりました。

初めて監査を実施し、帳簿を見たときに、新庄市の職員の方はきちんと仕事をしているのだなと感じました。新庄市は少子高齢化、人口減少と問題は山積みしておりますが、明るい話題も見えてきました。

昨年の10月1日には、旧ゼネラル工場跡地に県立新庄病院が開院し、それに伴い、ドラッグストアやコンビニエンスストアが進出し、宅地分譲も始まっています。

来月4月には、最上管内初の4年制大学東北農林専門職大学も開校予定で、学生や職員を迎え入れるために住宅の整備が進んでいます。

また、高速自動車道も東北自動車道が延伸し、首都圏と新庄市がつながりました。このチャンスをいかにしてものにできるか。ここ数年間が新庄市のターニングポイントになるものと思っております。

執行部の皆様、職員の皆様、議員の皆様には、これまでと同様に、新庄市が安心安全な住みよいまちであり続けられるように、これまで同様知恵を絞り、議会で活発な議論をしていただくことを期待しています。

結びに、新庄市のますますの発展と皆様方の御健勝と御多幸を心から御祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

今まで本当にありがとうございました。(拍手)

## 閉 会

**佐藤卓也議長** ここで市長より御挨拶があります。山科市長。

(山科朝則市長登壇)

**山科朝則市長** 3月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

195億円という過去最大規模の予算案を御可

決、御承認いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

新庄市として、課題山積みでございます。人口減少、そして少子高齢化、何よりも市民の幸せのために、今回所信表明で申し上げさせていただきました「輝く未来へ挑戦するまちづくり」をスローガンに、しっかりと執行部、進めてまいります。市民の皆様そして議会の皆様には特に御指導いただきながら、ともにすばらしい地域づくりに向けて頑張りたいと思うところなので、御指導を併せてよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、ただいま、長い間職を務めていただきました教育長の高野教育長、そして、大場代表監査役におかれましては、新庄市の発展のために御尽力いただいたこと、改めて感謝とお礼を申し上げます。

これからも、しっかりと私ども地域のことをしっかりと見守っていただき、御指導いただければと思うところでございます。ありがとうございました。

一生懸命、市長として、これからも皆さんの御指導をいただきながら務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。私からの御挨拶とします。どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**佐藤卓也議長** 以上をもちまして、令和6年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時50分 閉会

新庄市議会議長 佐藤卓也

会議録署名議員 山科春美

〃 〃 新田道尋